

給水装置工事施行基準

川越市上下水道局

給水装置工事施工基準

目 次

第一章 総 則	- 1 -
第1節 目的	- 1 -
第2節 用語の定義	- 1 -
第3節 給水装置と給水装置工事	- 1 -
1.給水装置の定義	- 1 -
2.給水装置の分類	- 2 -
3.給水装置工事の種類	- 2 -
4.給水装置工事の施工	- 3 -
第4節 基本的な給水装置工事の全体的な流れ	- 5 -
第5節 給水装置工事の事務処理フロー	- 6 -
第二章 給水装置の計画	- 10 -
第1節 基本調査	- 10 -
第2節 給水方式の決定	- 12 -
第3節 計画使用水量の算定	- 16 -
1.用語の定義	- 16 -
2.計画使用水量の決定	- 16 -
第4節 給水管の口径の決定	- 24 -
第5節 給水装置の図面作成	- 31 -
1.意義	- 31 -
2.作図	- 31 -
第三章 給水装置の施工	- 39 -
第1節 給水管及び給水用具の構造及び材質の指定（条例第7条関係）	- 39 -
1.分水栓	- 40 -
2.給水管	- 41 -
3.分水継手	- 42 -
4.止水栓	- 42 -
5.メーター用止水栓	- 42 -
6.水道メーター	- 42 -
7.止水栓筐	- 43 -
8.量水器筐	- 43 -
第2節 配水管からメーターまでの工事上の条件	- 47 -

1.標準構造図	- 47 -
2.配水管からの分岐	- 49 -
3.配管（道路部分）	- 49 -
4.止水栓.....	- 50 -
5.メーター用止水栓	- 50 -
6.水道メーター.....	- 50 -
7.その他.....	- 51 -
第3節 宅地内配管工事.....	- 52 -
1.宅地内の配管	- 52 -
2.配管の条件	- 52 -
3.宅地造成等の取り出し	- 53 -
第4節 水の安全・衛生対策	- 53 -
1.水の汚染防止.....	- 53 -
2.破壊防止	- 53 -
3.浸食防止	- 54 -
4.逆流防止	- 55 -
5.凍結防止	- 58 -
6.クロスコネクション防止	- 58 -
第5節 土工事等.....	- 59 -
1.土工事.....	- 59 -
2.道路復旧工事.....	- 59 -
3.現場管理	- 60 -
第四章 給水設備の施工	- 62 -
第1節 給水設備について	- 62 -
第2節 給水設備等の設置	- 62 -
1.受水槽の設置位置等.....	- 62 -
2.受水槽の構造.....	- 62 -
3.受水槽への給水	- 63 -
4.受水槽の容量.....	- 63 -
5.受水槽以下の給水方法	- 63 -
6.高置水槽の設置	- 63 -
7.受水槽以降の給水管及び給水用具.....	- 63 -
8.工事の施工	- 64 -
9.給水設備の維持管理.....	- 64 -
第3節 子メーターの設置	- 64 -

1.設置場所	- 64 -
2.設置スペース	- 64 -
3.子メーターの取付	- 64 -
4.止水バルブの取付	- 64 -
5.配管等	- 65 -
6.その他	- 65 -
第五章 給水装置工事等の検査	- 68 -
第1節 給水装置工事の検査	- 68 -
1.工事検査	- 68 -
2.耐圧試験	- 70 -
3.水質	- 70 -
第2節 給水設備以下に設置する子メーターの検査	- 70 -
第六章 事務手続	- 74 -
第1節 着手までの事務手続	- 74 -
1.給水申請事前協議	- 74 -
2.給水装置工事申請書の記載	- 74 -
3.申込みの成立	- 74 -
4.工事施工の許可	- 74 -
5.通水の申込み	- 74 -
6.道路占用工事手続	- 74 -
7.道路使用許可手続	- 74 -
8.その他	- 75 -
第2節 施工中の手続	- 75 -
1.分岐工事	- 75 -
2.設計変更	- 75 -
3.その他	- 75 -
第3節 竣工の手続	- 76 -
1.給水装置工事完成届の記載について	- 76 -
2.給水装置検査申請と日程手続	- 76 -
3.水道使用開始等の手続	- 76 -
第4節 受水槽及び高置水槽の取扱い	- 76 -
1.受水槽及び高置水槽の設置	- 76 -
第5節 水道利用加入金について	- 76 -
1.加入金の取扱い基準	- 76 -

第6節 その他の負担金について	- 78 -
1.配水管布設工事負担金	- 78 -
2.隔測子メーター設置に伴う負担金（既存施設に追加して設置する場合のみ） ..	- 78 -
3.申請手数料（条例第26条）	- 78 -
第7節 水道利用加入金減免の取扱い	- 79 -
1.水道利用加入金減免の事務処理手順（減免対象の判断）	- 79 -
2.水道利用加入金減免に係わる添付書類について	- 79 -
第8節 諸届書の提出	- 81 -
1.諸届書の提出	- 81 -
2.諸届書の書式	- 82 -

第一章 総則

第1節 目的

この基準は、水道法、水道法施行令、水道法施行規則、川越市水道事業給水条例、川越市水道事業給水条例施行規程、その他関係法令に基づいて施工する給水装置工事について、設計から施工までの必要事項を定め、その適正かつ合理的な実施を図ることを目的とする。

第2節 用語の定義

この基準における用語の定義は次のとおりとする。

- (1)「管理者」とは、川越市上下水道事業管理者をいう。
- (2)「指定給水装置工事事業者」とは、川越市指定給水装置工事事業者をいう。
- (3)「主任技術者」とは、厚生労働省から給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者をいう。
- (4)「法」とは、水道法をいう。
- (5)「政令」とは、水道法施行令をいう。
- (6)「条例」とは、川越市水道事業給水条例をいう。
- (7)「構造・材質基準」とは、給水装置の構造及び材質の基準に関する厚生労働省令をいう。
- (8)「道路」とは、公道及び私道をいう。
- (9)「申請者」とは、給水装置工事申請者をいう。

第3節 給水装置と給水装置工事

1.給水装置の定義

給水装置とは、「需要者に上水を供給するために、水道事業者が布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具」をいう。また、一旦水道水を受水槽に受けて給水する場合は、配水管から受水槽の流入口までが給水装置であり、受水槽以下については給水装置から除外されるが、構造、衛生等は給水装置と同様に重要な施設であり、給水装置に準じて本基準にて取り扱うこととする。

このうち、配水管、給水管及び給水用具とは次のとおりである。

(1) 配水管

配水管とは、配水池または配水ポンプを起点として、給水区域内の不特定多数の需要者に配水するために布設した管であり、原則として水道事業者の費用をもって建設、所有、維持管理をするものをいう。

本市においては、口径400mm以上を送水管、口径350mm～口径100mmを配水管、口径75mm・口径50mmを配水補助管という。

(2) 給水管

給水管とは、上水を供給するための水道管で配水管や他の給水装置から分岐し家屋や宅地内に引き込まれる管をいう。その管の建設、維持管理の費用は、原則需要者が負担するものである。

(3) 給水用具

給水用具とは、給水管に容易に取外しのできない構造として接続し一体をなし、かつ、給水管と直結して有圧のまま給水できる用具をいい、ホース等容易に取外し可能な接続される用具は含まれない。なお、配水管と給水管とは、形の上では幹枝の別はあっても管内の水は相互に流通し合うものであり、給水管内の汚染は配水管内に及ぶことを意識しておく必要がある。

2.給水装置の分類

給水装置は次の二種類とする。

(1) 専用給水装置

一世帯又は一箇所で専用する給水装置。

このうち、仮設給水装置とは、工事用等一箇所の用に供するもので、一定期限の後、撤去を前提としたものをいう。

(2) 私設消火栓

消防用に使用する給水装置。

3.給水装置工事の種類

給水装置工事とは、給水装置の設置または変更の工事をいい、調査、計画、設計、施工及び検査の一連の過程をすべて含むものである。

本市では、工事の内容によって次のとおり分類する。

(1) 新設工事

新たに給水装置を設置する工事。

(2) 改造工事

給水管の口径や管種の変更、給水栓の増設など、給水装置の原形を変える工事。

(3) 修繕工事

水道法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除くもので、原則として給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の交換又は部分的な破損箇所を修理する工事。

(4) 撤去工事

給水装置を配水管、又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事。

4.給水装置工事の施工

給水装置の新設、改造、修繕及び撤去工事は、管理者または管理者が水道法第16条の2第1項の指定をした者である「指定給水装置工事事業者」が施行する。ただし、水道法施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更については、この限りでない。

(1) 指定給水装置工事事業者の義務

指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する規準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。(法第25条の8)

次に掲げる各項は、法第25条の8に規定する厚生労働省で定める基準である。指定給水装置工事事業者は、この規準に従い施工するとともに、完成した給水装置が適正かつ安全に使用されるよう、所有者並びに使用者に対し、施工者名、修理時の連絡先などを明示しておくことが望ましい。

- ① 給水装置工事ごとに、選任した主任技術者のうちから施工する者を指名すること。
- ② 適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、またはその者に工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- ③ あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように施工すること。
- ④ 主任技術者及び工事に従事する者の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するように努めること。
- ⑤ 構造・材質基準に適合しない給水装置を設置しないこと。
- ⑥ 給水装置の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用しないこと。
- ⑦ 施工した給水装置ごとに、指名した主任技術者に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、作成日から3年間保存すること。

ア 申込者の氏名または名称

イ 工事場所

ウ 完成年月日

エ 主任技術者の氏名

オ 完成図

カ 使用した材料の数量

キ 工程ごとの構造・材質基準への適合性確認の方法及びその結果

ク 完成検査の結果

ケ その他工事に関する図書等

(2) 主任技術者の職務

給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- ① 給水装置工事に関する技術上の管理
- ② 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- ③ 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
- ④ その他厚生労働省令で定める職務

(法第25条の4第3項)

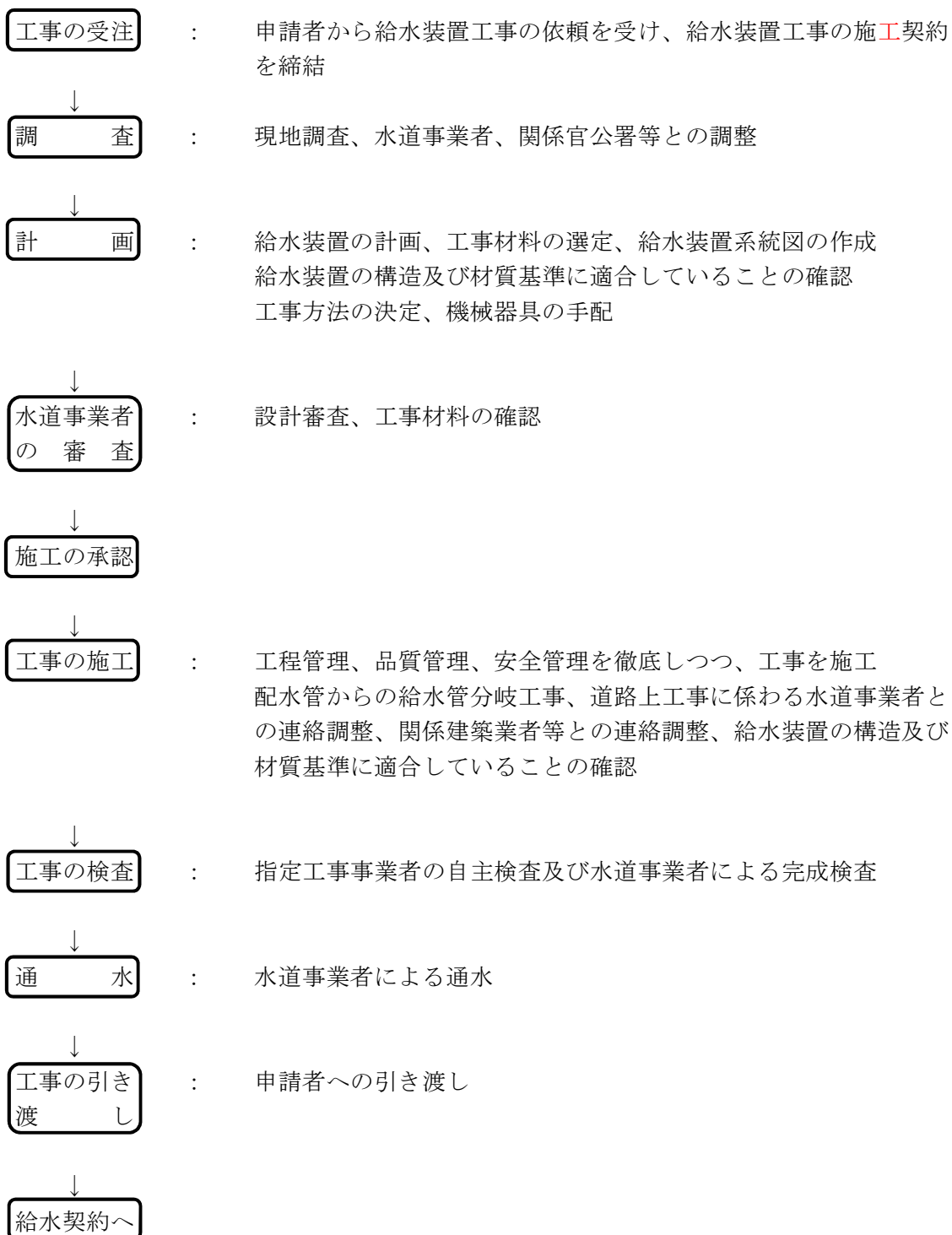
主任技術者は、常に、水道が市民の健康・安全の確保に欠くことができないものであるという基本認識を忘れずに給水装置工事の施行に携わることが必要であり、構造・材質基準や施工技術などについての専門的な知識と経験を有していなければならない。

また、給水装置工事の適正な施工を確保するため、次のような役割が求められる。

- ア 調査段階から検査段階に至るまでの技術の要として、その役割を果たすこと。
- イ 工事現場の状況、工事内容、工事内容に応じて必要となる工種及び技術的な難易度を把握するとともに、関係行政機関等との間の調整及び手続きなどを速やかに行うこと。
- ウ 給水装置工事に従事する従業員等に対して、指導監督を十分に行うとともに、関係者間の相互信頼関係の要となること。
- エ 給水装置工事に係る記録を適正に整備保存すること。

第4節 基本的な給水装置工事の全体的な流れ

指定給水装置工事事業者が施工する給水装置工事の全体的な流れは、次のとおりである。

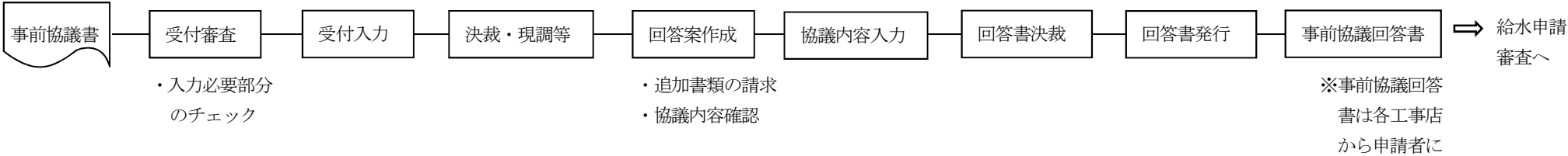


第5節 給水装置工事の事務処理フロー

給水装置工事の事務処理フローと各事務の概要は、次のとおりである。

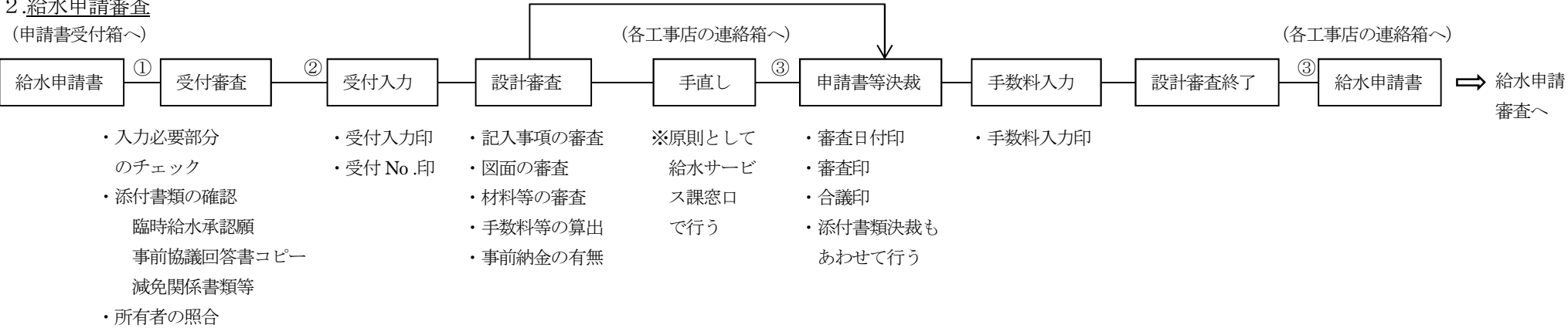
1. 事前協議

(事前担当者に手渡し)



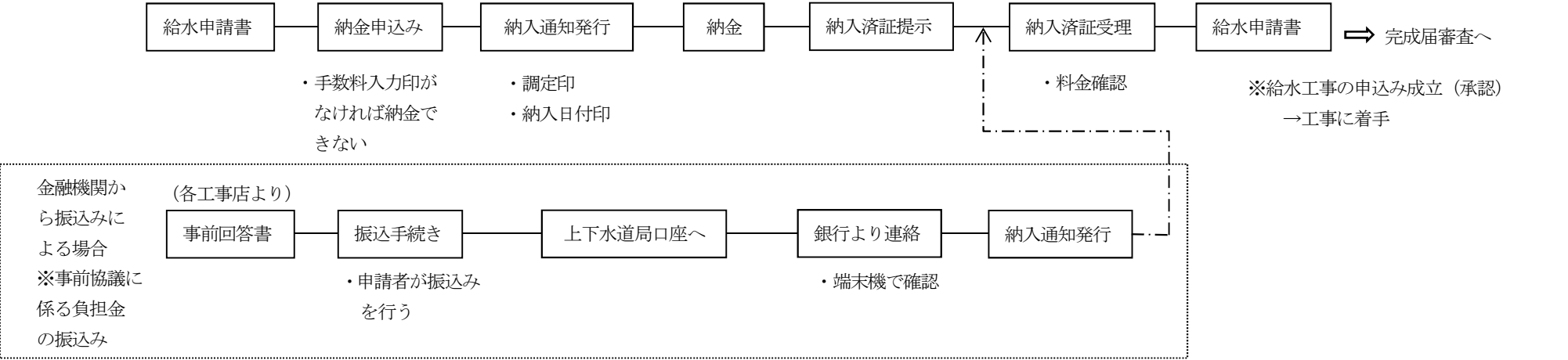
2. 給水申請審査

(申請書受付箱へ)



3. 納金

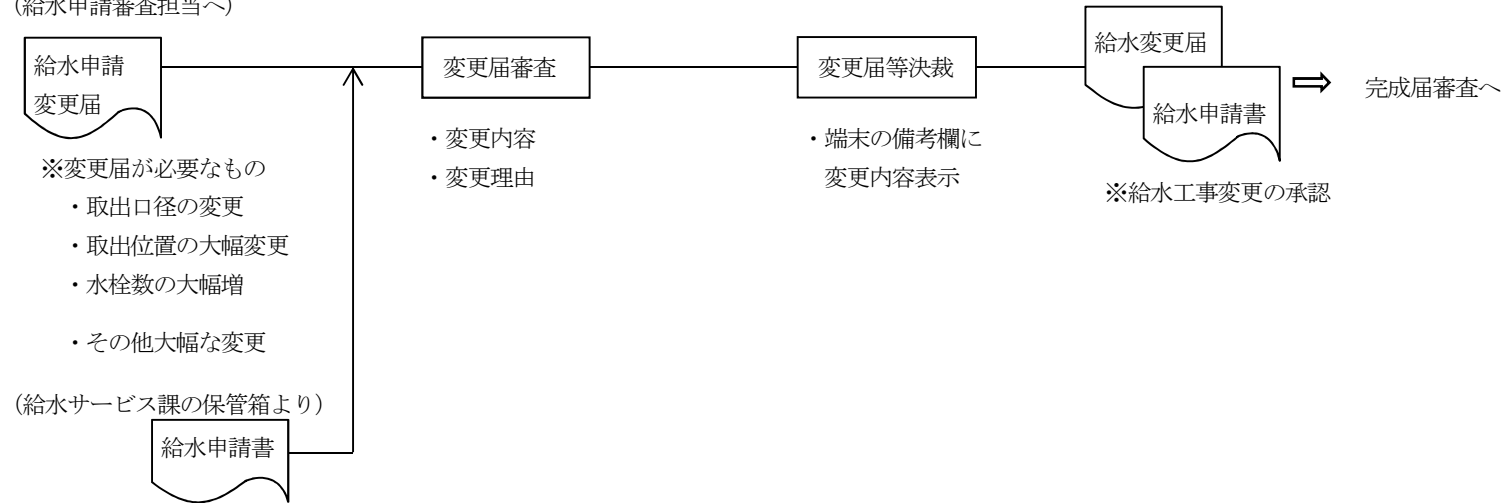
(各工事店の連絡箱より)



4. 給水申請変更届

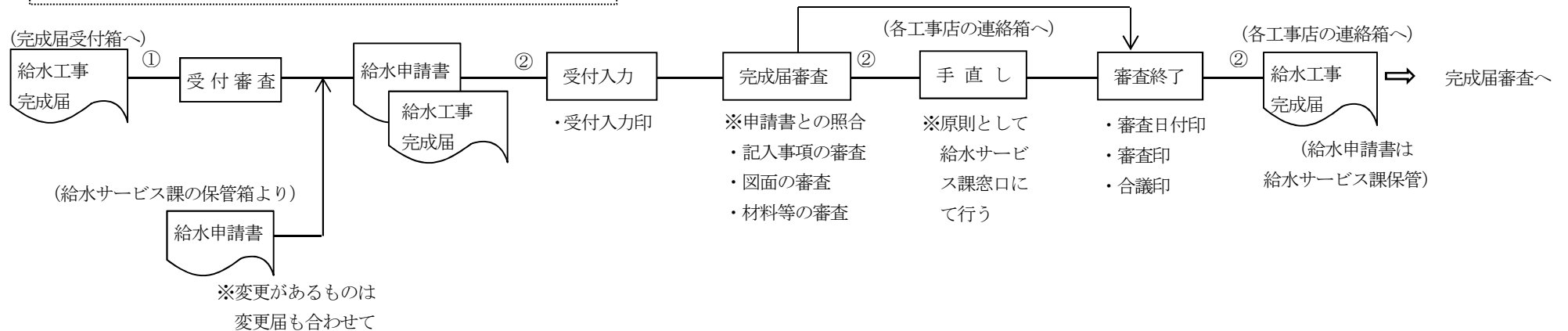
給水工事は承認された給水申請書に基づき施工するものであるが、工事内容を変更する場合は、遅滞なく（完成届審査までに）給水申請変更届を提出するものとする。

（給水申請審査担当へ）



5. 完成届審査

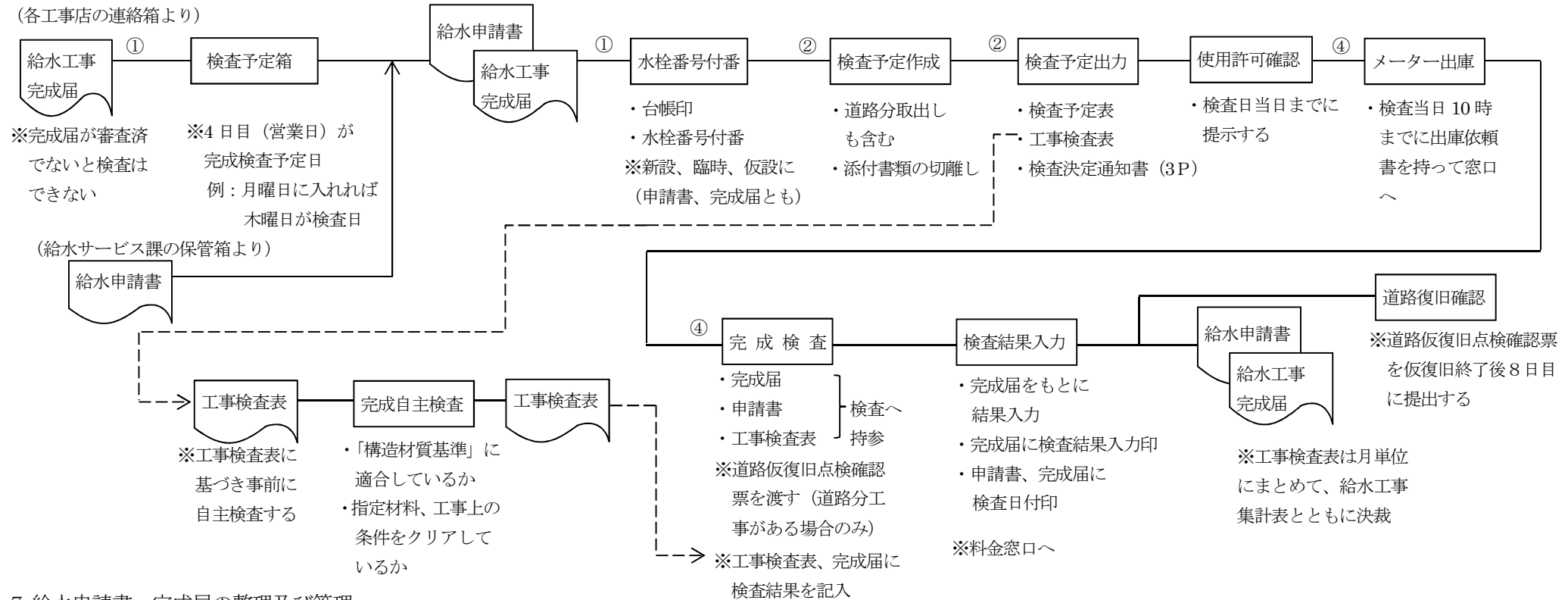
道路分工事（配水管からメーターまで）については工事上の条件の指示があるので、完成検査の当日に施工するものとする。
その場合、完成届の竣工図には、道路分は未記入（鉛筆書き）となる。



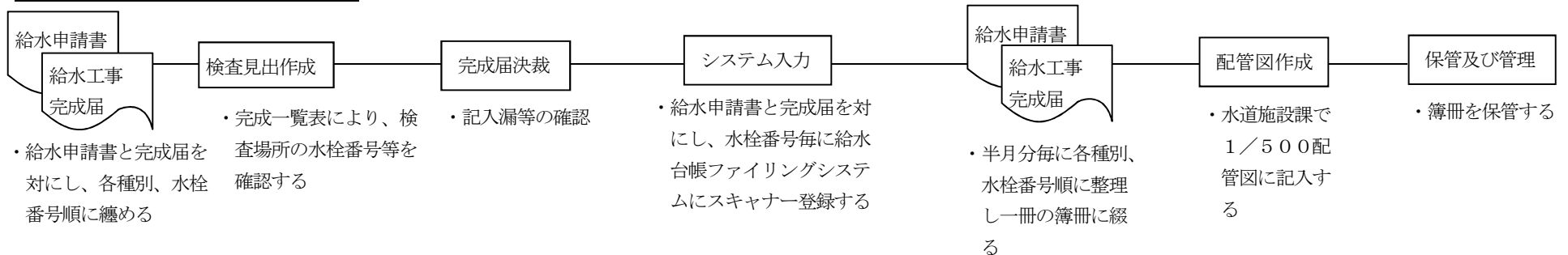
6. 完成検査

道路分工事について、完成検査の当日にやむを得ない事情で変更する場合は、連絡調整したうえで施工するものとする。
その場合は、速やかに給水工事変更届を提出する。

(各工事店の連絡箱より)

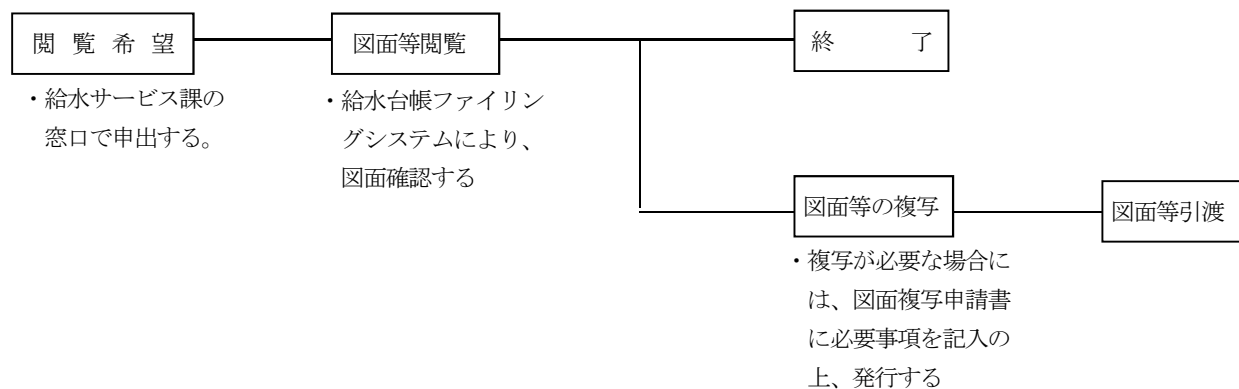


7. 給水申請書・完成届の整理及び管理



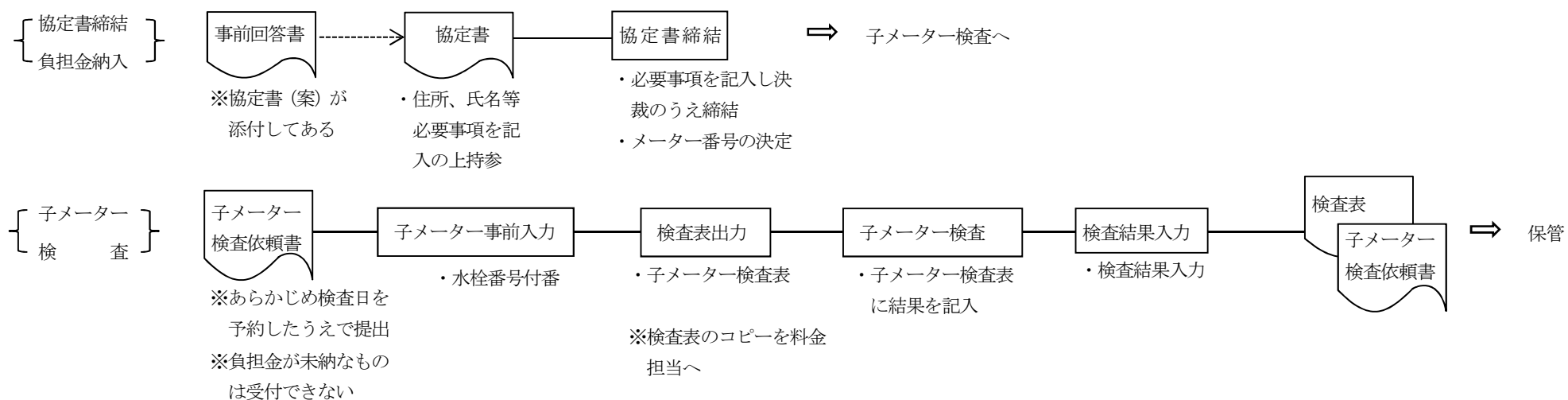
8.給水装置・配管図の閲覧等

- ・指定給水装置工事
事業者は、住所、
地番等により水栓
番号や使用者を確
認する



- 6 -

9.子メーター関係



第二章 給水装置の計画

第1節 基本調査

給水装置工事の依頼を受けた場合は、現場の状況を把握するために必要な調査を行うこと。

調査は、事前調査と現場調査があり、その内容によって「工事申込者に確認するもの」、「水道事業者に確認するもの」、「現地調査により確認するもの」に区分される。

調査は、計画・施工の基礎となる重要な作業であり、調査の良否は計画の策定、施工、さらには給水装置の機能にも影響するものであるので、慎重に行うこと。

標準的な調査項目、調査内容は次の表のとおりである。

調 査 項 目 と 内 容

調 査 項 目	調 査 内 容	調 査 (確 認) 場 所			
		工 事 申 込 者	水 道 事 業 者	現 地	そ の 他
1 工事場所	町名、丁目、番地等 大字、地番	○		○	
2 使用水量	使用目的（事業・住居）、使用 人数、延床面積、設置栓数	○		○	
3 既設給水装置 の有無	所有者、布設年月、形態（単独・ 連合）、口径、管種、布設位置、 使用水量、水栓番号	○	○	○	①
4 屋外配管	水道メーター、止水栓（仕切弁） の位置、布設位置	○	○	○	
5 屋内配管	給水栓の位置（種類と個数）、 給水用具	○		○	
6 配水管の 布設状況	口径、管種、布設位置、仕切弁、 配水管の水圧、消火栓の位置		○	○	
7 道路の状況	種別（公道・私道等）、幅員、 舗装別舗装年次			○	②
8 各種埋設物の 有無	種類（下水道、ガス、電気、電 話等）、口径、布設位置			○	③

①所 有 者

②道路管理者

③埋設物管理者

④利害関係人

調 査 項 目	調 査 内 容	調 査 (確 認) 場 所			
		工 事 申 込 者	水 道 事 業 者	現 地	そ の 他
9 現地の 施工環境	施工時間（昼・夜）、競合（関連）工事			○	③
10 既設給水管 から分岐する 場合	所有者、給水戸数、布設年月、 口径、布設位置、既設建物との 関連	○	○	○	①
11 受水槽方式の 場合	受水槽の構造、位置、点検口の 位置、配管ルート			○	
12 工事に関する 同意承諾の 取得確認	分岐の同意、私有地給水管理設 の同意、その他利害関係人の承 諾	○			④
13 建築確認	建築確認通知（番号）	○			

①所 有 者

②道路管理者

③埋設物管理者

④利害関係人

第2節 給水方式の決定

給水方式には、直結式、受水槽式及び直結・受水槽併用式がある。

その方式は給水高さ、所要水量、使用用途及び維持管理面を考慮し決定すること。

1.直結式

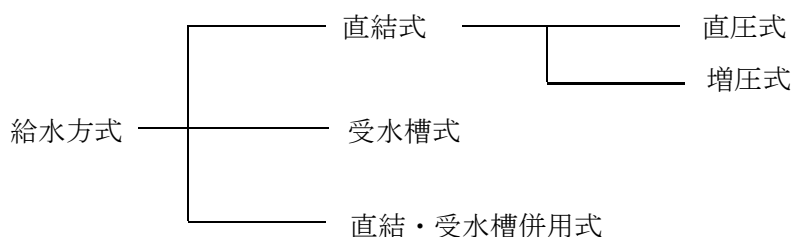
直結式給水は、配水管の水圧で直結給水する方式（直結直圧式）と、給水管の途中に直結給水用増圧ポンプを設置し直結給水する方式（直結増圧式）がある。なお、3階建以上の直結式給水については、川越市中高層建築物直結式給水施工基準によること。

2.受水槽式

受水槽式給水は、配水管から一旦受水槽に受け、この受水槽から給水する方式であり、配水管の水圧は受水槽以下には作用しない。

3.直結・受水槽併用式

直結・受水槽併用式給水は、一敷地内に複数の建築物がある時、建築物毎に直結式、受水槽式の両方の給水方法を併用するものである。



（解 説）

1.直結式

（1）直結直圧式（図－1）

直結直圧式は、配水管のもつ水量、水圧等の供給能力の範囲で給水する方式である。

2階建以下の直結直圧式給水は、本市の定める配水管の計画最小動水圧0.147Mpa（1.5Kgf/m²）の範囲で給水するものをいう。

なお、3階建直結直圧式給水については、川越市中高層建築物直結式給水施行基準によること。

（2）直結増圧式（図－2、図－3）

直結増圧式は、水圧が基準値を満たさない路線の3階及び4階以上の中高層建築物に給水する場合、給水管の途中に増圧給水設備を設置し、圧力を増して直接給水する方法である。この方式は、給水管に直接増圧給水設備を連結し、配水管の水圧に影響を与えることなく、水圧の不足分を加圧して高位置まで直結給水するもので、水道水の安定供給の確保を基本とし、直結給水の範囲の拡大を図り、これにより受水槽における衛生上の問題の解消、省エネルギーの推進、設置スペースの有効利用などを目的としている。

なお、直結増圧式給水については、川越市中高層建築物直結式給水施行基準によること。

2.受水槽式

受水槽式は、建物の階層が多い場合または一時に多量の水を使用する需要者に対して、受水槽を設置して給水する方式である。

受水槽式給水は、配水管の水圧が変動しても給水圧、給水量を一定に保持できること、一時に多量の水使用が可能であること、断水時や災害時にも受水槽の貯水を利用して給水が確保できること、建物内の水使用の変動を吸収し、配水施設への負荷を軽減すること等の効果がある。

(1) 受水槽式給水が必要な場合

需要者の必要とする水量、水圧が得られない場合のほか、次のような場合には、受水槽式とすることが必要である。

- ① 病院などで災害時、事故等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要な場合。
- ② 一時に多量の水を使用するとき、または使用水量の変動が大きいときなどに、配水管の水圧低下を引き起こす恐れがある場合。
- ③ 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする場合。
- ④ 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染する恐れのある場合。

(2) 受水槽式給水の種別

受水槽式給水の主なものは、次のとおりである。

① 高置水槽式（図－４、図－５）

受水槽式給水の最も一般的なもので、受水槽を設けて一旦これに受水したのち、ポンプでさらに高置水槽へ汲み上げ、自然流下により給水する方式である。

一つの高置水槽から適当な水圧で給水できる高さの範囲は、１０階程度なので、高層建物では高置水槽や減圧弁をその高さに応じて多段に設置する必要がある。

② 圧力水槽式（図－６）

小規模の中層建物に多く使用されている方式で、受水槽に受水したのち、ポンプで圧力水槽に貯え、その内部圧力によって給水する方式である。

③ ポンプ直送式（図－７）

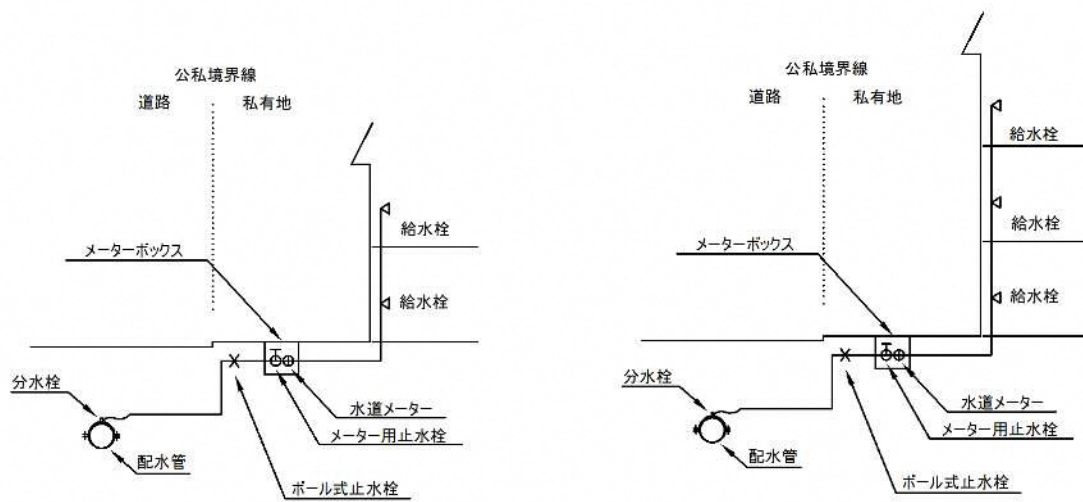
小規模の中層建物に多く使用されている方式で、受水槽に受水したのち、使用水量に応じてポンプの運転台数の変更や回転数制御によって給水する方式である。

※受水槽等の設置については、別に定める設置基準によるものとする。

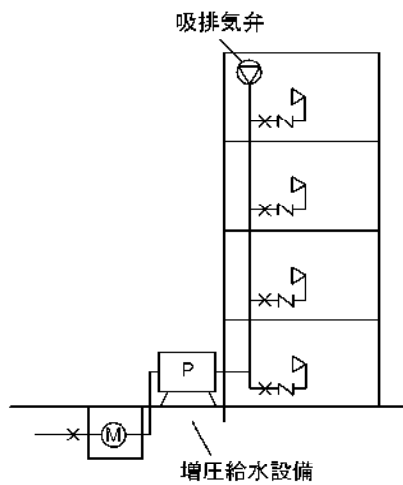
3.直結・受水槽併用式

一敷地内に２階及び３階以上の建物が混在する場合、建物毎に直結式と受水槽式を併用するものである。

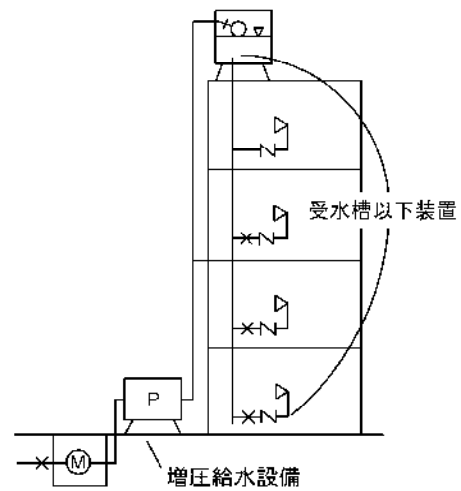
ただし、同一建物での併用は行わないものとする。



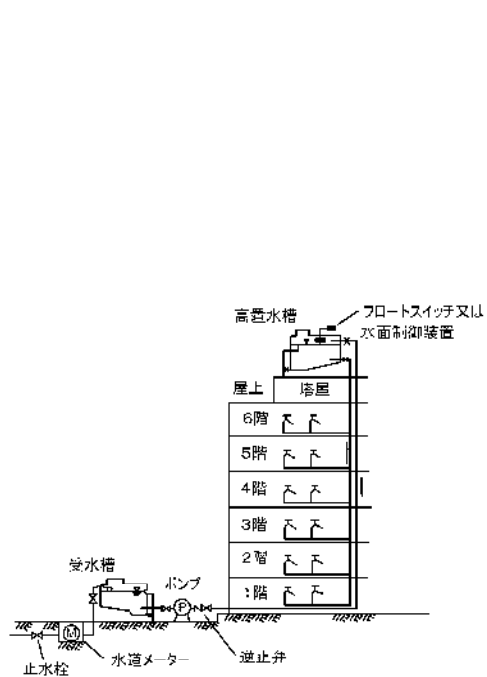
図－１ 直結直圧式



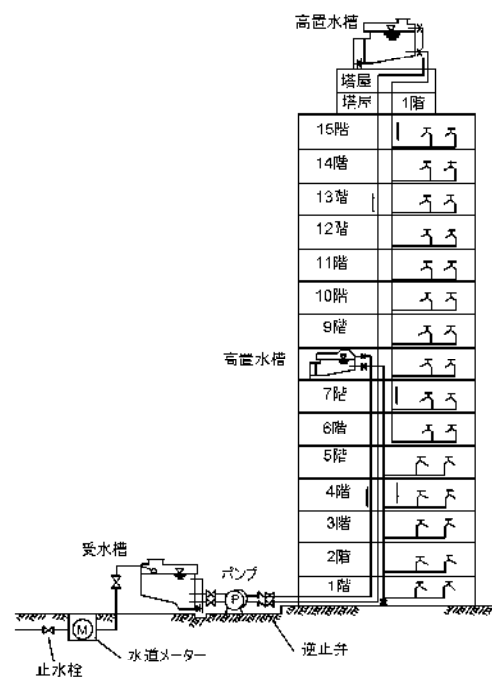
図－２ 直結増圧式（ポンプ直送式）



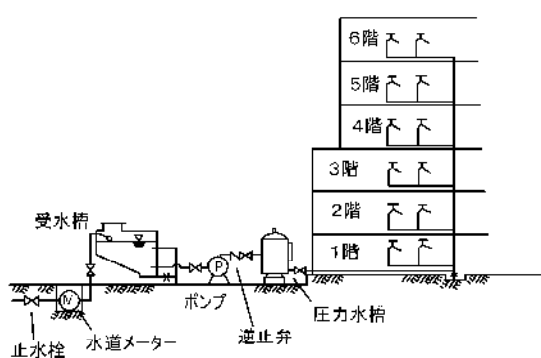
図－３ 直結増圧式（高置水槽式）



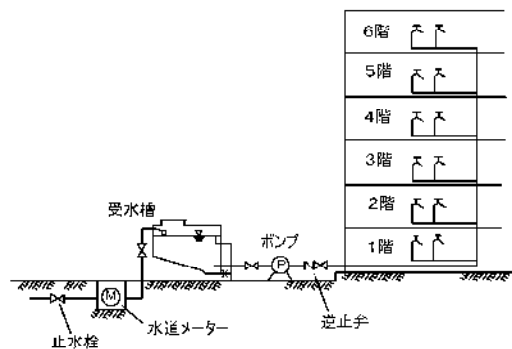
図－4 高置水槽式



図－5 多段式高置水槽式



図－6 圧力水槽式



図－7 ポンプ直送式

第3節 計画使用水量の算定

1.用語の定義

この節における用語の定義は次のとおりとする。

- (1)「計画使用水量」とは、給水装置工事の対象となる給水装置に給水される水量をいい、給水装置の給水管の口径の決定等の基礎となるものである。
- (2)「同時使用水量」とは、給水装置工事の対象となる給水装置内に設置されている給水用具のうちから、いくつかの給水用具を同時に使用することによってその給水装置を流れる水量をいい、計画使用水量は同時使用水量から求められる。
- (3)「計画一日使用水量」とは、給水装置工事の対象となる給水装置に給水される水量であって、一日当たりのものをいう。計画一日使用水量は、受水槽式給水の場合の受水槽の容量の決定等の基礎となるものである。

2.計画使用水量の決定

計画使用水量の決定に際しては、以下の点を考慮して決定すること。

- (1) 計画使用水量は、給水管の口径、受水槽容量といった給水装置系統の主要諸元を計画する際の基礎となるものであり、建物の用途及び水の使用用途、使用人数、給水栓の数等を考慮した上で決定すること。
- (2) 同時使用水量の算定に当たっては、各種算定方法の特徴を踏まえ、使用実態に応じた方法を選択すること。

1) 直結式給水の計画使用水量

①計画使用水量

直結式給水における計画使用水量は、給水用具の同時使用の割合を十分考慮して実態に合った水量を設定することが必要である。この場合、計画使用水量は同時使用水量から求める。以下に、一般的な同時使用水量の求め方を示す。

i 一戸建て等における同時使用水量の算定の方法

(a) 同時に使用する末端給水用具を設定して計算する方法

同時に使用する末端給水用具数を表－1から求め、任意に同時に使用する末端給水用具を設定し、設定された給水用具の吐水量を足し合わせて同時使用水量を決定する方法である。使用形態に合わせた設定が可能である。

しかし、使用形態は種々変動するので、それらすべてに対応するためには、同時に使用する給水用具の組合せを数通り設定して計算しなければならない。このため、同時に使用する給水用具の設定に当たっては、使用水量の多いもの、使用頻度の高いもの(台所、洗面所等)を含めるとともに、需要者の意見等も参考に決める必要がある。

学校や駅の手洗所のように同時使用率の極めて高い場合には、手洗器、小便器、大便器等、その用途ごとに表－1を適用して合算する。

一般的な末端給水用具の種類別吐水量は表－2のとおりである。

また、末端給水用具の種類に関わらず吐水量を呼び径によって一律の水量として扱う方法もある。(表－3)

表－１ 同時使用率を考慮した末端給水用具数

総末端給水用具数	同時に使用する 末端給水用具数	総末端給水用具数	同時に使用する 末端給水用具数
1	1	11～15	4
2～6	2	16～20	5
7～10	3	21～30	6

表－２ 種類別吐水量と対応する末端給水用具の呼び径

用 途	使用水量 (L/min)	対応する末端給水 用具の呼び径 (mm)	備 考
台所流し	12～40	13～20	1回（4～6秒） の吐水量2～3L 1回（8～12秒） の吐水量 13.5～16.5L 業務用
洗濯流し	12～40	13～20	
洗面器	8～15	13	
浴槽（和式）	20～40	13～20	
浴槽（洋式）	30～60	20～25	
シャワー	8～15	13	
小便器（洗浄タンク）	12～20	13	
小便器（洗浄弁）	15～30	13	
大便器（タンクレス）	6～8	13	
大便器（洗浄タンク）	12～20	13	
大便器（洗浄弁）	70～130	25	
手洗器	5～10	13	
消火栓（小型）	130～260	40～50	
散水	15～40	13～20	
洗車	35～65	20～25	

出典：改訂給水装置工事技術指針（本編）

表－３ 末端給水用具の標準使用水量

給水栓呼び径（mm）	13	20	25
標準流量（L/min）	17	40	65

出典：改訂給水装置工事技術指針（本編）

(b) 標準化した同時使用水量により計算する方法（表－４）

末端給水用具の数と同時使用水量の関係についての標準値から求める方法である。

給水装置内の全ての末端給水用具の個々の使用水量を加えた全使用水量を末端給水用具の総数で割ったものに、同時使用水量比を掛けて求める。

$$\text{同時使用水量} = \frac{\text{末端給水用具の全使用水量}}{\text{末端給水用具数}} \times \text{同時使用水量比}$$

表－４ 末端給水用具数と同時使用水量比

総末端給水用具数	1	2	3	4	5	6	7
同時使用水量比	1.0	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6
総末端給水用具数	8	9	10	15	20	30	
同時使用水量比	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0	

出典：改訂給水装置工事技術指針（本編）

ii 集合住宅等における同時使用水量の算定方法

(a) 各戸使用水量と給水戸数の同時使用率による方法（表－５）

1戸の使用水量については、表－１又は表－２を使用した方法で求め、全体の同時使用戸数については、給水戸数と同時使用戸数率（表－５）により同時使用戸数を定め同時使用水量を決定する方法である。

表－５ 給水戸数と同時使用戸数率

戸数	1～3	4～10	11～20	21～30
同時使用戸数率（%）	100	90	80	70
戸数	31～40	41～60	61～80	81～100
同時使用戸数率（%）	65	60	55	50

出典：改訂給水装置工事技術指針（本編）

(b) 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

10戸未満 $Q = 4.2 N^{0.33}$

10戸以上600戸未満 $Q = 1.9 N^{0.67}$

ただし、Q：同時使用水量 (L/min)

N：戸数 (戸)

(c) 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

1～30 (人) $Q = 2.6 P^{0.36}$

31～200 (人) $Q = 1.3 P^{0.55}$

201～2000 (人) $Q = 6.9 P^{0.67}$

ただし、Q：同時使用水量 (L/min)

P：人数 (人)

- iii 一定規模以上の給水用具を有する事務所ビル等における同時使用水量の算定方法
 (a) 給水用具給水負荷単位による方法(表－6、図－2)

給水用具給水負荷単位とは、給水用具の種類による使用頻度、使用時間及び多数の給水用具の同時使用を考慮した負荷率を見込んで、給水流量を単位化したものである。同時使用水量の算定は、表－6の各種給水用具の給水用具給水負荷単位に給水用具数を乗じたものを累計し、図－2の同時使用水量図を利用して同時使用水量を求める方式である。

表－6 給水用具給水負荷単位表

器 具 名	水 栓	器具給水負荷単位	
		公衆用	私室用
大便器	タンクレス		1. 4
	洗浄弁	1 0	6
	洗浄タンク	5	3
小便器	洗浄弁	5	
	洗浄タンク	3	
洗面器	給水栓	2	1
手洗器	給水栓	1	0. 5
医療用洗面器	給水栓	3	
事務室用流し	給水栓	3	
台所流し	給水栓		3
料理場流し	給水栓	4	2
	混合栓	3	
食器洗流し	給水栓	5	
連合流し	給水栓		3
洗面流し (水栓 1 個につき)	給水栓	2	
掃除用流し	給水栓	4	3
浴槽	給水栓	4	2
シャワー	混合栓	4	2
浴室一そろい	大便器が洗浄弁による場合		8
	大便器が洗浄タンクによる場合		6
水飲器	水飲み水栓	2	1
湯沸し器	ボールタップ	2	
散水・車庫	給水栓	5	

出典：改訂給水装置工事技術指針（本編）

大便器（タンクレス）については空気調和・衛生工学便覧（第14版）

2) 受水槽式給水の計画使用水量

受水槽式給水における受水槽への給水量は、受水槽の容量と使用水量の時間的変化を考慮して定める。一般に受水槽への単位時間当たり給水量は、1日当たりの計画使用量を使用時間で除した水量とする。

計画一日使用水量は、建物種類別単位給水量・給水時間（表－7）を参考にするとともに、当該施設の規模と内容、給水区域内における他の使用実態などを十分考慮して設定する。

- ① 使用人員から算出する場合
- ② 使用人員が把握できない場合、単位床面積当たり使用水量から算出
- ③ 使用実態等による積算

（参考）受水槽容量の算定例

受水槽容量は、1日あたりの使用水量の4/10～6/10を標準とする。

なお、特に付近に及ぼす影響が大きいと想定される場合は、1日分の使用水量を貯水できる容量とし、夜間に満水にするようタイマー付の電磁弁などを併設する。

用途	適用	1個あたりの標準容量	算定例
集合住宅	常住者1人あたり250L/日	1日あたり使用水量の5/10 (給水時間：6.0時間/12時間)	40人居住の場合 $40人 \times 250L/日 \times 5/10 = 5,000L$ $= \underline{5.0m^3}$
養護老人ホーム	入居者1人あたり250L/日、従業員1人あたり140L/日	1日あたり使用水量の5/10 (入居者：6.0時間/12時間) (従業員：4.0時間/8時間)	入居者20人、従業員5人の場合 $20人 \times 250L/日 \times 5/10 + 5人 \times 140L/日 \times 5/10 = 2,850L = \underline{2.9m^3}$
保育所	児童1人あたり40L/日、職員1人あたり140L/日	1日あたり使用水量の5/10 (給水時間：4.0時間/8時間)	児童80人、職員20人の場合 $80人 \times 40L/日 \times 5/10 + 20人 \times 140L/日 \times 5/10 = 3,000L = \underline{3.0m^3}$
ホテル	泊り客1人あたり300L/日	1日あたり使用水量の5/10 (給水時間：5.0時間/10時間)	120人宿泊の場合 $120人 \times 300L/日 \times 5/10 = 18,000L$ $= \underline{18.0m^3}$

表－７ 業態別及び用途別使用水量標準表（1/2）

番号	用途	対象	給水量 (L/日)	給水時間 (時間)
1	病院	病床	450-750	12
	診療所	医師看護婦	140	8
		外来患者	13	4
	養護老人ホーム ※グループホーム、ショートステイ含む	入居者	250	10
		従業員	140	8
	特別養護老人ホーム ※デイサービス、通所リハビリ含む	入居者	350	12
		1日入所者	150	8
2	戸建住宅（注1）	1世帯	1000	12
	集合住宅（注1）	常住者	250	12
	下宿・寄宿舍（注1）	常住者	180	8
3	保育所・幼稚園	児童定員	40	8
		職員	140	8
	小学校	児童定員	50	6
		職員	140	8
	中学・高校・大学	生徒定員	80	6
	高等学校（夜）	生徒定員	80	4
		職員	140	8
	学習塾	生徒定員	12	4
		職員	120	10
4	旅館	泊まり客	250	10
		従業員	140	10
	ホテル・1（注2）	泊まり客	300	10
	ホテル・2（注3）	延べ客	150	10
	簡易宿泊所	泊まり客	180	8
		従業員	140	10
	料亭	延べ客	50	4
		従業員	140	8
5	飲食店	延べ客	30	10
	レストラン	従業員	140	10
	喫茶店	延べ客	25	10
		従業員	140	10
	バー	延べ客	40	8
		従業員	140	8
	理容・美容院	延べ客	50	10
		従業員	140	10

表－７ 業態別及び用途別使用水量標準表（2/2）

6	公衆浴場（注4）	延べ客	60	12
		従業員	140	12
7	事務所・銀行	従業員	120	8
	新聞社	従業員	120	12
8	店舗・マーケット	従業員	120	10
	百貨店・市場	延べ客	6	10
9	研究所・試験所	職員	120	8
10	工場・作業所	従業員	150	8
	倉庫	従業員	150	8
11	図書館	延べ観覧者	12	5
		職員	120	8
12	公会堂・集会所	延べ利用者	25	8
13	劇場・演芸場	延べ客	20	10
	映画館	従業員	120	10
14	観覧場・競技場	観客	40	5
	体育館	選手・職員	120	8
15	駐車場	延べ利用者	18	12
16	スケート場・ボーリング場	延べ客	40	10
	スポーツクラブ（注4）	延べ客	40	10
		従業員	120	10
	ゴルフ練習場	延べ客	12	10
		従業員	120	10
17	消防署	職員（日勤）	120	8
		職員（当直）	250	24
18	パチンコ店・ゲームセンター等	延べ客	12	12
	囲碁・麻雀クラブ	従業員	120	12
19	給油所（注4）	従業員	150	10
20	ゴルフ場（クラブハウス）	プレーヤー	250	10
		従業員	180	10

※ 注1 住宅の給水人口

1 K・1 DK …1人

1 LDK …2人

2 K・2 DK …3人

2 LDK以上 …4人

注2 ホテル・1（シティホテル、ビジネスホテル）

注3 ホテル・2（モーテル、ラブホテル）

注4 6の浴槽水量、16のプール用水、19の洗車用水は別途加算

注5 冷却塔補給水は循環水量の2～3%を見込む

注6 その他特殊器具を使用する場合は別途加算

第4節 給水管の口径の決定

1. 給水管の口径は、水道事業者が定める配水管の水圧において計画使用水量を供給できる大きさにすること。
2. 水理計算に当たっては、計画条件に基づき、損失水頭、管口径、メーター口径等を算出すること。
3. メーター口径は、計画使用水量に基づき、水道事業者が指示するメーターの使用流量基準の範囲内で決定すること。
4. 給水管の取出し口径(止水栓までは同口径)は、メーター口径より1口径上までは認めるものとする。

給水管の口径は、配水管の水圧において、計画使用水量を十分に供給できるもので、かつ経済性も考慮した合理的な大きさにすることが必要である。

口径は、給水用具の立ち上がり高さと計画使用水量に対する総損失水頭を加えたものが、配水管の水圧の水頭以下となるよう計算によって定める。(図-3)

ただし、将来の使用水量の増加、配水管の水圧変動等を考慮して、ある程度の余裕水頭を確保しておく必要がある。

なお、最低作動水圧を必要とする給水用具がある場合は、給水用具の取付部において3～5m程度の水頭を確保し、また先止め式瞬間湯沸器で給湯管路が長い場合は、給湯水栓やシャワーなどにおいて所要水量を確保できるようにすることが必要である。

さらに、給水管内の流速は、過大にならないよう配慮することが必要である。(概ね2.0m/sec以下とする。)

口径決定の手順を(図-4)に示す。

まず給水用具の所要水量を設定し、管路の各区間に流れる流量を求める。次に口径を仮定し、その口径で給水装置全体の所要水頭が、配水管の水圧以下であるかどうかを確かめ、満たされている場合はそれを求める口径とする。

水道メーターについては、口径ごとに適正使用流量範囲、瞬間使用の許容流量があり口径決定の大きな要因となる。

1) 損失水頭

損失水頭には、管の流入、流出口における損失水頭、管の摩擦による損失水頭、水道メーター、給水用具類による損失水頭、管の曲がり、分岐、断面変化による損失水頭等がある。これらのうち主なものは、管の摩擦損失水頭、水道メーター及び給水用具類による損失水頭であって、その他のものは計算上省略しても影響は少ない。

① 給水管の摩擦損失水頭

給水管の摩擦損失水頭の計算は、口径50mm以下の場合は、ウェストン(Weston)公式を用い、口径75mm以上の管については、ヘーゼン・ウィリアムス(Hazen・Williams)公式を用いるものとする。

- ・ウェストン公式（口径50mm以下の場合） 図－5

$$h = \{0.0126 + (0.01739 - 0.1087D) / \sqrt{V}\} \times (L/D) \times (V^2/2g)$$

$$Q = \pi D^2 / 4 \times V$$

ここに、h：管の摩擦損失水頭（m）

V：管の平均流速（m/sec）

L：管の長さ（m）

D：管の口径（m）

G：重力加速度（9.8m/sec²）

Q：流量（m³/sec）

- ・ヘーゼン・ウィリアムス公式（口径75mm以上の場合）

$$H = 10.666 \cdot C^{-1.85} \times D^{-4.87} \times Q^{1.85} \times L$$

$$V = 0.35464 \times C \times D^{0.63} \times I^{0.54}$$

$$Q = 0.27853 \times C \times D^{2.63} \times I^{0.54}$$

ここに、I：動水勾配＝h/L×1000

C：流速係数 埋設された管路の流速係数の値は、管内面の粗度と管路中の屈曲、分岐部等の数及び通水年数により異なるが、一般に、新管を使用する設計においては、屈曲部損失などを含んだ管路全体として110、直線部のみの場合は、130が適当とされる。

② 各種給水用具による損失

水栓類、水道メーター、管継手部による水量と損失水頭の関係（実験値）を、図－6に示す。

なお、これらの図に示していない給水用具類の損失水頭は、製造会社の資料などを参考に決めることが必要である。

③ 各種給水用具類などによる損失水頭の直管換算長

直管換算長とは、水栓類、水道メーター管継手部等による損失水頭が、これと同口径の直管の何メートル分の損失水頭に相当するかを直管の長さで表したものをいう。

各種給水用具の標準使用水量に、対応する直管換算長をあらかじめ計算しておけば、これらの損失水頭は管の摩擦損失水頭を求める式から計算できる。

直管換算長の求め方は次のとおりである。

- i) 各給水用具の標準使用水量に対応する損失水頭（h）を図－6などから求める
- ii) 図－5のウェストン公式流量図から、標準使用流量に対応する動水勾配（I）を求める
- iii) 直管換算長（L）は、 $L = (h / I) \times 1000$ により求める

2) 口径決定計算の方法

管路において、計画使用水量を流すために必要な口径は、流量公式から計算して求める方法と、流量図を利用して求める方法がある。

なお、実務上およその口径を見出す方法として、給水管の最長部分の長さで配水管の水圧から給水用具の立ち上がり高さを差し引いた水頭（有効水頭）より動水勾配を求め、この値と同時使用率を考慮した計画使用水量を用いてウェストン公式流量図により求める方法もある。

本市上下水道局が定める口径決定表は次に示すとおりである。

① 直結式の口径決定

給水管の口径は同時使用率を考慮した水栓数によって決定する。

表－8 同時使用率を考慮した水栓数及び対応する標準量水器口径

水栓数 (パッキン口径10mm)	同時使用率を考慮 した 水 栓 数	対応する量水器口径 (mm)
1	1	13
2～6	2	13
7～13	3	20
14～17	4	25
18～24	5	30
25～30	6	40
31～120	7以上	50（上限）

※上記の同時使用率を考慮した水栓数に対応する量水器口径は標準的な水栓の同時使用の場合であり、同一の使用目的の水栓が複数ある場合は同時使用率を考慮した水栓数を割増する必要がある。

② 直結式（２階までの集合住宅等）の口径決定

給水管の口径は下流側のメーター口径と個数によって決定する。

表－９ 集合住宅等の取出口径

取出口径	メーター個数			取出口径	メーター個数		
	φ 1 3	φ 2 0	φ 2 5		φ 1 3	φ 2 0	φ 2 5
φ 1 3 mm	1	—	—	φ 4 0 mm	1 5	1 0	4
φ 2 0 mm	2	1	—	φ 5 0 mm	2 7	1 8	6
φ 2 5 mm	6	3	1	φ 7 5 mm	別途協議による		
φ 3 0 mm	1 0	5	2				

※取出口径は東京都水道局実験式による流量表より算出した流量を基本とし、当市の配水管口径の実情に合わせて決定したものであり、標準的な水栓の同時使用でない連合栓の支分の場合は使用実態に適応した計算により決定すること。

③ 受水槽式の口径決定

給水管の口径は一日当たりの給水量を一日平均使用時間で除した時間平均給水量によって決定する。

表－１０ 時間平均給水量による標準給水管口径

取出口径 (mm)	1 3	2 0	2 5	3 0	4 0
時間平均 給水量 (m³/hr)	0. 0～0. 4	0. 4～1. 2	1. 2～2. 0	2. 0～3. 5	3. 5～7. 0
取出口径 (mm)	5 0	7 5	1 0 0	1 5 0	
時間平均 給水量 (m³/hr)	7. 0～1 3	1 3～4 0	4 0～7 5	7 5～2 2 0	

※時間平均給水量に馴染まない使用形態（特定時間の使用量が多い等）の時は、使用実態に適応した計算により決定すること。

図-1 給水戸数と同時使用水量

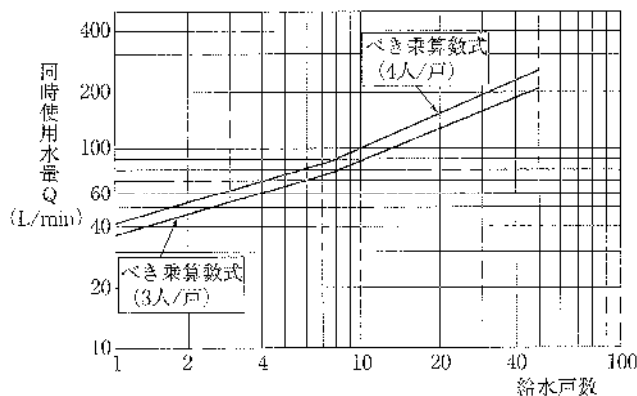
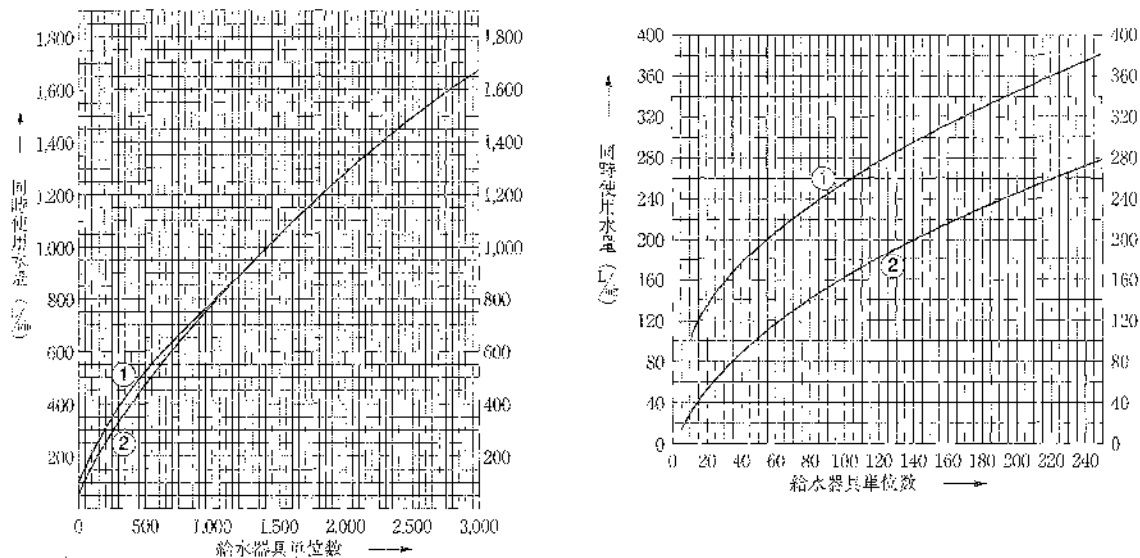
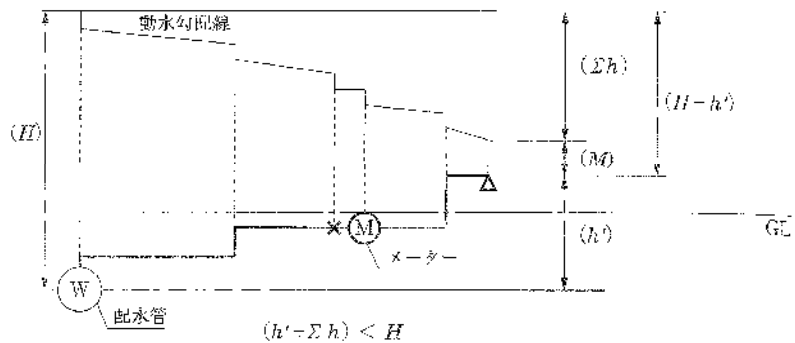


図-2 給水用具給水負荷単位による同時使用水量図



(注) この図の曲線①は大便器洗浄弁の多い場合、曲線②は大便器洗浄タンク（ロータンク便器等）の多い場合に用いる。

図-3 動水勾配図



出典：改訂給水装置工事技術指針（本編）

図－４ 口径決定の手順

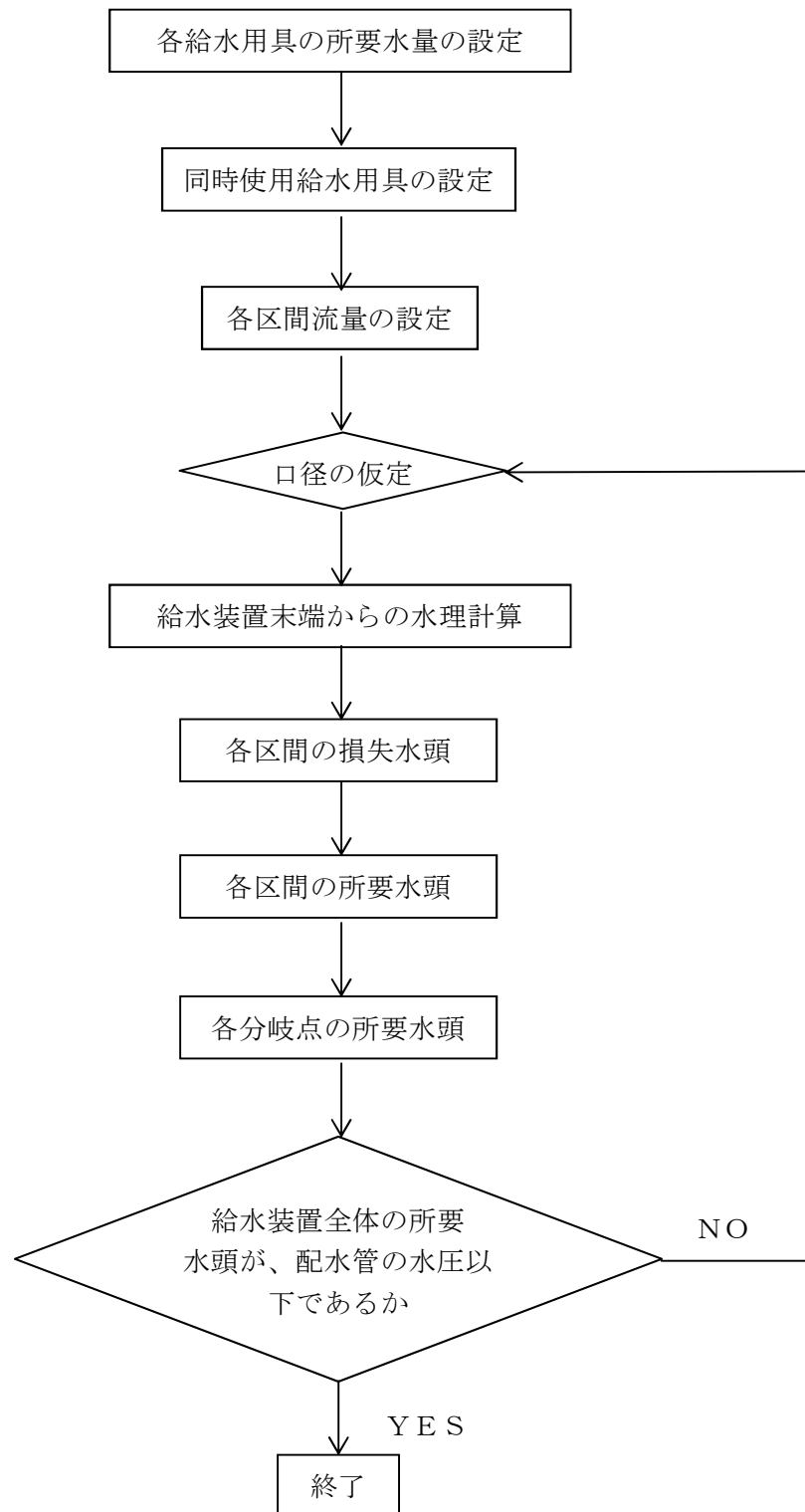


図-5 ウェストン公式による給水管の流量図

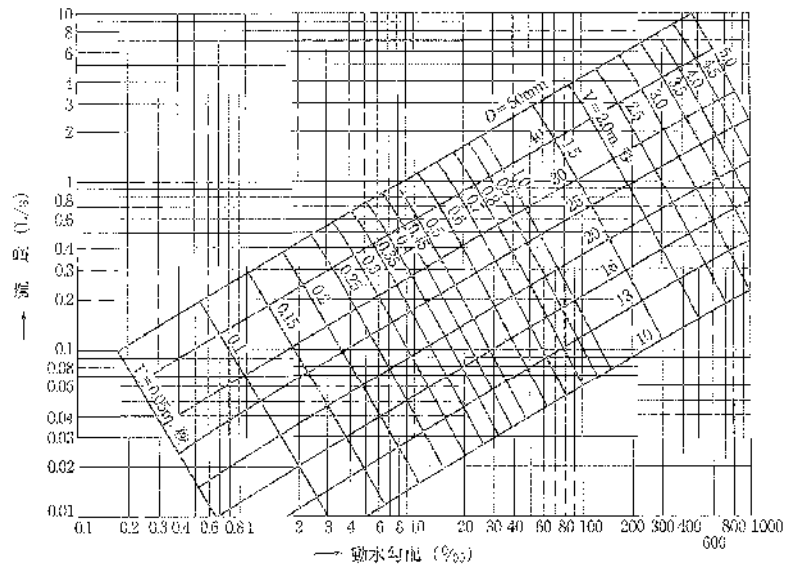
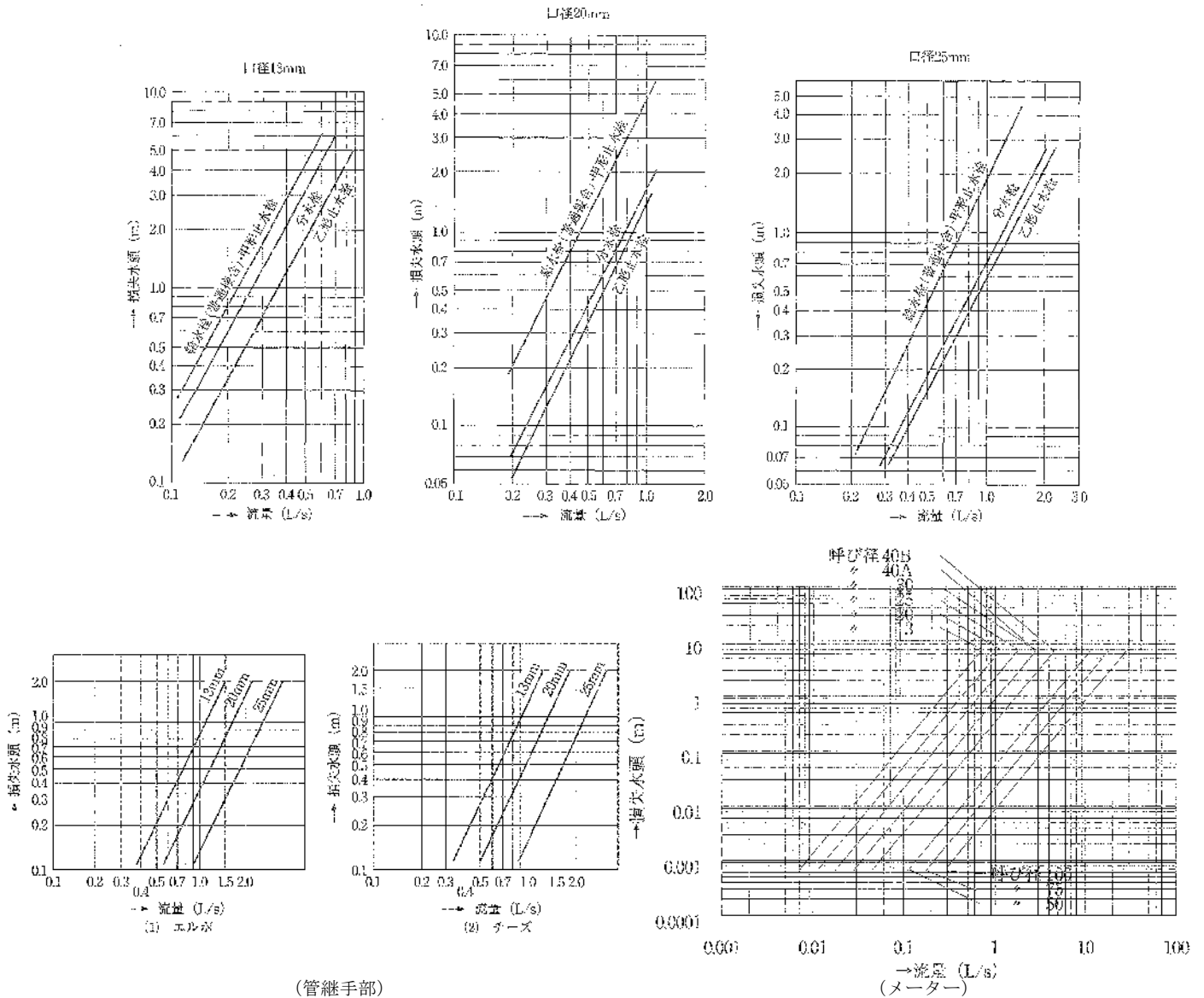


図-6 各種給水用具の標準使用水量に対する損失水頭



出典：改訂給水装置工事技術指針（本編）
水道施設設計指針（2012）

第5節 給水装置の図面作成

1.意義

給水装置の製図は、一定の記号を用いて、給水する建物の配置、水栓の取付け位置、給水管の布設位置、使用材料、器具、道路状況等を図示するものである。

これによって作られた図面は、給水装置の維持管理や将来の改造等の資料として重要な役割をもっている。

2.作図

(1) 図面は、案内図、平面図、立面図、詳細図とする。

(2) 図面に用いる記号は、別表を標準とする。

(3) 縮尺等 案内図は明瞭に。

平面図は1／100～1／500の範囲で適宜作成してよいが1／200を標準とする。

立面図は明瞭に。

詳細図は必要に応じて適宜作成。

縮尺は図面ごとに記入する。

(4) 単位 長さ：m 口径：mm 数：個

①給水管及び配水管の口径の単位はmmを原則とし、単位記号はつけない。

②給水管の延長の単位はmとし、単位記号はつけない。

なお、延長は小数第1位（小数第2位を四捨五入）までとする。

(5) 方位は、北を上にする。

(6) 文字及び数字等の色分け

配管（新設、既設） 赤（但し排水管は、黒）
配管（撤去） 黒
構造物 黒

(7) 管の色分け

名 称	色 分 け 及 び 線	
新 設 給 水 管	赤	実 線
既 設 給 水 管	赤	破 線
撤 去 給 水 管	黒	実線を斜線で消す
配 水 管	黒	太 線

(8) 用紙

作図には、給水装置工事申請書を使用する。これに収まらない場合は、立面図、平面図をそれぞれ分けて、申請用紙を用いそれぞれ1／2、2／2と記入すること。又は、別紙として添付すること。

(9) 平面図

平面図に記入する事項は以下のとおりとする。

- ① 方位
- ② 道路（公私の区分、幅員、歩車道の区分、路面種別、側溝）
- ③ 配水管等（管種、口径、位置）
- ④ 給水管（管種、口径、位置）
- ⑤ 給水栓等給水用具の設置位置
- ⑥ 水栓に関係ある間取り（台所、洗面所、風呂、トイレ等）
- ⑦ 門扉、出入口、敷地境界、建築物、その他
- ⑧ メーター、止水栓の位置及びその口径
- ⑨ 既設管のある場合は、その口径、管種、位置、寸法
- ⑩ 隣接地の水栓番号、使用者氏名及び地番表示
- ⑪ 配水管からの分岐位置及び止水栓のオフセット（２点以上から測定）
- ⑫ その他工事施工上必要とする事項（障害物の表示等）

(1 0) 立面図

立面図は、通常 3 0 度の傾斜で表示、使用材料、器具、寸法を分かりやすく記入すること。

また、特殊器具、受水槽等は種別、容量等を記入する。

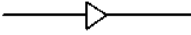
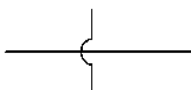
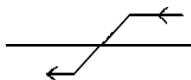
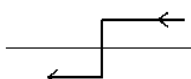
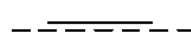
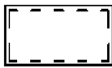
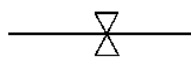
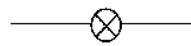
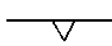
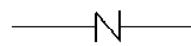
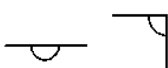
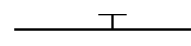
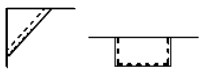
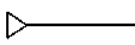
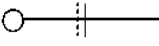
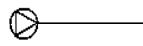
器具の名称及び、立ち上がり管の寸法も併せて記入する。

(1 1) 完成図（竣工図）

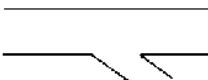
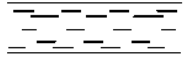
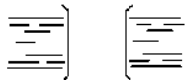
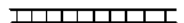
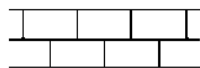
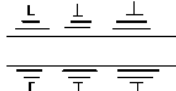
完成図（竣工図）は、給水装置工事完成届として作成されるものであるが、上記の平面図、立面図のほか止水栓のオフセット、配水管の官民境界からの離れ及び土被り、水栓番号及び必要とする事項も記入すること。

管 種	記 号	管 種	記 号
ダクタイル鋳鉄管	D I P	鋳鉄管	C I P
硬質塩化ビニール管	V P	耐衝撃性硬質 塩化ビニール管	H I V P
ポリエチレン管 (二層管)	P P	水道用高密度ポリエチレン管 (E F 継手)	P E P
硬質塩化ビニール ライニング鋼管	S G P - V	ポリ粉体 ライニング鋼管	S G P - P

作 図 記 号 (1/2)

記 号	名 称 ・ 内 容	記 号	名 称 ・ 内 容
	口径変更		水栓柱
	管種変更		フラッシュバルブ
	管の交差		散水栓
	狭い道路の管路変更 (45°)		立上がり 立下がり
	狭い道路の管路変更 (90°)		フレキシブル管
	防護管(鞘管)		受水槽
	止水栓		大便器
	メーター		小便器
	逆止弁		手洗器
	甲止バルブ		洗面器
	スリースバルブ		ロータンク ハイツタンク
	給水栓		風呂場
	ボールタップ	L = 1.5	配水管の 官民境界からの離れ
	特殊器具	D P = 1.2	配水管の 土被り

作 図 記 号 (2/2)

記 号	名 称 ・ 内 容	記 号	名 称 ・ 内 容
	自在水栓		道 路
	万能ホーム水栓		河 川
	横水栓		橋
	立水栓		敷地境界
	立水栓 アングルバルブ		石 垣
	ボールタップ		門 扉
	ボールタップ アングルバルブ		コンクリート叩き
	散水栓		敷 石
	衛生水栓		家 屋
	甲止バルブ		階 段 (上り)
	シャワー水栓		" (下り)
	混合水栓		鉄 道
	水飲水栓		切 土
	コンクリート水栓柱		盛 土

記入例

給水装置工事申請書(新設・改造・修繕・撤去)

(提出先)川越市上下水道事業管理者

水務番号		111111	
申請地	川越市 小仙波町2丁目44番地3		
アパート名等			
申請者住所	川越市三久保町20番地10		
電話番号等	番 350-0054 0492-23-3071		
フリガナ	イテロウ		
申込者(給水装置の所有者)	水道 一郎 (印)		
備考欄	私は、川越市水道事業給水条約の規定による本給水装置の新設等の申込み及び工事の履行に制し、下記代理人に一切を委任します。 令和〇年〇月〇日		
水道使用権者	フリガナ	スイトウ	イテロウ
水道使用権者	水道使用権者	水道 一郎 (印)	
備考欄	私は、川越市水道事業給水条約の規定による給水条約の申込みに基づき、下記代理人に一切を委任します。 令和〇年〇月〇日		
代理人	住所	川越市元町1丁目3-1	
代理人	氏名	▽ △ 設備株式会社	
利害関係人	住所	住所 川越市三久保町21番地1	
利害関係人	氏名	氏名 水道 二郎 (印)	
利害関係人	専用給水装置 差込 第 号		
利害関係人	住所		
利害関係人	氏名	氏名 (印)	
給水装置工事施行者	指定番号	111	
給水装置工事主任技術者	施行者	▽ △ 設備株式会社 (印)	
給水装置工事主任技術者	給水装置工事 111		

道路分の給水管及び給水器具	専用給水装置	受付入
種別	第 111111 号	
形状・寸法等	一般受付 No	
PP 75×20	11	
分岐継手 EF	令和〇年〇月〇日	事前受付 No
止水栓	令和〇年〇月〇日	前受一般受付 No
止水管	使用目的	11-P-11
伸縮止水栓(甲)	01.一般住宅 02.共同住宅 03.共同住宅 04.併用住宅() 05.事務所 06.工場 07.店舗 08.飲食店 09.商業利用 10.道路利用・リセント 99.その他()	水道利用入金納入日
給水管(PP)	用コード 1	臨時・仮設給水承認期限
管内の給水管及び給水器具	家専用	急言等添付書類
埋設配管	給水設備	急言等添付書類
立上り配管	給水設備	急言等添付書類
管内配管	給水設備	急言等添付書類
継手類	給水設備	急言等添付書類
水栓類	給水設備	急言等添付書類
特別事項	給水設備	急言等添付書類
配管位置図 P11-E-1	住宅地図	急言等添付書類
図面	図面	急言等添付書類

川越第一小学校 川越市立診療所 野口商店 井口商店 中央公民館 東京電力 資材置場 水道局 金井 川越市立診療所 野口商店 井口商店 中央公民館 東京電力 資材置場 水道局 金井

*給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項については、川越市水道事業給水条約が契約の内容となります。

記入例

課 長
 副 課 長
 リーダー
 合 議
 審 査
 台 帳
 検 査
 システム入力
 システム監査
 水産技術管理

第三章 給水装置の施工

第1節 給水管及び給水用具の構造及び材質の指定（条例第7条関係）

給水装置に用いる材料及び用具は、多種多様にわたっているが、法第16条に基づき政令第5条に定める基準を満足させるものでなければならない。

給水装置は、水道事業者の施設である配水管に直接接続し市民に安全な水道水を供給する設備である。

このため、給水装置は、汚水等が配水管に逆流しない構造となっていること、給水管及び給水用具の材質が水道水の水質に影響を及ぼさないこと、内圧、外圧に対して十分な強度を有していること、漏水等が生じない構造となっていること等が必要である。

本市で給水装置工事に使用するもののうち、配水管からの分岐部と宅地内の止水栓等までの間及びメーターの取付部は、災害等による給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うため、次のとおりとする。

なお、本市で指定する使用材料については、使用器材等審査会承認品によるものであり、次の表のとおりである。

項 目	種 別	口 径 等	規 格 等
分 水 栓	サドル付分水栓	20mm～50mm	JWWA-B-117規格品及びそれと同等品で別に川越市が指定したもの ポリエチレン管用EFプラグ付サドル EFサドル付分水栓 S2型
	割丁字管	50mm～150mm	別に川越市が指定したもの
給 水 管	耐衝撃性硬質塩化ビニール管及び継手	13mm～50mm	JIS-K-6742～6743規格品
	水道用高密度ポリエチレン管及び継手	20mm～100mm	自己認証品及び第三者認証機関による認証品（ただしEF継手）
	ダクタイル鋳鉄管及び異形管	150mm	JIS-G-5526～5527規格品 JWWA-G-113～114規格品
分 水 継 手	フレキシブル継手	20mm～50mm	自己認証品及び第三者認証機関による認証品
止 水 栓	ボール止水栓	20mm～50mm	JWWA-B-108規格品
	ポリエチレン管用挿し口付ボール止水栓	20mm 25mm 50mm	自己認証品及び第三者認証機関による認証品
	ソフトシール仕切弁	75mm～150mm	JWWA-B-120規格品
メーター用 止 水 栓	伸縮型ボール止水栓	13mm～50mm	JWWA-B-108規格品

項 目	種 別	口 径 等	規 格 等
水 道 メ ー タ ー	接線流羽根車式単箱式 水道メーター乾式直読型	1 3 mm 用	J W W A - B - 1 2 7 規格品
		2 0 mm ~ 4 0 mm 用	J W W A - B - 1 2 8 規格品
	軸流羽根車式たて形 水道メーター	5 0 mm ~ 1 5 0 mm 用	別に川越市が指定したもの
	電磁式水道メーター	1 0 0 mm ~ 1 5 0 mm 用	別に川越市が指定したもの
止 水 栓 筐	伸縮止水栓筐（乙）	1 3 mm ~ 2 5 mm 用	川越市の審査基準に合格したもの
	伸縮止水栓筐（甲）	2 0 mm ~ 2 5 mm 用	川越市の審査基準に合格したもの
	伸縮止水栓筐（特甲）	3 0 mm ~ 5 0 mm 用	川越市の審査基準に合格したもの
	内ネジ式仕切弁筐	7 5 mm ~ 1 5 0 mm 用	川越市型式指定品
量 水 器 筐	1 3 型	1 3 mm 用	川越市の審査基準に合格したもの
	2 0 型	2 0 mm 用	川越市の審査基準に合格したもの
	2 5 型	2 5 mm 用	川越市の審査基準に合格したもの
	3 0 ・ 4 0 兼用型	3 0 mm ・ 4 0 mm 用	川越市の審査基準に合格したもの
	大型量水器筐	5 0 mm ~ 1 5 0 mm 用	川越市の審査基準に合格したもの

条例第7条で指定する給水管及び給水用具の詳細内容は、次のとおりである。

1. 分水栓

（1）サドル付分水栓

※ 鋳鉄管及び鋼管の穿孔口には防食コア（外面ゴム被覆コア）を挿入する。

① J W W A - B - 1 1 7 規格品（メーカーは問わない）

取出口径：2 0 mm ~ 5 0 mm

止水機構：A形（ボール式） 左回り開き右回り閉じ

② 別に川越市が指定したもの—T B C形サドル分水栓（楸タブチ）

B X B X C B X A

取出口径：2 0 mm ~ 2 5 mm

止水機構：A形（ボール式） 左回り開き右回り閉じ

③ 別に川越市が指定したもの—クリモト式分水栓（栗本商事株）

C P 3 0 V P 3 0 A P K 3 0

取出口径：3 0 mm ~ 4 0 mm

止水機構：B形（コック式）右回り開き左回り閉じ

VP PEP

取出口径：30mm～50mm

止水機構：A形（ボール式）

④別に川越市が指定したもの—（前澤給装工業㈱）

VP PEP

取出口径：30mm～50mm

止水機構：A形（ボール式）

⑤別に川越市が指定したもの—（㈱日邦バルブ）

VP PEP

取出口径：30mm～50mm

止水機構：A形（ボール式）

⑥別に川越市が指定したもの—（㈱クボタケミックス）

PEP（融着式・EF接合）

取出口径：20mm、25mm（JIS）50mm（JWWA）

止水機構：止水プラグ（プラグ式）

⑦別に川越市が指定したもの—（積水化学工業㈱）

PEP（融着式・EF接合）

取出口径：20mm、25mm（JIS）50mm（JWWA）

止水機構：シールプラグ（プラグ式）

※②、③、④、⑤についてはJWWA-B-117規格品以外の適用管種口径に使用する。

（2）割丁字管

①別に川越市が指定したもの—コスモバルブST型（内ねじ式）

取出口径：50mm ダクタイル製 内面粉体塗装

※JWWA-B-117規格品以外の適用管種口径に使用する。

②別に川越市が指定したもの—コスモバルブT型（F式）

取出口径：75mm～150mm ダクタイル製 内面粉体塗装

2.給水管

（1）耐衝撃性硬質塩化ビニール管及び継手

①JIS-K-6742～6743規格品（メーカーは問わない）

使用口径：13mm～50mm

（2）水道用高密度ポリエチレン管及び継手

①自己認証品及び第三者認証機関による認証品（ただしEF継手）（メーカーは問わない）

使用口径：20mm～100mm

（3）ダクタイル鋳鉄管及び異形管

①JIS-G-5526～5527規格品（メーカーは問わない）

使用口径：150mm K形・NS形

②JWWA-G-113～114規格品（メーカーは問わない）

使用口径：150mm K形・NS形

3.分水継手

(1) フレキシブル継手

- ①分止水栓用フレキシブル継手（メーカーは問わない）

使用口径：20mm～50mm

水道用高密度ポリエチレン管用（長さ500mmを標準とする）

4.止水栓

(1) ボール止水栓

- ①JWWA-B-108規格品（メーカーは問わない）

使用口径：20mm～50mm

- ②自己認証品及び第三者認証機関による認証品（メーカーは問わない）

使用口径：20mm～25mm（JIS）50mm（JWWA）

PE挿し口付き（乙型）ハンドル 右回り開き左回り閉じ

(2) ソフトシール仕切弁

- ①JWWA-B-120規格品（メーカーは問わない）

使用口径：75mm～150mm

左回り開き右回り閉じ

5.メーター用止水栓

(1) 伸縮形ボール止水栓

- ①JWWA-B-108規格品（メーカーは問わない）

使用口径：13mm～50mm・異径20mm×13mm

平行おねじ伸縮型 青銅製蝶形ハンドル 左回り開き右回り閉じ（13mm～40mm）

平行おねじ×浄水フランジ伸縮型 丸ハンドル 左回り開き右回り閉じ（50mm）

6.水道メーター

(1) 接線流羽根車式水道メーター

- ①JWWA-B-127規格品 接線流羽根車式単箱式水道メーター乾式直読型

口径：13mm（鉛レス・表面処理）

承認メーカー：愛知時計(株) 金門製作所 明治時計(株) 東洋計器(株) 日東メーター(株)
大阪機工(株) 阪神計器製作所 リコーエレメックス(株) 柏原計器(株)
ニッコク 吾妻計器製作所

- ②JWWA-B-128規格品 接線流羽根車式複箱式水道メーター乾式直読型

口径：20mm～40mm（鉛レス・表面処理）

承認メーカー：愛知時計(株) 金門製作所 明治時計(株) 東洋計器(株) 日東メーター(株)
大阪機工(株) 阪神計器製作所 リコーエレメックス(株) 柏原計器(株)
ニッコク 吾妻計器製作所

(2) 軸流羽根車式たて形水道メーター

- ①別に川越市が指定したもの一軸流羽根車式たて形ウォルトマン水道メーター

口径：50mm～150mm

承認メーカー：愛知時計(株) 金門製作所 明治時計(株) 東洋計器(株) 日東メーター(株)
大阪機工(株) 阪神計器製作所 リコーエレメックス(株) 柏原計器(株)
ニッコク

(3) 電磁式水道メーター

①別に川越市が指定したもの—電磁式水道メーター

口径：100mm～150mm

承認メーカー：愛知時計㈱ ㈱金門製作所

7.止水栓筐

(1) 伸縮止水栓筐

①川越市の審査基準に合格したもの—伸縮止水栓筐（甲）

使用口径：20mm～25mm用

樹脂製 口径75mm 60cm～90cm 標準施工ライン入り 底板及び土止め板付
蓋は原則として水色

承認品：SSAB75（前澤化成工業㈱） MNS-75AP（アロン化成㈱）

HRSA75（日之出水道機器㈱）

②川越市の審査基準に合格したもの—伸縮止水栓筐（特甲）

使用口径：30mm～50mm用

樹脂製 口径100mm 75cm～120cm 標準施工ライン入り 底板及び土止め板付
蓋は原則として水色

承認品：SSAB100（前澤化成工業㈱） MNS-100AP（アロン化成㈱）

HRSA100（日之出水道機器㈱）

(2) 内ネジ式仕切弁筐

①川越市型式指定品—川越市型内ネジ式仕切弁筐

使用口径：75mm～150mm用

承認メーカー：長島鋳物㈱ 日豊金属工業㈱ ㈱トミス 不二グレード㈱
日之出水道機器㈱ 日本鋳鉄管㈱

8.量水器筐

(1) 量水器筐

①川越市の審査基準に合格したもの—量水器筐（13型）

メーター口径：13mm用

樹脂製 施工表示板付（蓋の裏） 受台及び土止め板付 蓋は原則として水色

承認品：MB-13RB（前澤化成工業㈱） NCP-13（日之出水道機器㈱）

M-13L（アロン化成㈱） KMH-13F（栗本商事㈱）

MM13RB2, MM13SB2（タキロン㈱）

②川越市の審査基準に合格したもの—量水器筐（20型）

メーター口径：20mm用

樹脂製 施工表示板付（蓋の裏） 受台及び土止め板付 蓋は原則として水色

承認品：MB-20RB（前澤化成工業㈱） NCP-20（日之出水道機器㈱）

M-20L（アロン化成㈱） KMH-20F（栗本商事㈱）

MM25RB2（口径20用）, MM20SB2（タキロン㈱）

③川越市の審査基準に合格したもの—量水器筐（25型）

メーター口径：25mm用

樹脂製 施工表示板付（蓋の裏） 受台及び土止め板付 蓋は原則として水色
承認品：MB－25RB（前澤化成工業㈱） NCP－25（日之出水道機器㈱）
M－25L（アロン化成㈱） KMH－25F（栗本商事㈱）
MM25SB2（タキロン㈱）

④川越市の審査基準に合格したもの一量水器筐（30・40兼用型）

メーター口径：30mm・40mm用

樹脂製 施工表示板付（蓋の裏） 受台及び土止め板付 蓋は原則として水色
承認品：MB－40SF（前澤化成工業㈱） HJ－40（日之出水道機器㈱）
M－30／40L（アロン化成㈱） KM－40（栗本商事㈱）

（2）大型量水器筐

①川越市の審査基準に合格したもの一大型量水器筐

使用口径：50mm～75mm用

鉄蓋 レジンコンクリート下柵 施工表示板付（蓋の裏）

承認品：MR－2L（日之出水道機器㈱） M－232（前澤化成工業㈱）

②川越市の審査基準に合格したもの一大型量水器筐

使用口径：100mm～150mm用

鉄蓋 レジンコンクリート下柵 施工表示板付（蓋の裏）

承認品：MR－4L（日之出水道機器㈱）

※記載のない追加承認品は、別途、機材承認リストを参照してください。

◎施工表示板の標準仕様

水栓番号	第 号
施工年月日	令和 年 月 日
施工業者名	TEL ()
川 越 市 上 下 水 道 局	

約 1 2 cm

約 1 8 cm

※白色の樹脂製、文字等は黒色

分水栓の適用管種口径については、次の表のとおりである。

管種 寸法	DIP	VP	SIP	PEP	管種 寸法	DIP	VP	SIP	PEP
40×13	—	◎◎	○—	---	200×13	○—	○—	○—	
40×20	—	◎◎	◎◎	---	200×20	◎◎	○—	◎◎	
50×13	○—	◎◎	○—	---	200×25	◎◎	○—	◎◎	
50×20	○—	◎◎	◎◎	△◇▽	200×30	△◎	△—	△◎	
50×25	—	○—	—	△◇▽	200×40	△◎	△—	△◎	
50×30	—	△◇▽	○—	△◇▽	200×50	□◎	□—	□◎	
75×13	○—	◎◎	○—	---	200×75	□—	—	—	
75×20	◎◎	◎◎	◎◎	△◇▽	200×100	□—	—	—	
75×25	◎◎	◎◎	◎◎	△◇▽	200×150	□—	—	—	
75×30	△◎	△◎	△◎	△◇▽	250×13	○—	—	—	
75×40	△◎	△◎	△◎	△◇▽	250×20	◎◎	—	—	
75×50	□—	□—	□—	△◇▽	250×25	◎◎	—	—	
75×75	□—	□—	□—	---	250×30	△◎	—	—	
100×13	○—	◎◎	○—	---	250×40	△◎	—	—	
100×20	◎◎	◎◎	◎◎	△◇▽	250×50	□◎	—	□—	
100×25	◎◎	◎◎	◎◎	△◇▽	250×75	□—	—	—	
100×30	△◎	△◎	△◎	△◇▽	250×100	□—	—	—	
100×40	△◎	△◎	△◎	△◇▽	250×150	□—	—	—	
100×50	□◎	□◎	□◎	△◇▽	300×13	○—	—	—	
100×75	□—	□—	□—	---	300×20	◎◎	—	—	
100×100	□—	□—	□—	---	300×25	◎◎	—	—	
125×13	○—	—	—		300×30	△◎	—	—	
125×20	○—	---	—◎		300×40	△◎	—	—	
125×25	○—	—	—◎		300×50	□◎	—	□—	
125×30	△—	△—	△◎		300×75	□—	—	—	
125×40	△—	△—	△◎		300×100	□—	—	—	
125×50	□—	□—	□◎		300×150	□—	—	—	
125×75	—	—	—		350×13	○—	—	—	
125×100	—	—	—		350×20	◎◎	—	—	
150×13	○—	◎◎	○—		350×25	—◎	—	—	
150×20	◎◎	◎◎	◎◎		350×30	△◎	—	—	
150×25	◎◎	◎◎	◎◎		350×40	△◎	—	—	
150×30	△◎	△◎	△◎		350×50	□◎	—	□—	
150×40	△◎	△◎	△◎		350×75	□—	—	—	
150×50	□◎	□◎	□◎		350×100	□—	—	—	
150×75	□—	□—	□—		350×150	□—	—	—	
150×100	□—	□—	□—						
150×150	□—	□—	□—						

○=TBC型サドル分水栓 (株タブチ) △=クリモト式サドル分水栓 (栗本商事株) ◇= (前澤給装工業株) ▽= (株日邦バルブ)
□=コスモバルブ ◎=JWWA・B117サドル付分水栓

(注) 給水管の分岐口径は配水管より2サイズ以下とし、最小分岐口径は20mmとする。

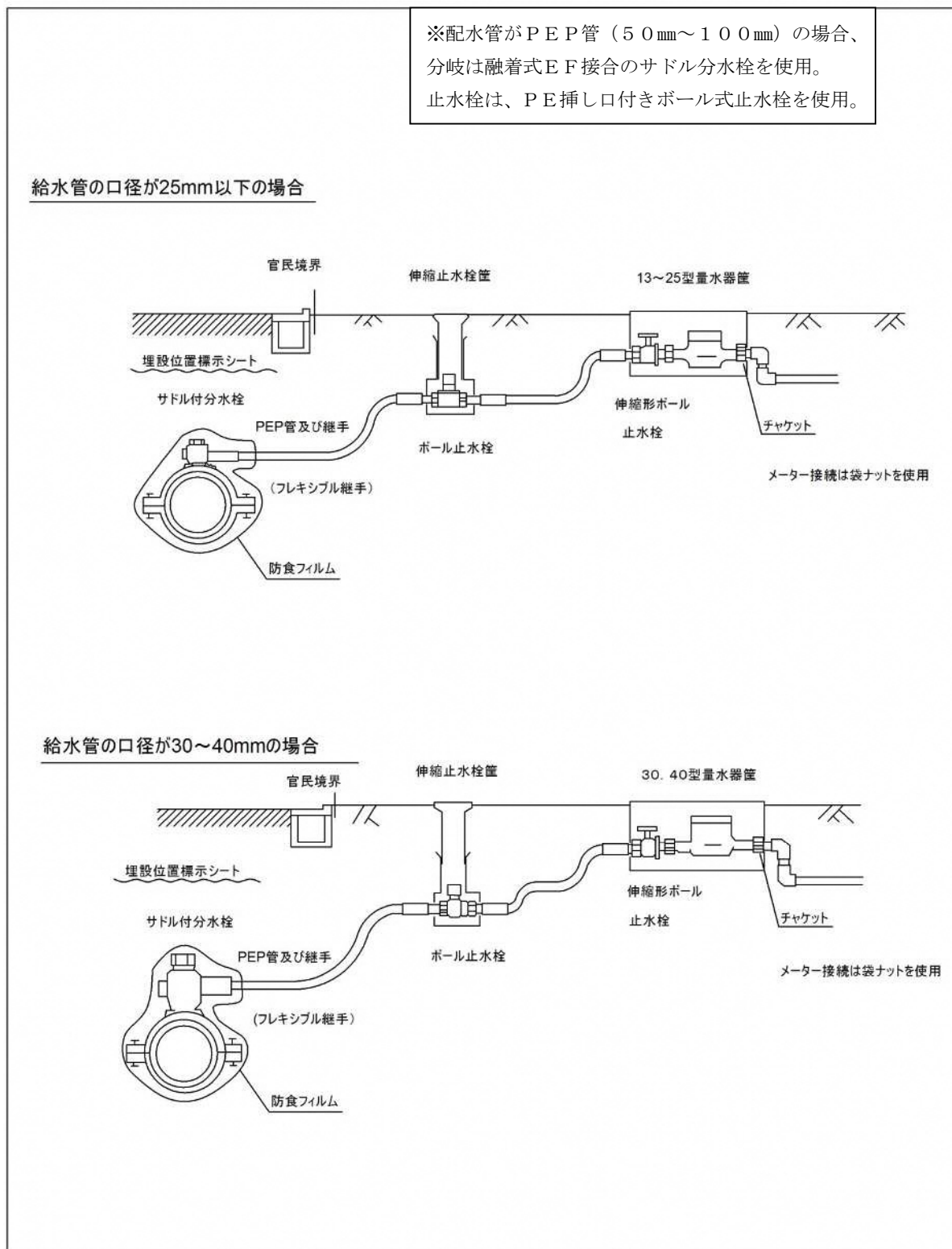
20mm～50mmのサドル分水栓(DIP)には防食コアを挿入する(◎の分水栓が望ましい)。

新規13mmの取り出しは、行わない。

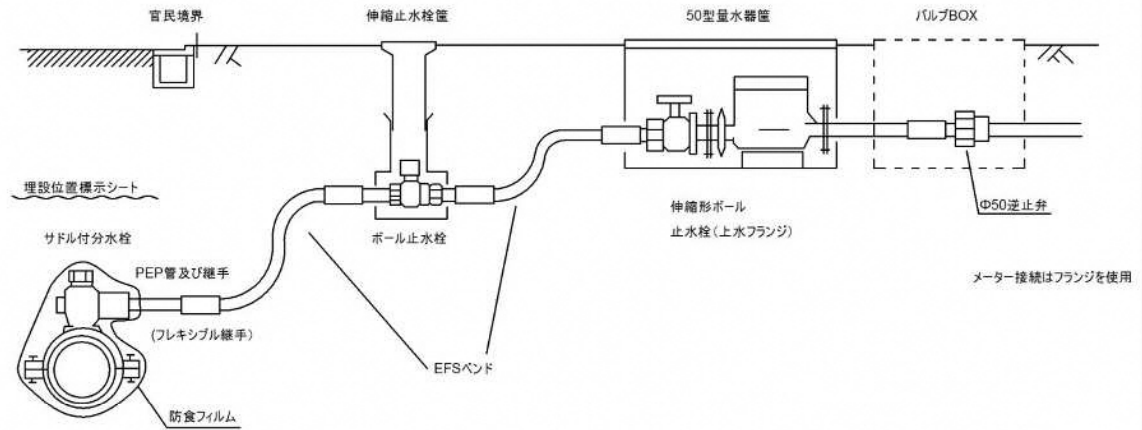
第2節 配水管からメーターまでの工事上の条件

1.標準構造図

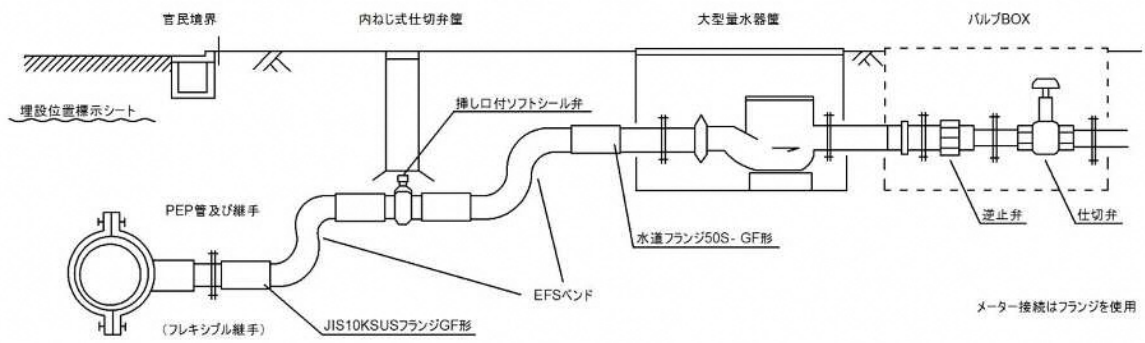
条例第7条で指定する給水管及び給水用具による各口径別、工事上の条件は次の図のとおりである。



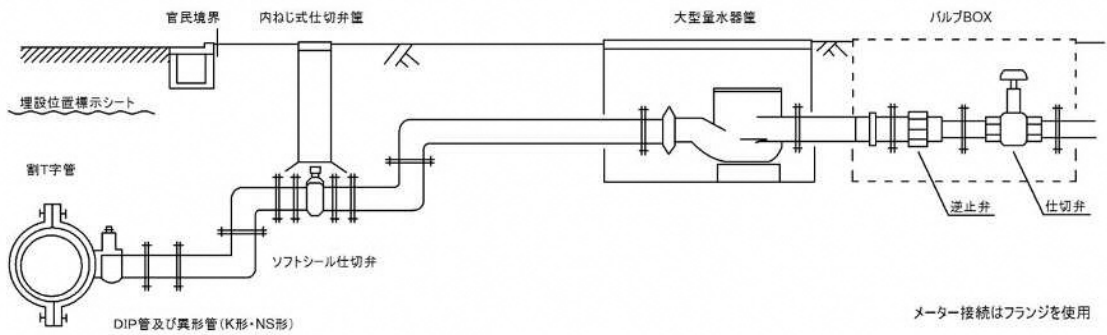
給水管の口径が50mmの場合



給水管の口径が75～100mmの場合



給水管の口径が150mm以上の場合



給水装置工事は、設計が正確であっても、工事現場における施工の善し悪しにより、通水不良や漏水または事故等が発生することがあるので、工事施工にあたっては、関係法規等を守り正確かつ丁寧に施工しなければならない。

また、給水装置工事に使用する給水管及び給水用具は、直接水道水に接する材料であることから、保管場所においては、置場が衛生的で、かつ、風雨にさらされない場所を選ぶこと。

2.配水管からの分岐

配水管からの分岐工事は、道路上での工事を必要としていることから、適切な工程管理、品質管理、安全管理を行う必要がある。また、構造・材質基準や条例等を十分理解し、適切な工事を行わなければならない。

- (1) 分岐できる管は口径 350mm 以下の配水管とし、口径 400mm 以上の送水管、異形管、バルブ内からの分岐は原則として行わない。
- (2) 分岐口径は配水管より 2 サイズ以下とし、最小分岐口径は 20mm とする。
- (3) 他の給水管の分岐がある場合は、30cm 以上離して分岐すること。
- (4) 分岐管（給水管）は配水管と直角にするとともに水平になるよう施工すること。
- (5) 分水栓の取り付けに際しては、ゴムパッキン等が十分な水密性を保持できるよう管の清掃、ボルトの締めつけを適切に行うこと。また、PEP管用EFサドル分水栓の場合は、施工手順を順守すること。
- (6) 穿孔は、内面塗膜面に悪影響を与えないとともに切削片の排除を完全に行うこと。
- (7) 鋳鉄管及び鋼管の穿孔口には防食コア（外面ゴム被覆コア）を挿入すること。
- (8) 金属製分水栓には専用の防食フィルムを装着するものとし、既設分水栓を撤去（閉止）する時も同様とする。（分岐口径 50mm まで）
- (9) 給水管の分岐は、計画敷地の接道面から必ず分岐し原則公道上の縦断的な布設は、行わないこと。
- (10) 消火栓の前後 1m は配水管からの分岐を行わないこと。
- (11) 交差点内等におけるバルブ内側配管からの取り出しは行わないこと。

3.配管（道路部分）

同一敷地内への取り出しは原則一箇所とする。またその際に他人の敷地は通さないこと。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

また、道路部分の配管（通常、メーター手前の一次側）はPEPとすること。

- (1) 配水管からの分岐直後に必要に応じフレキシブル継手（L500以上）を使用できる。
- (2) 配管は、分岐点より水平かつ道路と直角になるよう、また宅地内止水栓まで直線になるよう施工すること。
- (3) 管の埋設深度は、0.9m～1.2m（施工上やむを得ない場合は0.6m）以上とすること。（配水管の新設管埋設深度は0.9m、既設管埋設深度は1.2m）
- (4) 配管は他の構造物より30cm 以上離すと同時に維持管理のための間隙を1.0m以上設けること。
- (5) 継手ができるだけ少なくなるよう施工すること。
- (6) 水道管理設明示シートにより管の位置を明らかにしておくこと。
- (7) 側溝等は原則として下越しとし、やむを得ない場合は上越し適切な防護等を行うこと。
- (8) 分岐口径50mm 以下の場合、おおむね敷地に50cm 入ったところまで分岐部から水平に配管し、エルボ返しで、止水栓の埋設深度まで立ち上げたのち止水栓に接続すること。

4. 止水栓

止水栓は、開閉軸を垂直にし、開閉作業に支障のないよう設置すること。

- (1) 止水栓は、配水管からの分岐部より道路に対し直角線上で、官民境界より概ね0.5m～1.0m 宅地内に入ったところに設置する。
- (2) 止水栓の設置位置は(1)を標準とするが、止水栓の開閉及び修繕に支障をきたすおそれがある場合は適宜調整すること。
- (3) 止水栓は止水栓筐で防護するものとし、埋設深度は次のとおりとする。

給水管口径	止水栓筐の種別	標準埋設深度
20mm～25mm	伸縮止水栓筐(甲)	75cm
30mm～50mm	“(特甲)	100cm
75mm以上	内ネジ式仕切弁筐	120cm

※給水管の埋設深さは、道路部分にあつては道路管理者の指示(配水管の埋設深度、新設0.9m 既設1.2m)に従うものとし、止水栓の標準埋設深度については、現場条件にあわせて施工し、止水栓筐の蓋が流水方向に開くように設置すること。

- (4) 車両等の通路に止水栓を設置する場合は、輪荷重を考慮して適切な保護を行うこと。

5. メーター用止水栓

- (1) 水道メーターの口径が13mm～50mmの場合、メーター上流側にメーターに直結して伸縮形ボール止水栓を設置すること。設置場所は量水器筐内とする。また、メーター下流側に必要に応じメーター用逆止弁を設置すること。(13mm～40mmは、パッキン型(チャケット可))
- (2) 水道メーターの口径が75mm以上の場合、メーター下流側の直近に必要な応じ逆止弁及びソフトシール仕切弁を設置すること。仕切弁は仕切弁筐等で保護すること。

6. 水道メーター

水道メーターは、需要者が使用する水量を積算計量する計量器で、その計量した水量は料金算定の基礎となるので、取扱いには十分注意し設置すること。

- (1) 水道メーターは止水栓よりおおむね1m 以内で検針に支障のない場所に設置すること。ただし、水道メーターが複数個ある場合は、それぞれの分岐付近の下流側とする。また、メーターが汚染、損傷されるおそれがない場所とし、車両等の通路に設置する場合は、輪荷重を考慮して適切な保護を行うこと。かつ検定満期時の取り替えにも支障のない場所に設置すること。
- (2) メーターは、正確な計量をするため流水方向を確認し水平に設置するとともに、逆方向の取り付けは絶対に行わないこと。
- (3) 水道メーターは、埋没や外部の衝撃から防護するとともに、その位置を明らかにするため所定の量水器筐内に格納すること。
- (4) 一般住宅やそれ以外の建築物において、3階に水栓がある場合はメーター先に単式逆止弁を設置すること。また、逆止弁を収納するため量水器筐を1サイズ大きいものを設置すること。

7.その他

(1) 既設給水装置及び既設配管等の整理統合

- ① 給水工事を計画する区画に、既設給水装置が複数配管してある場合は、1つの給水装置の改造とし、その他既設給水装置及び既設配管等は撤去すること。
- ② 2世帯住宅、集合住宅等の複数の給水装置を使用する給水工事を計画する区画に、既設給水装置が複数配管してある場合は、道路分の配管は1箇所に整理統合のうえ連合配管とし、必要とする既設給水装置数を改造工事とし、不要となる既設給水装置及び既設配管等は、撤去すること。
- ③ 給水装置が複数の敷地にわたり布設され連合栓（連合配管）となっている場合は、それぞれの敷地の接道部から分岐し連合配管の解消に努めること。

※計画区画とは、単独地番の土地または複数の地番の土地を、一体的に利用する場合の土地全体をいう。

(2) 疑義が生じた事項については管理者と協議すること。

第3節 宅地内配管工事

給水装置工事の施工の良否において、接合は極めて重要であり、管種、使用する継手、施工環境及び施工技術等を考慮し、最も適当と考えられる接合方法及び工具を選択しなければならない。

配管方法は、現場に応じた施工方法とするが、美観、耐久性、その他工事費などに多大な影響があるので、配管場所に適した配管材及び配管上の利害得失等を選択のうえ、次のことに留意し設計すること。

1. 宅地内の配管

家屋の主配管とは、給水栓等に給水するために設けられた枝管が取り付けられる口径や流量が最大の給水管を指し、一般的には、1階部分に布設された水道メーターと同口径の部分の配管がこれに該当する。

家屋の主配管が家屋等の構造物の下を通過し、構造物を除去しなければ漏水修理を行うことができないような場合、需要者にとっても水道事業者にとっても大きな支障が生じるため主配管は、家屋の基礎の外回りに布設することを原則とする。

スペース等の問題でやむを得ず構造物の下を通過させる場合は、鞘管ヘッダー方式等とし給水管の交換を容易にする、点検・修理口を設ける等、漏水の修理を容易にするために十分配慮すること。

2. 配管の条件

- (1) 設置場所の荷重条件に応じ、土圧、輪荷重その他の荷重に対し、十分な耐力を有する構造及び材質の給水装置を選定すること。
- (2) 給水装置の材料は、当該給水装置の使用実態に応じ必要な耐久性を有するものを選定すること。
- (3) 事故防止のため、他の埋設物との離隔を30cm以上確保すること。
- (4) 給水管の配管は、原則として直管及び継ぎ手を接続することにより行うこと。施工上やむを得ず曲げ加工を行う場合には、管材質に応じた適正な加工を行うこと。
- (5) 敷地内の配管は、できるだけ直線配管とすること。
- (6) 地階あるいは2階以上に配管する場合は、原則として各階ごとに止水栓を取り付けること。
- (7) 水圧、水撃作用等により給水管が離脱するおそれのある場所にあつては、適切な離脱防止のための措置を講ずること。
- (8) 給水装置は、ボイラー、煙道等高温となる場所を避けて設置すること。
- (9) 高水圧を生じるおそれがある場所や貯湯湯沸器にあつては、減圧弁または逃し弁を設置すること。
- (10) 空気溜まりを生じるおそれがある場所にあつては、空気弁を設置すること。
- (11) 給水装置工事は、いかなる場合でも衛生に十分注意し、工事の中断時または一日の工事終了後には、管端にプラグ等で管栓をし、汚水等が流入しないようにすること。
- (12) ヘッダー式配管において、ヘッダーを1階又は2階の天井に設置するなどヘッダーから下へ吊り下げる配管は行わないこと。また、ヘッダー式配管の場合は床下収納とは別に床又は天井に点検口を設置すること。

3.宅地造成等の取り出し

- (1) 区画割等の変更がないことを確認の上、施工すること。
なお、区画割り等に変更が生じ、不要になった引込管については、直ちに、所有者の費用負担において撤去（分水止め）を行うこと。
- (2) 道路分取出しについて1年以上長期の使用がない場合、管内の水質悪化、漏水等、維持管理上好ましくないので、申請者に確認のうえ給水申請担当課の指示に従い給水申請をすること。
- (3) 引込管は、道路から宅地内へ、0.5m以上同一深さで引き込み、同一口径で立ち上げて止水栓を設け、キャップ止めとすること。

第4節 水の安全・衛生対策

1.水の汚染防止

配水規模の大きい給水装置等で、配管の末端に給水栓等の給水用具が設置されない行き止まり管は、配管の構造や使用状況によって停滞水が生じ、水質が悪化するおそれがあるので極力避ける必要がある。ただし、構造上やむを得ず停滞水が生じる場合は、末端部に排水機構を設置する。

- (1) 学校等のように一時的、季節的に使用されない給水装置には、給水管内に長期間水の停滞を生じることがある。このような衛生上好ましくない停滞した水を容易に排除できるように排水機構を適切に設けること。
- (2) 給水管路の途中に有毒薬品置場、有害物の取扱場、汚水槽等の汚染源がある場合は、給水管等が破損した際に有毒物や汚物が水道水に混入するおそれがあるので、その影響のない所まで離して配管すること。
- (3) ビニール管、ポリエチレン管等の合成樹脂管は有機溶剤に侵されやすいので、鉱油・有機溶剤等油類が浸透するおそれがある箇所には使用しないこととし、金属管（鋼管、ステンレス鋼管等）を使用することが望ましい。なお、合成樹脂管を使用する場合は、靱管等で適切な防護措置を施すこと。

2.破壊防止

(1) 水撃作用の発生と影響

配管内の水の流れを給水栓等により急閉すると、運動エネルギーが圧力の増加に変わり急激な圧力上昇（水撃作用）がおこる。

水撃作用の発生により、配管に振動や異常音がおこり、頻繁に発生すると管の破損や継手の緩みを生じ、漏水の原因ともなる。

(2) 水撃作用を生じるおそれのある給水装置

水撃圧は流速に比例するので、給水管における水撃作用を防止するには基本的には管内流速を遅くする必要がある（一般的には1.5～2.0m/s）。

しかし、実際の給水装置においては安定した使用状況の確保は困難であり、流速は絶えず変化しているので、次のような装置または場所においては、水撃作用が生じるおそれがある。

- ① 開閉時間が短い給水栓等
 - i レバーハンドル式（ワンタッチ）給水栓
 - ii ボールタップ
 - iii 電磁弁
 - iv 洗浄弁
 - v 元止め式瞬間湯沸器

- ② 水撃圧が増幅されるおそれがある場所
 - i 管内の常用圧力が著しく高い所
 - ii 水温が高い所
 - iii 曲折が多い配管部分
- (3) 水撃作用の発生防止と吸収措置
 - ① 給水圧が高水圧となる場合は、減圧弁、定流量弁等を設置し給水圧または流速を下げる
 - ② 水撃作用発生のおそれのある箇所には、その手前に近接して水撃防止器具を設置する
 - ③ ボールタップの使用に当たっては、比較的水撃作用の少ない複式、親子2球式及び定水位弁等から、その給水用途に適したものを選定すること。
 - ④ 受水槽にボールタップで給水する場合は、必要に応じて波立ち防止板等を施すこと。
 - ⑤ 水撃作用の増幅を防ぐため、空気の停滞が生じるおそれがある鳥居配管等は避ける
 - ⑥ 水路の上越し等でやむを得ず空気の停滞が生じるおそれのある配管となる場合は、これを排除するため、空気弁または吸排気弁を設置すること。

3.浸食防止

- (1) 腐食の種類
 - ① 自然腐食

埋設されている金属管は、管の内面を水に、外面は湿った土壌、地下水等の電解質に常に接しているため、その電解質との電気化学的な作用で起こる浸食及び微生物作用による腐食を受ける。
 - ② 電気浸食（電食）
 - i 金属管が鉄道、変電所等に接近して埋設されている場合に、漏洩電流による電気分解作用により侵食を受ける。
 - ii 異種管の接合箇所等、電位差による電気分解作用によって侵食を受ける。
- (2) 腐食の形態
 - ① 全面腐食

全面が一様に表面的に腐食する形で、管の肉厚を全面的に減少させて、その寿命を短縮させる。
 - ② 局部腐食

腐食が局部に集中するため、漏水等の事故を発生させる。また、管の内面腐食によって発生する鉄錆のこぶは、流水断面を縮小するとともに摩擦抵抗を増大し、給水不良を招く。
- (3) 腐食の起こりやすい土壌の埋設管
 - ① 腐食の起こりやすい土壌
 - i 酸性またはアルカリ性の工場廃液等が地下浸透している土壌
 - ii 埋め立て地の土壌（硫黄分を含んだ土壌、泥炭地帯）
 - ② 腐食の防止対策
 - i 非金属管を使用する。
 - ii 金属管を使用する場合は、適切な電食防止措置を講ずること。

4.逆流防止

給水装置は、通常有圧で給水しているため外部から水が流入することはないが、断水、漏水等により、逆圧または負圧が生じた場合、逆サイホン作用等により水が逆流し、当該需要者はもとより、他の需要者に衛生上の危害を及ぼすおそれがある。このため吐水口を有し、逆流を生じるおそれのある箇所ごとに、吐水口空間の確保、逆流防止性能を有する給水用具の設置または負圧破壊性能を有する給水用具の設置のいずれかの措置を講じなければならない。

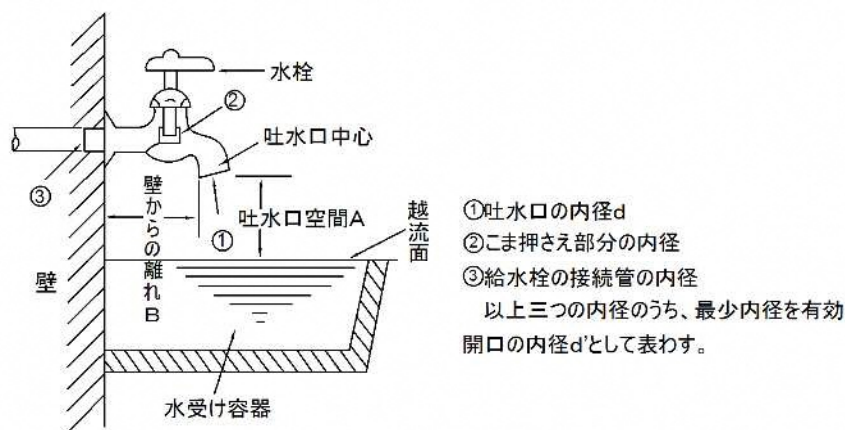
(1) 吐水口空間

吐水口空間は、逆流防止のもっとも一般的で確実な手段である。

受水槽、流し、洗面器、浴槽等に給水する場合は、給水栓の吐水口と水受け容器の越流面との間に必要な吐水口空間を確保する。この吐水口空間は、ボールタップ付きロータンクのように給水用具の内部で確保されていてもよい。

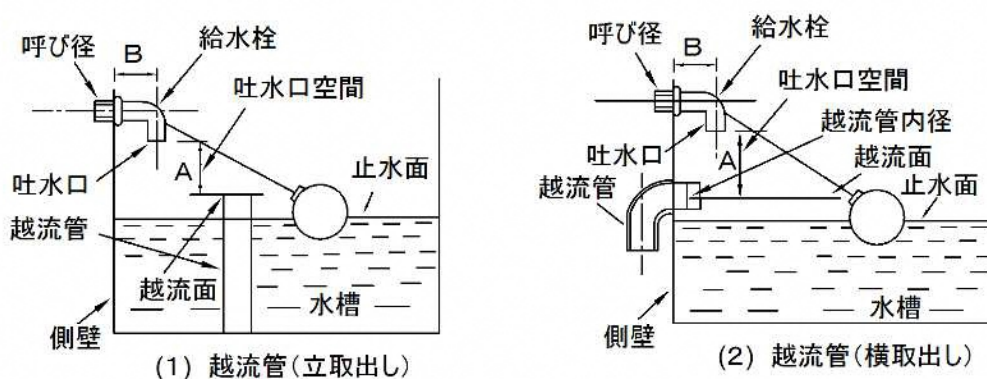
- ① 吐水口空間とは給水装置の吐水口端から越流面までの垂直距離をいう。
- ② 越流面とは洗面器等の場合は当該水受け容器の上端をいう。(図-1) また、水槽等の場合は立取り出しにおいては越流管の上端、横取り出しにおいては越流管の中心をいう。(図-2)
- ③ ボールタップの吐水口の切り込み部分の断面積(バルブレバーの断面積を除く。)がシート断面積より大きい場合には、切り込み部分の上端を吐水口の位置とする。
- ④ 確保すべき吐水口空間
 - i 呼び径が25mm以下のものは、構造・材質基準に係る事項の規定の吐水口空間によること。(表-1)
 - ii 呼び径が25mmを超える場合は、構造・材質基準に係る事項の規定の吐水口空間によること。(表-2)

図-1 洗面器等の場合

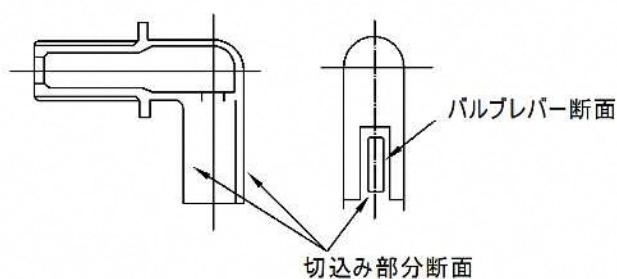


(注: Bの設定は呼び径が25mmを超える場合の設定)

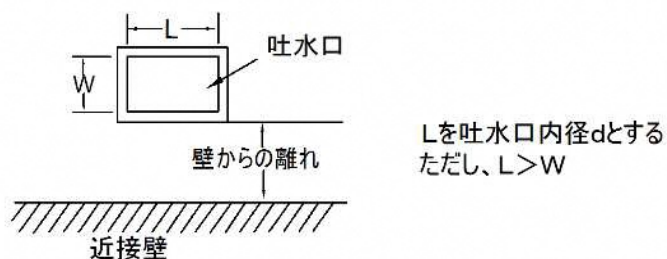
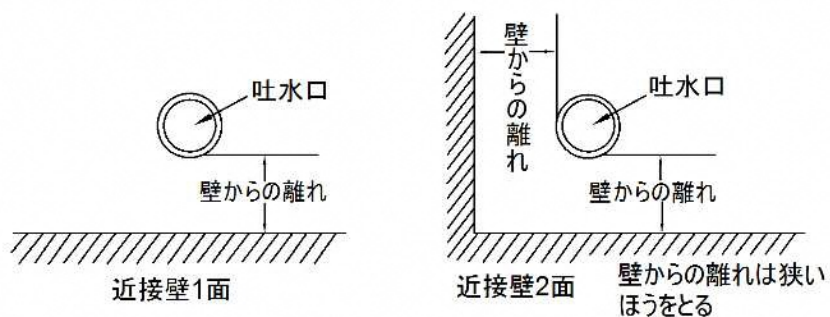
図－2 水槽等の場合



(注: Bの設定は呼び径が25mm以下の場合の設定)



(3) ボールタップの吐水口
切り込み部分の断面



(1) 規定の吐水口空間

呼び径が25mm以下のものについては、次表による。

表－1 呼び径別吐水口空間の規定（呼び径が25mm以下）

呼 び 径 の 区 分	近接壁から吐水口の中心 までの水平距離 B	越流面から吐水口の中心 までの垂直距離 A
13mm以下	25mm以上	25mm以上
13mmを超え20mm以下	40mm以上	40mm以上
20mmを超え25mm以下	50mm以上	50mm以上

- ① 浴槽に給水する場合は、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は50mm未満であってはならない。
- ② プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに、事業活動に伴い洗剤または薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は200mm未満であってはならない。
- ③ 上記①及び②は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。

呼び径が25mmを超える場合にあっては、次表による。

表－2 呼び径別吐水口空間の規定（呼び径が25mmを超え）

区 分			越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 A
壁からの離れ B			
近接壁の影響がない場合			1. 7 d' + 5 mm 以上
近接壁の影響 がある場合	近接壁 1面の 場合	3 dを超えるもの 3 dを超え5 d以下 5 dを超えるもの	3. 0 d' 以上 2. 0 d' + 5 mm 以上 1. 7 d' + 5 mm 以上
	近接壁 2面の 場合	4 d以下 4 dを超え6 d以下 6 dを超え7 d以下 7 dを超えるもの	3. 5 d' 以上 3. 0 d' 以上 2. 0 d' + 5 mm 以上 1. 7 d' + 5 mm 以上

- ① d：吐水口の内径（mm） d'：有効開口の内径（mm）
- ② 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をdとする。
- ③ 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。
- ④ 浴槽に給水する場合は、越流面からの吐水口の最下端までの垂直距離は50mm未満であってはならない。
- ⑤ プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤または薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は200mm未満であってはならない。
- ⑥ 上記④及び⑤は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。

(2) 逆流防止措置

吐水口空間の確保が困難な場合、あるいは給水栓などにホースを取付ける場合、断水、漏水等により給水管内に負圧が発生し、吐水口において逆サイホン作用が生じた際などに逆流が生じることがあるため、逆流を生じるおそれのある吐水口ごとに逆止弁、バキュームブレーカーまたは、これらを内部に有する給水用具を設置すること。

なお、吐水口を有していても、消火用スプリンクラーのように逆流のおそれのない場合には、特段の措置を講ずる必要はない。

(3) 水道水を汚染するおそれのある有害物質等を取扱う場所

化学薬品工場、クリーニング店、写真現像所、メッキ工場等水を汚染するおそれのある有毒物等を取扱う場所に給水する給水装置にあつては、一般家庭等よりも厳しい逆流防止措置を講じる必要がある。

このため、最も確実な逆流防止措置として受水槽式とすることを原則とする。

なお、確実な逆流防止機能を有する減圧式逆流防止器を設置することも考えられるが、この場合、ゴミ等により機能が損なわれないように維持管理を確実に行う必要がある。

5.凍結防止

- (1) 凍結のおそれがある場所の屋外配管は、原則として、土中に埋設し、かつ埋設深度は凍結深度より深くすること。下水管等があり、やむを得ず凍結深度より浅く布設する場合、または擁壁、側溝、水路等の側壁からの距離が十分にとれない場合は、保温材（発泡スチロール等）で適切な防寒措置を講じること。
- (2) 屋外給水栓等の外部露出管は、保温材（発泡スチロール、加温式凍結防止器等）で適切な防寒措置を講じること。
- (3) 屋内配管にあつては、管内の水を容易に排出できる位置に水抜き用の吸水用具を設置すること、または保温材で適切な防寒措置を講じること。
- (4) 結露のおそれがある給水装置には、適切な防露措置を講じること。

6.クロスコネクション防止

一つの給水装置があるとき、これを他の管、設備または施設に接合することをクロスコネクション（誤接合）という。特に、水道以外の配管等との誤接合の場合は、水道水中に排水、化学薬品、ガス等が混入するおそれがある。

安全な水の確保のため、給水装置と当該給水装置以外の水管、その他の設備とを直接連結することは絶対に避けなければならない。

近年、多目的に水が使用されることに伴い、用途の異なる管が給水管と近接配管され、外見上判別しがたい場合もある。したがって、クロスコネクションを防止するため、管の外面にその用途が識別できるよう表示する必要がある。

第5節 土工事等

1. 土工事

- (1) 給水装置工事において、道路掘削を伴うなどの工事内容によっては、その工事箇所の施工手続きを当該道路管理者及び所轄警察署等に行い、その道路使用許可等の条件を遵守して適正に施工、かつ、事故防止に努めなければならない。
- (2) 掘削に先立ち事前の調査を行い、現場状況を把握するとともに、掘削断面の決定に当たっては、次の留意事項を考慮すること。
 - ① 掘削断面は、道路管理者等が指示する場合を除き、掘削場所における道路状況、地下埋設物、土質条件、周辺の環境及び埋設後の土被り等を総合的に検討し、最小で安全かつ確実な施工ができるような断面及び土留法を決定すること。
 - ② 特に掘削深さが1.5mを超える場合は、切り取り面がその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き土留工を施すこと。
 - ③ 掘削深さが1.5m以内であっても自立性に乏しい地山の場合は、施工の安全性を確保するため適切な勾配を定めて断面を決定するか、又は土留工を施すものとする。
- (3) 機械掘削と人力掘削の選定に当たっては、次の事項に留意すること。
 - ① 下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の輻輳状態、作業環境等及び周辺の建築物の状況。
 - ② 地形（道路の屈曲及び傾斜等）及び地質（岩、転石、軟弱地盤等）による作業性。
 - ③ 道路管理者及び所轄警察署長による工事許可条件。
 - ④ 工事現場への機械輸送の可否。
 - ⑤ 機械掘削と人力掘削の経済比較。
- (4) 掘削工事については、次によらなければならない。
 - ① 舗装道路の掘削は、隣接する既設舗装部分への影響がないようカッター等を使用し、周りは方形に、切り口は垂直になるように丁寧に切断した後、埋設物に注意し所定の深さ等に掘削すること。
 - ② 道路を掘削する場合は、1日の作業範囲とし、堀置きはしないこと。
 - ③ 埋設物の近くを掘削する場合は、必要により埋設物の管理者の立会いを求めること。
- (5) 埋戻しは、次によらなければならない。
 - ① 道路内における埋戻しは、道路管理者の承諾を受け、指定された土砂を用い、原則として厚さ30cmを超えない層ごとに十分締固め、将来陥没、沈下等を起こさないようにしなければならない。また、他の埋設物周りの埋戻しに当たっては、埋設物の保護の観点から良質な土砂を用い入念に施工する必要がある。
 - ② 道路以外の埋戻しは、当該土地の管理者の承諾を得て良質な土砂を用い、原則として厚さ30cmを超えない層ごとに十分締固めを行わなければならない。
 - ③ 締固めは、タンパ、振動ローラー等の転圧機によることを原則とする。
 - ④ 施工上やむを得ない場合は、道路管理者等の承諾を受けて他の締固め方法を用いることができる。

2. 道路復旧工事

- (1) 舗装道路の仮復旧は、道路管理者の条件書に従い、埋戻し完了後速やかに行うこと。
- (2) 舗装道路の本復旧は、道路管理者の指示に従い、仮復旧養生期間完了後次により速やかに行うこと。

- ① 本復旧は、在来舗装と同等以上の強度及び機能を確保するものとし、舗装構成は、道路管理者が定める仕様書によるほか、関係法令等に基づき施工しなければならない。
 - ② 工事完了後、速やかに既設の区画線及び道路標示を溶着式により施工し、標識類についても原形復旧すること。
- (3) 非舗装道路の復旧については、道路管理者の指定する方法により路盤築造等を行い、在来路面となじみよく仕上げること。
- ※川越市道路復旧組成については、別図のとおりとする。
- なお、国、県道については、許可条件通り復旧し検査を受けること。

3.現場管理

工事の施工に当たっては、道路交通法、労働安全衛生法等の関係法令及び工事に関する諸規定を遵守し、常に交通及び工事の安全に十分留意して現場管理を行うとともに、工事に伴う騒音、振動等をできる限り防止し、生活環境の保全に努めること。

- (1) 工事の施工は、次の技術指針・基準等を参照すること。
 - ① 土木工事安全施工技術指針
 - ② 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針
 - ③ 建設工事公衆災害防止対策要綱
 - ④ 道路工事現場における表示施設等の設置基準
 - ⑤ 道路工事保安施設設置基準
- (2) 道路工事に当たっては、交通の安全等について道路管理者及び所轄警察署長と事前に相談しておくこと。
- (3) 工事の施工によって生じた建設発生土、建設廃棄物等の不要物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他の規定に基づき、工事施工者が責任をもって適正かつ速やかに処理すること。
- (4) 工事中、万一不測の事故等が発生した場合は、直ちに所轄警察署長、道路管理者に通報するとともに、上下水道事業管理者に連絡しなければならない。工事に際しては、予めこれらの連絡先を確認し、周知徹底をさせておくこと。
- (5) 他の埋設物を損傷した場合は、直ちにその埋設物の管理者に通報し、その指示に従わなければならない。
- (6) 掘削に当たっては、工事場所の交通の安全等を確保するために保安設備を設置し、必要に応じて保安要員（交通整理員等）を配置すること。また、その工事の作業員の安全についても十分留意すること。
- (7) 工事施工者は、本復旧工事施工まで常に仮復旧箇所を巡回し、路盤沈下、その他不良箇所が生じた場合又は道路管理者等から指示を受けたときは、ただちに修復をしなければならない。

※別図 川越市道路復旧組成図

			本 復 旧	仮 復 旧
舗 装 道 道	車 道	No. 1	密粒度アスコン5cm タックコート 粗粒度アスコン5cm タックコート 粗粒度アスコン7cm プライムコート 粒調碎石 30cm 切込碎石 30cm	常温合材 7cm 粒調碎石 40cm 切込碎石 30cm
		No. 2	密粒度アスコン5cm タックコート 粗粒度アスコン7cm プライムコート 粒調碎石 20cm 切込碎石 30cm	常温合材 5cm 粒調碎石 27cm 切込碎石 30cm
		No. 3	密粒度アスコン5cm プライムコート 粒調碎石 20cm 切込碎石 28cm	常温合材 5cm 粒調碎石 20cm 切込碎石 28cm
		No. 4	密粒度アスコン5cm プライムコート 粒調碎石 15cm 切込碎石 20cm	常温合材 5cm 粒調碎石 15cm 切込碎石 20cm
	歩 道	No. 5	細粒度アスコン4cm プライムコート 粒調碎石 15cm	常温合材 4cm 粒調碎石 15cm
砂 利 道		No. 6	切込碎石 20cm 砂	

第四章 給水設備の施工

第1節 給水設備について

条例第13条第3項並びに第4項、川越市水道事業中高層建築物等の給水に関する規程第3条並びに第4条に基づき、給水設備の施工方法を定める。

中高層建築物等を建築しようとする者は、配水管から水の供給を受けるための水槽（以下、受水槽という）を設置し、親メーターを設置しなければならない。

また、子メーターは、受水槽から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具に設置するものとし、その形態及び位置は管理者が定めるものとする。

第2節 給水設備等の設置

1. 受水槽の設置位置等

- (1) 受水槽は、原則として地上式とする。ただし、建築物の構造上やむを得ず地下式とする場合は、排水機能をもつピット内に設置するものとし、受水槽の底面を排水槽等の満水面より高くし、汚染されないようにするとともに、満水時警報装置を取り付けるものとする。
- (2) 受水槽は、保守点検が容易に行うことができるよう周壁60cm以上の空間を設け、し尿浄化槽、汚水槽等の汚染源に近接してはならない。
- (3) 受水槽のスラブ上部にはボイラー、ポンプ、機械類給油管、排水管等を設置してはならない。

2. 受水槽の構造

- (1) 受水槽は、鋼板製又は合成樹脂製等のもので水質の保全上、漏水及び汚染されないよう水密性を保つ構造とし、水質に影響のない防水及び防食対策等を講じたものとしなければならない。
- (2) 受水槽は、修理及び内部の清掃がしやすいように必要なマンホール、排水管、通気管、ステップ、オーバーフロー管等を設けるとともに、底面には清掃時の排水等が完全に排出できるように勾配をつけること。
- (3) 受水槽の上面は、雨水等の滞水を妨げる構造とし、マンホール面は雨水等が流入しないよう、周囲盤より10cm以上高くする。また、マンホール蓋は60cm以上の密閉式（防水型）二重蓋を使用し、施錠できるものとする。
- (4) 通気管は、その末端を下向きに取り付けるとともに、耐蝕性スクリーンかさ等を取り付け、昆虫、小動物等が入らないようにする。
- (5) オーバーフロー管等の管先端は、他の構造物及び排水口よりそれぞれ10cm以上の空間を保ち逆流を防ぐようにする。
- (6) オーバーフロー管の管径は、時間最大受水量の120%以上の排水能力を有するものとする。
- (7) 吐水口と出水口は対称位置に設けるものとし、停滞水が生じないように考慮すること。
- (8) 受水槽の容量が50m³を超える場合は、停滞水が生じないように導流壁を設ける。
- (9) 受水槽を建築物内に設置するときは、受水槽周壁と建築物とを兼用してはならない。

3. 受水槽への給水

- (1) 受水槽への給水は、給水管を立ち上げて給水する落とし込み方式とする。なお、地下式受水槽への給水は、給水管を地盤面より立ち上げて給水する落とし込み方式とし、最頂部には空気弁を設置する。
- (2) 給水用具は、水撃作用の生じるおそれのないようなボールタップ、定水位弁及び副弁付定水位弁等を使用するとともに、必要に応じ有効な水撃防止器具を設置する。
給水管口径 13mm、20mm：複式ボールタップ、給水管口径 25mm：定水位弁（一体型副弁付）、給水管口径 30mm 以上：副弁付定水位弁
- (3) 吐水口の位置は、受水槽の満水面から給水管口径の 1.5 倍（最低 50mm）以上の高さになるようにしなければならない。
- (4) 配管内の空気停滞の生じる箇所には、空気弁を設置すること。
- (5) 受水槽への配管は、堅固な物に固定するものとし、つり金具、防振ゴム等で管の保護と振れを最小にするよう考慮する。

4. 受水槽の容量

- (1) 受水槽の有効容量は、1 日の計画使用水量を最大として、40～60%（原則 50%）を標準とする。

5. 受水槽以下の給水方法

- (1) 受水槽以下の給水方法は、高置水槽式、圧力水槽式、ポンプ圧送式のいずれかとし、揚水用、圧送用ポンプは、必ず 2 台以上設置し、自動交互運転方式とする。

6. 高置水槽の設置

- (1) 高置水槽は、最上階の給水栓から上部 5m 以上の位置に設置するものとする。ただし、フラッシュバルブを用いる水洗便所がある場合においては、最上階の給水栓から上部 10m 以上の位置に設置するものとする。
- (2) 高置水槽は、湿気がなく衛生的で、かつ点検、清掃、修理が容易なように設置する。
- (3) 高置水槽の構造は受水槽に準ずるものとする。
- (4) 受水槽から、高置水槽への揚水方法は、水位自動制御方式又はフロートスイッチ方式のポンプにより行うものとし、必ず 2 台以上取付け、自動交互運転により、高置水槽を 20 分未満で満水にできる性能を有するものとする。
- (5) 高置水槽の有効容量は、時間最大使用水量を基準にプラス・マイナス 50% の範囲とする。

7. 受水槽以降の給水管及び給水用具

- (1) 給水設備は、当該給水設備以外の管及びその他の設備と直接連結させてはならない。
- (2) 給水設備に用いる給水管及び給水用具は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（厚生省令第 14 号、平成 9 年 3 月）の性能基準を満たしたものをを使用すること。
- (3) 給水管は、汚染物の中を貫通させたり、その直下に配管してはならない。
- (4) 地下式受水槽から揚水するための給水管は、受水槽上部のスラブ面を貫通して配管し、貫通箇所は汚水の進入を防止するため防水加工を施すこと。
- (5) 給水管の揚水口は、水の滞留を防止するため、ポンプ機能を阻害しない範囲でなるべく低く設置する。
- (6) 給水設備からの吐水口と、その給水を受ける器具の溢れ縁との空間が取れない時は、逆流防止機能を有する給水用具を設置するものとする。
- (7) 給水設備には、凍結、結露、破壊、浸食、電食等の防護措置を講ずる。

- (8) 給水設備には、受水槽を除く他の設備と、明瞭に識別できる措置を講ずる。

8. 工事の施行

- (1) 受水槽以降の給水設備工事の施行については、給水装置の工事に準ずるものとする。

9. 給水設備の維持管理

- (1) 水槽（受水槽、高置水槽）内部は、月1回以上、給水設備の使用者又は所有者の責任において、水あかの付着、沈殿物、浮遊物及びその他水質汚染の有無を点検するものとする。
- (2) 水槽内部は、年1回以上、必ず清掃するものとする。
- (3) 水槽の周囲は常に清潔にし、水槽を汚染させないようにする。
- (4) 給水栓での水質検査（色、濁り、臭い、味等）を定期的（1日1回程度）に実施すること。
- (5) 供給する水が、人の健康を害するおそれがあると分かったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を飲用しないよう関係者に周知させること。
- (6) 長期間使用を中止していた水槽を再使用し、飲用とする場合は、水槽内を清掃の後、使用すること。
- (7) ポンプ室の出入口は、常に施錠をし、関係者以外みだらに立ち入らないこと。
- (8) 末端給水栓における水は、遊離残留塩素0.1mg/ℓ（結合残留塩素の場合は0.4mg/ℓ）以上保持するようにする。
- (9) その他、給水設備の維持管理については、給水設備の使用者又は所有者が管理者として、善良な維持管理をおこなうこと。
- (10) 地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者等による給水栓における水の色、臭い、味、色度、濁度に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

第3節 子メーターの設置

1. 設置場所

- (1) 子メーターの設置場所は、常時自由に点検できる場所とし、パイプスペース内又は、単独に設けられた水道メーター用スペース（店舗部分等で管理に支障がある場合は別に集中して設置するものとする。）を標準とし、十分な防護措置を講じなければならない。また、設置場所には障害物等を放置してはならない。

2. 設置スペース

- (1) 子メーターの設置スペースは、検針、閉開栓、取替作業等に支障のないスペース（最低60cm四方）とし、ガス、電気、その他の配管、器具等と共有する場合は、相互間の管理に支障のない間隔を確保し、特にその器具等の特質に留意し配置すること。
- (2) 同一スペース内に、複数個の子メーターを設置する場合は、各メーターに室番識別プレートを取り付けること。

3. 子メーターの取付

- (1) 子メーターは、市の指定したメーターを使用し、取付けに際しては配管内を十分洗浄し流水方向を確認のうえメーター指示部が水平になるように取付けること。

4. 止水バルブの取付

- (1) 止水バルブ（10K）は、各系統別及び各戸配管ごとに取り付けると共に、子メーター

上流部に直結して、市の指定した開閉防止型伸縮バルブ※を取り付けなければならない。

5.配管等

- (1) 子メーター設置スペース内の配管は、硬質塩化ビニールライニング鋼管（SGP-VB）又は、これに準ずる強度、性能を有するものとする。
- (2) 子メーター及び配管は、保温材（発泡スチロール等）により凍結防止の措置を講じなければならない。

6.その他

- (1) 定めのない事項、又は疑義が生じたときは、別に協議するものとする。

※指定開閉防止型伸縮バルブ

(株)日邦バルブ：NT-M伸縮式ボール止水栓（止水時ハンドル脱着式）

(株)日邦バルブ：メーターユニットMUP（止水時ハンドル脱着式）

前澤給装工業(株)：開閉防止 II 型ボール止水栓伸縮型（止水時ハンドル脱着式）

*****に設置する水道子メーター等に関する協定書

川越市上下水道事業管理者（以下『甲』という。）と所有者** **（以下『乙』という。）とは、乙が川越市*****に建築する『*****』に設置する水道子メーター等について川越市水道事業中高層建築物等の給水に関する規程に基づき、次のとおり協定を締結する。

（親メーターの設置）

第1条 甲は、配水管と受水槽又は増圧給水設備の間にメーターを設置する。

（子メーターの設置）

第2条 乙は、甲の指導に基づき子メーターを設置し、甲の完了検査を受けたのち、甲に無償寄付するものとする。

（メーターと子メーターの計量）

第3条

甲は、メーターによって計量された使用水量が、子メーターによって計量された使用水量の合計を超える場合は、その超えた部分の水道料金を、乙に請求することができるものとする。

2 前項の計量差について、甲が給水装置を検査する場合は、乙は、これに協力しなければならない。

（メーターの維持管理）

第4条 甲は、計量法に基づいて子メーターを交換するものとする。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって子メーターを保管しなければならない。

3 乙は、前項の義務を怠ったために子メーター等を亡失し、又は損傷した場合は、その損害を甲に賠償しなければならない。

（メーター交換自由の規定）

第5条 甲は、設置されている子メーターが甲の業務運営に支障があると認めるときは、他の子メーターに交換できるものとする。

2 甲は、子メーターの交換にあたり、給水設備の経年劣化に伴う配管不良等により作業ができないと判断したときは、乙に給水設備の修繕を求めることができるものとする。

3 乙は、前項の求めがあったときは、速やかに修繕し、子メーターを交換できる状態にしなければならない。

（給水装置及び給水設備の管理）

第6条 メーターから水道使用者側において破損、漏水及び汚染等不測の事故があった場合は、乙の責任において一切処理するものとする。

（建物の立ち入りについて）

第7条 建築予定の建物がオートロックの場合、乙は検針用のオートロックナンバーを設定し、速やかに甲に報告するものとし、オートロックではなく施錠等される建物について、乙は甲に鍵等を貸与し検針を妨げないようにしなければならない。

2 オートロック番号及び鍵等の変更が生じた場合も同様とする。

(効力の継承)

第8条 この協定による第3条から前条までの規定は、所有者又は入居者が変更になった場合も同様とする。

(料金の納付)

第9条 乙は、各戸の水道料金の支払いについて、口座振替制の方法により完全納付されるよう入居者を指導するものとする。

(定めのない事項)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 川越市三久保町20番地10
川越市
川越市上下水道事業管理者

乙 住所
氏名

電話☎ ()

第五章 給水装置工事等の検査

第1節 給水装置工事の検査

給水装置工事主任技術者は、竣工図等の書類検査または現地調査により、給水装置が構造・材質基準に適合していることを確認すること。

給水装置の使用開始前に管内を洗浄するとともに、通水試験、耐圧試験及び水質試験（残留塩素測定等）を行うこと。

※検査についての注意事項

検査の実施は入居前であるから、給水装置工事の工程をよく管理し、完了と同時に検査が受けられるように検査申込みをすること。

1. 工事検査

工事検査において確認する内容は、次のとおりである。

（1）書類審査

水道事業者は、指定給水装置工事事業者より提出された、給水装置工事完成届（新設・改造・修繕・撤去）により、検査内容の確認を行う。（表－1）

表－1 書類検査

検査項目	検査の内容
位置図	1 工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること。
	2 工事箇所が明記されていること。
平面図 及び 立体図	3 方位が記入されていること。
	4 建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。
	5 道路種別等付近の状況がわかりやすいこと。
	6 隣接家屋の栓番号及び境界が記入されていること。
	7 分岐部のオフセットが記入されていること。
	8 平面図と立体図が整合していること。
	9 隠ぺいされた配管部分が明記されていること。
	10 各部の材料、口径及び延長が記入されており、 ①給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること。 ②構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。 （水の汚染・破壊・浸食・逆流・凍結防止等対策の明記）

(2) 現地検査

工事の検査は、指定給水装置工事事業者自らが行う工事の竣工検査と水道事業者が行う完成検査とがある。

水道事業者が行う完成検査については、給水装置工事主任技術者に立会いを求めて、検査内容の確認を行う。(表-2)

給 水 装 置 工 事 検 査 表						
検査日	令和	年	月	日	検査員	受付番号
申請地	川越市					
申請者名						
指定工事事業者	給水装置工事 主任技術者					
検査項目	検査内容	検査結果	確認者	備 考		
道路使用許可	1 道路使用許可証の取得状況(場所、期間、方法等)	良・否・-	主技・水道			
工事中の安全対策	2 バリケード・誘導員等工事中の安全対策	良・否・-	主技・水道			
道路復旧工事	3 占路許可条件どおりの復旧・復旧等の施工	良・否・-	主技・水道			
指定の給水管及び給水用具	4 用紙にて指定している給水管及び給水用具の使用(規格等)	良・否・-	主技・水道			
その他給水管及び給水用具	5 指定品が材質基準に適合している給水管及び給水用具の使用	良・否・-	主技・水道			
配水管からの分岐工事	6 分岐管の接続状態及び接続は適切か	良・否・-	主技・水道			
	7 防食メアの導入の有無	有・無・-	主技・水道			
	8 防食フィタ等の設置	有・無・-	主技・水道			
配管からの配管工事	9 分岐管の接続等及び防食フィタ等の設置	良・否・-	主技・水道			
	10 配管の口径・経路・埋設深さが適切かどうか	良・否・-	主技・水道			
	11 水が滞留する構造になっていないか	良・否・-	主技・水道			
	12 必要に応じて水が汚染されないよう防犯等がなされているか	良・否・-	主技・水道			
	13 防犯モニタリングがなされているか	良・否・-	主技・水道			
	14 必要に応じて水漏防止措置がとられているか	良・否・-	主技・水道			
	15 必要に応じて適切な漏水防止措置がとられているか	良・否・-	主技・水道			
	16 必要に応じて漏水防止措置がとられているか	良・否・-	主技・水道			
	17 適切な漏水防止措置がとられているか	良・否・-	主技・水道			
	18 漏水及び給水用具等の位置が平面図面と適合しているか	良・否・-	主技・水道			
19 構造及び材質に合った適切な接続がなされているか	良・否・-	主技・水道				
止水栓取付工事	20 止水栓の位置及び施工方法は適切か	良・否・-	主技・水道			
給水栓取付工事	21 取付位置及び施工方法は適切か	良・否・-	主技・水道			
宅内への配管工事	22 どのような配管の仕方をしたかを記入	良・否・-	主技・水道			
受水槽への給水	23 適切な止水栓が設置されているか	良・否・-	主技・水道			
その他の	24 管内の流況及びエア抜き	良・否・-	主技・水道			
操 能 検 査	25 給水用具からの水の流出量	良・否・-	主技・水道			
	26 マーターの作動状態(パイロット及流水方向)	良・否・-	主技・水道			
耐 圧 試 験	27 耐圧試験の結果(試験圧力と耐圧時間)	Mpa. 分間	主技・水道			
水 質 検 査	28 残留塩素の確認(0.1mg/l以上)	mg/l	主技・水道			
	29 臭気・色・味・濁り(異常がないこと)	良・否・-	主技・水道			
そ の 他	30 給水装置仕様を適切に指示したか	良・否・-	主技・水道			
	31 マーターの仕様及び型式・番号等の確認	良・否・-	主技・水道			
	32 竣工図面(受水槽等の図)の記入	良・否・-	主技・水道			
	33 分岐部及び止水栓のナット等の測定	良・否・-	主技・水道			
特記事項 						

2.耐圧試験

耐圧試験は次のような手順により行い、試験水圧は原則として1.75Mpa とすることが望ましい。

(1) 耐圧試験の手順（量水器より下流側）

- ① メーター接続用ソケット又はフランジにテストポンプを連結する。
- ② 給水栓等を閉めて、給水装置内及びテストポンプの水槽内に充水する。
- ③ 充水しながら、給水栓等をわずかに開いて給水装置内の空気を抜く。
- ④ 空気が完全に抜けたら、給水栓を閉める。
- ⑤ 加圧を行い水圧が1.75Mpa に達したら、テストポンプのバルブを閉めて1分間以上その状態を保持し、水圧の低下の有無を確認する。
- ⑥ 試験終了後は、適宜、給水栓を開いて圧力を下げてからテストポンプを取り外す。
なお、止水栓より上流側（道路分等の配管）についても、同様な手順で耐圧試験を行う。

3.水質

水質について、表－3の確認を行うこと。

表－3 水質の確認項目

項 目	状 態
残留塩素（遊離）	0.1mg/ℓ以上
臭 気	観察により異常でないこと
味	〃
色	〃
濁 り	〃

第2節 給水設備以下に設置する子メーターの検査

受水槽以下については、水道法にいう給水装置以外であるが、構造、衛生等給水装置と同様な施設であり、給水装置に準じて検査を行う。

子メーターの検査は、検査依頼書（表－4）、メーター部屋別設置表（表－5）、子メーター検査表（表－6）により確認する。

表－４

子メーター検査依頼書

令和 年 月 日

川越市上下水道事業管理者様

住所 _____

申 請 者

氏名 _____

指定給水装置

工 事 事 業 者 _____

下記施設の受水槽以下の装置について、子メーターの設置が完了しましたので、その検査を依頼します。

申 請 地	川越市		
申 請 者 名			
フ リ ガ ナ			
施 設 名			
メーターメーカー		親水栓番号	

添付書類

1.案内図

2.メーター部屋別設置表

部屋番号、メーター口径、メーター番号、検満日付、メーター指針、止水栓区分等を一覧表にしたもの

3.給水系統図

4.メーター設置平面図

※上下水道局処理欄

事前受付 No.		協 定 日 付		納 金 日 付			
検 査 予 定 日		入 力 日 付		入 力		送 付	

表-6

子 夕 一 夕 一 横 查 衣

受付 姓		検査 施		検査予定年月日		ページ	/
申請 地				メーター口径、個数			
フリガナ 申請者名				13 mm		78 個	
フリガナ 施設名				20 mm		100 個	
営業者名				25 mm		150 個	
工事店名		協定年月日		40 mm			
メーターメーカー		メーター型式		50 mm		計	

鑽水栓番号	鑽孔番号	指示	目録
-------	------	----	----

檢査年月日	令和 年 月 日	検査員	
-------	----------	-----	--

[illegible]

第六章 事務手続

第1節 着手までの事務手続

給水装置工事の事務処理フローと各事務の概要については、第一章第5節を参照すること。

1.給水申請事前協議

一般（専用）住宅以外の施設に給水を希望する場合は、給水装置工事申請に先立ち、給水申請事前協議書を提出すること。

ただし、一般（専用）住宅で、計画敷地の前面道路に配水管が未布設で、配水管布設工事を希望する場合は、住宅以外の施設と同様とする。

その場合、配水補助管布設工事申請も併せて行うものとする。

※ 給水申請事前協議の回答には時間がかかるため、余裕をもって協議申請を行うこと。

また、給水装置工事申請時に事前協議回答書の写しを添付するものとする。

2.給水装置工事申請書の記載

給水装置工事申請書に下記の事項を文字は楷書、数字はアラビア文字で、正確丁寧に記入すること。

- (1) 氏名には、電算処理を行うため必ずフリガナを付けること。
- (2) 給水装置所有者が法人の場合は、法人の名称、代表者名を明記し、代表取締役印を押印すること。
- (3) 土地通過、私有管の分岐、その他当該工事に利害関係人の承諾が必要な場合は、承諾の旨及び記名押印すること。
- (4) その他、必要な事項を記入すること。

3.申込みの成立

審査終了後、当該費用（水道利用加入金、設計審査手数料、工事検査手数料）を上下水道局に納入する。この納入をもって水道の申込みが成立するものとする。

4.工事施工の許可

工事申込み成立をもって宅地内工事の着手を認める。

ただし、上下水道事業管理者が特別に必要と認めた場合は、その指示によるものとする。

5.通水の申込み

宅地内工事が終了し、通水できる状態となった時点で完成届を添え、工事検査の申し込みを行うものとする。（検査日より4日以前とする）

検査当日、道路分工事を行うものとする。

6.道路占用工事手続

道路管理者の占用許可を受ける場合は、上下水道局において申請を行う。ただし、必要書類は指定給水装置工事事業者において用意する。

7.道路使用許可手続

公道等を使用する場合は、指定給水装置工事事業者において行うものとする。

8.その他

(1) 臨時用（工事用も含む）

臨時給水装置は、工事その他使用目的終了時点に於いて撤去する事を原則とし、期限を使用開始より1年以内とし特別に認めるものとする。

工事用臨時給水装置を引き続き本工事に接続希望する時は、あらかじめ建築確認番号を記入し申請する。

また、臨時用（工事用も含む）の申請をする場合は、申請書に臨時（仮設）承認願書を添付し申請する。

(2) 連合栓の申し込み

アパート、貸家、共同住宅等連合栓となる工事は、メーター設置数と同数の申請書を提出し、各単独申請と同様の記入をする。（受水槽を設置する場合は、親メーター数）

連合の幹栓は、配管最終とし、あとは分岐点を基準に終点より順次とする。

連合幹栓の申請には、チーズ（支栓の各分岐）以下を除き、本管分岐点よりの図面に書き入れ各配置等記入する事とする。

既設給水装置のある二世帯住宅の場合、水道利用加入金の減免に絡み幹栓が二階にできない場合が生じるが基本的には、二階を幹栓とする。

(3) 給水管道路分取り出し工事申請手続き

- ① 事前協議を行っている場所については、回答後に市へ納金（事前協議により決定された金額）支払いが完了していること。
- ② 外溝工事及び既設管の改造に伴う取り出しは、個々の工事申請により行うこと。
- ③ 工事申請書には、現地案内図、取り出し平面図を添付すること。また、申請書は検査日の4営業日以上前に提出し、決裁を受けること。
- ④ 取り出し箇所は原則申請どおりとすること。やむを得ず区画数や位置の変更が生じた場合は、予め担当者と協議すること。
- ⑤ 取り出しをするにあたり、道路占用及び道路使用許可の内容、期間をよく確認すること。
- ⑥ その他申請書に記載の遵守事項を厳守すること。

※ 1年以上長期の使用がない場合、管内の水質悪化、漏水等、維持管理上好ましくない
ので、給水申請者に確認のうえ給水申請担当課の指示に従い給水申請をすること。

第2節 施工中の手続

1.分岐工事

分岐工事を施工する場合は、必ず上下水道局へ連絡し、立ち合い又は指示を受ける。

必要に応じて各種埋設物の管理者に連絡し、立ち合い又は指示を受ける。

2.設計変更

建築物の設計変更、その他申し込み者の意向等により、当初設計に著しい変更があった場合は改めて設計し、審査を受けるものとする。

3.その他

施工中に申請内容の変更等生じた場合は、上下水道局と協議し指示を受けるものとする。

軽微な変更の場合は、完成図で修正とする。（蛇口の位置変更1～2箇所、増加1箇所、及び取り入れ箇所の多少の変更等）

第3節 竣工の手続

1.給水装置工事完成届の記載について

給水装置工事完成届は、下記の事項をのぞき給水装置工事申請書の記載方法と同様に記入するものとする。

- (1) 一般受付番号を赤字で記入する。
- (2) 図面には撤去は図示しない。
- (3) 完成届裏面の配管平面図ページ番号を記入する。

2.給水装置検査申請と日程手続

- (1) 給水装置工事施行者は、宅地内給水装置工事が完成しだい、完成図を作成し完成届を提出する。
- (2) 審査完了（審査に合格し、審査印が押印されたもの）の完成届を、検査予定にあわせ検査予定箱に入れる。
※4日目（営業日）が完成検査予定日となる。
- (3) 検査予定箱に入れられた書類は、付番処理され検査の予定組みが行われる。
- (4) 予定組みが終了した関係書類（検査決定通知書）は、窓口の箱に戻されるので、給水装置工事施行者は、検査当日前に検査決定通知書を確認し、検査当日（10時まで）にメーター出庫の確認を給水サービス課窓口にて行う。（窓口にて出庫依頼書を受け取り倉庫へ）
※窓口確認事項 道路使用許可の期限、申請地及び申請者氏名等。
- (5) 給水装置工事施行者は、出庫依頼書に押印し倉庫でメーターを受け取り検査立ち合い現場で検査員を待つ。

3.水道使用開始等の手続

- (1) 水道使用開始年月日は、原則として給水装置検査完了日とする。
- (2) 名義（所有者）変更の手続は、給水装置使用変更届による。

第4節 受水槽及び高置水槽の取扱い

1.受水槽及び高置水槽の設置

指定給水装置工事業者は、受水槽設置に際して建設省告示第1597号（昭和51年1月1日施行）の規定及び「第四章給水設備の施工」を遵守すること。

なお、設備以下に子メーターを設置する時は、「同章第3節子メーターの設置」によること。

- (1) 受水槽を設置する場合、申請書に受水槽申請（台帳）を添付する。

第5節 水道利用加入金について

1.加入金の取扱い基準

- (1) 考え方

年々の水需要増加の主要原因は人口増加による新規水道利用者の増加であり、その給水を確保するため新規の水源開発、県水の受水、受水場諸設備、の増設を行わねばならない。

これらの経費は、水道財政を悪化させる大きな原因であるが、それは主として新しい水道利用者のために必要な経費であると考えることができる。また、新しい水道利用者は、現在までの水道利用者が経費を負担して造りあげてきた膨大な水道施設を利用してすぐに給水を受けることになるが、料金は新しい利用者も現在までの利用者も全く同じものである。

以上のことから考えると、新しい利用者が給水を申し込むときには当該申し込み者になんらかの特別負担をしてもらうことが、同じ料金を負担する新・現利用者間の負担の公平を図るものであるということができよう。

本市では、このような考え方により昭和49年8月1日から法第14条に規定する「その他の供給条件」として加入金を制度化した。

この制度は、新規水道利用者に対して拡張事業費等に要する費用及び既設水道施設を利用することによる受益相当分を水道料金とは別に課することによって負担の公平を図ろうとするものである。

(2) 徴収範囲

- ① 新設するメーター口径に応じ加入金を徴収する。
- ② 集合住宅等の場合で独立した区割内に水道施設がある場合は、その室数に取付メーター口径の加入金を乗じた金額とする。
この場合受水槽以下の設備も同様とする。
- ③ 寮、アパート等で各室に水道施設がなく、廊下、別棟等に共同施設がある場合は、各室とせずそれを1施設とみなす。

(3) 減額等

- ① 住宅にメーター口径が13mmとなる給水装置を新設する場合において、当該メーターに係る給水装置の新設の申し込み者が市内に住所を有し、かつ、自ら使用するときにb限り加入金を半額とする。(条例第19条・第5項)
- ② 住宅に設置された、メーターの口径が13mmである給水装置を引き続き5年以上所有し、かつ、使用している者が、メーターの口径が20mmとなる給水装置の改造をする場合で、当該給水装置を改造後引き続き自ら使用するときに限り20mmから13mmの加入金を減じた額の半額とする。(条例第19条・第6項)

【加入金】

(消費税10%含む)

【加入金の減額】 (消費税10%含む)

口径	加入金	口径	加入金	口径	加入金
13mm	112,200 円	50mm	2,483,800 円	新設13mm	56,100 円
20mm	246,400 円	75mm	6,215,000 円	改造13mm ～20mm	67,100 円
25mm	470,800 円	100mm	10,599,600 円	(条例第19条・第5項 及び第6項)	
30mm	763,400 円	150mm	23,223,200 円		
40mm	1,674,200 円	200mm	別に定める額		

(条例第19条)

第6節 その他の負担金について

1. 配水管布設工事負担金

計画地の前面公道に配水管が無い場合及び配水管の必要口径が基準に達していない場合、並びに新設道路に配水管を布設する場合は、配水管布設工事負担金が生じる。(川越市水道事業配水補助管施工規程)

【配水補助管の費用負担例】

(1) 既設公道に布設する場合

① 1 団地の給水に必要な口径（取り出し口径）30mm 以下

i 補助管の延長35mまで ⇒ 全額市負担

ii " 超 ⇒ 35m超部分の実質工事費の1/4市負担、3/4申請者負担

② 1 団地の給水に必要な口径（取り出し口径）40mm 及び50mm

⇒実質工事費の1/4市負担、3/4申請者負担

③ 1 団地の給水に必要な口径（取り出し口径）75mm 以上

⇒別途協議（原則として実質工事費の全額申請者負担）

(2) 宅地造成等の開発区域内で新たに配水管が必要となった場合

⇒実質工事費の全額申請者負担

(3) 区画整理、大規模開発等の区域内で新たに配水管が必要となった場合

⇒別途協議

2. 隔測子メーター設置に伴う負担金（既存施設に追加して設置する場合に限る）

中高層建築物等で受水槽以下に当市で検針する隔測子メーターを設置する場合、1個につき約28,500円の負担金が生じる。(川越市水道事業中高層建築物等の給水に関する規程により締結する水道子メーター等に関する協定書による。)

3. 申請手数料（条例第26条）

給水工事申請時に、1申請につき約5千円～2万円の手数料がかかる。

【手数料】

(新設・改造)

口 径	設計審査料	工事検査料	口 径	設計審査料	工事検査料
13mm	2,000円	3,000円	50mm	3,000円	5,000円
20mm	2,000円	3,000円	75mm	6,000円	10,000円
25mm	2,000円	3,000円	100mm	6,000円	10,000円
30mm	3,000円	5,000円	150mm	6,000円	10,000円
40mm	3,000円	5,000円	修繕・撤去の工事検査料2,000円		

第7節 水道利用加入金減免の取扱い

1.水道利用加入金減免の事務処理手順（減免対象の判断）

（1）口径13mm新設

- ① 住宅にメーター口径が13mmとなる給水装置を新設する場合において、当該メーターに係る給水装置の新設の申し込み者が市内に住所を有し、かつ、自ら使用するとき
に限り加入金を半額とする。（給水条例第19条・第5項）

※給水装置の新設の申し込み者が市内に住所を有するか否かは、住民票で確認する。
自ら給水装置を使用する確認は、建築確認の申請者である事とする。

（2）口径13mmから口径20mm改造

- ② 住宅に設置された、メーターの口径が13mmである給水装置を引き続き5年以上所有し、かつ、使用している者が、メーターの口径が20mmとなる給水装置の改造をする場合で、当該給水装置を改造後引き続き自ら使用するとき限り20mmから13mmの加入金を減じた額の半額とする。（給水条例第19条・第6項）

※住宅に設置された、メーターの口径が13mmである給水装置を引き続き5年以上所有の判断は、給水装置所有者台帳で確認する
給水装置の使用の確認は、料金画面で確認する。
給水装置を改造後引き続き自ら使用の確認は、建築確認の申請者である事とする。

（解説）

I. 給水装置所有者台帳の取扱い

水栓台帳に所有者として出ている場合は問題ないが、5年以上所有しているが所有者変更手続をしていなかった場合がある。

台帳に所有者として出していない例として、

- i. 親族等と推察されるとき →親族の死亡によるもの。
- ii. 他人のとき →建物の売買によるもの。

※5年以上所有していたことを証明する資料を添付のうえで、上下水道局で判断する。

II. 給水装置使用の取扱い

料金画面で使用者として出していない例として、

- i. 業者名（指定給水装置工事事業者・ハウスメーカー等）が使用者となっているとき。
口径13mmから口径20mmへの改造工事は、建物の建て替えによる場合が多く、建築期間中指定給水装置工事事業者・ハウスメーカーが使用者となるケースがある。

※その場合、建築確認の写しや契約書(使用者の履歴により業者とのつながりを知る。)の資料を添付のうえで、上下水道局で判断する。

- ii. 親族が使用者であるとき。

※申請者と同居かどうかは問わず、住民票・戸籍謄本を確認のうえ、減免対象とする。

III. 自ら給水装置を使用する確認及び、給水装置を改造後引き続き自ら使用の確認の扱い 建築確認の申請者であること。

- i. 申請者と同居であれば、給水装置を自ら使用と判断する。
二世帯住宅の場合、既設装置（口径13mm）を親が所有し使用していたが、建て替えにより口径20mmへの改造が生じた。建築確認は息子の申請である場合が多い、この場合は減免対象として扱う。

2.水道利用加入金減免に係わる添付書類について

水道利用加入金減免に係わる添付書類については、次表のとおりである。

なお、減免対象の判断は、各自でせず審査担当者に確認すること。

口径 13mm 新設

目 的	処 理 手 順	添 付 書 類
用途の確認		建築確認の写し
自らの使用を確認		建築確認の写し
市内に住所を有しているかの確認		住 民 票

口径 13mm～口径 20mm 改造

目 的	処 理 手 順	添 付 書 類
用途の確認		建築確認の写し
5年以上の 所有を確認	水栓台帳 (1) 台帳に所有者として出ている。 (2) 台帳に所有者として出していない。 ①親族等と推察されるとき。 ②他人のとき。	(1) なし (2) ①・住民票 ・戸籍謄本 ・所有者変更届 ②・土地登記簿謄本 ・建物登記簿謄本 (借地の場合) ・所有者変更届
5年以上の 使用を確認	料金画面で確認 (1) 引き続き5年以上の使用を確認できる。 (2) ①業者名(指定給水装置工事事業者・ハウスメーカー等)が使用者となっている。 ②親族が使用者である。 (申請者と同居かどうかは問わない。)	(1) なし (2) ①・建築確認の写し ・契約者 (使用者の履歴により業者とのつながりを知る。) ②・住民票 ・戸籍謄本

第8節 諸届書の提出

1. 諸届書の提出

諸届書の提出については、次のとおりである。

- (1) 給水申請事前協議書
一般（専用）住宅以外の施設に給水を希望する場合は、給水装置工事申請に先立ち申請を行う。
ただし、一般（専用）住宅で、計画敷地の前面道路に配水管が未布設で、配水管布設工事を希望する場合は、住宅以外の施設と同様とする。
その場合は、配水補助管布設申請もあわせて行う。
- (2) 給水申請事前協議変更願
給水申請事前協議の回答後、申請内容の変更が生じた場合に申請する。
- (3) 給水装置工事申請書
給水装置工事の申し込みの際に申請する。（新設、改造、修繕、撤去）
給水申請事前協議が伴う申請は、給水申請事前協議の回答後、協議回答書のコピーを添付する。
既設給水装置の改造時に所有者の変更が伴う場合、給水装置使用変更届を添付する。
- (4) 給水装置工事申請書変更届
給水装置工事申請に大幅な変更が生じた場合に提出する。
変更図面を添付する。（変更内容をわかりやすく図示すること。）
- (5) 給水装置工事申請書取下願
申請の取り下げ時に提出する。（納金前の申請を対象とする。）
- (6) 臨時給水承認願
建物を建築する期間、臨時に給水する場合に提出する。
臨時給水は、期限を最長1年間とし、その後改造申請をする条件で認めるもので、給水装置工事申請書に添付する。
- (7) 仮設給水承認願
仮設給水は、期限を最長1年間とし仮設に給水する場合に提出する。
（所有者、使用者の変更、閉栓及び装置の改造等は認めない。）
- (8) 仮設給水延期願
期限を最長1年間として給水していたが、引き続き使用する場合に提出する。
- (9) 既設管接続承認願
一部既設給水管を使用する場合に提出する。
- (10) 給水装置工事完成届
給水装置工事の完成後に必要事項を記入のうえ提出する。
- (11) 給水管道路分取出し工事申請書
配水補助管布設工事に伴う場合が多い。（舗装工事の前に止水栓までの工事を行う。）
その他、必要やむを得ないと上下水道局が判断した場合特に認めるもの。
上記の場合、上下水道局担当者と協議のうえ申請すること。
- (12) 給水装置工事検査決定通知書
工事検査日（検査時間等）を記したもの。
- (13) 給水装置工事検査表
検査時に使用する。（検査当日までに自主検査を行い必要事項を記入する。）
- (14) 子メーター検査依頼書

子メーター検査に先立ち、必要事項を記入のうえ申請する。（検査予定日は、事前に給水サービス課担当者と協議のうえ確定しておく。）

(15) 受水槽申請（台帳）

受水槽を設置する場合に申請する。（給水装置工事申請書に添付する。）

2. 諸届書の書式

諸届書の書式は、次表のとおりである。

別紙一覧（諸届書の書式）

別紙番号	書 類 名	記載項
1	給水申請事前協議書	8 3
2	給水申請事前協議書変更願	8 5
3	給水申請事前協議書取下願	8 6
—	給水装置工事申請書（新設・改造・修繕・撤去）	3 5・3 6
4	川越市給水装置使用変更届（所有者、地番変更时使用）	8 7
5	給水装置工事申請書変更届	8 8
6	給水装置工事申請書取下願	8 9
7	臨時給水承認願	9 0
8	仮設給水承認願	9 1
9	仮設給水延期願	9 2
1 0	既設管接続承認願	9 3
—	給水装置工事完成届（新設・改造・修繕・撤去）	3 7・3 8
1 1	給水管道路分取出し工事申請書	9 4
1 2	給水装置工事検査決定通知書兼出庫依頼書《3枚綴り》	9 5
—	給水装置工事検査表	6 9
—	子メーター検査依頼書	7 1
—	メーター部屋別設置表	7 2
—	子メーター検査表	7 3
1 3	水道メーター等に関する協定書の変更・廃止届	9 6
1 4	水道メーター等に関する協定書の変更・廃止届の一覧表	9 7
1 5	受水槽申請（台帳）	9 8
1 6	埋設状況調査票・道路仮復旧点検確認票	9 9
1 7	道路占用許可申請・協議書（新規、更新、変更）《5枚綴り》	1 0 0
1 8	道路占用工事完成届	1 0 2

※諸届書の書式については、記載項により確認すること。

給 水 申 請 事 前 協 議 書

(提出先)
川越市上下水道事業管理者

令和 年 月 日

申 請 者

郵便番号
住所 _____
フリガナ
氏名 _____ 印
電話番号 _____

設計事務所等
連 絡 先 (電話番号) _____

このたび、下記のとおり上水道の供給を願いたく、別紙書類を添えて申請します。なお、必要な場合には配水管布設工事を依頼し、工事竣工後は、同日付をもって配水管を採納します。

申 請 地	川越市				フリガナ		
					施設名		
事 業 目 的	1 一般住宅 2 土地分譲 3 建売住宅の建設 4 共同住宅 (2 階以下) の建設				5 中高層建築物 (3 階以上) の建設 6 工場等の建設 9 その他 ()		
概 要	区 画 数	棟 数	世 帯 数	対 象 人 員	階 数	最 大 使 用 水 量	
	区画	棟	世帯	人	階	m ³ /日	
	敷 地 総 面 積	床 総 面 積	給 水 方 式		給 水 希 望 年 月 日		
	m ²	m ²	1 直結式 2 タンク式		令 和 年 月 日		
備 考							
指定給水装置工事事業者	(承認番号)				印		

(注) 川越市指定給水装置工事事業者未定の場合は、決定後速やかに連絡してください。

添 付 書 類 裏面のとおり

※上下水道局処理欄

事前受付 No.	受 付 日	入 力		配 水 管 の 有 無	配 管 平 面 図 番 号	
				無 有	— —	
備 考						

添 付 書 類

「事業目的」に応じて、次のとおり書類を添付してください

○必ず添付していただくもの

△必要に応じて添付していただくもの

※該当する場合に添付していただくもの

事業目的 添付書類	1 一般住宅	2 土地分譲	3 建売住宅 の建設	4 共同住宅 (2階以下) の建設	5 中高層建 築物(3 階以上) の建設	6 工場等の 建設	9 その他 ()
案 合 図	○	○	○	○	○	○	○
配 置 図	○	○	○	○	○	○	○
公 図 (写)	○	○	○	○	○	○	○
登記事項証明書等(写)	○	○	○	○	○	○	○
開発許可(写)	※	※	※	※	※	※	※
道路位置指定許可(写)		※	※	※	※	※	※
道 路 位 置 図		※	※	※	※	※	※
農地転用許可(写)	※	※	※	※	※	※	※
建築確認(写)	○		○	○	○	○	※
既設給水装置の有無 (有の場合は水栓番号記入)	※	※	※	※	※	※	※
各 階 平 面 図	○		○	○	○	○	※
立 面 図	△		△	△	△	△	△
給 水 系 統 図	○	○	○	○	○	○	○
受水槽・高架水槽詳細図					△	△	△
器具別数量表				△	△	△	△
計画水量計算書				△	△	△	△
各階使用用途及び人員				△	△	△	△
工 程 表		△	△	△	△	△	△

*申請者と土地所有者が異なる場合は、関係がわかる書類を必要とする。

給水申請事前協議書変更願

令和 年 月 日

(提出先)
川越市上下水道事業管理者

郵便番号

住所

フリガナ

氏名

電話番号

申請者

印

設計事務所等

連絡先

(電話番号)

令和 年 月 日付け、受付 No. の給水申請事前協議書について、下記のとおり変更したいので申請します。

申請地	川越市	フリガナ	
		施設名	
変更事項	1.申請者 5.対象人員	2.区画数 6.階数	3.棟数 4.世帯数 9.その他 ()
概要	変更後		
	変更前		
指定給水装置工事事業者	(承認番号)		印

(注) 指定給水装置工事事業者未定の場合は、決定後速やかに連絡してください。

添付書類 裏面のとおり

※上下水道局処理欄

受付日	入力		備考	

給水申請事前協議書取下願

令和 年 月 日

(提出先)
川越市上下水道事業管理者

郵便番号

住所

フリガナ

氏名

電話番号

印

申請者

設計事務所

連絡先

(電話番号)

令和 年 月 日付け、受付 No. -Z- の給水申請事前協議書について、下記のとおり取下げたいので申請します。

申請地	川越市
フリガナ	
施設名	
取下げ理由	
指定給水装置工事事業者	(承認番号) 印

※上下水道局処理欄

受付日	入力		備考	

給水装置使用変更届

(提出先)
川越市上下水道事業管理者

届 出 年 月 日	年 月 日
届 出 者 氏 名	⑩
電 話 番 号	()

・所有者変更 ・番地変更

給 水 所 在 地	川越市	水栓番号	
-----------	-----	------	--

所 有 者				
新	住 所		フ リ ガ ナ 氏 名	⑩
			電話番号	
旧	住 所		フ リ ガ ナ 氏 名	⑩
			電話番号	

念 書

上記水栓番号の給水装置について所有者変更をいたしますが、旧所有者（ 様）の記名押印が次のような事由（ 相続 ・ 売買 ・ 死亡 ・ 転居先不明 ・ その他： ）により得られません。つきましては、今後私が給水装置の所有者として責任を負い、貴市に対し一切ご迷惑をかけず解決することを誓約いたしますので、給水装置所有者の名義変更手続きについて、特段のご配慮をお願いいたします。

新所有者氏名	
--------	--

給水装置工事申請書変更届

令和 年 月 日

(提出先)
川越市上下水道事業管理者

申請者住所_____

申請者氏名_____ 印

給水装置工事
施 工 者 _____ 印

給水装置工事
主任技術者 _____ 印

令和 年 月 日付け、一般受付 No. _____ P _____ の給水装置工事申請書について、下記のとおり変更したいので申請します。

申 請 地	川越市	別紙ナ	
		施 設 名	
変 更 理 由			
概 要	変更後		
	変更前		

添 付 書 類 別紙のとおり

※上下水道局処理欄

受 付 日	入 力		備 考	

給水装置工事申請書取下願

(提出先)
川越市上下水道事業管理者

令和 年 月 日

郵便番号 _____
住所 _____

フリガナ _____
氏名 _____ 印

(電話番号) _____

令和 年 月 日付け、受付 No. -P- の給水装置申請書について、下記のとおり取下げしたいので申請します。

申 請 地	川越市
使 用 目 的	01.一般住宅 02.建売住宅 03.共同住宅 04.併用住宅 05.事務所 06.工 場 07.店 舗 08.飲食店 09.直結共用 10.直結共用・リモート 99.その他 ()
取 下 げ 理 由	
指定給水装置 工 事 事 業 者	印

※上下水道局処理欄

受付入力印	備 考	

臨時給水承認願

令和 年 月 日

(提出先)
川越市上下水道事業管理者

住所
申請者
氏 名
TEL

印

建設会社
指定給水装置
工事事業者

印

印

住所(所在地)
料金請求先
氏名(名 称)
TEL

このたび_____の建設にあたり、貴市上水道を使用したいので、別紙図面を添えて申請致します。

なお、下記事項を遵守し、支障ないよう管理することを約束致します。

記

申 請 地 川越市_____

使用期間 令和_____年_____月_____日 ～ 令和_____年_____月_____日 (_____日間)

建築確認 令和_____年_____月_____日 第_____号

遵守事項

1. 使用目的は、変更致しません。なお、工事完了後は、すみやかに改造工事申請を提出致します。
2. 漏水等はすみやかに届出し、当方が責任をもって修理致します。
3. その他、市の指示どおり管理し、これに違反した場合は、撤去又は切り離されても異議申立致しません。

※給水装工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適性を保持するために必要な事項については、川越市水道事業給水条例が契約の内容となります。

※上下水道局処理欄

入 力		一般受付 No.		水栓番号		検査日	
-----	--	----------	--	------	--	-----	--

仮 設 給 水 承 認 願

令和 年 月 日

(提出先)

川越市上下水道事業管理者

住 所
申請者
氏 名
TEL

印

指定給水装置
工 事 事 業 者

印

このたび _____ に仮設給水するため、下記のとおり貴市水道を使用したいので承認くださるよう申請致します。

なお、下記事項を遵守し、支障ないよう管理することを約束致します。

記

申 請 地 川越市 _____

使用期間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ～ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 日間)

使用目的 _____

遵守事項

1. この装置は仮設給水装置であり、使用の必要がなくなったときは撤去すること。
2. 使用期間を経過して引き続き使用したい場合は、「仮設給水延期願」を提出すること。
3. 所有者、使用者、使用目的等は変更しないこと。
4. 漏水等はすみやかに届出し、申請者が責任をもって修理すること。
5. その他、市の指示どおり管理し、これに違反した場合は、撤去又は切り離されても異議申立しないこと。

※給水装工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適性を保持するために必要な事項については、川越市水道事業給水条例が契約の内容となります。

※上下水道局処理欄

入 力		一般受付 No.		水栓番号		検査日	
-----	--	----------	--	------	--	-----	--

給水申請管理システム YH81

仮 設 給 水 延 期 願

令和 年 月 日

(提出先)

川越市上下水道事業管理者

住 所
申請者
氏 名
Tel

印

指定給水装置
工 事 事 業 者

印

現在給水を受けている下記仮設給水装置について、期間を延長して使用したいので承認くださるようお願い致します。

なお、引き続き下記事項を遵守し、支障ないよう管理することを約束致します。

記

申 請 地 川越市_____

仮設水栓番号 第 _____ 号

延 長 期 間 令和_____年_____月_____日 ～ 令和_____年_____月_____日 (_____日間)

遵守事項

1. この装置は仮設専用給水装置であり、使用の必要がなくなったときは撤去すること。
2. 使用期間を経過して引き続き使用したい場合は、「仮設給水延期願」を提出すること。
3. 所有者、使用者、使用目的等は変更しないこと。
4. 漏水等はすみやかに届出し、申請者が責任をもって修理すること。
5. その他、市の指示どおり管理し、これに違反した場合は、撤去又は切り離されても異議申立しないこと。

※上下水道局処理欄

入 力		一般受付 No.		水 栓 番 号		検 査 日	
-----	--	----------	--	---------	--	-------	--

既 設 管 接 続 承 認 願

令和 年 月 日

(提出先)
川越市上下水道事業管理者

申請者	住 所	
	氏 名	印
	Tel	
	指定給水装置 工 事 事 業 者	印

このたび給水装置工事を実施するにあたり、私所有の既設自家水道給水管を下記理由により接続利用致したいので、ご承認くださるようお願いします。

なお、接続後その部分において、事故又は管理上の支障が生じた場合は、速やかに届出ると共に市の指示に従い、当方において責任をもって解決致します。

記

装置場所（申請地） 川越市_____

接続利用したい理由 _____

※上下水道局処理欄

入 力		一般受付 No.		水栓番号		検査日	
-----	--	----------	--	------	--	-----	--

給水管道路分取出し工事申請書

令和 年 月 日

(提出先)

川越市上下水道事業管理者

申請者 住 所
氏 名
Tel

印

指 定 給 水 装 置
工 事 事 業 者

印

次のとおり、給水管道路分取出し工事を施工したく申請致します。
なお、下記事項を遵守致しますので、ご許可くださるようお願い致します。

記

申 請 地 川越市 _____

事前受付 No (-Z-)

給水管取出し箇所 _____ 箇所 取出し工事希望日 令和____年____月____日

理 由 _____

添 付 書 類 案内図・取出し平面図

遵守事項

1. 施工及び管理については、上記指定給水装置工事事業者が行います。
2. 施工については、市の立会いの下、給水装置工事施行基準のとおり施工します。
3. 造成区画及び施工給水管の位置は変更しません。
4. 施工後は、速やかに取出し工事写真及び竣工図を提出します。
5. 工事竣工後は、善良なる管理を行い、万一漏水等事故が生じた場合は申請書及び指定給水装置工事事業者の双方にて責任を持って解決します。
6. その他、必要事項の生じた場合は速やかに協議し、市の指示を受けます。

※上下水道局処理欄

受付日付		事前受付 No.		入 力	検 査 員	竣 工 図	番 号
納金日付		検 査 日 付					

給水装置工事検査決定通知書兼出庫依頼書

令和 年 月 日

指定給水装置工事事業者
様

川 越 市 上 下 水 道 局

発行番号 第 号

工 事 区 分 . . .

申 請 地

申 請 者 名
検 査 年 月 日
及 び 時 刻 令和 年 月 日 : 検 査 員

量水器請求者 量水器受領者

量 水 器	コ ー ド	口 径	数 量	水栓番号	備考

材 料	コ ー ド	品 名	形状・寸法	数 量

給 1P

給水申請管理システム YD10

水道メーター等に関する協定書の 変更 届 廃止

令和 年 月 日

川越市上下水道事業管理者

申請者 住所 _____
氏名 _____ 印
指定給水
装置工事
事業者 _____ 印

川越市水道事業中高層建築物等の給水に関する規程に基づき締結された協定を下記により 変更 廃止 する事をお届けします。

記

協 定 者 名	
所 在 地	
施 設 名	
変更・廃止理由	
協定者との関係	

添付書類

- ① 案内図
- ② 平面図に子メーターの設置箇所を記入したもの。
- ③ 一覧表
水栓番号、部屋番号、メーター口径、メーター番号、検満日付、メーター指針等を記入したもの。

受水槽（設置・更新・撤去）申請（台帳）

検 査 年 月 日		令和 年 月 日		水 栓 番 号			
(1) 施 設 名 称							
(2) 申 請 地		川越市					
(3) 設置者（所有者）		住 所					
		氏 名				電 話	
(4) 管 理 会 社		住 所					
		氏 名				電 話	
(5) 清 掃 会 社		住 所					
		氏 名				電 話	
I 設 置 施 設 概 況	(1) 規 模	地上 階・地下 階・延 m ² 、令和 年 月 竣工					
	(2) 用 途	主たる用途	① 集会施設 ②住宅 ③宿泊施設 ④医療施設 ⑤店舗 ⑥レジャー・娯楽 ⑦車庫 ⑧学校 ⑨事務所 ⑩工場、作業所 ○その他()				
		従たる用途	① 集会施設 ②住宅 ③宿泊施設 ④医療施設 ⑤店舗 ⑥レジャー・娯楽 ⑦車庫 ⑧学校 ⑨事務所 ⑩工場、作業所 ○その他()				
	(3) 人 口	居住人口 人 世帯 勤務人口 人					
	(4) 給水方法	①高架水槽方式	容量 m ³ （縦 ×横 ×深さ ）有効容量 m ³				
		②圧送式					
(5)「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に指定された「特定建築物」で						①ある②ない	
II 受 水 槽	(1) 設置場所	①地上 ②地下	(2) 材 質		(3) 親メーター口径	mm	
	(4) 容 量	m ³ × 基	計 . m ³				
	(5) 有効容 量	m ³ × 基	計 . m ³				
		m ³ × 基	計 . m ³				
備 考							
指定給水装置工事事業者		主任技術者					

※上下水道局処理欄

入 力	検 査 員

占用埋設状況調査票（水栓番号）

給水装置工事事業者名			電話 番号
申 請 地	川越市		
申 請 者			
工 事 予 定 日	令和 年 月 日 日ごろ 上旬・中旬・下旬		
完 成 検 査 日	令和 年 月 日	道路復旧現地確認日	月 日
事 業 者	埋設物の有無（工事予定）		立 会
下 水	有 ・ 無 （有・無）		要 ・ 不要
電 気	有 ・ 無 （有・無）		要 ・ 不要
電 話	有 ・ 無 （有・無）		要 ・ 不要
ガ ス	有 ・ 無 （有・無）		要 ・ 不要
その他 （ ）	有 ・ 無 （有・無）		要 ・ 不要
交通機関（バス路線等）	有 ・ 無 （バス路線かどうか。）		「川越シャトル」・「東武」・ 「西武」・その他

----- <キリトリセン> -----

道路仮復旧点検確認票

給水装置工事事業者名			指定番号	
申 請 地	川越市		水栓番号	
道路区分	（ 国 ・ 県 ・ 市 ・ 私 ）	仮復旧施工日	令和 年 月 日	
道路現況	良好・陥没等（手直し 月 日完了）・その他（ 月 日）			
※手直し・再施工日	令和 年 月 日	指示事項 雨天再施工・その他（ ）		

※この点検確認票は、仮復旧終了後7日間の現地の状況を確認して記入し、8日目に検査指導担当へ提出してください。

※この点検確認票提出後も本復旧完了までの間は常に路面表示・凸凹等現場の見回りを行い、異常が発見された場合は直ちに給水課へ連絡し、指示を受けてください。

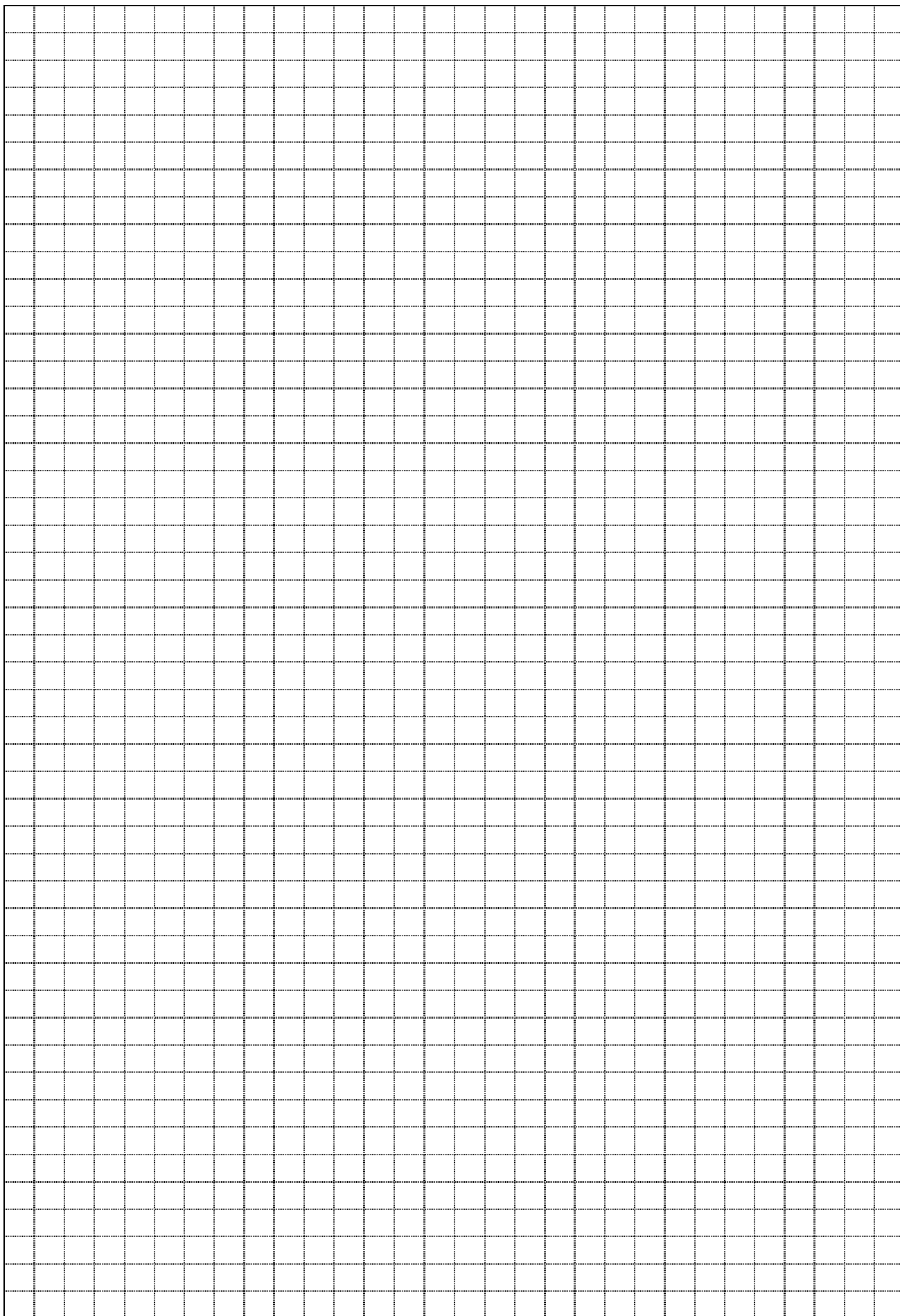
※雨天時（小雨も含む）には原則掘削工事は中止となるが、事情により実施したい場合検査指導担当と調整の上、道路管理者の指示（晴天時再施工等）を守ること。（再施工＝表層だけでなく、路盤、砂埋戻し。なお、分水栓上30cmは安全のため、手掘りとする。）

申請者控

道路占用許可申請書（新規、更新、変更（第 年 月 日 号）） 申請番号 第 号 令和 年 月 日									
川越市長 様 〒 住 所 _____ 氏 名 _____ TEL () 担当者 _____ TEL ()									
道路法第 32 条の規定により、次のとおり 許可を申請 します。									
占用の目的									
占用の場所	路線番号		市道			号線		車道・歩道・その他	
	場所	川越市							
占用物件	名 称 ・ 規 模 ・ 数 量								
占用の期間	令和 年 月 日から 間 令和 年 月 日まで				占用物件 の 構 造				
工事の時期	令和 年 月 日から 間 令和 年 月 日まで				工事实施 の 方 法		請 負 人	☎ ()	
道 路 の 復旧方法		掘削 面積	舗 装 道 m ²	砂 利 道 m ²	添付 書類	案内図 構造図	平面図 公図(適宜)	縦断図 横断図	その他()
記入要領 1. 「許可申請 協 議」 第 32 条」 及び 「許可を申請 協 議」 については、該当するものを○で囲むこと。 2. (新規、更新、変更（第 年 月 日 号）) については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。 3. 申請書が法人である場合には、「住所」の欄に主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属、氏名を記載すること。 4. 申請者は、本申請書の正本（厚紙）の押印欄へ押印すること。 5. 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。 6. 「占用の目的」欄には、占用物件を設置する理由を具体的に記載すること。 7. 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。 8. 「占用物件」欄には、占用物件の名称、規模（数量の内訳）、数量を記載すること。 9. 「占用物件の構造」欄には、占用物件の材質等を記載すること。なお、図面により示す場合はその旨を記載すること。 10. 「工事实施の方法」欄には、自己施工・請負施工の別及び道路の掘削を伴う場合は開削・推進・シールド等の別を記載すること。 11. 「道路の復旧方法」欄には、道路を復旧する必要がある場合のみ記入し、原形復旧を原則として道路管理者の指示どおりとする。 12. 「掘削面積」欄には、道路の掘削を伴うもののみ記入すること。 13. 「添付書類」の欄には、添付した書類について○で囲むこと。 14. 各記入事項のうち、当該欄へ記載しきれない場合は、別紙に記載して本書へ添付すること。 ※ 更新許可申請の場合は、添付図書のうち縦断図・横断図・構造図を省略することができます。									

(4枚複写)

案内図、平面図、断面図、構造図等を記入して下さい。(縮尺記入)



担 当	合 議	リーダー	副課長	課 長

道路環境整備課長

令和 年 月 日

道 路 占 用 工 事 完 成 届

川 越 市 長

(申請人)

住 所 川越市三久保町20-10

氏 名 川越市上下水道事業管理者

担当者(連絡先)氏名

電 話

下記のとおり、占用工事を完成しましたので、完成写真を添えてお届けします。

記

1. 占用年月日 令和 年 月 日 指令(許可番号)第 号
2. 工事場所 川越市 番地先
3. 申請内容
4. 工事期間 令和 年 月 日に着手し
令和 年 月 日に完成しました。
5. 工 事 人

印

6. 本復旧施工者

(完成届提出上の注意)

1. 工事完成後7日以内に川越市建設部建設管理課宛提出すること。
2. 工事前、工事中、仮復旧、本復旧の状況がわかる工事写真を添付すること。
3. 写真の撮影にあたっては、許可表示板を写し込むこと。
4. 写真の規格はサービスサイズとし、本完成届を表紙とし、許可書の写し及び案内図を添付の上、A4サイズで提出すること。
5. 工事写真の提出がなければ、完成届を受理しない。
6. 本完成届の提出を持って即検査済とは見なさない。写真判定の是非によっては、現場立会いの上検査を実施し、工事のやり直しを命じることもある。
7. 本復旧を競合する他工事の施工業者が行う場合においては、本復旧後の状況がわかる完成写真を添付すること。

給水サービス課受付 No. _____

給 水 装 置 工 事 検 査 表

検査日

検査員

受付番号

申請地

申請者名

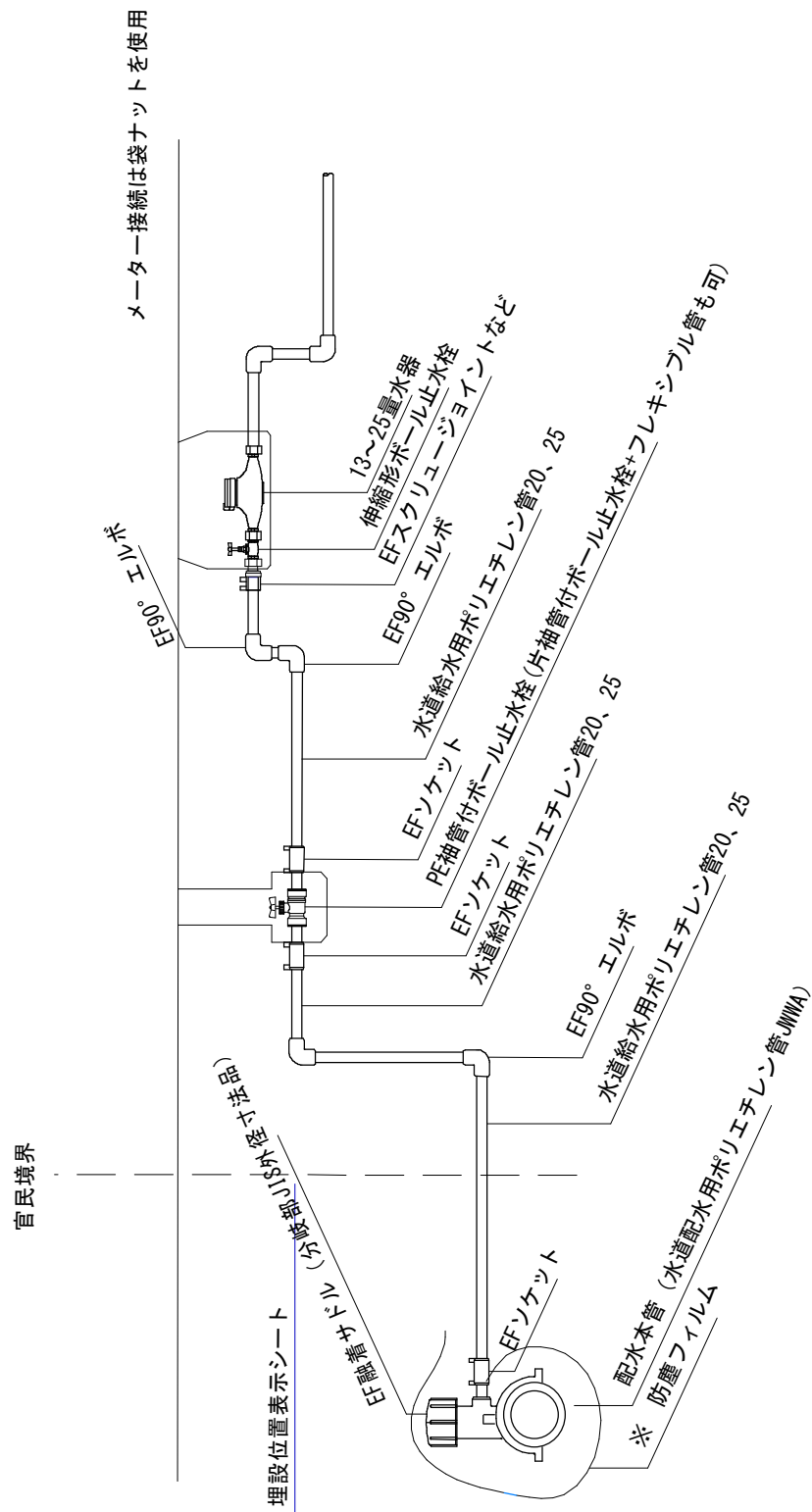
給水装置工事
主任技術者

指定工事事業者

検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 結 果	確 認 者	備 考
道 路 使 用 許 可	1 道路使用許可証の内容確認(場所、期間、方法等)	良・否・—	主技・水道	
工 事 中 の 保 安 状 況	2 バリケード・誘導員等工事中の安全対策	良・否・—	主技・水道	
道 路 復 旧 工 事	3 占用許可条件とおりの転圧・仮復旧等の施工 路面標示(済・未)	良・否・—	主技・水道	
指定の給水管及び給水用具	4 川越市で指定している給水管及び給水用具の使用(道路分)	良・否・—	主技・水道	
その他給水管及び給水用具	5 構造及び材質基準に適合している給水管及び給水用具の使用	良・否・—	主技・水道	
配水管からの分岐工事	6 分水栓取り付け状態及び穿孔は適切か	良・否・—	主技・水道	
	7 防食コアの挿入の有無	有・無・—	主技・水道	
	8 防食フィルムの装着	有・無・—	主技・水道	
配水管からの撤去工事	9 分水栓キャップ等及び防食フィルムの装着	済・未・—	主技・水道	
配 管 及 び 接 合	10 配管の口径・経路・埋設深さが適切かどうか	良・否・—	主技・水道	
	11 水が停滞する構造になっていないか	良・否・—	主技・水道	
	12 必要に応じ水が汚染されないよう防護等がなされているか	良・否・—	主技・水道	
	13 クロスコネクションがなされていないか	良・否・—	主技・水道	
	14 必要に応じ水撃防止装置がとられているか	良・否・—	主技・水道	
	15 必要に応じ適切な浸食防止装置がとられているか	良・否・—	主技・水道	
	16 必要に応じ逆流防止装置がとられているか	良・否・—	主技・水道	
	17 適切な凍結防止装置がとられているか	良・否・—	主技・水道	
	18 延長及び給水用具等の位置が完成図面と整合しているか	良・否・—	主技・水道	
	19 構造及び材質に応じた適切な接合がなされているか	良・否・—	主技・水道	
止 水 栓 取 付 工 事	20 止水栓の位置及び施工方法は適切か	良・否・—	主技・水道	
量 水 器 取 付 工 事	21 取付位置及び施工方法は適切か	良・否・—	主技・水道	
宅 地 内 の 撤 去 工 事	22 どのような撤去の仕方をしたかを記入		主技・水道	
受 水 槽 へ の 給 水	23 適切な吐水口空間が確保されているか	良・否・—	主技・水道	
そ の 他	24 管内の洗浄及びエア抜き	良・否・—	主技・水道	
機 能 検 査	25 給水用具からの水の出具合	良・否・—	主技・水道	
	26 メーターの作動状態(パイロット及流水量方向)	良・否・—	主技・水道	
耐 圧 試 験	27 耐圧試験の結果(試験圧力と加圧時間)	M p a 分間	主技・水道	
水 質 確 認	28 残留塩素の確認(0.1mg/l以上)	mg/l	主技・水道	
	29 臭気・色・味・濁り(異常がないこと)	良・否・—	主技・水道	
そ の 他	30 給水装置標識を適切に提示したか	良・否・—	主技・水道	
	31 メーターの指針及び型式・番号等の確認	済・未・—	主技・水道	
	32 施工表示板(量水器筐体の裏)の記入	済・未・—	主技・水道	
	33 分岐部及び止水栓のオフセット等の測定	済・未・—	主技・水道	
特記事項	水圧 M p a 水道技術 管理 者			

川越市給水装置 標準図

給水管の口径が25mm以下の場合



- ※
1. 本管の種別、サドル分水栓の種別を問わず、サドル分水栓部は「防食フィルム(スリーブ巻き等)」を標準とする。
 2. EFプラグ付きサドルについても、「防塵フィルム(防食フィルム・ポリエチレンスリーブ巻き等)」を巻いて封印する。
 3. 本管および給水管において溶剤浸透防止対策を行う場合には、EFプラグ付きサドルも「溶剤浸透防止スリーブ巻き」とする。

川越市中高層建築物直結式給水施行基準

川越市上下水道局

川越市中高層建築物直結式給水施行基準

目 次

1 章 3 階直結直圧式給水施行基準

1. 総 則	1
1) 目的	1
2) 対象建築物	1
3) 事前協議	1
2. 給水装置の構造	2
1) 3 階直結直圧式給水の適用範囲及び給水管の取出し口径	2
2) 水道メーターの設置	3
3) 給水器具(管)を設置する際の高さ制限	4
4) 給水装置の構造等	4
3. 直結直圧式給水が不可能な地域への給水特例	4
4. 検針方法について	4
5. 給水装置工事の申込み	5
6. 給水装置所有者・使用者変更の届出	5
7. その他	5

2 章 直結増圧式給水施行基準

1. 総 則	9
1) 目的	9
2) 定義	9
3) 適用要件	10
2. 直結増圧式給水装置の構造	13
1) 給水装置の配管形態	13
2) 水道メーター	17
3) 増圧給水設備	18
4) 増圧給水設備以降の給水配管	25
5) 給水装置の構造等及び設計施工	26
3. 給水装置の設計	27
1) 給水装置の設計水量の算定方法	27
2) 給水管口径の決定	28
4. 検 査	29
5. 維持管理	29
1) 承諾書等の提出	29
2) 維持管理	30
(様式1) 給水申請事前協議書	33
(様式2ー1) 直結式給水に伴う水圧測定申請書	35
(様式2ー2) 直結給水に伴う水圧測定結果(回答)	36
(様式3) 直結直圧式給水承諾書	37
(様式4) 直結増圧式給水承諾書	39
(様式5) 川越市給水装置使用変更届	41

1 章 3 階直結直压式給水施行基準

1. 総則

1) 目的

この基準は、川越市水道事業中高層建築物等の給水に関する規程(平成9年水道部管理規程第七号)第3条ただし書きの規定により、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が受水槽を設置しなくてもよいと認める給水方法(以下「直結式給水」という。)及び当該建築物の基準について必要な事項を定めるものとする。

2) 対象建築物

3階建ての専用住宅、店舗併用住宅、集合住宅等、事務所ビルとする。

3) 事前協議

新たに3階直結直圧式給水を受けようとする者又は既設給水装置の改造により3階直結直圧式給水を受けようとする者は、給水装置工事申請の前に、川越市指定給水装置設置工事事業者を通じ川越市上下水道事業管理者(上下水道局)と協議しなければならない。

2. 給水装置の構造

1) 3階直結直圧式給水の適用範囲及び給水管の取出し口径

給水管を配水管から分岐する場合、給水管の口径は、近隣の給水に及ぼす影響を考慮して、配水管の口径より2口径小さいものとする。

(解説)

(1) 専用住宅及び店舗併用住宅

- ① 本管口径50mm以上の配水管から分岐する。
- ② 最小動水压0.196MPa (≒2.0kgf/cm²)以上確保できるものとする。
- ③ 取出し口径25mm以上とする。

*専用住宅に限り、3階部に給水する場合、水栓数2栓(トイレ・手洗い)までは既設取出し口径20mmを使用できるものとする。ただし、新規取出し口径は25mmとする。

(2) 集合住宅等及び事務所ビル

- ① 本管口径50mm以上の配水管から分岐する。
- ② 最小動水压0.245MPa (≒2.5kgf/cm²)以上確保できるものとする。
- ③ 取出し口径25mm以上とし、メーターの設置戸数、又は、給水器具数により流量計算し口径を決定する。

(3) 取出し口径による標準世帯数(水道メーター個数)

水道メーター口径 給水管取り出し口径	φ13	φ20	φ25
φ25mm	4世帯まで	2世帯まで	1世帯まで
φ30mm	6世帯まで	4世帯まで	2世帯まで
φ40mm	13世帯まで	9世帯まで	4世帯まで
φ50mm	23世帯まで	16世帯まで	6世帯まで

3階直結直圧式給水の適用範囲及び給水管の取出し口径については、上記の定めを原則とする。

- ・φ13mmは24世帯、φ20mmは17世帯以上の場合、親子メーターとする。
- ・受水槽水道の場合は、全て親子メーターとする。
- ・親メーター検針を希望する場合はこの限りではない。

2) 水道メーターの設置

(1) 専用住宅

口径13mm以上とし、1階の地上に設置する。

(2) 店舗併用住宅

口径13mm以上とし、1階の地上又は、パイプシャフト(P S)内に設置する。

(3) 集合住宅等

口径13mm及び20mmとし、パイプシャフト(P S)内に設置する。

ただし、給水器具数によってメーター口径を決定する。

(4) 事務所ビル

口径13mm以上とし、パイプシャフト(P S)内に設置する。

ただし給水器具数によって、メーター口径を決定する。

*メーター13mmの場合は水栓数が6栓まで、20mmの場合は水栓数が13栓までとする。

(5) 子メーターの設置

子メーターの設置基準は、川越市給水条例・施行規程及び川越市給水装置工事施行基準を適用する。

(解説)

設置建物種別のメーター口径、設置位置等を次表に示す。

設置建物種別	メーター口径	メーター設置位置	メーターの設置区分
専用住宅	φ13mm以上	1階地上部分	
店舗併用住宅	φ13mm以上	1階地上部分またはパイプシャフト(P S)内に設置。 (メーター設置条件に適合していること。)	・各戸ごとに使用者が異なりそれぞれが十分な給水設備を整備していることから、各戸にメーターを設置する。 ・各居室に給水栓がなく共用となっている場合は建物全体が一使用者であるため、親メーターを設置する。
集合住宅等 事務所ビル	φ13mm以上 給水器具数によってメーター口径を決定する。	パイプシャフト(P S)内または1階地上部分に設置。 (メーター設置条件に適合していること。)	・通常建物全体で一使用者として考えられるので原則として親メーターを設置する。 (ただし、各区画が独立し異なるテナントの入居が想定される場合は、各戸にメーターを設置することができる。)

3) 給水器具(管)を設置する際の高さ制限

配水管の布設されている路面から最高位の水栓の高さまでを8.5m以内（配水管から概ね9.7m以下）とする。

4) 給水装置の構造等

(1) 準拠する基準等

給水装置の構造及び設計施工は、川越市水道事業給水条例・施行規程及び給水装置工事施行基準による。

(2) 3階部分にメーターを設置する場合

3階部分にメーターを設置する場合は、給水管の最上部に吸排気弁を設置する。

(3) 3階部分に水圧を必要とする器具を設置する場合

3階に設置する給水器具で水圧を必要とする器具を設置する場合は、流量計算により決定し、申請者の責任において給水器具が適正に使用できるか判断すること。

（瞬間湯沸器、自動水栓、直結式洗浄弁等）

(4) 3階屋上への直結直圧式給水の適用

3階屋上へ取り付ける給水器具への直結直圧式給水を行うことができない。

(5) 集合住宅等における給水装置の構造

集合住宅等で複数のメーターを設置する場合は、止水栓の下流側に単式逆止弁を設置し、各戸メーターの下流側にも単式逆止弁を設置すること。また、専用住宅・集合住宅等でメーターを1階に設置する場合には、各戸メーターの下流側に単式逆止弁を設置すること。

(6) パイプシャフト（PS）内にメーターを設置する場合

パイプシャフト（PS）内にメーターを設置する建物については、各系統ごとに仕切弁を設置し、メーターユニットを設置すること。なお、設置位置については別途協議する。

3. 直結直圧式給水が不可能な地域への給水特例

3階直結直圧式給水が不可能な地域への給水特例として、条件を満たせば直結増圧式給水ができるものとする。

直結増圧式給水は、現状及び将来において必要水圧を安定的且つ継続的に確保可能と判断できる地域において適用可能とし、かつ必要な配水管の最小動水圧が確保できる地域に適用する。

（本基準の2章「直結増圧式給水施行基準」を参照のこと。）

4. 検針方法について

原則として各戸検針とする。

なお、オートロックの建物等については、各戸検針時に必要となることから、常時管理人を置かないにかかわらず給水装置工事検査時にオートロックナンバーを報告すること。

5. 給水装置工事の申込み

給水装置工事の申込みは、次により行う。

- (1) 3階直結直圧式給水を計画するものは、あらかじめ「直結式給水に伴う水圧測定申請書(様式2―1)」を管理者に提出し、その承諾を受けなければならない。
- (2) 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、調査し、その可否を決定し、当該申請者に「直結式給水に伴う水圧測定結果(様式2―2)」を回答するものとする。
なお、承諾を受けたものは「直結式給水に対しての遵守事項」に従うこと。
- (3) 3階直結直圧式給水の承諾を受けたものは、給水申請事前協議書、承諾書(様式1・3)及び流量計算書を管理者に提出し、協議回答書のとおり施工するものとする。
- (4) 前項の規定により、給水申請事前協議書の回答を受けた者は、川越市水道事業給水条例(昭和34年条例第6号)第4条に規定する給水装置の新設等の申し込みを行うものとする。

6. 給水装置所有者・使用者変更の届出

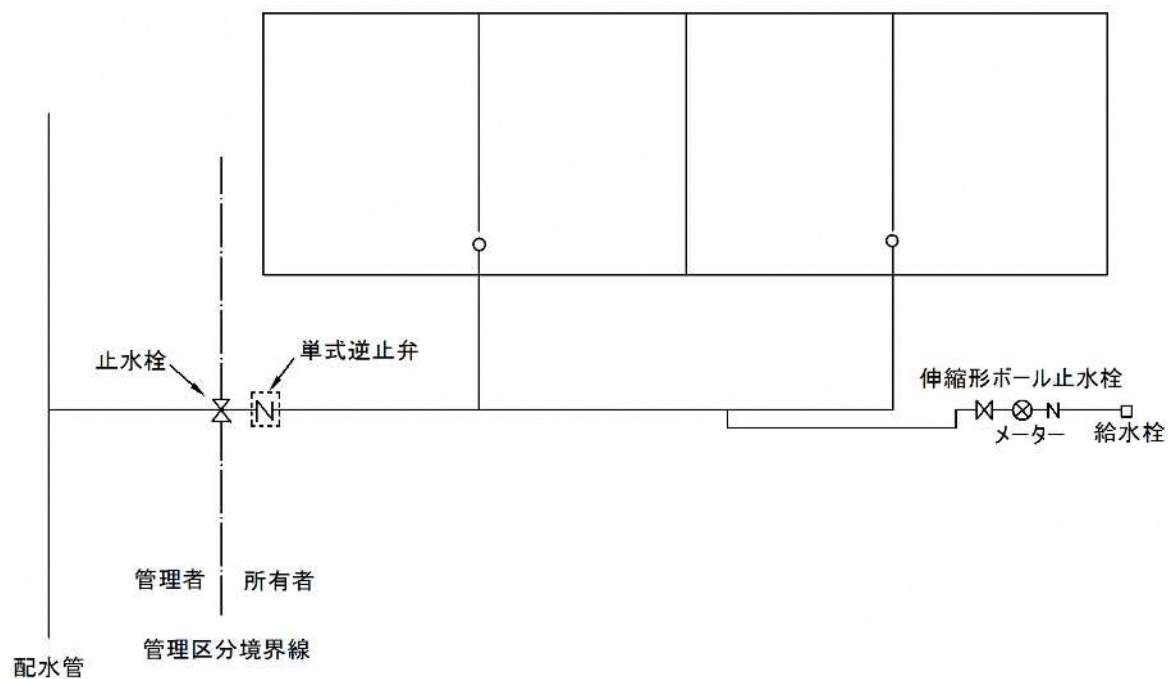
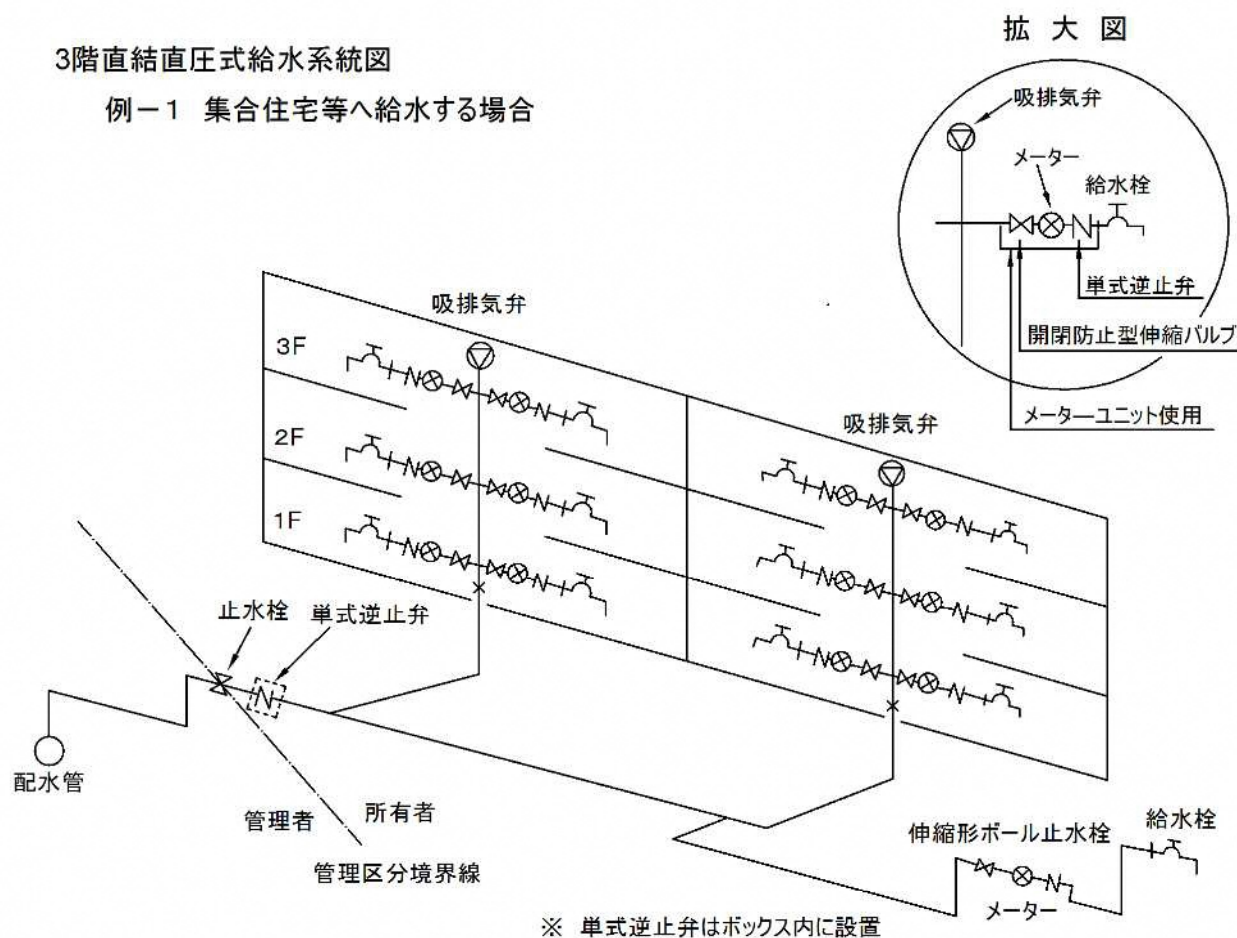
給水装置の所有者・使用者を変更しようとする者は、所定の様式「川越市給水装置使用変更届(様式5)」を速やかに管理者に届けなければならない。

7. その他

定めのない事項、又は疑義が生じたときは、別途協議するものとする。

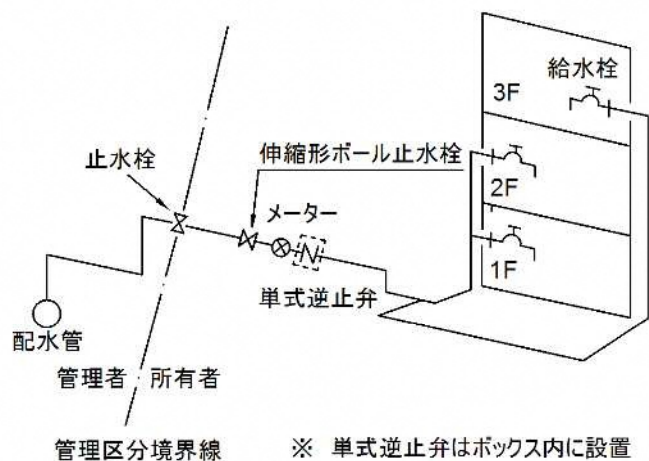
3階直結直圧式給水系統図

例－1 集合住宅等へ給水する場合



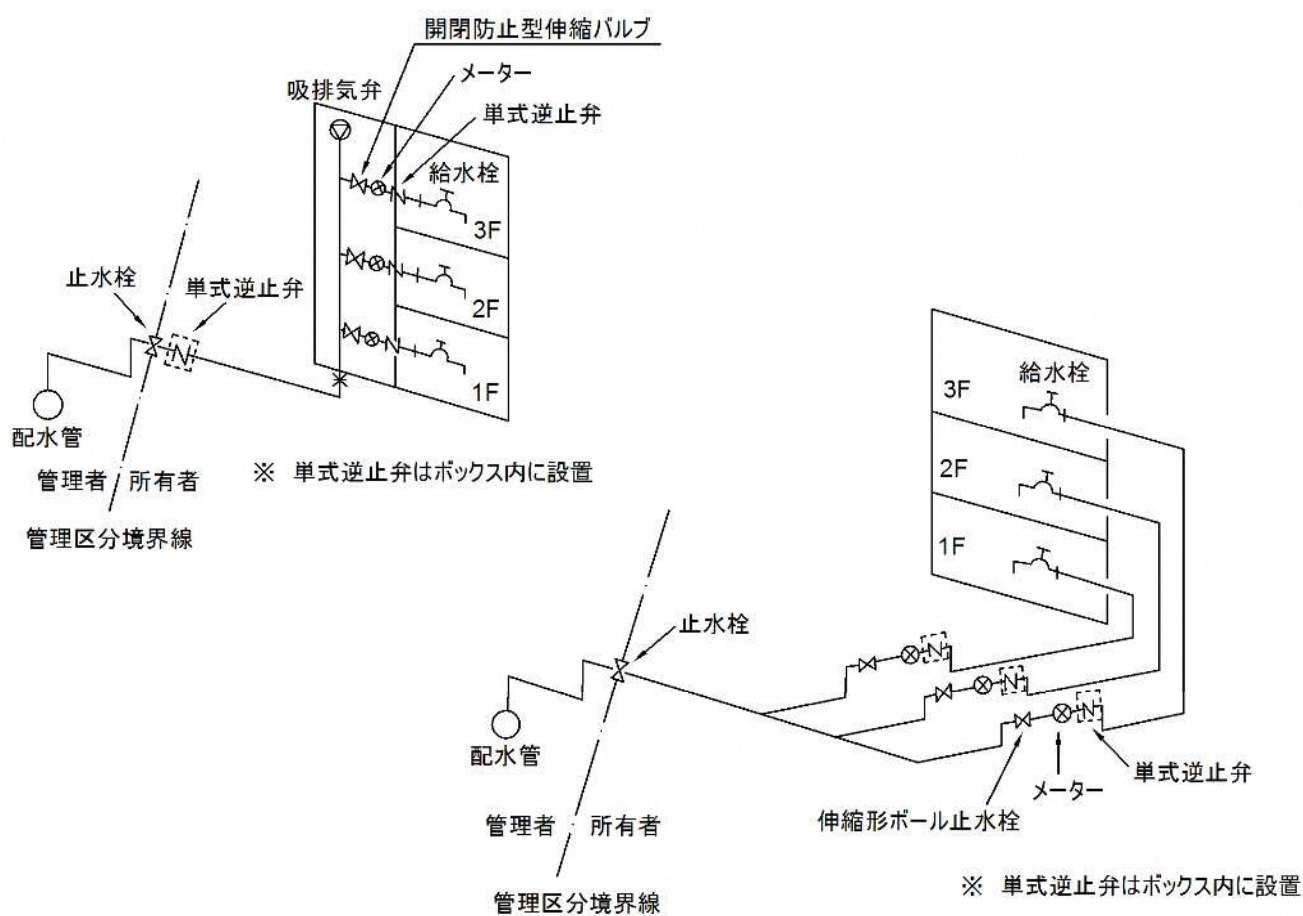
3階直結直圧式給水系統図

例ー2 1個のメーター器で1階から3階まで給水する場合
専用住宅・店舗併用住宅



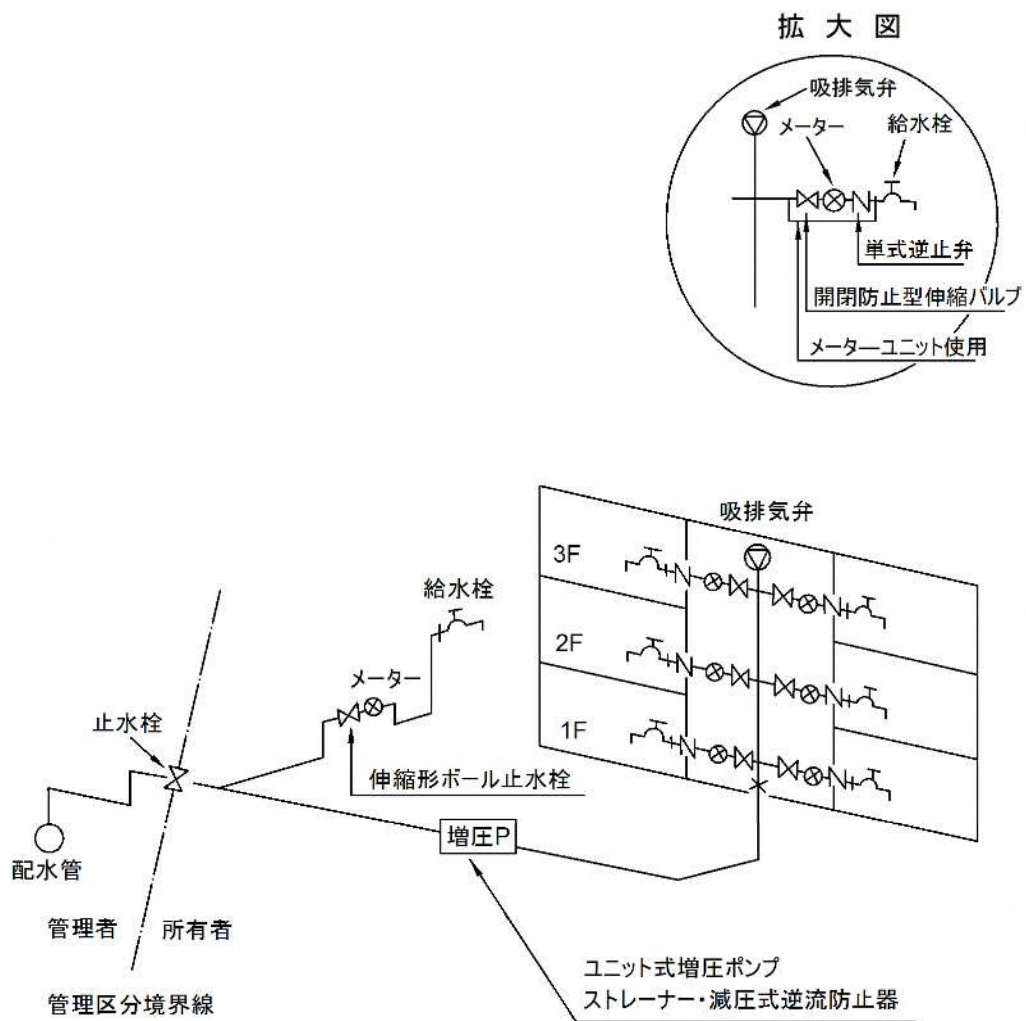
3階直結直圧式給水系統図

例ー3 集合住宅等(小規模)へ給水する場合



3階直結増圧式給水系統図

例ー1 直結増圧式給水(増圧ポンプによる増圧方式)



2 章 直結増圧式給水施行基準

1. 総則

1) 目的

この基準は、川越市における中高層建築物への直結増圧式給水の設計及び施工に関する基本事項を定めるものである。

(解説)

直結増圧式給水方式は、中高層建築物における受水槽等の衛生問題の解消と、給水サービスの向上を図ることができる。

この基準は、直結増圧式給水方式の設計及び施工に関する基本事項を定め、直結増圧式給水の推進を図ることを目的とする。

2) 定義

直結増圧式給水とは、4階以上の中高層建築物に対して、受水槽等を経由せず直接給水するシステムをいう。

(解説)

直結増圧式給水方式とは、4階以上の中高層建築物に給水する場合、給水管に増圧給水設備を設置し、水圧の不足分を増圧して、中高層階まで直接給水する方式をいう。

3) 適用要件

(1) 対象建物

対象建物は、4階以上の中高層建築物の集合住宅等（共同住宅も含む）・事務所ビル等への給水に適用する。ただし、次の中高層建築物は除外する。

- ① 一時に多量の水を使用するもの、使用水量の変動が大きい施設、建物等で配水管の水圧低下をきたすもの
- ② 毒物、劇物及び薬品等の危険な化学物質を取り扱い、これを製造、加工又は貯蔵を行う工場、事業所及び研究所のほか、仮設給水用として使用するもの

(2) 対象区域

川越市内全域とする。

(3) 1建物1給水引込み1給水方式

同一敷地内の建物につき、1給水引込み1給水方式を原則とする。

(4) 給水管を分岐する配水管の口径

給水管を取り出す配水管の口径は、50mm～350mmとする。

(5) 給水管の取り出し口径

給水管の取り出し口径は、分岐する配水管の口径より2口径小さいものとする。

(6) 給水管の流速

給水管の管内流速は、原則2.0m/s以下とする。ただし、75mmにおいては1.5m/s

(解説)

(1) について

対象建物は、4階以上の中高層建築物の集合住宅等、事務所ビル等への給水に適用する。建物の階高については、増圧給水設備の仕様範囲から、一般的には14階程度までを対象とする。給水方式の選定を参考図－1に示す。

対象除外建物は、次のとおりである。

- ① 一時に多量の水を使用するもの、使用水量の変動が大きい施設、建物等で配水管の水圧低下をきたすもの
- ② 毒物、劇物及び薬品等の危険な化学物質を取り扱い、これを製造、加工又は貯蔵を行う工場、事業所及び研究所のほか、仮設給水用として使用するもの

(対象除外建物例)

クリーニング、写真及び印刷・製版、石油等の油脂類取扱、染色、食品加工、めっきなどの事業を行う施設

(2) について

対象区域は、公平性の原則から川越市内全域とする。

(3) について

同一敷地内の1建物につき1給水引込みとし、給水装置を独立して設ける。

(4) について

給水管を分岐する配水管は、口径が小さいと周辺の給水に影響を及ぼすおそれがある。
そのため、配水管の口径は50mm～350mmとする。

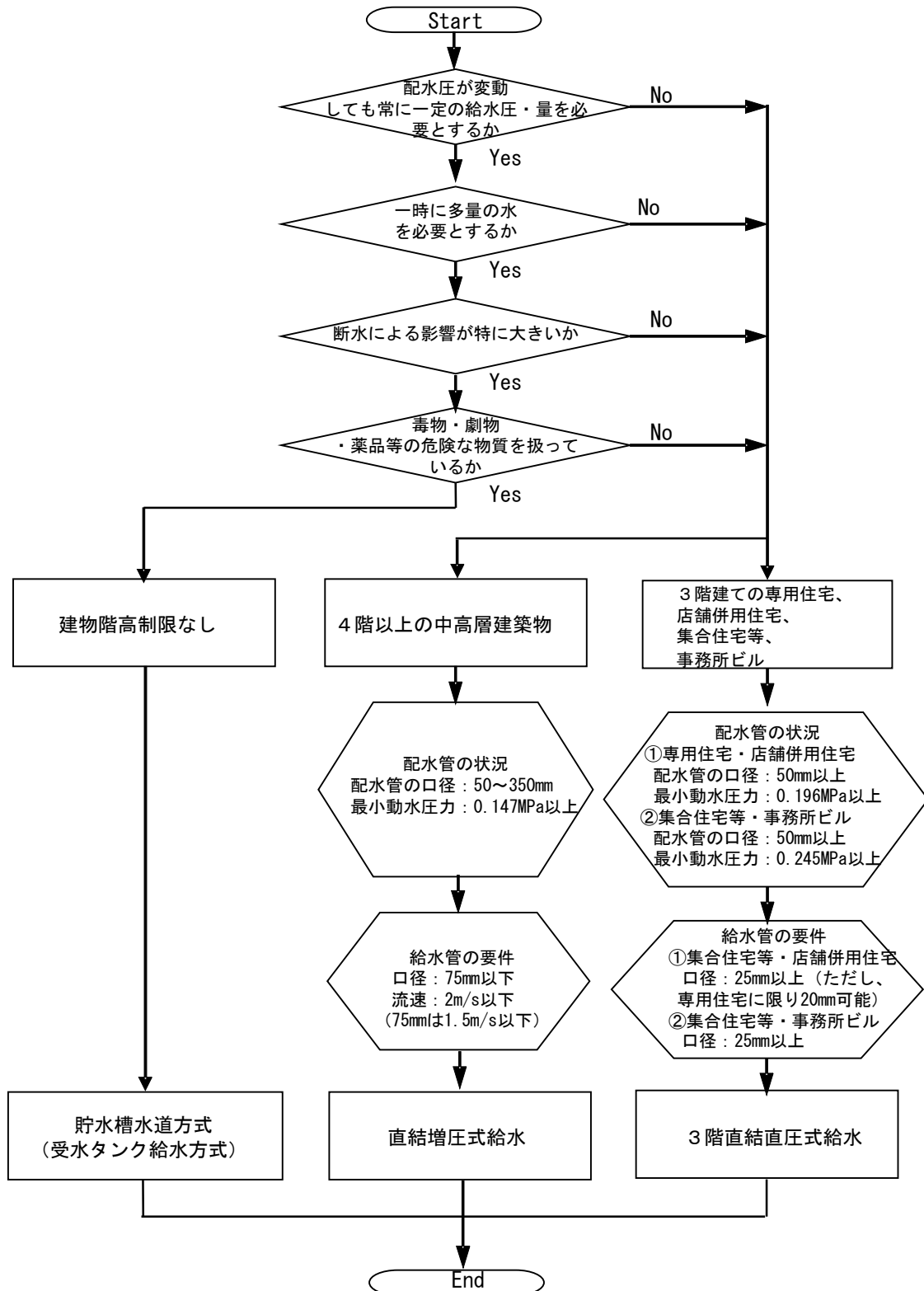
(5) について

配水管から給水管を取り出す場合、給水管の口径は、周辺の給水への影響を配慮して配水管の口径より2口径小さいものとする。給水管の口径を参考表－1に示す。

参考表－1 2口径下の口径について

分岐する配水管口径	給水管口径
150 mm	75 mm 以下
100 mm	50 mm 以下
75 mm	40 mm 以下
50 mm	30 mm 以下

給水方式の選定



参考図－1 給水方式の選定

2. 直結増圧式給水装置の構造

1) 給水装置の配管形態

(1) 共用の直圧給水栓

増圧給水装置の故障や停電時の対応として、屋外の1階に共用の直圧給水栓を設置する。

(2) 配管形態

建物内の配管形態には、以下の方式がある。配管形態の選定に当たっては、保守管理・衛生面等を考慮して選定する。

- ① I型 : 建物下部に配置した横主管から分岐した立管により、下層階から最上階まで順次給水する方式
- ② 逆U型 : 屋上等建物最上部に配置した横主管から分岐した立管により、最上階から下層階へ順次給水する方式
- ③ H型 : 建物最下部に配置した横主管から、各階専用に分岐された立管により給水する方式

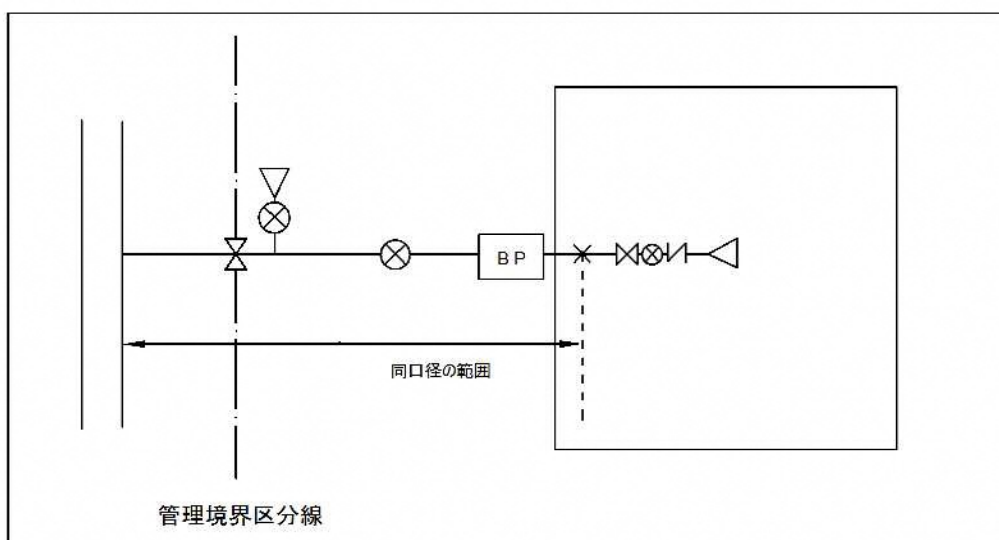
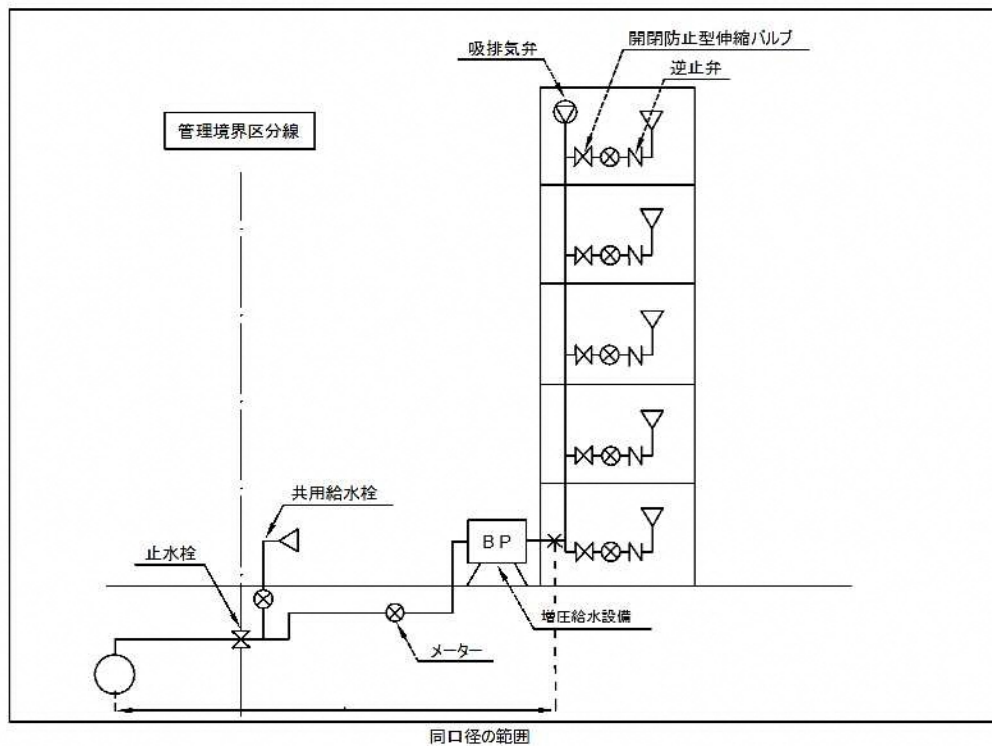
(解説)

(1) について

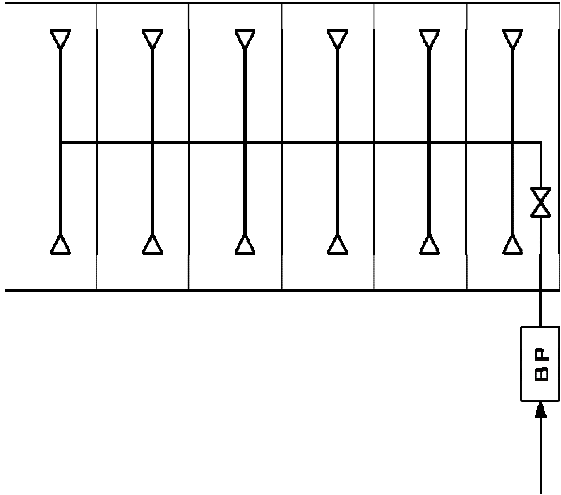
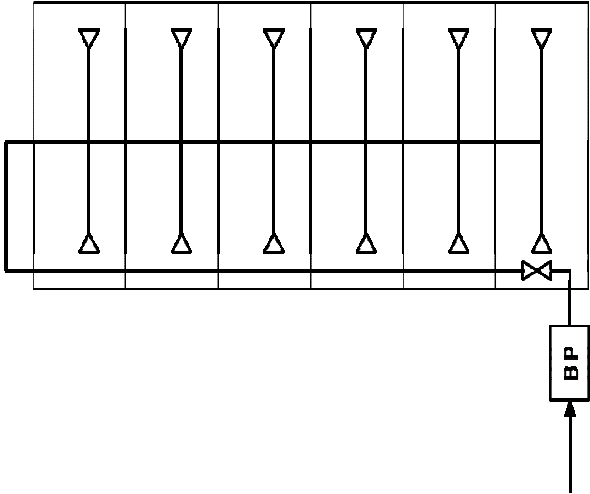
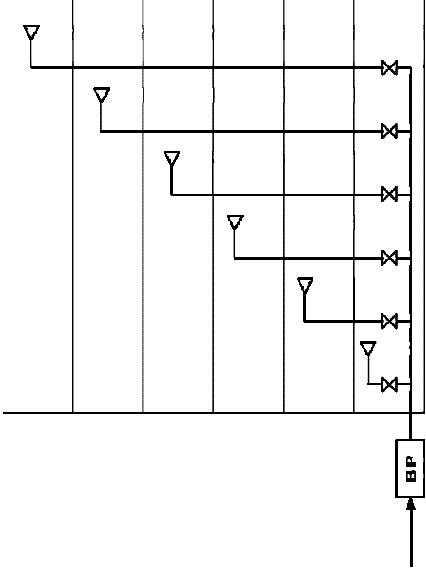
共用の直圧給水栓は、給水制限時や増圧給水設備の故障や停電などによる断水に対応できるように設置するものである。設置場所は、増圧給水設備の上流側の屋外1階で、維持管理及び給水作業に支障のない箇所とする。給水装置の配管形態(概要)と応急用の共用給水栓位置を参考図－2に示す。

(2) について

配管形態の種類には、①I型、②逆U型、③H型 がある。配管形態を参考図－3、その形態、特徴等を示した直結増圧式給水標準図(概要)を参考図－4に示す。また、直結増圧式給水方式の弁類設置の考え方を参考表－2に示す。



参考図－２ 給水装置の配管形態（概要）と応急用の共用給水栓位置

I 型	逆U型	H型
		
• 最も一般的な構造である。 • 最上階の水圧が確保されるように給水設備条件を設定する必要がある。	• 受水槽式給水で採用事例が多い。 • 全体の損失水頭は、最も大きくなる。	• 中・小規模の集合住宅の採用が多い。 • 全体の損失水頭は、最も小さい。 • 配管スペースを多く必要とする。

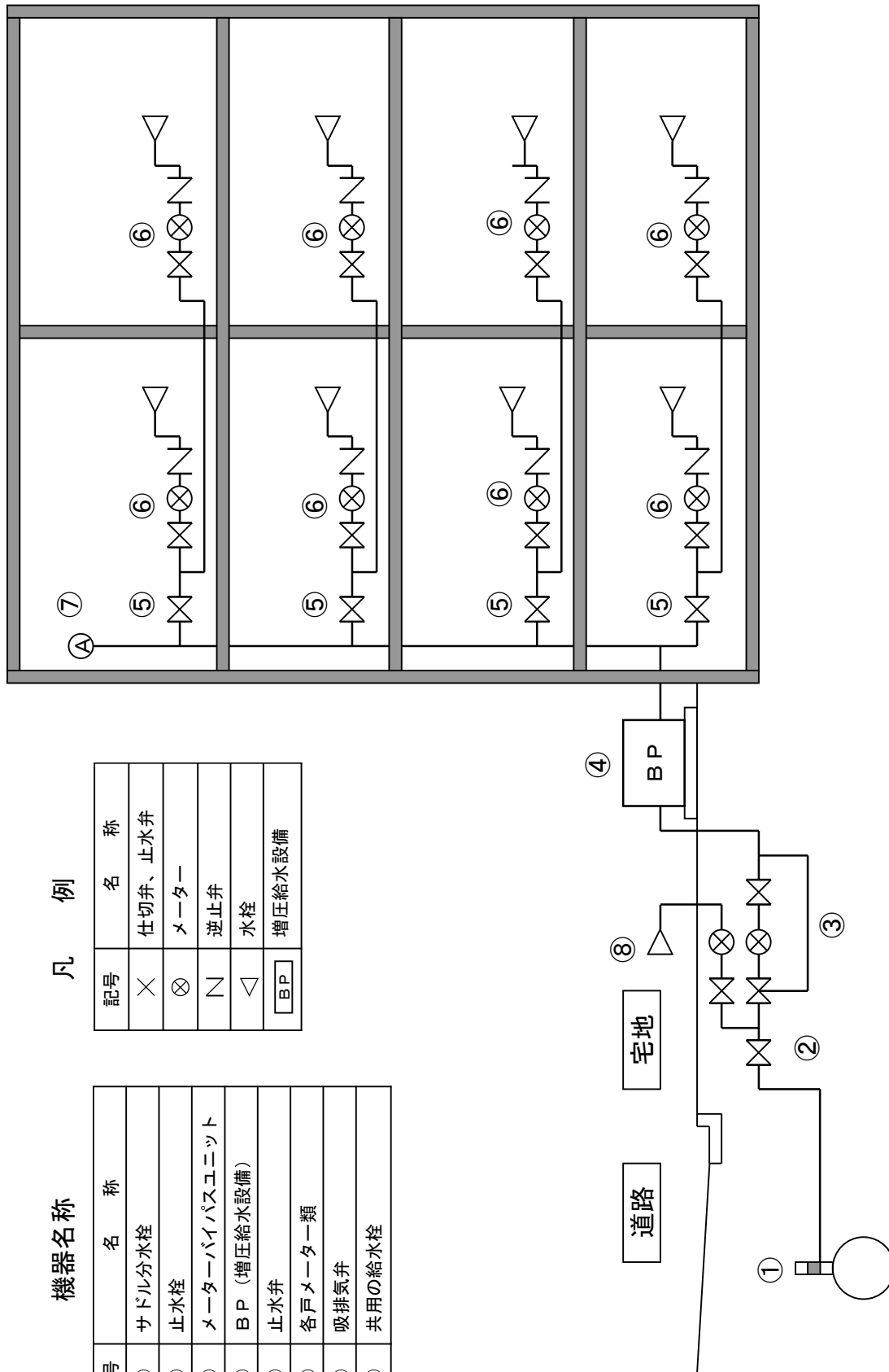
参考図－3 配管形態（概要）

機器名称

番号	名 称
①	サドル分水栓
②	止水栓
③	メーターバイパスユニット
④	B P (増圧給水設備)
⑤	止水弁
⑥	各戸メーター類
⑦	吸排気弁
⑧	共用の給水栓

凡 例

記号	名 称
×	仕切弁、止水弁
⊗	メーター
N	逆止弁
▽	水栓
BP	増圧給水設備



参考図一4 直結増圧式給水標準図 (概要)

参考表－２ 直結増圧式給水の弁類

番号	弁類の名称	設置場所	機能・構成
①	サドル分水栓	配水管の分岐部	・配水管から給水管を分岐する給水器具 ・サドル機構と止水機構（コック）を有している
②	止水栓	宅地内、民地境界際 メーターバイパスユニ ットの直近上流側	・止水
③	メーターバイパ スユニット	屋外	・親メーター取替時の断水による影響を回避する ・流路切替弁、メーター、仕切弁で構成する
④	増圧給水設備	屋外又は１階	・配水圧力をポンプで増圧する ・配水管側から止水弁、一次側圧力検出用機器、止水弁、 ストレーナー、減圧式逆流防止器、増圧ポンプ、圧力タン ク、流量検出用機器、二次側圧力検出用機器、バイパス逆 止弁、止水弁及び制御盤等で構成する ・減圧式逆流防止器は、逆流や水没による汚染防止の措置を とる
⑤	止水弁	各階の分岐部又は立上 り部	・止水弁
⑥	各戸メーター類	各戸（パイプシャフト内等）	・各戸ごとに止水弁、取引用メーター、単式逆止弁で構成す る
⑦	吸排気弁	立上り管の最頂部	・排気機能、急速吸気機能
⑧	共用の給水栓	屋外、メーターバイパ スユニットの上流側	・給水制限時や事故、停電に備えて増圧給水設備使用者が使用 する

２）水道メーター

（１）メーターの構成

直結増圧式給水方式におけるメーターは、親メーターと各戸ごとに子メーターを設置する。（川越市水道事業中高層建築物等の給水に関する規程による）

（２）メーターバイパスユニット

親メーターには、メーターバイパスユニットを設置する。

（３）共用の直圧給水栓

共用の直圧給水栓を設置する場合は、メーターを設置する。

（解説）

（１）について

直結増圧式給水方式には、使用量の計量、漏水箇所の発見、メーター設置時の取付違いを防止するため、親メーターと各戸ごとに子メーターを設置する。子メーターは、１使用者１給水契約の原則、１給水契約１計量の原則にしたがい設置する。

（２）メーターバイパスユニット

親メーターは、メーター交換時に断水とならないよう、メーターバイパスユニットを設置する。このメーターバイパスユニットは、メーター交換時にバイパス側を通水させ、断水を回避するものである。

(3) について

共用の直圧給水栓を設置する場合は、使用量を把握できるようにメーターを設置する。

3) 増圧給水設備

増圧給水設備は、水道法に基づく給水装置の構造及び材質に適合したもので、配水管への影響が極めて小さく、安定した給水ができるものとする。

(1) 1 建物 1 増圧給水設備

増圧給水設備は、1 建物に対し 1 増圧給水設備の設置を原則とする。

(2) 規格

増圧給水設備は、増圧ポンプユニット及び逆流防止用機器等で構成する。増圧給水設備は、日本水道協会規格「水道用直結加圧形ポンプユニット(JWWA B 130)」又は同等以上の性能を有するものとする。また、逆流防止用機器は、「減圧式逆流防止器(JWWA B 134)」を設置する。

(3) 増圧給水設備の呼び径

増圧給水設備の呼び径は、メーター口径と同等とする。

(4) 設置位置

増圧給水設備は、原則として 1 階に設置する。増圧給水設備の設置位置は、メーターの下流側とし、保守点検及び補修が容易に行えるスペースを確保する。

(5) 逆流防止用機器

逆流防止用機器は、増圧装置の上流側に設置し、配水管側から止水弁、ストレーナー、逆流防止器、止水弁の順で構成する。

(6) 減圧式逆流防止器の排水

減圧式逆流防止器を設置する場合は、その吐水口からの排水は間接排水とする。また、排水等により増圧給水設備が水没することがないように措置する。

(7) 一次側圧力検出用機器

一次側圧力検出用機器は、減圧式逆流防止器の直近の上流側に設置する。

(8) 増圧給水設備の制御

配水圧力低下時は、配水管の管芯レベルに換算した値で 0.07MPa 以下になった場合は自動停止、また、水圧が 0.10MPa 以上に回復した場合は、自動復帰する。

(9) 異常の確認

増圧給水設備の異常は、増圧給水設備又は管理人室等で確認できるようにする。

(解説)

(1) について

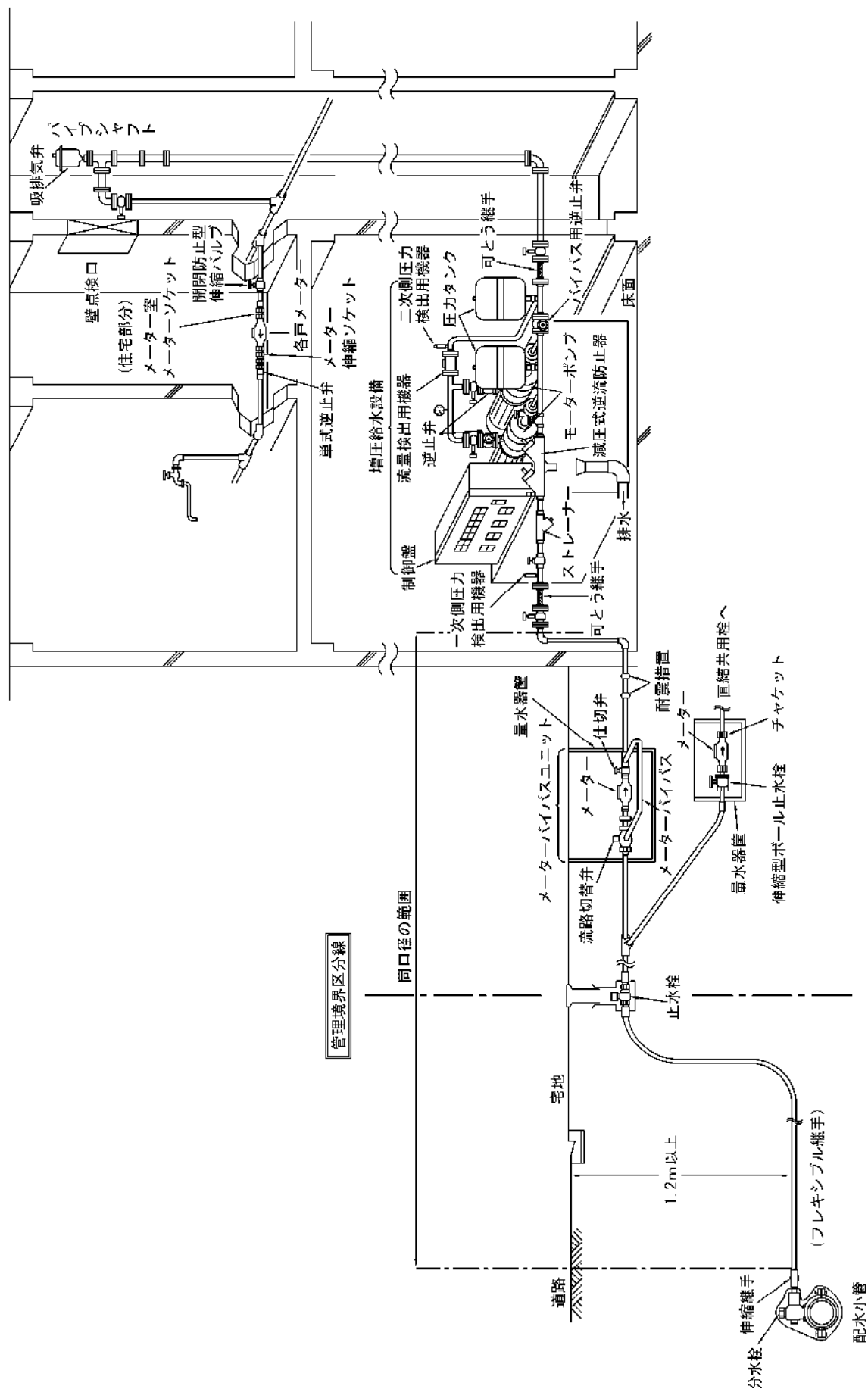
増圧給水設備は、1 建物に対して 1 増圧給水設備の設置を原則とする。ただし、集合住宅等が数棟築造する場合、各々に増圧給水設備を設置することは、経済的、合理的ではない。このような場合、同時使用時における管内流速が 2.0 m/s 以下を満たす場合は、1 増圧給水設備による複数の建物への給水を認めるものとする。

(2) について

増圧給水設備は、増圧ポンプユニット（増圧ポンプ、制御装置）及び逆流防止用機器等で構成する。増圧給水設備は、日本水道協会規格と同等の性能を有するものを設置する。

水道用直結加圧形ポンプユニットの規格を参考表－3、標準図を参考図－5 に示す。

また、逆流防止用機器は、逆流を確実に防止できる「減圧式逆流防止器（JWWA B 134）」を使用する。



参考図－５ 直結増圧式給水標準図

参考表－３ 日本水道協会規格「水道用直結加圧形ポンプユニット（ＪＷＷＡ Ｂ １３０）」

	細 目	内 容（概要）
1. 適用範囲	－	① 使用圧力0.75MPa以下の水道に使用 ② ポンプユニットは、呼び径75A以下吐出圧力0.75MPa以下
2. 引用規格	－	略
3. 定義	－	略
4. 呼び径	－	20A、25A、32A、40A、50A、75A
5. 性能	操作性 及び制御性	① ポンプユニットは自動/手動運転可 ② 吸込/吐出圧力設定変更可（制御盤等、0.01MPa（＝1m）毎） ③ ポンプ圧力制御可
	吐出圧力	① 流量及び吸込圧力変動時、最大/最小値が目標誤差範囲±5%以内 ② ポンプ始動/停止時、最大/最小値が目標誤差範囲±30%以内で、かつ10秒以内に目標誤差範囲±5%以内に復帰 ③ ポンプ自動切換時、最大/最小値が目標誤差範囲±30%以内、0.07MPa以下で、かつ10秒以内に目標誤差範囲±5%以内に復帰 ④ ポンプ並列及び解列時、最大/最小値が目標誤差範囲±20%以内、0.07MPa以下で、かつ10秒以内に目標誤差範囲±5%以内に復帰
	吸込圧力	① ポンプ始動時、圧力低下は始動前圧力の25%以内、0.05MPa以下 ② ポンプ停止時、圧力増加は停止後圧力の0.1MPa以下
	ポンプ停止、 再始動 （吸込圧力低下時）	① 設定圧力まで吸込圧力低下時は、時間的余裕を持って停止する ② 低水圧から設定圧力まで上昇した時は、自動的に再始動し、吐出圧力は目標誤差範囲±5%以内に復帰
	バイパス管給水 （高配水圧力）	① ポンプは、吸込圧＞吐出圧時には自動停止し、バイパス管で給水する（設定流量） ② ①の後、吸込圧低下時は、ポンプは自動始動し、最大/最小値が目標誤差範囲±30%以内、0.07MPa以下で、かつ10秒以内に目標誤差範囲±5%以内に復帰
	自動停止 （過小流量時）	① ポンプは、過小流量時は自動停止する（停止前に昇圧させる場合は、停止後吐出圧力は目標誤差範囲+30%以内）
	ポンプ自動 切換（故障時）	故障時他のポンプへ自動切換運転
	量水器に与える 影響性	量水器器差（使用公差-検定公差）以内
	耐圧性	漏れ、変形その他異常がないこと
	浸出性	共通項目（毎日検査項目）、選択項目について（詳細略）

出典：Ｂ １３０－２００４ 水道用直結加圧形ポンプユニット H17. 11.14 改正より抜粋

（３）について

増圧給水設備の口径は、給水量、揚程に応じて適正なものを選定し、給水管の管内流速を2.0m/s以下にする。ただし、75mmにおいては管内流速を1.5m/s以下とする。

また、増圧給水設備直近上流側の給水管の口径は、選定された増圧給水設備と同等以下とする。増圧給水設備の最大口径は75mmとする。

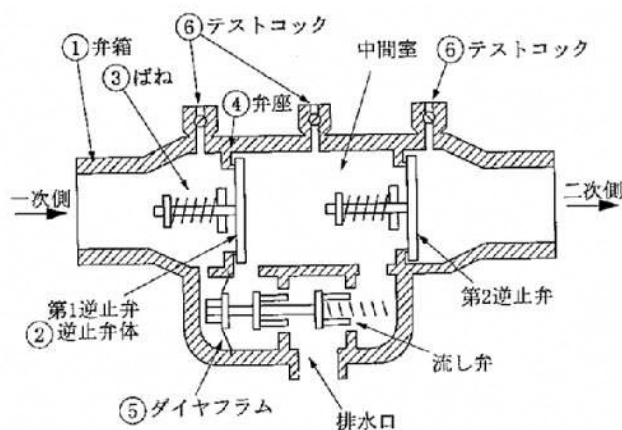
(4) について

増圧給水設備の設置位置は、メーターの下流側とする。増圧給水設備の設置スペースは、保守点検及び補修が容易に行えるスペースを確保する。

(5) について

逆流防止用機器は、増圧装置の上流側に設置し、配水管側から止水弁、ストレーナー、逆流防止器、止水弁の順で構成する。

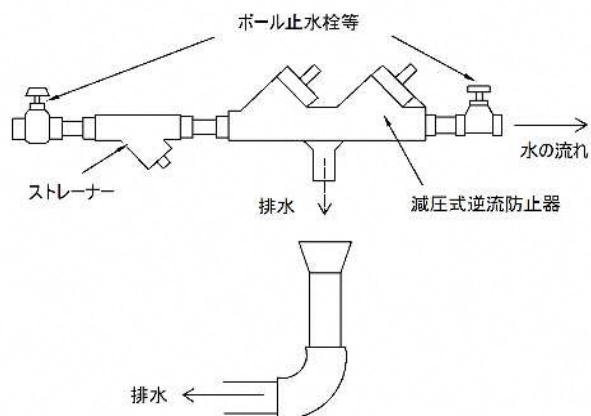
減圧式逆流防止器は、ばねの力で弁体を弁座に押しつける構造で、逆止弁を直列に2個配置し、その間に中間室を設けた構造である。中間室にはダイヤフラムとそれに連動する逃がし弁がある。逆圧が発生した場合、逆止弁が故障しても下流（2次）側の水が、上流（1次）側に逆流することを防止できる機能がある。減圧式逆流防止器の構造図を参考図－6に示す。



出典：B 1 3 4 水道用減圧式逆流防止器（（社）日本水道協会工務常設調査委員会審議）

参考図－6 減圧式逆流防止器の構造図

減圧式逆流防止器の中間室逃がし弁の排水は、適切な吐水口空間を確保した間接排水とし、逆流を防止する。また、排水等により増圧給水設備が水没して、汚染することがないように異常な外部排水を検知する自動検出装置を設置する。減圧式逆流防止器まわりの配管例を参考図－７に示す。



参考図－７ 減圧式逆流防止器まわりの配管例

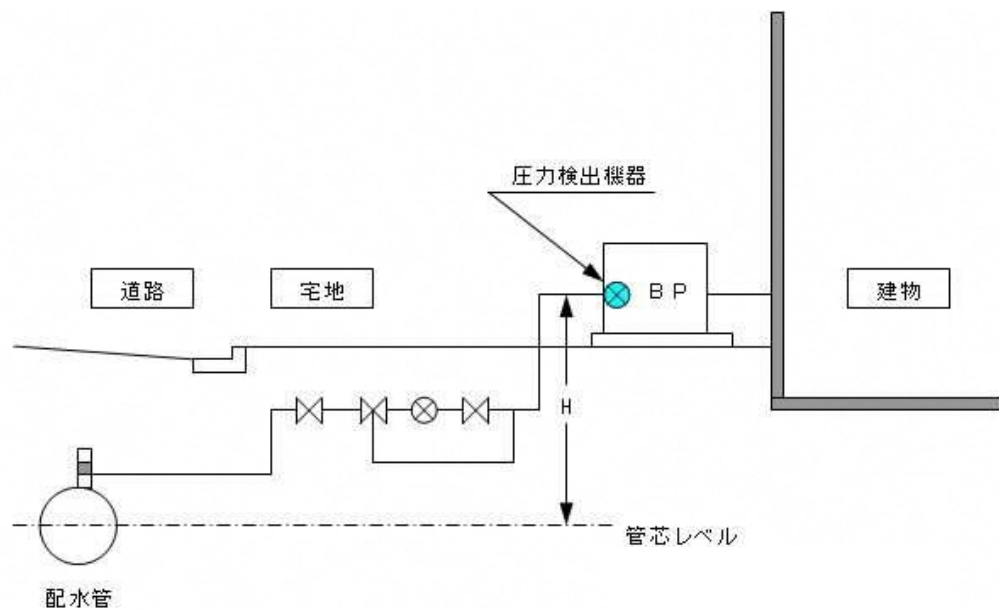
(7) について

一次側圧力検出用機器の取付位置は、配水管の水圧を適切に把握ができる減圧式逆流防止器の直近の上流側に設置する。

(8) について

配水管が断水等で水圧が低下した場合、増圧給水設備のポンプが無送水運転を継続しないように、設定水圧以下でポンプを自動停止させる。また、水圧が回復し、設定水圧以上で自動的に始動させる。

一次側圧力検出用機器の設定は、管芯レベルと圧力検出機器のレベルを考慮して設定する。一次側圧力検出機器と管芯レベルとの関係を参考図－8に示す。



参考図－8 一次側圧力検出機器と管芯レベルとの関係

$$B P L = 0.069 \text{ MPa} \text{ (} 7 \text{ mAq とする) } - H = 7 - H \geq 0$$

上の式は、① $H \leq 7 \text{ m}$

② $B P L \geq 7 - H$

③ $B P L \geq 0$ となる。

$$B P H = 0.098 \text{ MPa} \text{ (} 10 \text{ mAq とする) } - H = 10 - H$$

$B P L$: 増圧給水設備上流側の圧力低下による自動停止圧力設定値 (m)

$B P H$: 増圧給水設備上流側の圧力低下による自動復帰圧力設定値 (m)

H : 配水管の管芯レベルと増圧給水設備との高低差 (m)

(9) について

増圧給水設備の事故や故障の異常を検知した場合は、制御盤の故障表示器に点灯及び警報を鳴動させ、管理人室等で確認できるようにする。

4) 増圧給水設備以降の給水配管

(1) 水撃現象の防止

給水配管は、空気溜まりが発生しない構造、空気を混入させない配管にする。

(2) 衝撃・凍結防止

給水配管は、衝撃防止及び凍結防止の措置をする。

(3) 吸排気弁の設置

立上り管の最頂部に吸排気弁を設置する。

(4) 各階・立上り管ごとの止水栓設置

各階への分岐部付近に、止水栓を設置する。

(5) 各戸メーターの設置

各戸にメーターを設置する。メーターの上流側には止水弁、下流側には単式逆止弁を設置する。原則パイプシャフト（P S）内にメーターを設置するものとし、各系統（各戸）にメーターユニットを設置する。これによらない設置位置については別途協議する。

(解説)

(1) について

給水管内に空気が混入すると、通水や適正な計量を阻害する。また、過大な圧力が作用して、給水管を破損するおそれがある。このため、停滞空気を発生させないように配管する。

(2) について

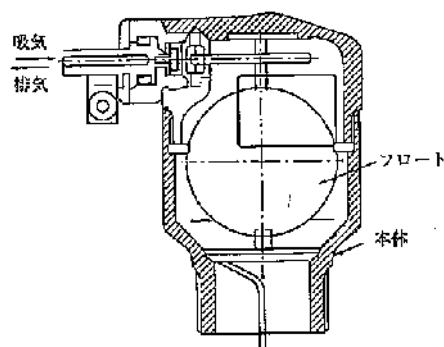
給水管は、過大な圧力が作用しても破損しないように強固な支持をとる。また、屋外露出配管又は凍結のおそれがある給水管には、耐寒性能を有する装置を設置するか、断熱材で被覆するなど適切な凍結防止を施す。

(3) について

立上り管の最頂部や配管上で空気が溜まりやすい位置に、停滞した空気の自動排出、管内に充水する際の空気排出、立上り管内の負圧解消の機能を有する吸排気弁を設置する。

立上り管が上方に伸びる際に、その口径が小さくなるようなタケノコ配管構造を採用する場合は、立上り配管全長の各口径の配管割合を考慮して吸排気弁を設置する。

また、吸排気弁から流出する排水は、適切な措置を講ずる。吸排気弁の構造図を参考図－9に示す。



参考図－９ 吸排気弁

(４) について

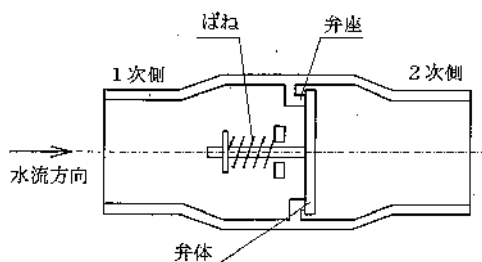
ある階又は立上り管で給水管の漏水事故等が発生した場合、各階の分岐又は立上り管ごとに止水栓が設置されていないと、建物全戸が給水停止となり、大きな事故に発展する。

このため、給水管の事故が発生しても影響が最小になるように、各階の分岐又は立上り管ごとに止水栓を設置する。

(５) について

各戸にメーターを設置する。メーターの設置位置は、管理が容易な場所とする。また、各戸にメーターを設置する場合は、規則性を持たせる。メーターはユニットとして、メーターの上流側には止水弁、下流側には単式逆止弁を設置する。

単式逆止弁とは、ばねの力で弁体を弁座に押しつける構造である。単式逆止弁の構造図を参考図－１０に示す。



参考図－１０ 単式逆止弁

５）給水装置の構造等及び設計施工

直結増圧式給水における給水装置の構造及び設計施工は、川越市給水条例・施行規程及び給水装置工事施行基準を適用する。

3. 給水装置の設計

1) 給水装置の設計水量の算定方法

給水装置は、同時使用水量により設計する。同時使用水量は、次により算定する。

(1) 集合住宅等の同時使用水量

集合住宅等の同時使用水量は、市が指定する算定式により算出する。

(2) 集合住宅以外の同時使用水量

集合住宅以外（一定規模以上の末端給水器具を有する事務所ビル等）の同時使用水量は、給水用具給水負荷単位により算出する。

(3) 集合住宅と集合住宅以外が混在する場合

集合住宅と集合住宅以外が混在する場合は、集合住宅は市が指定する算定式により集合住宅以外は給水用具給水負荷単位により算出した水量を合算するものとする。

ただし、上記の算定式によりがたい場合は、施設の実態に応じた計算式によることができる。

(4) 水理計算の範囲

増圧給水設備の上流側直近において、負圧でないことを確認できる計算書を提出する。ただし、必要に応じて末端給水までの水理計算を提出する。

(解説)

(1) について

集合住宅等における同時使用水量は、戸数又は居住人数から同時使用水量を算出する式を採用する。集合住宅等の最大給水戸数を参考表－4に示す。

【戸数による同時使用水量の予測式】

10戸未満： $4.2 \times (\text{戸数})^{0.33}$

10戸以上： $1.9 \times (\text{戸数})^{0.67}$

【居住人数による同時使用水量の予測式】

30人以下： $2.6 \times (\text{人数})^{0.36}$

31～200人： $1.3 \times (\text{人数})^{0.56}$

201人以上： $6.9 \times (\text{人数})^{0.67}$

参考表－4 集合住宅等の最大給水戸数

増圧給水 設備口径	管内流速 (m/s)	ファミリータイプ (戸数から算出)	ワンルームタイプ(人数から算出)		
			戸数(2人/戸)	戸数(1人/戸)	人数
20mm	2.0	－	－	－	2人
25mm	2.0	2戸	4戸	9戸	9人
32mm	2.0	11戸	17戸	35戸	35人
40mm	2.0	22戸	39戸	79戸	79人
50mm	2.0	43戸	88戸	176戸	176人
75mm	1.5	93戸	211戸	422戸	422人

(2) について

集合住宅以外の同時使用水量を算出する場合は、事前協議の前段（事前相談）で同時使用水量の算出に関する協議をする。

(3) について

集合住宅と集合住宅以外が混在する場合は、(1) と (2) とで算出した同時使用水量を合算する。この算出方法によりがたい場合は、当該建物の施設内容又は使用水量の実態に応じた算定式を採用することができる。

(4) について

負圧の確認は、原則として末端給水栓において必要な水量及び水圧の確保を確認ができる水理計算書を提出する。

ただし、増圧給水設備の上流側直近において、負圧でないことが確認できれば、増圧給水設備の給水条件を確保できると考えられることから、増圧給水設備手前での検討を行う。

2) 給水管口径の決定

(1) 給水管口径

給水管の口径は、同時使用水量を供給できる大きさとする。

(2) 管内流速

給水管の口径は、同時使用水量給水時において管内流速が 2.0 m/s を超えないことを原則とする。

(解説)

(1) について

給水管の口径は、同時使用水量を供給できる大きさと、かつ経済性を考慮した合理的な大きさとする。

また、増圧給水設備は、同時使用給水量を供給できるものを選定するとともに、給水量に応じた給水管口径を決定する。

(2) について

給水管は、水撃作用及び圧力損失の低減を図るため、管内流速を 2.0 m/s 以下にする。給水用具の取付けに当たっては、用具の機能上から必要とする作動圧又は最低必要水圧を確保する。ただし、 75 mm については管内流速を 1.5 m/s 以下とする。

4. 検 査

市が行う検査は、本施行基準に基づき施工された末端給水栓までを、給水装置工事の検査の対象とする。増圧給水設備の検査は、次の項目について行う。

- (1) 増圧給水設備、減圧式逆流防止器の設置が本基準に適合していることを確認する。
- (2) 増圧給水設備、減圧式逆流防止器の警報装置の設置、事故等の連絡先を表記した掲示板の設置及び維持管理体制を確認する。ただし、増圧給水設備については、耐圧試験は不要とする。

(解説)

(1) について

直結給水では、末端給水栓までが給水装置となるため、市が行う給水装置工事の検査の対象は、末端給水栓までとする。

指定給水装置工事事業者は、給水装置工事完了後速やかに増圧給水設備の試験運転や耐圧試験等、適正な自主検査を実施し、増圧給水設備及び減圧式逆流防止器が本基準に適合しているか確認する。

(2) について

増圧給水設備、減圧式逆流防止器は、警報装置の設置や事故等の連絡先が明確にされているか確認する。

5. 維持管理

1) 承諾書等の提出

直結増圧式給水による給水装置工事の申込者は、申込時に増圧給水設備設置条件承諾書を提出する。

(解説)

直結増圧式給水装置工事の申込者は、増圧給水設備の設置に起因するトラブルを防止するため、増圧給水設備設置条件承諾書(様式4)を提出する。

増圧給水設備設置条件承諾書は、次の事項を記述し、使用者又は入居者に、条件付きであることを周知する。

- ① 市が行う計画的な配水管工事、事故による緊急的な断水、メーターの交換による断水等は、一時的に水の使用ができなくなるが協力すること。
- ② 増圧給水設備が停電や故障により運転停止、あるいは配水管の水圧低下で運転できな

いことがある。このときは、共用の直圧給水栓を使用できること。

- ③ 増圧給水設備の財産及び管理責任は所有者側にあり、市は増圧給水設備の故障や苦情に対しては一切責任を負わないこと。
- ④ 増圧給水設備の故障に備え、当該設備の修理会社の緊急連絡先を設備本体及び管理人室等に明示すること。

2) 維持管理

増圧給水設備の管理責任者は、次の事項について十分留意する。

- (1) 増圧給水設備の機能を適正に保持するため、定期点検等の維持管理を行う。
- (2) 増圧給水設備の点検は、1年に1回定期的に行う。その記録は1年以上保存する。
- (3) 直結増圧式給水の漏水修理及び事故処理については、所有者又は使用者の責任において処理する。
- (4) 増圧給水装置の補修、整備及び更新工事は、すべて設置者の負担とする。また、保守点検に係る費用についても同様とする。

(解説)

(1)(2)について

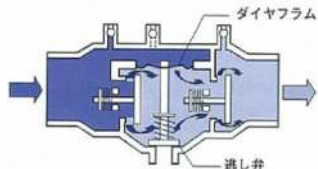
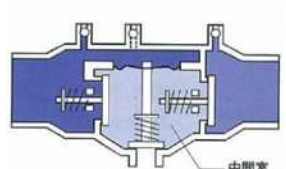
増圧給水設備は、その性能や機能を継続的に維持するために、定期的な点検や必要に応じて整備を行うことが必要不可欠である。このため、1年に1回定期的に行う。また、専門的な技術を持った製造業者等と保守点検契約をすることが望ましい。

点検記録は、維持管理や更新・補修などの参考になることから、長期間保存する。

(3)(4)について

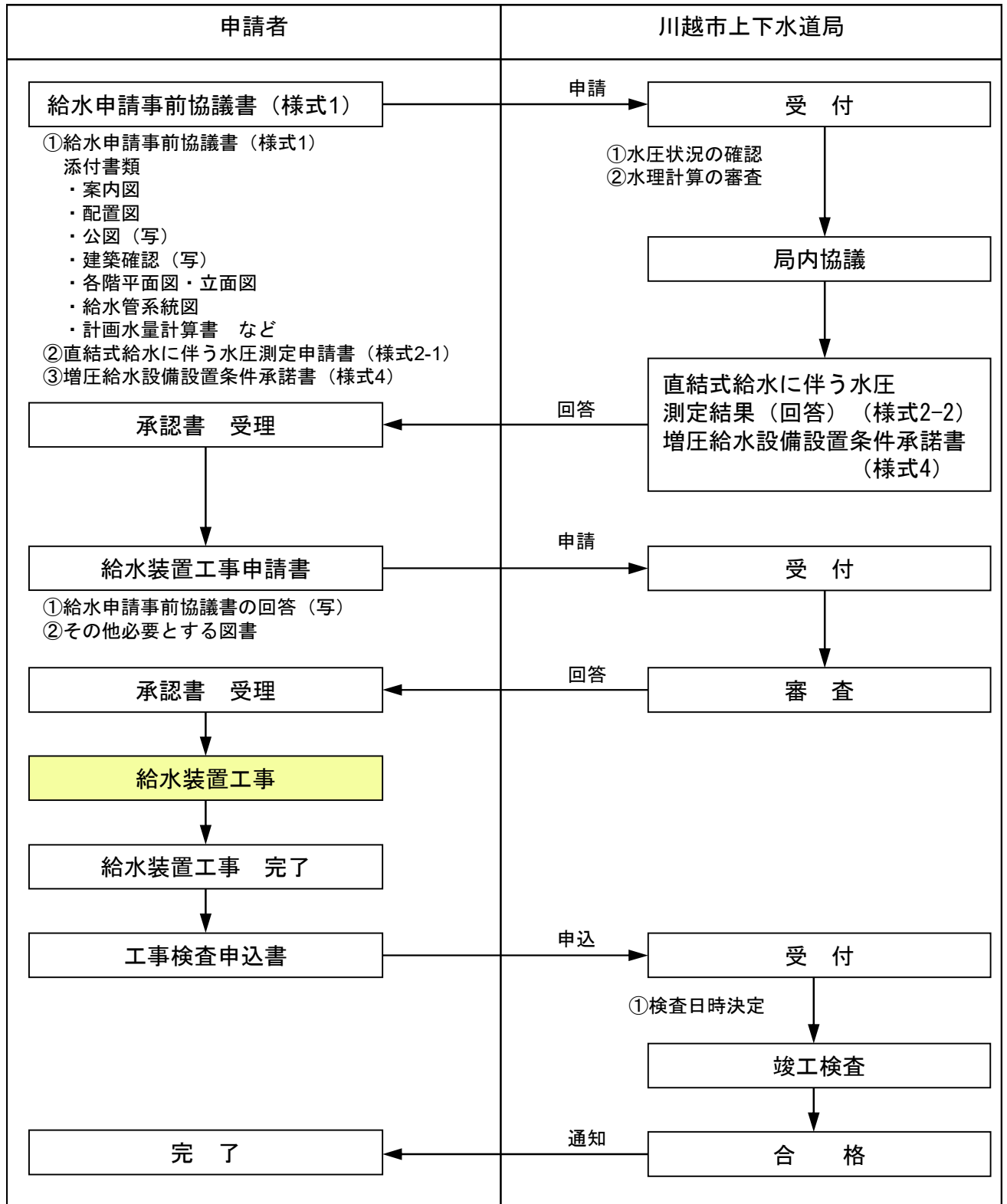
増圧給水設備を含む給水設備は、すべて所有者の財産である。このため、その工事及び保守点検に係る費用はすべて設置者の負担となる。

【参考 1】 減圧式逆流防止器の維持管理

製品名	減圧式逆流防止器	
概 要	逆圧と負圧による逆流の両方に有効な逆流防止器である。万一、逆止弁に異物が挟まった状況においても逆流を防ぐ構造で、逃し弁より排水することにより外から異常を確認できる。	
摘要規格	厚生労働省令性能 7 項目摘要項目:耐圧・浸出・逆流防止・負圧破壊・耐久性能 JWWA 規格(水道用減圧式逆流防止器:JWWA B 134)	
作動原理 (断面図)	2 個の独立に作動する逆止弁の間に中間室を設け、中間室の底部に設けた逃がし弁を上流の水圧によってダイヤフラムで閉じる方式を取っている。逆圧や負圧による逆流が発生した場合、逃し弁が開き、中間室の水を放出して空間を作り出すことによって管路を遮断する。	
	通水時 	停水時 
	1 次側の水圧で 2 個の逆止弁を開き、水が通水し、その際逃し弁は閉じている。上流と中間室、及び中間室と下流の差圧はおよそ 41kPa、及び 7kPa に保たれる。	左記の差圧を保ち、逃し弁は閉じたまま停水する。上流が負圧の場合や逆止弁に異常がある場合、差圧バランスが崩れ、逃し弁が開く。
設 置	・使用例 水道メーターの直後の設置あるいはブースターポンプ設置内に内蔵 ・条件 上流にストレーナーを設置 維持管理のための空間を確保	
定期点検	取扱説明書等記述書類による	
点検要領	携帯型の差圧計を用い、差圧計の接続ホースを逆流防止器のテストコックに接続し、上流側逆止弁、逃し弁、下流側逆止弁のそれぞれの性能を順次確認する。	
交換部品	上流側逆止弁、下流側逆止弁、逃し弁	
交換要領	点検時に差圧に異常が認められた場合、上部蓋を外し、構成部品を取出し、弁座等の洗浄点検を行う。構成部品に損傷が認められる場合あるいは洗浄してもなお差圧異常が解消されない場合は当該部品を取替え、蓋を取付ける。	
その他	大半の不具合は構成部品の洗浄及び清掃で解消される。従って、適切なストレーナーの使用及び止水部の清掃が大切である。	

出典：給水用具の維持管理指針 2004、日本水道協会

【参考 2】 直結増圧式給水方式手続きのながれ



(様式1)

給水申請事前協議書

令和 年 月 日

(提出先)
川越市上下水道事業管理者

郵便番号
住所
申請者 フリガナ
氏名 印
電話番号

設計事務所等
連絡先(電話番号)

このたび下記のとおり上水道の供給を願いたく、別紙書類を添えて申請します。なお、必要な場合には配水管布設工事を依頼し、工事竣工後は、同日付をもって配水管を採納します。

申 請 地	川越市			フリガナ		
				施設名		
事業目的	1 一般住宅 2 土地分譲 3 建売住宅の建設 4 共同住宅(2階以下)の建設 5 中高層建築物(3階以上)の建設 6 工場等の建設 9 その他 ()					
概 要	区 画 数	棟 数	世 帯 数	対 象 人 数	階 数	最大使用水量
	区画	棟	世帯	人	階	m ³ /日
	敷地総面積	床 総 面 積	給 水 方 式	給 水 希 望 年 月 日		
	m ²	m ²	1 直結直圧式 2 直結増圧式 3 タンク式	令和 年 月 日		
備 考						
指定給水 装置工事 事 業 者	(指定番号) 印					

(注) 川越指定給水装置工事事業者未定の場合は、決定後速やかに連絡してください。

添付書類 裏面とおり

＊ 上下水道局処理欄

事 前 受 付 No.	受 付 日	入 力		配 水 管 有 無	配 管 図 番 号
				無 ・ 有	— —
備 考					

添 付 書 類

「事業目的」に応じて、次のとおり書類を添付してください

- 必ず添付していただくもの
 △必要に応じて添付していただくもの
 ※該当する場合に添付していただくもの

事業目的 添付書類	1 一般住宅	2 土地分譲	3 建売住宅の建設	4 共同住宅(2階以下)の建設	5 中高層建築物(3階以上)の建設	6 工場等の建設	9 その他()
案 合 図	○	○	○	○	○	○	○
配 置 図	○	○	○	○	○	○	○
公 図 (写)	○	○	○	○	○	○	○
登記事項証明書等(写)	○	○	○	○	○	○	○
開発許可 (写)	※	※	※	※	※	※	※
道路位置指定許可(写)		※	※	※	※	※	※
道 路 位 置 図		※	※	※	※	※	※
農地転用許可(写)	※	※	※	※	※	※	※
建築確認(写)	○		○	○	○	○	※
既設給水装置の有無 (有の場合は水栓番号記入)	※	※	※	※	※	※	※
各 階 平 面 図	○		○	○	○	○	※
立 面 図	△		△	△	△	△	△
給 水 系 統 図	○	○	○	○	○	○	○
受水槽・高架水槽詳細図					△	△	△
器 具 別 数 量 表				△	△	△	△
計 画 水 量 計 算 書				△	△	△	△
各階使用用途及び人員				△	△	△	△
工 程 表		△	△	△	△	△	△

*申請者と土地所有者が異なる場合は、関係がわかる書類を必要とする。

(様式2-1)

直結式給水に伴う水圧測定申請書

令和 年 月 日

(提出先)

川越市上下水道事業管理者

住 所 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____
指定給水装置工事事業者
_____ 印

このことについて、建築物等への直結式給水を計画していますので、下記のとおり水圧測定等の調査を依頼します。

記

工 事 場 所		川越市		
工 事 期 間		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
計 画 建 築 物 概 要		☐ 新築・ ☐ 既存、地上 階地下 階・地上 m ☐ 専用住宅・ ☐ 店舗併用住宅・ ☐ 共同住宅・ ☐ 事務所ビル 住宅戸数 戸 (☐ ファミリータイプ・ ☐ ワンルームタイプ・ ☐ 混在)		
給 水 措 置 概 要	給 水 装 置	☐ 直結直圧式給水 (階~ 階) ☐ 直結増圧式給水 (階~ 階) ☐ 併用方式 (直結 階~ 階、増圧 階~ 階)		
	既 設 配 管	☐ 無・ ☐ 有 (口径 mm 個・水栓番号)		
	使 用 水 量	同時使用水量 ℓ/min 計画一日最大給水量 m ³ /日		
	取 出 口 径	配水管 mm・取出口径 mm (増圧ポンプ mm)		
	各 戸 メ ー タ ー 口 径 ・ 設 置 数	住 宅 部 分	口径 mm 個	口径 mm 個
		非 住 宅 部 分	口径 mm 個	口径 mm 個
共 用 部 分		口径 mm 個	口径 mm 個	

添付書類：案内図・計画図及び給水計画図・流量計算書等

(様式2—2)

令和 年 月 日

様

川越市上下水道事業管理者

直結式給水に伴う水圧測定結果（回答）

令和 年 月 日付けで依頼のありましたことについて、下記のとおり回答します。

記

1.工事場所 川越市

2.配水管等の
最小動水圧 最小動水圧 Mpa (kgf/cm²)
(基準値0. 1 4 7 Mpa (1. 5 0 kgf/cm²))

3.給水の可否 配水管の水圧測定を行ったところ、次のとおり判定します。

3階建以下の建物であり、

- ☐ 配水管の測定水圧が、基準値以上のため直結直圧式給水が可能です。
- ☐ 配水管の測定水圧が、基準値以下のため直結直圧式給水が不可能です。ただし、直結増圧式給水が可能です。

4階建（3階直結式給水）以上の建物であり、

- ☐ 配水管の測定水圧が、基準値以上のため直結増圧式給水が可能です。
- ☐ 配水管の測定水圧が、基準値以下のため受水槽式給水となります。

4.そ の 他

(様式3)

直結直圧式給水承諾書

令和 年 月 日

川越市上下水道事業管理者

申請者（給水装置の設置者又は所有者）

住所

氏名 印

電話番号

給水装置の設置場所

川越市

直結直圧式給水を受けるにあたり、下記の条件を承諾します。

記

（使用者等への周知）

1. 申請者である設置者又は所有者として直結直圧式給水について次のように使用者等に周知を図り、この方式による給水についての貴市への苦情等を一切申し立てしません。
 - ① 直結直圧式給水であり受水槽機能がないため、市配水管修理・布設替え等に伴う断水には協力するとともに、水使用に際して支障が生じることを承諾します。
 - ② 直結直圧式給水にあたり、申請時に直結共用栓等を設置し、渇水等の対策による制限給水時に水圧低下に伴う出水不良が発生した場合には、直結共用栓等の水栓を使用します。
 - ③ 水圧低下に伴いガス給湯器が着火しない場合には、申請者である設置者又は所有者等が責任をもって対処します。

（管理責任者等の継承）

2. 申請者である設置又は所有者として、所有者又は管理責任者を変更するときは、変更後の所有者又は管理責任者にこの直結直圧式給水に付された条件について継承し、速やかに上下水道事業管理者へ川越市給水装置仕様変更届を提出します。

（既設配管使用の責任）

3. 既設配管を使用して直結直圧式給水をした場合において、これに起因する漏水等の事故については、申請者である設置者又は所有者としての責任において解決し、貴市の指示に従い速やかに処理します。

（給水装置の維持管理）

4. 給水装置の維持管理については、止水栓から下流側は申請者である設置者又は所有者の管理範囲とし、漏水等においては責任をもって修繕します。

(メーターの管理及び取り替え)

5. 水道メーターは検針に支障のない場所に設置し維持管理します。なお、支障が生じた場
貴市の指示に従い、設置者（所有者）又は使用者等の負担で速やかに改善します。また、計量法
(平成4年法律第51号)に基づく水道メーターの交換及び水道メーターの異常等による交換には、
貴市に協力し交換時に断水することを承諾します。

(条例・規定の遵守)

6. 上記各項のほか、取り扱い上必要な事項については、川越市水道事業給水条例及び同施行規程
を遵守します。

(上記以外のその他)

7. 上記各項の承諾条件を申請者である設置者又は所有者として使用者等に周知徹底を図り、直結
直圧式給水に起因する紛争が生じたときは当事者間で解決し、貴市には一切迷惑をかけません。

以上の事について、すべて承諾いたします。

(様式4)

増圧給水設備設置条件承諾書（新設・既設使用）

令和 年 月 日

川越市上下水道事業管理者

申請者（給水装置の設置者又は所有者）

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____

給水装置の設置場所

川越市 _____

増圧給水設備を設置するにあたり、下記の条件を承諾いたします。

記

（使用者等への周知）

1. 申請者である設置者又は所有者として直結増圧式給水について次のような特徴を理解し、使用者等に周知を図り、この方式による給水についての貴市への苦情等を一切申し立てしません。
 - ① 停電や故障により増圧給水設備が停止したとき又は給水制限により一時的な断水や水压低下に伴う出水不良が発生した場合には、共用の直圧給水栓を使用します。
 - ② 直結増圧式給水であり受水槽のような貯留機能がないため、配・給水管の漏水等による事故時及び水道施設の工事等の場合には、水の使用が出来なくなることを承諾します。

（定期点検等）

2. 増圧給水設備及び減圧式逆流防止器の機能を正常に保つため、1年以内ごとに1回の定期点検を実施するとともに、必要に応じて、適宜、保守点検及び修理を行います。

（損害の補償）

3. 増圧給水設備の設置に起因して逆流又は漏水が発生し、貴市若しくはその他の使用者に損害を与えた場合には、申請者である設置者又は所有者が責任をもって補償いたします。

（管理責任者等の継承）

4. 申請者である設置者又は所有者として、所有者又は管理責任者を変更するときは変更後の所有者又は管理責任者にこの直結増圧式給水に付された条件について継承し、速やかに上下水道事業管理者へ川越市給水装置使用変更届を提出します。

なお、部屋の賃貸をするときは、本給水装置が条件付であることを関係者に熟知させます。

(既設配管使用の責任)

5. 既設受水槽以下の配管を使用し、増圧給水設備を設置した場合は、これに起因する漏水等の事故については、申請者である設置者又は所有者としての責任において解決するとともに、貴市の指示に従い速やかに改善します。

(給水装置の維持管理)

6. 給水装置の維持管理については、止水栓から下流側は申請者である設置者又は所有者の管理範囲とし、漏水等が発生した場合においては、責任をもって修繕します。

(メーターの管理及び取り替え)

7. 水道メーターは検針に支障のない場所に設置し維持管理します。なお、支障が生じた場合は、貴市の指示に従い、設置者（所有者）又は使用者等の負担で速やかに改善します。また、計量法（平成4年法律第51号）に基づく水道メーターの交換及び水道メーター異常等による交換には、貴市に協力し交換時に断水することを承諾します。
8. 増圧給水設備以下の給水装置にメーターを設置した場合は、メーターの管理及び計量に支障がないよう努めます。

(条例・規程の遵守)

9. 上記各項のほか、取り扱い上必要な事項については、川越市水道事業給水条例及び同施行規程を遵守します。

(紛争の解決)

10. 上記各項の承諾条件を申請者である設置者又は所有者として使用者等に周知徹底を図り、直結増圧式給水に起因する紛争等が生じたときは当事者間で解決し、貴市には一切迷惑をかけません。

以上の事について、すべて承諾いたします。

(

(メーターの管理及び取り替え)

5. 水道メーターは検針に支障のない場所に設置し維持管理します。なお、支障が生じた場合は、貴市の指示に従い、設置者（所有者）又は使用者等の負担で速やかに改善します。また、計量法（平成4年法律第51号）に基づく水道メーターの交換及び水道メーターの異常等による交換には、貴市に協力し交換時に断水することを承諾します。

(条例・規定の遵守)

6. 上記各項のほか、取り扱い上必要な事項については、川越市水道事業給水条例及び同施行規程を遵守します。

(上記以外のその他)

7. 上記各項の承諾条件を申請者である設置者又は所有者として使用者等に周知徹底を図り、直結直圧式給水に起因する紛争が生じたときは当事者間で解決し、貴市には一切迷惑をかけません。

以上の事について、すべて承諾いたします。

(様式5)

受付番号 号
受付日 年 月 日

川越市給水装置使用変更届

(提出先)

川越市上下水道事業管理者

届出月日	年 月 日	
1.窓口	2.電話	3.その他 ()
届出者氏名	(印)	
電話番号	()	

担 当	リーダー	副課長	課 長

- ・使用者変更
- ・用途変更
- ・番地変更
- ・所有者変更
- ・その他 ()

給 水 所 在 地	川越市	水 栓 番 号		
方 書		異 動 日		
屋 号		徴収 区分	コ ー ド	1. 口座制 3.集金制 2. 納付制
使 用 者 氏 名		用途 区分	コ ー ド	0. 一般用 5. 公衆浴場用 6. プール用 10. 臨時用
◎ 水道料金等の請求先 〒 電話 住所		戸数		集合 番号
氏名		送付 区分	コ ー ド	0. 直送 2. 官公署 1. 別送 3. 集金
◎ 給水装置の所有者・管理人の住所・氏名 電話		口座 領収書	コ ー ド	0. 検針票 1. 別送ハガキ
所 有 者		上下水道 区分	コ ー ド	0. 上水道のみ 2.下水道のみ 1. 上下水道
管 理 人		下水 区分	コ ー ド	0. 下水なし 2.未処理区域 1. 処理区分
備 考		メーター形式	メーター口径 mm	
		メーター器会社	メーター番号	
		処 理	確 認	給 水

所 有 者			
新	住 所	氏 名	(印)
旧	住 所	氏 名	(印)

付 録

付録 目次

- 付録 1 水道法抜粋
 - 付録 2 川越市水道事業給水条例
 - 付録 3 川越市水道事業給水条例施行規程
 - 付録 4 川越市水道事業中高層建築物等の給水に関する規程
 - 付録 5 川越市水道事業配水補助管施工規程
 - 付録 6 川越市水道事業小規模貯水槽水道の管理に関する規程
 - 付録 7 給水装置の構造及び材質基準
 - 付録 8 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令
 - 付録 9 道路占用工事標準条件書
-
- 計算例 受水槽式給水(口径及び容量)、給水幹線(直結直圧式給水)

付録 1 水道法抜粋

水道法抜粋

水道法

(給水装置の構造及び材質)

第16条 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

水道法施行令

(給水装置の構造及び材質の基準)

第5条 法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
 - 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - 三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連絡されていないこと。
 - 四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
 - 五 凍結、破壊、浸食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
 - 六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
 - 七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

水道法

(給水装置工事)

第16条の2 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。

- 2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。

- 3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるときは、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

（給水装置工事主任技術者）

第25条の4 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第3項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

- 2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
- 一 給水装置工事に関する技術上の管理
 - 二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導管理
 - 三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
 - 四 その他厚生労働省令で定める職務
- 4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

水道法施行規則

（給水装置工事主任技術者の職務）

第23条 法第25条の4第3項第4号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に關し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

- 一 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
- 二 第36条第1項第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
- 三 給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡

水道法

(事業の基準)

第25条の8 指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

水道法施行規則

(事業の運営の基準)

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第25条の4第1項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第25条の4第3項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- 二 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- 三 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- 四 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- 五 次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 令第4条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- 六 施行した給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第1号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - イ 施主の氏名又は名称
 - ロ 施行の場所
 - ハ 施行完了年月日
 - ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ホ 竣工図
 - ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ト 法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果

水道法

(給水装置工事主任技術者の立会い)

第25条の9 水道事業者は、第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第25条の10 水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(指定の取消し)

第25条の11 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。

- 一 第25条の3第1項各号に適合しなくなったとき。
- 二 第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- 三 第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第25条の8に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 五 第25条の9の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- 六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 七 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- 八 不正の手段により第16条の2第1項の指定を受けたとき。

2 第25条の3第2項の規定は、前項の場合に準用する。

付録 2 川越市水道事業給水条例

○川越市水道事業給水条例

昭和三十四年三月二十五日

条例第六号

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 給水装置の工事及び費用(第四条—第十条)
- 第三章 給水(第十一条—第十八条)
- 第四章 加入金、料金及び手数料(第十九条—第二十七条)
- 第五章 管理(第二十八条—第三十三条)
- 第六章 貯水槽水道(第三十四条・第三十五条)
- 第七章 補則(第三十六条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、水道法(昭和三十二年法律第百七十七号。以下「法」という。)その他の法令の定めがあるもののほか、川越市水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(平一〇条例一〇・全改)

(定義)

第二条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(平一〇条例一〇・旧第三条繰上・一部改正)

(給水装置の種類)

第三条 給水装置は、次の二種とする。

- 一 専用給水装置 一世帯又は一箇所で専用する給水装置
- 二 私設消火栓 消防用に使用する給水装置

(平六条例一〇・一部改正、平一〇条例一〇・旧第四条繰上・一部改正)

第二章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第四条 給水装置の新設、改造、修繕(法第十六条の二第三項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。第六条及び第三十二条において同じ。)又は撤去をしようとする者は、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(平一〇条例一〇・旧第五条繰上・一部改正、平一二条例三七・平一四条例四五・一部改正)

(新設等の費用負担)

第五条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるものについては、市においてその費用を負担することができる。

(平一〇条例一〇・旧第六条繰上・一部改正)

(工事の施行)

第六条 給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の設計並びに工事(以下「給水装置工事」という。)は、管理者又は管理者が法第十六条の二第一項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

- 2 管理者は、給水装置工事を施行する場合において、申込みをした者に対し、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。
- 3 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事を施行する場合において、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事検査を受けなければならない。

(平一〇条例一〇・追加)

(給水管及び給水用具の指定)

第七条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター(以下「メーター」という。)までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第一項の規定による指定の権限は、法第十六条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(平一〇条例一〇・全改)

(工事費の算出方法)

第八条 管理者が施行する給水装置工事に要する費用(以下「工事費」という。)は、次に掲げる費用の合計額とする。

- 一 設計費
- 二 材料費
- 三 運搬費
- 四 労力費
- 五 道路復旧費
- 六 工事監督費
- 七 間接経費

八 前各号に掲げるもののほか、特別に必要とする費用

2 工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(平一〇条例一〇・一部改正)

(工事費の予納)

第九条 給水装置の新設、改造、修繕及び撤去を申し込む者は、管理者が給水装置工事を施行する場合においては、管理者が算出した工事費の概算額を予納しなければならない。

ただし、管理者がその必要がないと認める工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事完成後に精算する。

(平六条例一〇・平一〇条例一〇・一部改正)

(給水装置の変更の工事)

第十条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によつて、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

(平一〇条例一〇・一部改正)

第三章 給水

(給水の原則)

第十一条 給水は、非常災害、水道施設の損傷その他公益上やむを得ないと認められる事情又は法令及びこの条例の規定による場合のほか、これを制限し、又は停止することはない。

2 前項の規定により給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあつても、市はその責を負わない。

(平一〇条例一〇・一部改正)

(給水契約の申込み)

第十二条 給水を受けようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ、管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

(平一〇条例一〇・一部改正)

(メーターの設置等)

第十三条 管理者は、給水量を計量するため、メーターを設置する。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

3 管理者は、必要に応じ、中高層建築物等において戸別に給水量を計量するため、水道子メーター(以下「子メーター」という。)を設置させることができる。

4 子メーターは、給水設備(配水管から水の供給を受けるために設けられた水槽、当該水槽から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。以下同じ。)に設置するものとし、その形態及び位置は、管理者が定める。

(平九条例二一・全改、平一〇条例一〇・一部改正)

(メーターの保管等)

第十四条 メーターは、管理者が設置して、給水を受ける者(以下「水道使用者」という。)又は給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

- 2 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもつて、メーターを管理しなければならない。
- 3 水道使用者等は、前項に規定する管理を怠つたため、メーターを亡失し、又は損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(平一〇条例一〇・旧第十六条繰上・一部改正)

(水道使用の中止等の届出)

第十五条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- 一 水道の使用をやめるとき。
 - 二 消防の演習に私設消火栓を使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
- 一 水道使用者の氏名又は住所に変更があつたとき。
 - 二 給水装置の所有者に変更があつたとき。
 - 三 消防用として水道を使用したとき。

(平六条例一〇・一部改正、平一〇条例一〇・旧第十七条繰上・一部改正)

(私設消火栓の使用)

第十六条 私設消火栓は、消防、消防の演習又は管理者が特に使用を承認する場合のほか使用してはならない。

- 2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、管理者に職員の立会いを求めなければならない。

(平六条例一〇・一部改正、平一〇条例一〇・旧第十八条繰上・一部改正)

(水道使用者等の管理上の責任)

第十七条 水道使用者等は、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 前項の場合において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第一項に規定する管理を怠つたために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(平一〇条例一〇・旧第十九条繰上・一部改正)

(給水装置及び水質の検査)

第十八条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があつたときは、検査を行いその結果を請求者に通知する。

(平一〇条例一〇・旧第二十一条繰上・一部改正)

第四章 加入金、料金及び手数料

(平九条例二一・改称)

(加入金)

第十九条 給水装置の新設(給水設備(子メーターを設置するものに限る。以下この条において同じ。)の新設を伴うものを除く。)及び改造(メーターの個数を増加することとなる場合及び口径を増すこととなる場合に限る。)並びに給水設備の新設及び改造(子メーターの個数を増加することとなる場合及び口径を増すこととなる場合に限る。以下この条において同じ。)をする者は、当該申込みの際(給水設備の新設及び改造の場合にあつては子メーターの使用の承認を受ける際に)、水道利用加入金(以下「加入金」という。)を納付しなければならない。

- 2 給水装置の新設(メーターの個数の増加を伴う給水装置の改造を含む。)に係る加入金の額は、当該新設に係るメーターの口径に応じた次の表の金額の欄に掲げる金額に百分の百十を乗じて得た額とする。

メーターの口径	金額
一三ミリメートル	一〇二、〇〇〇円
二〇ミリメートル	二二四、〇〇〇円
二五ミリメートル	四二八、〇〇〇円
三〇ミリメートル	六九四、〇〇〇円
四〇ミリメートル	一、五二二、〇〇〇円
五〇ミリメートル	二、二五八、〇〇〇円
七五ミリメートル	五、六五〇、〇〇〇円
一〇〇ミリメートル	九、六三六、〇〇〇円
一五〇ミリメートル	二一、一一二、〇〇〇円
二〇〇ミリメートル以上	メーターの口径の断面積及び流量を基礎として管理者が定める額

- 3 給水装置の改造(メーターの口径を増すこととなる改造に限る。)に係る加入金の額は、当該改造後のメーターの口径に応じた前項の表の金額の欄に掲げる金額から当該改造前のメーターの口径に応じた前項の表の金額の欄に掲げる金額を減じた額に百分の百十を乗じて得た額とする。
- 4 給水設備の新設及び改造に係る加入金の額については、子メーターをメーターとみなして前二項の規定を適用する。この場合において、給水設備の新設が、給水装置の改造に伴ったものであるときは、当該新設される子メーターのうちの一(複数の口径の子メーター

があるときは最大の口径の子メーターとする。)を給水設備の改造とみなし、改造前の給水装置のメーターを改造前の給水設備の子メーターとして加入金を算定するものとする。

- 5 住宅(店舗付住宅で管理者が別に定めるものを除く。以下同じ。)にメーターの口径が十三ミリメートルとなる給水装置を新設する場合において、当該メーターに係る給水装置の新設の申込者が市内に住所を有し、かつ、自ら使用するときの第二項の規定の適用については、同項の規定中「掲げる金額」とあるのは、「掲げる金額に二分の一を乗じて得た額」とする。
- 6 住宅に設置された、メーターの口径が十三ミリメートルである給水装置を引き続き五年以上所有し、かつ、使用している者が、メーターの口径が二十ミリメートルとなる給水装置の改造をする場合で、当該給水装置を改造後引き続き自ら使用するときの第三項の規定の適用については、同項の規定中「減じた額」とあるのは、「減じた額に二分の一を乗じて得た額」とする。
- 7 住宅に設置された、メーターの口径が十三ミリメートルである給水装置を引き続き五年以上所有し、かつ、使用している者が、給水設備の新設を伴う給水装置の改造をする場合において、当該新設される給水設備の子メーターの口径が二十ミリメートルであつて、当該給水設備を自ら使用するときは、第四項後段の規定にかかわらず、子メーターをメーターとみなして前項の規定を適用する。
- 8 加入金は、一のメーター又は子メーターを単位として算定する。
- 9 既に納付された加入金は、還付しない。ただし、給水装置の新設等の申込みの取消し、設計の変更等管理者が特に認めるときは、この限りでない。

(平九条例二一・全改、平一〇条例一〇・旧第二十二條繰上・一部改正、平二六条例二四・一部改正)

(料金)

第二十条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道使用者から徴収する。

- 2 料金は、一月につき次の表に定めるところにより、メーター(子メーターが設置されている場合にあつては子メーター)の口径又は用途に応じた基本料金及び従量料金をもつて算定した料金の合計額に百分の百十を乗じて得た額とする。ただし、当該額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

用途	基本料金		従量料金	
	メーターの口径	料金	使用水量	料金 (一立方メートルにつき)
一般用	一三ミリメートル	二五〇円	八立方メートルまで	六〇円
	二〇ミリメートル	三八〇円	八立方メートルを超え一五立方メートルまで	八五円
	二五ミリメートル	八五〇円	一五立方メートルを超え三〇立方メートルまで	一二五円
	三〇ミリメートル	一、五五〇円	三〇立方メートルを超え五〇立方メートルまで	一八五円
	四〇ミリメートル	二、九五〇円	五〇立方メートルを超え一五〇立方メートルまで	二四〇円
	五〇ミリメートル	五、五〇〇円	一五〇立方メートルを超え二五〇立方メートルまで	三〇〇円
	七五ミリメートル	一一、五〇〇円	二五〇立方メートルを超える分	三五〇円
	一〇〇ミリメートル	一八、五〇〇円		
	一五〇ミリメートル	四〇、〇〇〇円		
二〇〇ミリメートル以上	管理者が定める額			
公衆浴場用	五、〇〇〇円		使用水量が一〇〇立方メートルを超える分について一立方メートルにつき六〇円	
プール用			一立方メートルにつき一四〇円	
臨時用			一立方メートルにつき三五〇円	
私設消火栓用			消防の演習又は管理者が特に使用を承認する場合に給水する料金は、一消火栓の給水時間一五分ごとに二、八五〇円(当該給水時間が一五分に満たない場合の給水時間は、一五分とする。)	

- 3 前項の規定にかかわらず、管理者が必要があると認めるときは、料金を別に定めることができる。

(平元条例二九・平六条例一〇・平九条例二一・一部改正、平一〇条例一〇・旧第二十三条繰上・一部改正、平二六条例二四・一部改正)

(料金の算定)

第二十一条 料金は、隔月定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定める日をいう。)にメーター及び子メーター(以下「メーター等」という。)の点検を行い、その使用水量をもつてその日の属する月分及び前月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に点検を行うことができる。

2 前項の使用水量は、毎月均等に使用したものとみなす。

(平九条例二一・一部改正、平一〇条例一〇・旧第二十四条繰上・一部改正)

(使用水量の認定)

第二十二条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量を認定する。

- 一 メーター等に異状があつたとき。
- 二 使用水量が不明のとき。

(平六条例一〇・全改、平九条例二一・一部改正、平一〇条例一〇・旧第二十五条繰上・一部改正)

(特別な場合における料金の算定)

第二十三条 月の中途に水道の使用を開始し、又は使用をやめた場合において、当該使用期間が一月に満たないときは一月として、一月を超えるときは二月として料金を算定する。

- 2 月の中途において、メーター等の口径に変更があつた場合は、その使用日数の多いメーター等の口径の料金によつて算定する。
- 3 水道の使用をやめる際に届出がないときは、使用したものとして算定する。
- 4 給水契約をしないで水道を使用した者は、前水道使用者から引き続いてこれを使用したものとみなす。

(平六条例一〇・平九条例二一・一部改正、平一〇条例一〇・旧第二十六条繰上・一部改正)

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第二十四条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、給水契約の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。

(平一〇条例一〇・旧第二十七条繰上・一部改正)

(料金の徴収方法)

第二十五条 料金は、二月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(平一〇条例一〇・旧第二十八条繰上・一部改正)。

(手数料)

第二十六条 管理者は、申請者又は申込者から、次の各号に掲げる事務について、当該各号に定める金額の手数料を当該申請又は申込みの際に徴収する。ただし、管理者が徴収の時期について特に認める場合は、この限りでない。

一 指定給水装置工事事業者の指定 一件につき一万円

二 給水装置の新設及び改造に係る設計審査(使用材料の確認を含む。) 次の表のメーターの口径(改造にあつては改造後のメーターの口径)の区分に対応する金額

メーターの口径	金額(一件につき)
二五ミリメートル以下	二、〇〇〇円
三〇ミリメートル以上五〇ミリメートル以下	三、〇〇〇円
七五ミリメートル以上	六、〇〇〇円

三 工事検査 次の表の給水装置工事の内容の区分に対応する金額

給水装置工事の内容		金額 (一件につき)
新設及び改造	メーターの口径が二五ミリメートル以下のもの	三、〇〇〇円
	メーターの口径が三〇ミリメートル以上五〇ミリメートル以下のもの	五、〇〇〇円
	メーターの口径が七五ミリメートル以上のもの	一〇、〇〇〇円
修繕及び撤去		二、〇〇〇円
証明の交付		二〇〇

四 私設消火栓を消防の演習に使用する場合又は管理者が必要と認める場合における職員の立会い 一回につき三千円

五 第二十九条第二項ただし書に規定する給水装置の構造及び材質が政令の基準に適合していることの確認 一件につき六千円

(平一〇条例一〇・追加、平一二条例三七・一部改正)

(加入金、料金、手数料等の減免)

第二十七条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつて納付しなければならない加入金、料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

(平一〇条例一〇・旧第三十条繰上・一部改正)

第五章 管理

(給水装置の検査等)

第二十八条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(平一〇条例一〇・旧第三十二条繰上・一部改正)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第二十九条 管理者は、給水を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和三十二年政令第三百三十六号)第五条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、給水を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第十六条の二第三項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(平一〇条例一〇・追加、平一二条例三七・平二六条例二四・一部改正)

(給水の停止)

第三十条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道使用者に対しその理由の継続する間、給水を停止することができる。

- 一 水道使用者が、第八条の工事費、第十七条第二項の修繕費、第二十条の料金又は第二十六条の手数料を指定期限までに納入しないとき。
- 二 水道使用者が正当な理由がなくて、第二十一条の使用水量の計量又は第二十八条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- 三 給水栓を、汚染のおそれある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(平六条例一〇・一部改正、平一〇条例一〇・旧第三十四条繰上・一部改正)

(給水装置の切離し)

第三十一条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- 一 給水装置の所有者が九十日以上所在が不明で、かつ、水道使用者がいないとき。
- 二 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(平六条例一〇・一部改正、平一〇条例一〇・旧第三十五条繰上・一部改正)

(過料)

第三十二条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第四条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をした者
- 二 正当な理由がなくて、第十三条第二項のメーターの設置、第二十一条の使用水量の

計量、第二十八条の検査又は第三十条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

三 第十七条第一項の給水装置の管理を著しく怠った者

四 第二十条の料金又は第二十六条の手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

(平六条例一〇・一部改正、平一〇条例一〇・旧第三十六条繰上・一部改正)

第三十三条 詐欺その他不正の行為により、第二十条の料金又は第二十六条の手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料に処する。

(平一二条例一・全改)

第六章 貯水槽水道

(平一四条例四五・追加)

(管理者の責任)

第三十四条 管理者は、貯水槽水道(法第十四条第二項第五号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(平一四条例四五・追加)

(設置者の責任)

第三十五条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第三条第七項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。)の設置者は、法第三十四条の二の規定により、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者の定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。

(平一四条例四五・追加)

第七章 補則

(平一四条例四五・旧第六章繰下)

(委任)

第三十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(平一〇条例一〇・旧第三十八条繰上・一部改正、平一四条例四五・旧第三十四条繰下)

附 則

1 この条例は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 川越市給水条例(昭和二十八年条例第五十号)は、この条例施行の日から廃止する。

附 則(昭和三十六年三月二九日条例第一三号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十六年三月一日から適用する。

附 則(昭和三十九年三月二八日条例第九号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和四〇年十一月一三日条例第二七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四一年四月一日条例第一四号)抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四二年一二月二二日条例第三二号)

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則(昭和四九年七月一〇日条例第二六号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和四十九年八月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の川越市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第二十三条の規定は、昭和四十九年九月分の検針から適用し、その使用水量のうち二分の一の水量については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例の加入金に係る規定は、施行日以後に給水装置工事の新設又は改造(メーターの口径を増す場合に限る。以下この項において同じ。)の申し込みをした者から適用し、同日前に当該工事の申し込みをした者については、適用しないものとする。ただし、施行日前に給水装置工事の新設又は改造の申し込みをした者が、施行日から昭和五十年三月三十一日までの間に当該工事に着手しない場合には、その者から同条例第五条の二に規定する加入金を徴収するものとする。

附 則(昭和四九年一〇月一五日条例第三九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五三年七月一日条例第二七号)

- 1 この条例は、昭和五十三年八月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の川越市水道事業給水条例の規定中料金に関する部分は、昭和五十三年九月分の料金から適用し、昭和五十三年八月分までの料金については、なお従前の例による。

附 則(昭和五七年三月三〇日条例第一七号)

- 1 この条例は、昭和五十七年六月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の川越市水道事業給水条例の規定中料金に関する部分は、昭和五十七年七月分の料金から適用し、昭和五十七年六月分までの料金については、なお従前の例による。

附 則(平成元年九月一三日条例第二九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年十月一日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の川越市水道事業給水条例の規定は、平成元年十月一日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る料金について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日前から施行日以後に引き続く水道使用者の平成元年十月の使用水量検針分の全部及び平成元年十一月の使用水量検針分の二分の一の使用水量に係る料金は、なお従前の例による。

附 則(平成六年三月二三日条例第一〇号)

- 1 この条例は、平成六年六月一日から施行する。ただし、第五条の二の改正規定は、平成六年七月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の川越市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第五条の二の規定は、平成六年七月一日以後に申し込まれる給水装置の新設又は改造に係る水道利用加入金について適用し、同日前に申し込まれた給水装置の新設又は改造(同日から平成七年三月三十一日までの間に当該申込みに係る給水装置の新設又は改造の工事に着手しない場合を除く。)に係る水道利用加入金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第二十三条の規定は、平成六年六月一日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る料金について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 4 前項の場合において、施行日前から引き続く水道の利用者の平成六年六月の使用水量検針分の全部及び平成六年七月の使用水量検針分の二分の一の使用水量に係る料金は、なお従前の例による。

附 則(平九年九月二九日条例第二一号)

- 1 この条例は、平成九年十一月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の川越市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第二十二条の規定は、平成九年十一月一日(以下「施行日」という。)以後に申し込まれる給水装置又は給水設備の新設又は改造に係る水道利用加入金について適用し、施行日前に申し込まれた給水装置又は流末装置の新設又は改造(施行日から平成十年三月三十一日までの間に当該申込みに係る給水装置又は流末装置の新設又は改造の工事に着手しない場合を除く。)に係る水道利用加入金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第二十三条の規定は、施行日以後の使用に係る料金について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 4 前項の場合において、施行日前から施行日以後に引き続く水道使用者の平成九年十一月の使用水量検針分の全部及び平成九年十二月の使用水量検針分の二分の一の使用水量に係る料金は、なお従前の例による。

附 則(平成一〇年三月二〇日条例第一〇号)

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年三月二一日条例第一号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年一二月二一日条例第三七号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成一四年一二月二四日条例第四五号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年三月二〇日条例第二四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二十九条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(水道利用加入金に関する経過措置)

- 2 改正後の第十九条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申し込まれる給水装置又は給水設備の新設又は改造に係る水道利用加入金について適用し、施行日前に申し込まれた給水装置又は給水設備の新設又は改造に係る水道利用加入金については、なお従前の例による。

(水道料金に関する経過措置)

- 3 改正後の第二十条第二項の規定は、施行日以後の水道の使用に係る料金について適用し、施行日前の水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 4 前項の場合において、施行日前から施行日以後に引き続き水道を使用する者の平成二十六年四月及び五月の使用水量検針分の全部並びに同年六月の使用水量検針分の二分の一の使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

付録 3 川越市水道事業給水条例施行規程

○川越市水道事業給水条例施行規程

平成十年三月三十一日

水道部管理規程第四号

(趣旨)

第一条 この規程は、川越市水道事業給水条例(昭和三十四年条例第六号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の新設等の申込み)

第二条 条例第四条に規定する給水装置の新設等の申込みをしようとする者(以下「申込者」という。)は、別に定める申請書を上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。ただし、漏水に係る修繕については、別に定める様式をもって当該申請書に代えることができる。

- 2 申込者は、申込みの内容を変更し、又はこれを取り消そうとするときは、遅滞なく管理者に届け出なければならない。
- 3 住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの又は共同住宅を除く。)以外の用に供する建築物に係る申込者は、あらかじめ、給水申請事前協議書(様式第一号)を管理者に提出しなければならない。

(平一五(上)管規程九・平二五(上)管規程一三・一部改正)

(利害関係人の同意書等)

第三条 条例第六条第二項の利害関係人の同意書等は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

- 一 他人の家屋又は他人の所有地内に給水装置を設けようとするとき 当該家屋又は土地の所有者の同意書
 - 二 他人の給水装置から分岐して給水装置を設けようとするとき 当該給水装置の所有者の承諾書
- 2 前項の同意書等は、申込者が特別の事由により当該同意書等を提出することが困難であると管理者が認めるときは、誓約書とする。

(平二五(上)管規程一三・旧第六条繰上)

(支分引用)

第四条 自己の給水装置から給水装置を分岐させている者が、自己の給水装置を撤去しようとするときは、分岐している者(以下「支分引用者」という。)に通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、支分引用者が引き続き給水を受けようとするときは、その給水装置の改造等を行わなければならない。

(平二五(上)管規程一三・旧第七条繰上)

(工事費の算出方法)

第五条 条例第八条第一項第一号から第七号までに規定する費用の額は、次のとおりとする。ただし、当該額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

一 設計費 条例第八条第一項第二号から第八号までの合計金額に百分の七を乗じて得た額

二 材料費 管理者が定める材料単価に使用材料の数量を乗じて得た額

三 運搬費 材料費に百分の五を乗じて得た額

四 労力費 管理者が定める工種別の賃金に標準定率を乗じて得た額

五 道路復旧費 管理者が定める単価により算出した額

六 工事監督費 第二号から第四号までの合計金額に百分の五を乗じて得た額

七 間接経費 第二号から第四号まで及び第六号の合計金額に百分の三を乗じて得た額

2 条例第八条第一項に規定する工事費に十円未満の端数が生じたときは、四円以下は切り捨て、五円以上は切り上げるものとする。

(平二五(上)管規程一三・旧第九条繰上)

(所有権の留保)

第六条 管理者が給水装置工事を施行した場合において、その工事費が完納に至るまでは、当該給水装置の所有権を市に留保し、その保管は当該給水装置工事の申込みをした者が行わなければならない。

(平二五(上)管規程一三・旧第十条繰上)

(工事の保証)

第七条 管理者の施工した給水装置が、工事完成後一年以内に破損したときは、市の費用をもってこれを補修するものとする。ただし、当該給水装置の使用者及び所有者の故意又は過失によると認められるときは、この限りでない。

(平二五(上)管規程一三・旧第十一条繰上)

(給水の申込み)

第八条 条例第十二条に規定する給水の申込みは、使用開始届(様式第二号)により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が認めるときは、口頭、電話その他の方法によることができる。

(平二四(上)管規程五・全改、平二五(上)管規程一三・旧第十二条繰上・一部改正)

(メーターの保管等)

第九条 水道使用者等(条例第十四条第一項に規定する水道使用者等をいう。以下同じ。)は、メーターを清潔に管理し、これを設置している場所には、その点検又は修理に支障を生ずるような工作物を設け、又は物等を置いてはならない。

(平二五(上)管規程一三・旧第十三条繰上)

(水道使用の中止等の届出)

第十条 条例第十五条第一項の届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 水道の使用をやめるとき 使用中止届(様式第三号)
- 二 消防の演習に私設消火栓を使用するとき 臨時使用申請書(様式第四号)

2 条例第十五条第二項の届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 水道使用者の氏名又は住所に変更があったとき 各種変更届(様式第五号)
- 二 給水装置の所有者に変更があったとき 給水装置使用変更届(様式第六号)

3 前二項の届出は、管理者が認めるときは、口頭、電話その他の方法によることができる。

(平二四(上)管規程五・追加、平二五(上)管規程一三・旧第十三条の二繰上・一部改正)

(私設消火栓)

第十一条 私設消火栓は、管理者が封かんする。

2 私設消火栓を消防に使用したときは、使用したときから二日以内に管理者に届け出なければならない。

(平二五(上)管規程一三・旧第十四条繰上)

(給水装置標識)

第十二条 水道使用者等は、管理者が交付する給水装置標識(様式第七号)を門戸その他見やすい場所に掲示しなければならない。

(平一六(上)管規程四・一部改正、平二五(上)管規程一三・旧第十五条繰上)

(検査実費額の徴収)

第十三条 条例第十八条に規定する水質等の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

(平二五(上)管規程一三・旧第十六条繰上)

(店舗付住宅)

第十四条 条例第十九条第五項の店舗付住宅で管理者が別に定めるものは、クリーニング業、理容業、美容業、飲食業、水道水を使用する製造業その他これらに類似する水道水を使用する業務に供する店舗を有する住宅をいう。

(平二五(上)管規程一三・旧第十七条繰上)

(用途区分の認定基準)

第十四条の二 条例第二十条第二項に定める料金の用途区分の認定基準は、次の各号に掲げる用途区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 一般用 次号から第四号までに定めるもの以外に使用するもの

二 公衆浴場用 物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第四条及び物価統制令施行令(昭和二十七年政令第三百十九号)第十一条の規定により埼玉県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場に使用するもの

三 プール用 学校等の教育用に設置したプールに使用するもの

四 臨時用 工事その他臨時に使用するもの及び上下水道局構内において直接給水するもの

(平二五(上)管規程一四・追加、平二六(上)管規程一〇・一部改正)

(隔月定例日)

第十五条 条例第二十一条第一項の規定する隔月定例日は、別表の区分により、当該月の一日から二十五日までの間において、管理者が定める。

2 隔月定例日にメーター及び子メーターの点検をしたときは、上下水道使用量・料金等のお知らせ(様式第八号)により水量及び料金を使用者に通知するものとする。

(平二四(上)管規程五・一部改正、平二五(上)管規程一三・旧第十八条繰上・一部改正)

(使用水量の端数の取扱い)

第十六条 条例第二十一条第二項の場合において、各月の使用水量に一立方メートル未満の端数を生じたときは、メーター等の点検を行った日の属する月分の端数は切り捨て、その前月分の端数は一立方メートルとして算定する。

(平二五(上)管規程一三・旧第十九条繰上)

(使用水量の認定)

第十七条 条例第二十二条に規定する使用水量の認定は、前四月間又は前年同時期における使用水量その他の事実を参酌して算定し、これにより難いときは、見積水量による。

(平二五(上)管規程一三・旧第二十条繰上)

(料金の徴収方法)

第十八条 料金は、納入通知書(様式第九号)による納付又は口座振替の方法により徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、別の方法によることができる。

(平二四(上)管規程五・追加、平二五(上)管規程一三・旧第二十条の二繰上・一部改正)

(料金の領収証書の発行)

第十九条 企業出納員及び現金取扱員並びに出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関並びに地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の規定に基づき水道事業等に係る公金の徴収又は収納事務を受託している者は、料金の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収証書として納入通知書中の水道料金等納入通知書兼領収証書又は領収書(様式第十号)を交付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、口座振替の方法により料金を徴収した場合は、上下水道使用量・料金等のお知らせ中の口座振替分領収書又は水道料金等領収書(様式第十一号)をもって領収証書に代えることができる。

(平二四(上)管規程五・追加、平二五(上)管規程一三・旧第二十条の三繰上・一部改正)

(料金の追徴、還付)

第二十条 管理者は、料金を徴収した後において、その料金に増額又は減額を生じたときは、その差額を追徴し、又は還付しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による追徴又は還付は、管理者が必要と認めるときは、次回徴収する料金により精算することができる。

(平二二(上)管規程九・全改、平二五(上)管規程一三・旧第二十一条繰上)

(料金の納期限)

第二十一条 水道料金の納期限は、隔月定例日の属する月の翌月十五日とする。

- 2 前項の納期限が休日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日)、日曜日又は土曜日に当たるときは、次の営業日とする。
- 3 給水の中止若しくは停止又は管理者が必要と認めた場合の納期限は、前二項の規定にかかわらず、その都度定めることができる。

(平一八(上)管規程九・平二五(上)管規程三・一部改正、平二五(上)管規程一三・旧第二十二条繰上)

(身分証明書)

第二十二条 水道法(昭和三十三年法律第百七十七号)第十七条第二項の身分を示す証明書は、様式第十二号のとおりとする。

(平一六(上)管規程四・一部改正、平二五(上)管規程一三・旧第二十三条繰上・一部改正)

(給水装置の構造及び材質の確認に要する費用)

第二十三条 条例第二十九条第二項ただし書に規定する給水装置の構造及び材質が厚生労働省令の基準に適合していることを確認するのに要した実費は、給水を受ける者から、これを徴収する。

(平一二(水)管規程四・一部改正、平二五(上)管規程一三・旧第二十四条繰上)

(その他)

第二十四条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

(平二五(上)管規程一三・旧第二十五条繰上)

附 則

- 1 この規程は、平成十年四月一日から施行する。

- 2 川越市指定水道工事店規程(昭和六十二年水道部管理規程第五号)は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際現に川越市水道事業給水条例施行規則(昭和三十四年規則第四号)の規定に基づき作成されている用紙は、この規程の規定にかかわらず、当分の間、必要の修正をして使用することができる。

附 則(平成一二年一月二六日(水)管規程第四号)

この規程は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成一四年一月二六日(水)管規程第一号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成一四年一月八日(水)管規程第一一号)

この規程は、平成十四年十一月一日から施行する。

附 則(平成一五年四月一日(上)管規程第九号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年一月二〇日(上)管規程第一号)

この規程は、平成十六年一月二十六日から施行する。

附 則(平成一六年二月二〇日(上)管規程第四号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年二月二〇日(上)管規程第五号)

この規程は、平成十六年二月二十一日から施行する。

附 則(平成一七年一月二七日(上)管規程第一〇号)

この規程は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則(平成一八年五月一日(上)管規程第九号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成一八年一月二二日(上)管規程第一三号)

この規程は、平成十九年一月一日から施行する。

附 則(平成二〇年三月二一日(上)管規程第二号)

この規程中第一条の規定は平成二十年三月二十九日から、第二条の規定は同年三月三十一日から施行する。

附 則(平成二〇年十一月二一日(上)管規程第九号)

この規程は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則(平成二一年二月一七日(上)管規程第一号)

この規程は、平成二十一年三月九日から施行する。

附 則(平成二一年八月一〇日(上)管規程第七号)

この規程は、平成二十一年九月七日から施行する。

附 則(平成二二年二月三日(上)管規程第一号)

この規程は、平成二十二年三月八日から施行する。

附 則(平成二二年三月三〇日(上)管規程第九号)抄

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年二月一五日(上)管規程第一号)

この規程は、平成二十三年三月七日から施行する。

附 則(平成二四年二月二三日(上)管規程第一号)

この規程は、平成二十四年三月五日から施行する。

附 則(平成二四年三月二六日(上)管規程第五号)

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年二月二五日(上)管規程第三号)

この規程は、平成二十五年三月一日から施行する。ただし、別表の改正規程は、平成二十五年三月四日から施行する。

附 則(平成二五年三月二六日(上)管規程第一三号)

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年七月一六日(上)管規程第一四号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年三月三日(上)管規程第一号)

この規程は、平成二十六年三月三日から施行する。

附 則(平成二六年三月二五日(上)管規程第六号)

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年六月二六日(上)管規程第一〇号)

この規程は、公布の日から施行する。

別表(第 15 条関係)

(平 26(上)管規程 1・全改)

区分	メーター等の点検を 4 月、6 月、8 月、10 月、12 月及び 2 月に行う地域	メーター等の点検を 5 月、7 月、9 月、11 月、1 月及び 3 月に行う地域
町名	旭町 1 丁目 旭町 2 丁目 旭町 3 丁目 石原町 1 丁目 石原町 2 丁目 今成 1 丁目 今成 2 丁目 今成 3 丁目 今成 4 丁目 御成町 上野田町 喜多町 広栄町 幸町 三光町 志多町 新富町 1 丁目 新富町 2 丁目 神明町 末広町 1 丁目 末広町 2 丁目 末広町 3 丁目 田町 月吉町 仲町 中原町 1 丁目 中原町 2 丁目 野田町 1 丁目 野田町 2 丁目 東田町 宮元町 元町 2 丁目 連雀町 六軒町 1 丁目 六軒町 2 丁目 脇田新町 脇田本町 大字小ケ谷 大字小室 大字野田 大字野田新田 大字脇	新宿町 1 丁目 新宿町 2 丁目 新宿町 3 丁目 新宿町 4 丁目 新宿町 5 丁目 新宿町 6 丁目 大手町 大塚 2 丁目の一部(22 番 1 から 16 まで、22 番 34 から 37 まで、24 番 1 から 14 まで、24 番 18 から 20 まで、25 番 1 から 8 まで、25 番 19 から 24 まで、27 番 1 8、27 番 20 から 25 まで、27 番 27、27 番 29) 岸町 1 丁目 岸町 2 丁目 岸町 3 丁目 久保町 郭町 1 丁目 郭町 2 丁目 小仙波町 1 丁目 小仙波町 2 丁目 小仙波町 3 丁目 小仙波町 4 丁目 小仙波町 5 丁目 三久保町 城下町 菅原町 仙波町 1 丁目

田 大字青柳 大字池辺 大字大塚新田 大字大袋 大字大袋新田 大字豊田新田 大字豊田本 大字藤倉 大字増形 大字南大塚 大字山城 大塚 1 丁目 大塚 2 丁目(メーター等の点検を 5 月、7 月、9 月、11 月、1 月及び 3 月に行う地域を除く。) 大塚新町 かし野台 1 丁目 かし野台 2 丁目 寿町 1 丁目 寿町 2 丁目 豊田町 1 丁目 豊田町 2 丁目 豊田町 3 丁目 中台 3 丁目の一部(5 番 12 から 19 まで、6 番 1 から 3 まで、6 番 5、7 番 1 から 4 まで、7 番 9、7 番 11 から 14 まで、8 番 1 から 5 まで、8 番 7、8 番 11、9 番 1、13 番 1) 日東町 南大塚 1 丁目 南大塚 2 丁目 南大塚 3 丁目 南大塚 4 丁目 南大塚 5 丁目 南大塚 6 丁目(メーター等の点検を 5 月、7 月、9 月、11 月、1 月及び 3 月に行う地域を除く。) 南台 1 丁目 南台 2 丁目 南台 3 丁目 むさし野(メーター等の点検を 5 月、7 月、9 月、11 月、1 月及び 3 月に行う地域を除く。) むさし野南の一部(1 番から 3 番まで、4 番 1 から 18 まで、5 番 1 から 19 まで、22 番 4 から 20 まで、23 番 1 から 15 まで、23 番 26) 四都野台 大字安比奈新田 大字笠幡 大字的場 かすみ野 1 丁目 かすみ野 2 丁目 かすみ野 3 丁目 かわつる三芳野 川鶴 1 丁目 川鶴 2 丁目 川鶴 3 丁目 的場 1 丁目 的場 2 丁目 伊勢原町 1 丁目 伊勢原町 2 丁目 伊勢原町 3 丁目 伊勢原町 4 丁目 伊勢原町 5 丁目 霞ヶ関北 1 丁目 霞ヶ関北 2 丁目 霞ヶ関北 3 丁目 霞ヶ関北 4 丁目 霞ヶ関北 5 丁目 霞ヶ関北 6 丁目 霞ヶ関東 1 丁目 霞ヶ関東 2 丁目 霞ヶ関東 3 丁目 霞ヶ関東 4 丁目 霞ヶ関東 5 丁目 的場北 1 丁目 的場北 2 丁目 的場新町 大字天沼新田 大字上戸 大字上広谷 大字鯨井 大字鯨井新田 大字小堤 大字栄 大字下小坂 大字下広谷 大字竹野 大字富士見 大字平塚 大字平塚新田 大字吉田 上戸新町 広谷新町 吉田新町 1 丁目 吉田新町 2 丁目 吉田新町 3 丁目 大字上寺山 大字寺山 大字福田 大字府川 大字山田	仙波町 2 丁目 仙波町 3 丁目 仙波町 4 丁目 通町 問屋町 西小仙波町 1 丁目 西小仙波町 2 丁目 氷川町 富士見町 松江町 1 丁目 松江町 2 丁目 南通町 宮下町 1 丁目 宮下町 2 丁目 元町 1 丁目 脇田町 大字大仙波 大字大仙波新田 大字川越 大字岸 大字小仙波 大字寺井 大字東明寺 大字松郷 大字石田本郷 大字伊佐沼 大字鴨田 大字上老袋 大字北田島 大字鹿飼 大字菅間 大字中老袋 大字谷中芳野台 1 丁目 芳野台 2 丁目 芳野台 3 丁目 大字大中居 大字小中居 大字下老袋 大字高島 大字東本宿 大字古谷上 大字古谷本郷 大字八ツ島 大字今泉 大字牛子 大字萱沼 大字木野目 大字久下戸 大字渋井 大字並木 大字古市場 大字南田島 泉町 並木新町 並木西町 藤木町 大字扇河岸 大字上新河岸 大字下新河岸 大字砂 大字砂新田 大字寺尾 大字藤間 稲荷町 熊野町 清水町 砂新田 1 丁目 砂新田 2 丁目 砂新田 3 丁目 砂新田 4 丁目 砂新田 5 丁目 砂新田 6 丁目 諏訪町 藤原町 大字今福 大字上松原 大字下松原 大字下赤坂 大字砂久保 大字中福 中福東 中台 1 丁目 中台 2 丁目 中台 3 丁目(メーター等の点検を 4 月、6 月、8 月、10 月、12 月及び 2 月に行う地域を除く。) 南大塚 6 丁目の一部(4 番 13 から 17 まで、5 番、6 番 1 から 6 まで、6 番 18 から 24 まで、6 番 27 から 30 まで、6 番 34 から 40 まで、7 番 1 から 8 まで、8 番から 10 番まで、11 番 1 から 3 まで、11 番 7 から 10 まで、12 番 3 から 6 まで、12 番 19 から 24 まで、12 番 38、13 番 1 から 7 まで、13 番 10 から 13 まで、13 番 27、40 番 5) むさし野の一部(1 番 1 から 20 まで、3 番 17 から 28 まで、4 番から 11 番まで、12 番 1 から 5 まで、15 番 12 から 17 まで、15 番 22 から 24 まで、27 番 26 から 45 まで、28 番 25 から 37 まで) むさし野南(メーター等の点検を 4 月、6 月、8 月、10 月、12 月及び 2 月に行う地域を除く。) 大字石田 中台元町 1 丁目 中台元町 2 丁目
---	--

様式第1号(第2条関係)
(平25(上)管規程13・全改)

様式第1号(第2条関係)

給 水 申 請 事 前 協 議 書

年 月 日

(提出先)
川越市上下水道事業管理者

郵便番号
往 所
申 請 者
フリガナ
氏 名
電話番号
設計事務所等
連絡先(電話番号)

このたび、下記のとおり上水道の供給を願いたく、別紙書類類を添えて申請します。なお、必要な場合には配水管布設工事を依頼し、工事竣工後は、同日付をもって配水管を採納します。

申 請 地	川越市	フリガナ				
		施 設 名				
事業目的	1 一般住宅 2 土地分譲 3 建売住宅の建設 4 共同住宅(2階以下)の建設 5 中高層建築物(3階以上)の建設 6 工場等の建設 9 その他()					
	区 画 数	棟 数	世 帯 数	対 象 人 員	階 級	最大使用水量
概 要						
	区画	棟	世帯	人	階	㎡/日
	敷地総面積	床 総 面 積	給 水 方 式	給 水 希 望 年 月 日		
	㎡	㎡	1 直 結 式 2 タンク式	年 月 日		
備 考						
指定給水装置工事事業者	(指定番号)					

(注) 川越市指定給水装置工事事業者未定の場合は、決定後速やかに連絡してください。

添 付 書 類 裏面のとおり

※処 理 欄

事前受付 No.	受 付 日	入 力	配水管有無	配管図番号
			無・有	—
備 考				

(平 25(上)管規程 13・全改)

様式第2号(第8条関係)

使用開始届

(提出先)川越市上下水道事業管理者

受付日	受付者	予約入力	更新	確認
/				

お客様番号	道順番号	閉栓状況
所在地		メーター
方書		前使用者
		受水槽

受付方法	1. 営業所窓口 5. 役所電話	2. 営業所電話 6. 現場	3. 郵送 7. 強制執行	4. 役所窓口 8. Web受付	9. その他
------	---------------------	-------------------	------------------	---------------------	--------

届出者	1. 名義人 4. 同居人 7. 不動産(備考欄へ記入) 9. その他(	2. 奥様(主人) 5. 友人 8. 管理人	3. 家族 6. 所有者 8. 管理人	届出者	
				電話番号	

開始日	年 月 日
-----	-------

フリガナ	
使用者名義	宛名番号()
電話	① ②

送付先	住所
	名前
	電話 宛名番号()

前住所	市内・市外	前水栓番号(—)
市内 中止手続き	手続き必要 (中止日 /) 口座継続有り 口座継続無し	手続き不要 ()

備考	(予約時備考)			
	(その他備考)		0	お投函・領投函(HT)
			6	お保管・領保管(HT)
			7	お送付・領送付(ハ)
			8	お送付・領送付
管理者	住所 氏名	電話	最新検針日	
所有者	住所 氏名	電話		
			検針予定日 / データ作成 有・無	

様式第3号(第10条関係)
(平25(上)管規程13・全改)

様式第3号(第10条関係)

使 用 中 止 届 (提出先)川越市上下水道事業管理者		受付日	受付者	予約入力	更新	確認	請求
		/					

お客様番号		道順番号		
所在地				
方 書				
使用者名義	宛名番号()			

受付方法	1. 営業所窓口 2. 営業所電話 3. 郵送 4. 役所窓口 5. 役所電話 6. 現場 7. 強制執行 8. Web受付 9. その他				
------	---	--	--	--	--

届 出 者	1. 名義人 2. 奥様(主人) 3. 家族 4. 同居人 5. 友人 6. 所有者 7. 不動産(備考欄へ記入) 8. 管理人 9. その他()	届出者	
		電話番号	

中 止 日	最終使用日	年 月 日	見込 同日
	現地訪問日	年 月 日 AM PM (: ~ :)	

転 居 先 (送 付 先)	市内・市外		
	宛名番号 () 電話 次水栓番号(-)		

市 内 開始手続き	手続き必要 (開始日 /)	手続き不要 ()
	口座継続有り 口座継続無し	

精 算 方 法	1. 現地集金 2. 転居先集金 4. 送付 8. 口座振替 9. その他 ()
---------	--

備 考	(予約時備考)		
	(その他備考)		
	管理者	住所 氏名 電話	最新検針日
	所有者	住所 氏名 電話	検針予定日 / データ作成 有・無

様式第 4 号(第 10 条関係)
(平 26(上)管規程 6・全改)

様式第4号(第10条関係)

臨時使用申請書

年 月 日

(提出先)
川越市上下水道事業管理者

※ 太枠内をご記入ください。

申 請 者	住所
	氏名
	電話

下記のとおり一時的に水道を使用したいので申請します。

記

使用日時	年 月 日() 午前・午後 時 分
使用場所	
使用目的	
使用水量	m ³

金額：_____円
お客様番号：_____

(平 25(上)管規程 13・全改)

各種変更届
(提出先)川越市上下水道事業管理者

受付日	受付者	予約入力	更新	確認	請求
/					

お客様番号		道順番号		
所在地				
方書				
使用者名義	宛名番号()			
送付先	宛名番号()			

受付方法	1. 営業所窓口	2. 営業所電話	3. 郵送	4. 役所窓口	
	5. 役所電話	6. 現場	7. 強制執行	8. Web受付	9. その他

届 出 者	1. 名義人 2. 奥様(主人)	3. 家族	届出者	
	4. 同居人 5. 友人	6. 所有者	電話番号	
	7. 不動産(備考欄へ記入)	8. 管理人		
	9. その他()			

名義変更日	前回検針日		サイクルUP 有・無
	変 更 日	年 月 日	

フリガナ	
使用者名義	宛名番号()
電 話 ①	②

变 更 理 由	
---------	--

送 付 先	市内 ・ 市外
	電 話 宛名番号()

精 算 方 法	1. 現地集金	2. 転居先集金	4. 送付	8. 口座振替
	9. その他 ()			

納入方法変更	口座 ⇒ 納付 / 納付 ⇒ 口座(従来口座継続) (—)
--------	---

備 考	最新検針日 検針予定日 / データ作成 有・無
-----	-------------------------------

様式第 6 号(第 10 条関係)
(平 25(上)管規程 13・全改)

様式第6号(第10条関係)

給水装置使用変更届

(提出先)
川越市上下水道事業管理者

届 出 月 日	年 月 日		
届 出 者 氏 名			印
電 話 番 号			

・所有者変更

・番地変更

給 水 装 置 所 在 地	川越市	水栓番号	
---------------	-----	------	--

所 有 者				
新	住 所		フリガナ氏 名	印
旧	住 所		フリガナ氏 名	印

様式第 7 号(第 12 条関係)

(平 25(上)管規程 13・全改)

様式第7号(第12条関係)



(備考) 地色 赤色
文字模様 白色
金属製 径41mm

様式第 8 号(第 15 条関係)
(平 25(上)管規程 13・全改)

様式第8号(第15条関係)

(1)

上下水道使用量・料金等のお知らせ		お客様番号		口座振替分額収書	
様		使用月分	年 月 分		お客様番号
		使用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
		用途			
		口径	mm		
		メーター番号			
指 針 及 び 水 量		今 回 請 求 予 定 金 額		振 替 日	
今 回 指 針	m ³	水 道 料 金	円	振 替 日	
前 回 指 針	m ³	(うち消費税等相当額	円)	年 月 日まで	
メーター交換時水量	m ³	下水道使用料	円	上記のとおり口座振替により領収いたしました。	
水道使用量	m ³	(うち消費税等相当額	円)	川越市企業出納員 印	
下水道排除量	m ³	請求予定額	円		
《参考》前回水量	m ³				
前々回水量	m ³				
前年同期水量	m ³				
※通信欄					
		検 針 員：			
		検 針 日：		年 月 日	

様式第8号(第15条関係)

(2)

上下水道使用量・料金等のお知らせ

給水場所

使用者名

お客様番号			
道順番号			
使用期間			
口径	mm	メーター番号	
上水用途		下水用途	

指針及び水量		今回請求予定金額	
今回指針	m ³	水道料金	円
前回指針	m ³	下水道使用料	円
交換時水量	m ³		
今回水道使用量	m ³	合計金額	円
今回下水排水量	m ³		
前回水量	m ³	振替日 年 月 日	
前々回水量	m ³		
前年同期水量	m ³		

※このお知らせ票での、支払いはできません。

※このお知らせ票で集金することはありません。

検針日	検針員
年 月 日	

(平 25(上)管規程 13・全改、平 26(上)管規程 6・一部改正)

(裏面)

下水道使用料を納期限までに納付されない場合には、川越市税外諸収入金に対する延滞金徴収条例の規定により、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金を徴収することになります。

川崎市水道料金等納入済通知書	
振替口座	加入者
ID 発行管理番号	
お客様番号 使用月分 合 計 納 額 円	
バーコード CVS取納用	
金額が訂正されたもの、バーコード印刷のないもの及びバーコードの読み込みができないものはコンビニエンスストアでのお取扱いできません。 取納代行会社	
取りまとめ店 (埼玉県川崎市)	
領収日付印	
上下水道局/CVS本部課	

この用紙は直読機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。
コンビニエンスストアは契約により代金受領を行います。

川崎市水道料金等納入済通知書(原簿)	
振替口座	加入者
お客様番号 使用月分 合 計 納 額 円	
振替口座 加入者	
領収日付印	
金融機関/CVS店舗様	

切り取り線は金銭機関係にお持ち下さい。

川崎市水道料金等納入通知書兼領収証書	
振替口座	加入者
お客様番号 使用月分 使用期間 水道使用量 m^3 下水道使用量 m^3 水道料金 円 (内消費税等相当額 円) 下水道使用料 円 (内消費税等相当額 円) 合 計 円	
料金は上記のとおりとなりますので、納入期までに最新の金融機関等へ納入してください。 納 期 限	
川崎市上下水道事業管理者 収入印紙貼付欄	
上記の金額を領収いたしました。 金額を訂正したもの及び領収日付印のないものは無効です。 領収証書は大切に保管してください。 お客様保管用	

切り取り線は金銭機関係にお持ち下さい。

(裏面)

下水道使用料を納期限までに納付されない場合には、川越市税外諸収入金に対する延滞金徴収条例の規定により、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金を徴収することになります。

様式第 10 号(第 19 条関係)
(平 25(上)管規程 13・全改)

様式第10号(第19条関係)

(1枚目)

川 越 市 水 道 料 金 等 領 収 書

年 月 日

住 所

方 番

使用者氏名

様

使用月分	水道使用量(m ³)	水 道 料 金(円)	排除量(m ³)	下水道使用料(円)	合 計 金 額(円)
合 計					

お客様番号

領 収 日 付 印

左記のとおり領収いたしました。
○金額を訂正したもの及び領収日付印のないものは無効です。
○領収書は大切に保管してください。

川越市企業出納員 印

納入者保管用①

様式第10号(第19条関係)

(2枚目)

川 越 市 水 道 料 金 等 納 入 済 通 知 書

年 月 日

住 所

方 番

使用者氏名

お客様番号

使用月分	水道使用量(m ³)	水 道 料 金(円)	排除量(m ³)	下水道使用料(円)	合 計 金 額(円)
合 計					

左記のとおり領収いたしました。
○金額を訂正したもの及び領収日付印のないものは無効です。
○領収書は5年間保管してください。

領 収 日 付 印

川越市企業出納員



上下水道局保管用印

川越市水道料金等納入済通知書(控)

年 月 日

住 所

方 書

使用者氏名

様

お客様番号

使用月分	水道使用量(m ³)	水 道 料 金(円)	排除量(m ³)	下水道使用料(円)	合 計 金 額(円)
合 計					

左記のとおり領収いたしました。

○金額を訂正したもの及び領収日付印のないものは無効です。

○領収書は5年間保管してください。

領 収 日 付 印

川越市企業出納員 印

金融機関保管用印

様式第 11 号(第 19 条関係)
(平 25(上)管規程 13・全改)

様式第11号(第19条関係)

川 越 市 水 道 料 金 等 領 取 書

お客様番号	
使用者氏名	
給水所在地	
方 書	

金融機関名			
口座番号		科 目	
口座名義人			

使 用 月 分		口 径	mm
使 用 期 間			
水 道 使 用 量	水 道 料 金	消費税等相当額	水 道 料 金 合 計
m ³	円	円	円
下 水 排 除 量	下 水 道 使 用 料	消費税等相当額	下 水 道 使 用 料 合 計
m ³	円	円	円
		振 替 済 金 額	円

上記水道料金等を口座振替により
年 月 日に領収いたしました。

川越市企業出納員 印

様式第 12 号(第 22 条関係)
(平 25(上)管規程 13・全改)

様式第12号(第22条関係)

(表 面)

身 分 証 明 書				
次の者は、水道法第17条第1項の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。				
写真	所属課名			
	職 名			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日生
	有効期限	年	月	日
川越市上下水道事業管理者				
印				

(裏 面)

水 道 法 抜 粋	
(給水装置の検査)	
第17条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代わるべき者の同意を得なければならない。	
2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	

付録 4 川越市水道事業中高層建築物等の給水に関する規程

○川越市水道事業中高層建築物等の給水に関する規程

平成九年十月三十一日

水道部管理規程第七号

川越市水道事業中高層建築物等の給水に関する規程(昭和五十六年水道部管理規程第七号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規程は、川越市水道事業給水条例(昭和三十四年条例第六号。以下「条例」という。)第十三条第三項の中高層建築物等の給水に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平一〇(水)管規程五・一部改正)

(定義)

第二条 この規程において「中高層建築物等」とは、次の各号に掲げるいずれかの建築物をいう。

- 一 地上三階以上又は地上四メートル以上の部分に給水を受けようとする建築物
- 二 一時に多量の水道水を使用する事業の用に供する建築物
- 三 前二号に定めるもののほか断水によつて事業の運営に支障をきたす恐れのある建築物

(平一〇(水)管規程五・一部改正)

(水槽の設置)

第三条 中高層建築物等を建築しようとする者は、配水管から水の供給を受けるための水槽を設置しなければならない。ただし、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が認める場合は、この限りでない。

(平一〇(水)管規程五・平一五(上)管規程九・一部改正)

(給水設備の設置基準)

第四条 管理者は、中高層建築物等の給水設備(条例第十三条第四項の給水設備をいう。以下同じ。)の設置基準を別に定めるものとする。

(平一〇(水)管規程五・一部改正)

(子メーターの設置)

第五条 条例第十三条第四項の規定による管理者が定める水道子メーター(以下「子メーター」という。)の形態は、平型子メーターとする。

- 2 条例第十三条第四項の規定による管理者が定める子メーターの位置は、別に定める設置基準によるものとする。
- 3 子メーターを設置する者は、管理者が交付する子メーター標識(別記様式)を各戸ごとに見やすい場所に掲示しなければならない。

(平一〇(水)管規程五・平二三(上)管規程四・一部改正)

(協定の締結)

第六条 子メーターを設置する者は、管理者と別に定める協定を締結しなければならない。

(平一〇(水)管規程五・一部改正)

(料金徴収の調整)

第七条 管理者は、水道メーター(条例第七条第一項の水道メーターをいう。)によつて計量された水量が子メーターによつて計量された水量の合計を超える場合においては、その超えた部分の水道料金を水道使用者等(条例第十四条第一項に規定する水道使用者等をいう。)から徴収するものとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、徴収しないことができる。

(平一〇(水)管規程五・一部改正)

(その他)

第八条 この規程に定めるもののほか、中高層建築物等の給水に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(平一〇(水)管規程五・一部改正)

附 則

この規程は、平成九年十一月一日から施行する。

附 則(平成一〇年三月三十一日(水)管規程第五号)

この規程は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年四月一日(上)管規程第九号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年三月二二日(上)管規程第四号)

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

別記様式(第五条関係)

(平二三(上)管規程四・全改)

別記様式(第五条関係)

金属製 径四十一ミリメートル
緑色地文字模様白色



平型子メーター用

付録 5 川越市水道事業配水補助管施工規程

○川越市水道事業配水補助管施工規程

昭和四十四年十一月二十二日

水道部管理規程第十三号

(趣旨)

第一条 この規程は、川越市給水区域内の配水管未布設地域における配水補助管(以下「補助管」という。)の施工に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平二〇(上)管規程一・一部改正)

(適用の範囲)

第二条 この規程は、給水区域内の公道(給水計画路線を除く。)を縦断する補助管布設の必要が生じたとき、又は上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認めたところに適用する。

2 前項に規定する補助管の口径は、五十ミリメートル以上とし、その適用に必要な事項は管理者が別に定める。

(平一〇(水)管規程五・平一五(上)管理規程九・平二二(上)管規程一一・一部改正)

(申請の手続)

第三条 補助管工事の施工を希望する者(以下「希望者」という。)は、希望者名又は希望者多数の場合は連署の上代表者名をもつて別に定める申請書を管理者に提出し、その許可を得なければならない。

(平六(水)管規程四・平一〇(水)管規程五・平二〇(上)管規程一・一部改正)

(工事の費用負担)

第四条 前条の工事の許可を得た者については、管理者が希望者の需要を充す補助管の布設費を算定し、その算定額の四分の一を市が負担し、残り四分の三を希望者負担として管理者に前納させた後工事を施工する。ただし、補助管からの給水管の取出口径が七十五ミリメートル以上の場合、一団の開発地の給水に必要な管口径が七十五ミリメートル相当以上の場合又は開発しようとする区域内の新設道路に補助管を布設しようとする場合は、希望者が全額を負担するものとする。

2 前項に規定する算定方法は、管理者が別に定める。

3 第一項の希望者の負担金の按分方法については、管理者は関与しない。

4 布設した補助管の所有その他の権利は、一切市に帰属する。

(平六(水)管規程四・平九(水)管規程六・平一〇(水)管規程五・平二〇(上)管規程一・一部改正)

(水道利用加入金納入者の取扱い)

第五条 前条第一項本文の規定にかかわらず、水道利用加入金の納入者(既設給水装置の改造(メーターの個数を増加することとなる場合及び口径を増すこととなる場合を除く。))

をする者を含む。)の補助管布設費については、補助管からの給水管の取出口径が三十ミリメートル以下の場合又は一団の開発地に係る給水に必要な管口径が三十ミリメートル相当以下の場合に限り、次に定めるとおりとする。

- 一 一件の申請につき補助管の延長距離が三十五メートルまでのもの 市負担
- 二 一件の申請につき補助管の延長距離が三十五メートルを超えるもの
 - イ 補助管の延長距離が三十五メートルまでの部分 市負担
 - ロ 補助管の延長距離が三十五メートルを超える部分 前条第一項本文に規定する負担割合

(平六(水)管規程四・全改・平九(水)管規程六・平一〇(水)管規程五・平二二(上)管規程一一・一部改正)

(工事の設計等)

第六条 補助管工事の設計及び施工は、管理者が行う。

(平一〇(水)管規程五・全改、平二〇(上)管規程一・一部改正)

(承認工事)

第七条 開発に伴い補助管を布設しようとする場合には、前条の規定にかかわらず、管理者の承認を得て、希望者がこれを行うことができる。この場合において当該補助管の布設工事(以下「承認工事」という。)は管理者の指定する者が施工しなければならない。

2 承認工事に必要な事項は、管理者が別に定める。

(平二〇(上)管規程一・追加、平二一(上)管規程六・一部改正)

(給水条件)

第八条 補助管より各戸に給水する給水装置工事に対する諸手続は、川越市水道事業給水条例(昭和三十四年条例第六号)及び川越市水道事業給水条例施行規程(平成十年水道部管理規程第四号)によるものとする。

2 希望者の給水管の取出しの費用は、補助管の布設費に含まれない。

(平六(水)管規程四・平九(水)管規程六・平一〇(水)管規程五・一部改正、平二〇(上)管規程一・旧第七条繰下)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四六年四月一日(水)管規程第一号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四九年七月二七日(水)管規程第五号)

この規程は、昭和四十九年八月一日から施行する。

附 則(平成六年六月二二日(水)管規程第四号)

この規程は、平成六年七月一日から施行する。

附 則(平成九年一〇月三十一日(水)管規程第六号)

この規程は、平成九年十一月一日から施行する。

附 則(平成一〇年三月三十一日(水)管規程第五号)
この規程は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年四月一日(上)管理規程第九号)
この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年二月一二日(上)管規程第一号)
この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年五月二八日(上)管規程第六号)
この規程は、平成二十一年六月一日から施行する。

附 則(平成二二年五月三十一日(上)管規程第一一号)
この規程は、平成二十二年六月一日から施行する。

附 則(令和三年一月十一日(上)管規程第一号)
この規程は、令和三年四月一日から施行する。

付録 6 川越市水道事業小規模貯水槽水道の管理に 関する規程

○川越市水道事業小規模貯水槽水道の管理に関する規程

平成十五年三月三十一日

(水)管理規程第一号

(趣旨)

第一条 この規程は、川越市水道事業給水条例(昭和三十四年条例第六号)第三十五条第二項の規定に基づき、簡易専用水道以外の貯水槽水道(以下「小規模貯水槽水道」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(小規模貯水槽水道の管理基準及び検査)

第二条 小規模貯水槽水道の管理は、次に掲げる基準に従って行うものとする。

- 一 水槽の掃除を一年以内ごとに一回、定期に行うこと。
 - 二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
 - 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成四年厚生省令第六十九号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- 2 前項の管理に関し、一年以内ごとに一回、定期に、水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三十四条の二第二項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者等による給水栓における水の色、臭い、味、色度、濁度に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けるものとする。

(平一六(上)管規程六・一部改正)

附 則

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年三月二二日(上)管規程第六号)

この規程は、平成十六年三月三十一日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定中「濁り、臭い、味」を「臭い、味、色度、濁度」に改める部分は、同年四月一日から施行する。

付録 7 給水装置の構造及び材質基準

給水装置の構造及び材質基準

1. 給水装置の使用規制と給水装置の構造及び材質基準

給水装置については、水道法に基づいて構造及び材質基準が定められている。

この基準には、給水装置に用いようとする個々の給水管及び給水用具の性能確保のための性能基準と、給水装置工事の施行の適正を確保するために必要な具体的な判断基準が定められている。

- ・性能基準は、「耐圧性能」、「浸出性能」、「水撃限界性能」、「逆流防止性能」、「負圧破壊性能」、「耐寒性能」及び「耐久性能」について定められている。これらの性能項目は、項目毎にその性能確保が不可欠な給水管及び給水用具に限定して適用されている
- ・給水装置を構成する個々の給水管及び給水用具が性能基準を満足しているだけでは給水装置の構造及び材質の適正を確保するためには不十分であることから、給水装置システム全体として満たすべき技術的な基準を定めている。

水道事業者は、水道の利用者の給水装置が水道法に基づく構造及び材質基準に適合していないときは、給水申込みを拒み、又は、給水停止を行うことができる。

水道事業者は、給水装置工事が行われた給水装置についての竣工検査、使用中の給水装置についての現場立ち入り検査を行う権限を有する。

(1) 給水装置の使用規制（法第16条）

- ① 水道事業者には、法第15条に基づき、給水区域内の需要者からの給水契約申込みに対する応諾義務と常時給水義務が課されている。
- ② 一方、給水装置の構造及び材質が不適切であれば、水が汚染されて配水管に逆流し、配水管を通じて公衆衛生上の問題を発生させる恐れがあること、工事が不適切であれば水道事業者の管理に属する配水管に損害を与える恐れがある。
- ③ そのため、水道事業者には、給水装置が水道法施行令第5条に適合していないときには、①に記した法第15条の義務に係わらず、その給水装置による水道の給水申込みを行う需要者についての給水拒否や、既に給水を行っている需要者についての給水停止を行う権限がある。

(2) 給水装置の構造及び材質基準（施行令第5条）

- ① 法第16条に基づく給水装置の構造及び材質の基準は、施行令第5条に定められている。さらに、この基準の技術的細目は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年3月厚生省令第14号）に定められている。また、基準に係わる試験方法については、「給水装置の構造及び材質の基準に関する試験」（平成9年4月厚生省告示第111号）に定められている。
- ② 給水装置の構造及び材質の基準は
 - ア 水道事業者の配水管を損傷しないこと
 - イ 他の水道利用者への給水に支障を生じたり危害を与えないこと
 - ウ 水道水質の確保に支障を生じないこと等の観点から定められている。
- ③ 基準の内容は
 - ア 給水装置に用いようとする個々の給水管及び給水用具の性能確保のための性能基準
 - イ 給水装置工事の施行の適正を確保するために必要な具体的な判断基準からなっている。

- ④ 性能基準は、個々の給水管及び給水用具が満たすべき必要最小限の性能である「耐圧性能」、「浸出性能」、「水撃限界性能」、「逆流防止性能」、「負圧破壊性能」、「耐寒性能」及び「耐久性能」について定められている。

なお、これらの性能項目は、項目毎にその性能確保が不可欠な給水管及び給水用具に限定して適用されている。

- ⑤ ③のイの基準は、給水装置を構成する個々の給水管及び給水用具が性能基準を満足しているだけでは給水装置の構造及び材質の適正を確保するためには不十分であることから、給水装置システム全体として満たすべき技術的な基準を定めたものである。

例えば、給水管、継手等の適切な接合、耐食性等の防護措置、給水用具自体が水撃限界性能や耐寒性能を有していない場合でも給水装置全体としてそれらの性能を確保すること、汚水の逆流が確実に防止できること、などを定めている。

(3) 基準適合品の使用

- ① (2)に示した、法第16条に基づく給水装置の構造及び材質基準は試験方法まで含めて明確化されている。そのため、給水装置に用いる給水管や給水用具の「基準認証」すなわち基準に適合していることを確認するシステムは、製造者が自ら製造過程の品質管理や製品検査を適正に行い自ら行う「自己認証」が基本とされている。

- ② 従って、指定給水装置工事事業者は、給水装置工事に使用しようとする給水管や給水用具について、その製品の製造者に対して構造及び材質基準に適合していることが判断できる資料の提出を求めることなどにより、基準に適合している製品を確実に使用しなければならない。

- ③ ただし、この基準に適合している製品であれば、給水装置として使用することができるが、それらを使ってさえいれば、自動的に給水装置が構造及び材質基準に適合することになるというものではないことは言うまでもない。

すなわち、個々の給水用具などが性能基準適合品であることは「必要条件」であって「十分条件」ではない。

- ④ つまり、給水装置は、個々の給水用具などについての性能とともに、システム全体としての逆流防止、凍結防止、防食などの機能整備を必要とするものであるし、また、給水装置システムの設計上必要となる減圧弁の減圧性能などは個々の現場ごとに判断しなければならないので「給水装置に用いる個々の給水用具などが基準適合品であればそれで足りる」ことにはならず(2)③イに示すような基準が設けられているのである。

- ⑤ なお、製品が構造及び材質基準に適合していることを認証することを業務とする「第三者認証機関」もあり、その認証済マークが表示されている製品もある。

(4) 水道事業者の検査(法第17条、第18条)

水道事業者は、給水装置工事が行われた給水装置についての竣工検査、使用中の給水装置についての現場立ち入り検査を行うことができる。また、水道の需要者の検査請求があれば、その給水装置や供給する水の水質の検査を行う。

付録 8 給水装置の構造及び材質の基準に関する
省令

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

(平成9年3月19日厚生省令第14号)

(耐圧に関する基準)

- 第1条 給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。
- ①給水装置（貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下流側に設置されている給水用具を除く。）は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により1、75メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
 - ②貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下流側に設置されている給水用具（次号に規定する部分を除く。）は、耐圧性能試験により0、3メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
 - ③前号の給水用具のうち1缶2水路型貯湯湯沸器（一つの熱交換器を浴槽内の水等の加熱及び給湯に兼用する構造の貯湯湯沸器をいう。）は、その浴槽内の水等の加熱用の水路（熱交換器内のものに限る。）の部分については、接合箇所（溶接によるものを除く。）を有せず、耐圧性能試験により1、75メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
 - ④Oリング等を水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、前3号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により20キロパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- 2 給水装置の接合箇所は、水圧に対する充分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。
- 3 家庭の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

(浸出等に関する基準)

- 第2条 飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、別表第1の左欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の右欄に掲げる基準に適合しなければならない。
- 2 給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあっては、この限りでない。
 - 3 給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されてはならない。
 - 4 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。

(水撃限界に関する基準)

- 第3条 水栓その他水撃作用（止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。）を生じるおそれのある給水用具は、厚生労働大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を2メートル毎秒又は当該給水用具内の動水圧を0、15メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止（閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあっては、自動閉止）をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が1、5メガパスカル以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンパーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。

(防食に関する基準)

- 第4条 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。
- 2 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により、適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

(逆流防止に関する基準)

- 第5条 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1)次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置（二に掲げるものにあっては、水受け容器の越流面の上方150ミリメートル以上の位置）に設置されていること。

イ 減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める逆流防止に関する試験（以下「逆流防止性能試験」という。）により3キロパスカル及び1、5メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、厚生労働大臣が定める負圧破壊に関する試験（以下「負圧破壊性能試験」という。）により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が3ミリメートルを超えないこと。

ロ 逆止弁（減圧式逆流防止器を除く。）及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具（八において「逆

流防止給水用具」という。)は、逆流防止性能試験により3キロパスカル及び1.5メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

- ハ 逆流防止給水用具のうち次の表の第1欄に掲げるものに対するロの規定の適用については、同欄に掲げる逆流防止給水用具の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句とする。

逆流防止給水用具の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
1 減圧弁	1.5メガパスカル	当該減圧弁の設定圧力
2 当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ大気に開口されている逆流防止給水用具(3及び4に規定するものを除く。)	3キロパスカル及び1.5メガパスカル	3キロパスカル
3 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま(4に規定するものを除く。)	1.5メガパスカル	50キロパスカル
4 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがまであって逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの	1.5メガパスカル	当該循環ポンプの最大吐出圧力又は50キロパスカルのいずれかの高い圧力

- ニ バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が75ミリメートルを超えないこと。
- ホ 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が負圧破壊装置の空気吸入シート面から水受け部の水面までの垂直距離の2分の1を超えないこと。
- ヘ 水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。

- (2) 吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。
- イ 呼び径が25ミリメートル以下のものにあつては、別表第2の左欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表右欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表右欄に掲げる越流面から吐水口の中心までの垂直距離が確保されていること。
- ロ 呼び径が25ミリメートルを超えるものにあつては、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。
- 2 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第2号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

- (耐寒に関する基準)
- 第6条 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁(給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。)にあつては、厚生労働大臣が定める耐久に関する試験(以下「耐久性能試験」という。)により10万回の開閉操作を繰り返し、かつ、厚生労働大臣が定める耐寒に関する試験(以下「耐寒性能試験」という。)により零下20度プラスマイナス2度の温度で1時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあつては、耐寒性能試験により零下20度プラスマイナス2度の温度で1時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第1条第1項に規定する性能、第3条に規定する性能及び前条第1項第1号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

- (耐久に関する基準)
- 第7条 弁類(前条本文に規定するものを除く。)は、耐久性能試験により10万回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る第1条第1項に規定する性能、第3条に規定する性能及び第5条第1項第1号に規定する性能を有するものでなければならない。

附 則

この省令は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成12年10月20日厚生省令第127号)抄

(施行期日)

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。

附 則(平成14年10月29日厚生労働省令第138号)

- 1 この省令は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設計の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第2条第1項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

付録 9 道路占用工事標準条件書

道 路 占 用 工 事 標 準 条 件 書

第 1 章 総 則

(適用範囲)

- 第1条 本条件書は、道路占用工事（以下「工事」という。）の施行に関する一般的事項を示すものである。
- 2 工事は、許可の内容によるほか、この条件書に基づき施行しなければならない。
- 3 許可の内容又はこの条件書によりがたい事情が生じたときは、速やかに報告して指示を受けなければならない。
- 4 前項の指示により添付図書等に変更が生じたときは、当該図書を修正して提出しなければならない。
- 5 本条件書のほか、道路管理者が必要と認めた場合には、別途特記条件書を付加する。
- なお、特記条件書は本条件書に優先するものとする。

(工 期)

- 第2条 工事は、許可(回答)書に記載した工期内に完成しなければならない。

(境 界 杭)

- 第3条 境界杭（石）は、位置・高さに変動のないように必要な措置を講じなければならない。ただし、工事の状況により移設の必要が生じた場合には、建設管理課長又は建設管理課職員（以下「職員等」という。）の指示により移設又は撤去し、工事完了後職員等の立会い確認を受けて現状に回復するものとする。

(工事の施行)

- 第4条 工事の施行にあたっては、沿線の住民に工事の内容を十分周知させるとともに、施行計画書の提出が必要と道路管理者が認めた場合はそれを提出する。
- 2 道路管理者が必要と認めた場合は、工事方法図又は工事予定表もしくは工事完成図等を指示する箇所に掲示させることがある。
- 3 施行計画書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 占用者の氏名 | (2) 工事の場所 |
| (3) 路線名 | (4) 許可年月日及び許可番号 |
| (5) 施行業者 | (6) 実施工程表 |
| (7) 現場組織表（連絡先も記入） | (8) 緊急時の体制表（連絡先も記入） |
| (9) 工程ごとの使用機械 | (10) 工程ごとの使用材料 |
| (11) 施行方法 | (12) 施行管理 |
| (13) 安全管理 | (14) 交通管理 |
| (15) 仮設工計画 | (16) その他 |

(写真撮影)

- 第5条 道路占用者は、工事着手前の現場の状況（街路樹など含む。）、完了後外部から明視できない箇所（埋設物位置の明示を含む。）、重要な段階（転圧・路盤厚・舗装厚等。）等の工事状況写真を撮影し、職員等からの指示があったときは、速やかに提出しなければならない。

〈現場発生品の処理〉

第6条 工事の施行により生じた現場発生品は、現場発生品調書を作成し、職員等の指示を受けて処理しなければならない。

〈使用材料の品質管理〉

第7条 道路の復旧に使用する材料は、工事の進捗に合わせて手配し、常に適正な品質管理をしなければならない。又、職員等がその資料の提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

〈工事現場の管理〉

第8条 工사용機材及び使用材料等は、一般交通の妨げとならないよう常に整理し、工事の進捗に合わせて、逐次、道路区域外に搬出しなければならない。

2 道路占有者は、工事現場が隣接したり、他の工事と競合する場合には相互協調して紛争を起こさないようにしなければならない。

3 工事施行中においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、許可の内容または道路使用許可による行為を除く。

(1) 道路の構造に影響を及ぼす行為。

(2) 安全かつ円滑な道路交通を妨げる行為。

(3) 公衆に迷惑を及ぼす行為。

4 工事現場の整理整頓、風紀衛生、火災盗難などに対し十分注意を払わなければならない。

〈事故防止対策〉

第9条 工事施行中は事故防止に万全を期するとともに、万一事故が発生した場合における対策を平素からたてておかなければならない。

また、事故が発生した場合または発生する恐れがあるときは、直ちに応急措置を講ずるとともに速やかにその原因を究明し、類似の事故が再発しないよう措置しなければならない。

2 前項の対策等は、「土木工事安全施工技術指針」（昭和 57 年建設省制定）又は「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成 5 年建設省制定）若しくは「埼玉県道路工事現場における標示施設等の設置基準」（昭和 50 年埼玉県制定）等に基づくものとする。

3 第1項の対策等は、第4条第2項の施行管理または安全管理をもつてかえることができる。

4 工事施行中において、第2項の規定にかかわらず、災害防止対策要綱又は工事現場の標示施設設置基準を超えた施設等を措置するよう指示することがある。

〈工사용資材の運搬〉

第10条 工事のため、工사용資材又は土砂を多量（工사용資材にあつては、8 トン積貨物自動車以上の車両で延べ 300 台以上、土砂等にあつては、輸送量 5000 ㎥以上）の輸送を行う場合及び機械輸送が伴う工事については、次の各号に掲げる事項を定めて事故防止に万全を期さなければならない。

(1) 運搬計画

(2) 運搬経路

(3) 運搬責任者

(4) 安全対策

(5) その他

〈騒音振動対策〉

第11条 工事の施行にあたっての騒音対策については、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」に従い

騒音・振動の防止又は軽減を図り、生活環境の保全に努めなければならない。

- 2 工事の施行に起因して、著しい交通振動が発生していると認められる場合は、職員等の指示により、交通振動の測定を行わなければならない。
- 3 前項の測定の結果、必要に応じて道路占用者の費用負担において、速やかに振動の防止又は軽減を図らなければならない。

(保 安)

第 12 条 工事施行中は必要に応じ熟練した交通整理員を配置し、保安要員に巡視点検をさせ、道路交通の安全を確保しなければならない。

(路面の維持)

第 13 条 工事現場付近の路面は、常に良好な状態に保つとともに、路面、排水施設等に補修、清掃の必要が生じた場合には、速やかに処理しなければならない。

(関係官公署との連絡)

第 14 条 関係官公署及び関係企業者とは、常に緊密な連絡を保つよう努めなければならない。

(完了届の提出)

第 15 条 工事完了後は、遅滞なく、第 5 条に基づく写真及び竣工写真並びに出来形管理図を添えて、完了を届出なければならない。

(検査の時期及び方法)

- 第 16 条 検査は、完了を届出た日以後、速やかに受けなければならない。
- 2 工事の施行中においても、施行の適正を確認するために検査をすることがある。
 - 3 前 2 項の検査方法等は、別に指示する。

(手直しの指示及び再検査)

- 第 17 条 前条の検査の結果、工事が許可の内容又はこの条件書に基づき施行されていない場合は、手直しの指示をすることがある。
- 2 前項の指示を受けた場合は、速やかに指示に基づく施行を完了させ、再検査を受けなければならない。

(提出書類)

第 18 条 道路管理者が必要とする書類等は、速やかに提出しなければならない。

(工事の中止等)

- 第 19 条 この条件書を履行せず又は履行が不完全であると認められるときは、当該工事の全部又は一部を中止させる等の指示をすることがある。
- 2 前項の指示を受けた場合、その指示に基づき、工事の中止等の措置をとらなければならない。
 - 3 道路管理者が必要と認めたときは、工事の方法又は条件の変更をすることができる。

(工事に起因する損害又は紛争の処置等)

第 20 条 工事に起因して第三者に損害を与えた場合又は第三者と紛争が生じた場合、若しくは道路構造

物に損害を与えた場合は、自らの責任において解決しなければならない。

- 2 前項の事項が生じてしまったとき、又はその解決を図るための交渉を行ったときは、その内容を道路管理者に報告しなければならない。

(他の占用物件の移設)

第 21 条 工事により新たに他の占用物件の移設が生じた場合は、当該占用物件の管理者とその措置方法を協議し、当該協議の結果を報告しなければならない。

- 2 前項の協議により他の占用物件の数量に増減が生じた場合は、当該占用物件の管理者に、道路占用許可申請又は道路占用協議等の必要な手続きをとらせなければならない。

(責任期間)

第 22 条 第 16 条及び第 17 条に基づき検査が行われた以降の 2 年間は、工事の施行にかかる道路施設物の損傷の復旧の責任義務を負わなければならない。

- 2 前項の期間中において、工事の施行に起因する損傷の復旧を指示することがある。

(指示の履行等の義務)

第 23 条 道路構造を保全し、交通の危険を防止するため、工事に関する次に掲げる指示をした場合は、これを履行等しなければならない。

- (1) 工事の施行方法等を変更すること。
- (2) 工事の施行のうち道路構造に関係する書類を提出すること。
- (3) 第 9 条第 4 項に基づき施設等を措置すること。
- (4) 第 16 条第 2 項に基づき検査を受けること。
- (5) 第 17 条第 1 項に基づき手直しをすること。
- (6) 第 22 条第 2 項に基づき損傷の復旧をすること。

第 2 章掘削工等

(舗装版切断の方法等)

第 24 条 舗装版の切断及び掘削は、次に掲げる方法により施行等しなければならない。

- (1) 舗装版の切断は、コンクリートカッターを用いて、直線的かつ路面に垂直に行うこと。
 - (2) 掘削により他の舗装部の浮き上がり又は亀裂を生じさせないこと。
 - (3) 掘削は、布掘り・つぼ掘り又はこれに準じる工法とし、えぐり掘りは行わないこと。
 - (4) 道路を横断して掘削する場合は、片側交互交通が図れるよう一車線確保に努めること。
 - (5) 第 27 条に基づき確認された埋設物付近を掘削する場合は、破損等に留意し人力施行とすること。
 - (6) 民地への出入りを妨げないよう必要な措置を講じること。
 - (7) 掘削した舗装版を路上で小割りしないこと。
 - (8) 掘削した土砂等を道路に堆積しないこと。
- 2 軟弱地盤又は湧水地帯等で湧水若しくは溜まり水がある場合、その水を路面又は道路の排水施設に放流してはならない。
- 3 湧水又は溜まり水が多量な場合は、グラウト工等の止水工法を用い、土砂の流出・地盤のゆるみ等を防止しなければならない。

第3章土留工

(土留めの方法)

第25条 土留工は、次の各号に掲げる方法により施行等しなければならない。

- (1)杭又は矢板を打設する場合は、第27条に基づき確認された埋設物の安全を確保して行うこと。
- (2)土留板は、掘削前に打設あるいは掘削と並行して建込むこと。
- (3)土留板と掘削土壁（地山）の間は、すき間が生じないように入念に施行すること。
- (4)その他「建設工事公衆災害防止対策要綱」に基づいて施行すること。

(土留め材の埋ごろしの禁止)

第26条 杭又は矢板は、原則として埋ごろししてはならない。

（杭、矢板等を埋ごろしにする必要が生じた場合は、事前に道路管理者の承認を受けなければならない。） 埋ごろしにする場合には、原則として車道部は路面から2.5m以上、歩道部は路面から1.5m以上とする。

第4章他の埋設物等

(埋設物の確認)

第27条 工事着手前に、再度工事区域並びにその周辺の他の埋設物の次に掲げる各号の事項を調査しなければならない。

- | | |
|---------|------------|
| (1) 種 類 | (2) 位 置 |
| (3) 構 造 | (4) 埋設等の時期 |
| (5) 管理者 | (6) その他 |

2 前項の調査にあたって、原則として、各種埋設物の種類、位置等の確認のため、埋設物管理者の立ち合いを求め、埋設物管理者等が保管する台帳等に基づいて試掘（原則人力）等を行い、目視による確認を行わなければならない。ただし、各種埋設物の状況があらかじめ明らかである場合はこの限りではない。

(ガス管等の安全対策)

第28条 前条に基づき新たに他の埋設物が確認された場合、又はすでに他の埋設物が確認されている場合で、当該埋設物がガス管又は石油管であるときの第9条第1項の対策には、同条第2項の他、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1)工事の施行に立ち合うガス事業者等が派遣する監督者。
- (2)ガス等の漏えいが発生した場合の通報責任者。
- (3)前2号の監督者又は通報責任者が通報する機関及び通報の方法。
- (4)ガス等の漏えいを付近住民に周知する警報方法。
- (5)緊急処理機械の配備計画。
- (6)応急措置等の方法。
- (7)そ の 他。

(火気の使用制限)

第29条 引火の恐れのある埋設物等の付近においては、溶接機・切断機等の火気を発生する機械器具を使用してはならない。

(埋設物の防護)

第 30 条 工事のため露出した地下埋設物を受け、吊り防護等の措置が必要となる場合は、当該埋設物の管理者とその措置方法について十分な調整を行わなければならない。

2 前項の協議が整った場合においては、当該協議内容を報告しなければならない。

第 5 章 路面の覆工

(路面覆工の方法)

第 31 条 覆工工の覆工板は原則として鋼製とし、安全で強固な滑り抵抗の大きい製品を使用し、次の各号に掲げるところにより施行等しなければならない。

- (1) はね上がり、ばたつき又は振動等によるゆるみを生じさせないこと。
- (2) 各覆工板との間は、すき間の生じないようにしなければならないこと。
- (3) 舗装路面と覆工板との接合部は極力段差のないように施行しなければならない。ただし、やむを得ず段差が生じた場合には、縦・横断方向ともアスファルト・コンクリートで交通に支障のないようにすり付けること。(縦断方向は 5% 以下ですり付け、必要に応じ「段差」の標示板を設置するものとする。)
- (4) 覆工板表面の滑り止めが磨減等によってその機能が低下した場合は、取替えを行うこと。
- (5) 前項の取替えのため、予備覆工板を現場付近に用意しておくこと。
- (6) 歩道の覆工は在来の歩道形状を保持する構造とし、すき間のないように取り付け必要に応じて歩車道の境界には、防護柵を設置すること。
- (7) 覆工部は常時点検し、その機能保持に万全を期すること。

(覆工部の開口)

第 32 条 覆工部は、材料等の搬入・搬出の作業をする場合を除き、開口して出入口としてはならない。

2 前項の作業をする場合は、次の各号に掲げるところにより行わなくてはならない。

- (1) 開口部の周囲に保安施設を設けること。(囲いの高さは、1.2m 以上とすること。)
- (2) 作業中は、専任の保安誘導員を配置して関係者以外の立ち入りを防止すること。
- (3) 取り外した覆工板は、作業区域外に放置しないこと。
- (4) 夜間の作業である場合は、照明設備を設置すること。
- (5) 作業が終了したときは、直ちに覆工板を復元すること。

第 6 章 推進工法等の特殊な工法

(推進工法等の施行方法)

第 33 条 推進工法又はシールド工法による工事は、次の各号に掲げる方法により施行等しなければならない。

- (1) 発進杭・到達杭の掘削・土留工又は路面の覆工は、第 2 章・第 3 章及び第 5 章を準用すること。
 - (2) 覆工背面と地山との間は、十分に充填すること。
 - (3) スキップには、土砂の飛散等を防止するため、囲い及び安全施設を設けること。
 - (4) スキップの外観及び囲いは、環境を損なわないようにすること。
- 2 前項の工法による工事の施行においては、次の各号に掲げる事項を適確に把握しておかなくてはならない。

(1) 施行状況

(2) 進捗状況

(3) 工事現場及びその付近の次に掲げる時期ごとの路面の高さ

ア 工事の着手前

イ 工事の施行中（必要に応じた複数の時）

ウ 工事の完了後

（軟弱地盤に対する工法）

第 34 条 軟弱地盤に対し、新たに注土工法等の施行が必要な場合は、当該工法の施行計画書を提出しなければならない。

第 7 章 復旧工事

（復旧の原則）

第 35 条 復旧工事は、原則として即日で行い、道路を一般交通に開放しなければならない。

2 復旧工事の際、掘削箇所内に工事資材等を残置させてはならない。

3 第 1 項にかかわらず、舗装の復旧を仮に施行（以下「仮復旧」という。）し、その後に許可の内容による復旧（以下「本復旧」という。）を施行する場合の仮復旧期間は、概ね 2 ヶ月以内としなければならない。

（復旧工事の使用材料の原則）

第 36 条 復旧工事に使用する材料は、「埼玉県土木工事共通仕様書」（昭和 41 年埼玉県制定）に定める規格に適合するものでなければならない。

（路床の使用材料及び施行方法）

第 37 条 路床の使用材料は、砂・埋め戻し用砂質土・再生砂又は改良土とし、次の各号に掲げる方法により施行しなければならない。

（1）掘削底部からの埋戻しの仕上がり厚は、一層ごとに 30 センチメートル以下とすること。

（2）各層ごとの締固めは、ランマーその他の適当な締固め機械で十分に行うこと。

（3）締固めの際には、埋設物等を破損しないように十分注意すること。

（4）湧水等は、これを排除しながら施行すること。

（路盤の使用材料及び施行方法）

第 38 条 路盤の使用材料は、下層路盤にあつては切込碎石又は再生骨材、上層路盤にあつては粒調碎石とし、次の各号に掲げる方法により施行しなければならない。

（1）路盤の締固めは、路盤材の最適含水比で締め固めなければならない。

（2）下層路盤の埋戻しの仕上がり厚は、一層ごとに 20 センチメートル以下とすること。

（3）上層路盤の埋戻しの仕上がり厚は、一層ごとに 15 センチメートル以下とすること。

（4）前 2 号の各層の締固めは、マカダム・タイヤローラー、振動ローラーその他の適当な締固め機械で十分に行うこと。

（プライムコートの使用材料及び施行方法）

第 39 条 プライムコートの使用材料は、アスファルト乳剤とし、材質については、路面の状況及び施行

時期等を考慮して選定するものとし、均一に散布して施行しなければならない。

(舗装の使用材料及び施行方法)

第 40 条 舗装の使用材料は、加熱アスファルト混合物又は再生加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）とし、仮復旧においても次の各号に掲げる方法で施行しなければならない。

- (1)混合物の運搬は、よく清掃したダンプトラックを使用すること。
- (2)プラントからの搬出後は、シート類等で混合物を覆うなど保温に十分な配慮をすること。
- (3)次の混合物は、使用しないこと。
 - ア 敷均しのときに分離が生じているもの。
 - イ 敷均しのときに温度が摂氏 120 度を下回っているもの。
- (4)プライムコート又はタックコートを施行した下層表面の欠損は、舗設前に修復すること。
- (5)舗設は、降雨のとき及び下層表面がしめっている時は、施行しないこと。
- (6)混合物の敷均しは原則としてフィニッシャーにより施行し、その仕上がり厚は、一層ごとに 7 センチメートル以下とし、各層の継ぎ目の位置は縦 1.5 センチメートル以上、横 1 メートル以上ずらすこと。
- (7)混合物は敷均し後、ローラーによって十分締固めなければならない。ただし、ローラーによる締固めが不可能な箇所は、タンパ等で十分に締固めること。
- (8)舗設の継目及び絶縁部は、十分に締固め、密着させること。

2 混合物は、許可の内容に基づき、別記 1 の区分に従った材質のものを使用しなければならない。

(仮復旧期間の現場管理)

第 41 条 仮復旧期間中の現場は、次の各号に掲げる措置を講じて適確な管理をしなければならない。

- (1)仮復旧期間中を標示するため、別記 2 の仮舗装区間標示板を交通の支障とならず、かつ、通行者が明視できる場所を選定して設置すること。
- (2)定期的に現場の点検を行い、次の事項の確保を図ること。
 - ア 道路構造の保全
 - イ 安全かつ円滑な交通の確保
 - ウ 騒音又は振動の未然防止

(本復旧の施行)

第 42 条 本復旧は、掘削部分又は仮復旧部分に原形復旧条件幅による部分を加えて施行しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、許可の内容にかかわらず、あらかじめ第 1 条第 3 項に基づき報告をして指示を受けなければならない。

- (1)復旧すべき部分に接近して 3 センチメートル以上の凹凸又はひび割れが生じている場合。
- (2)復旧すべき部分の施行予定端から舗装絶縁線までの距離が 1.2 メートル未満となる場合。
- (3)復旧すべき部分の施行予定端から 5 メートル以内の距離で他の占用工事等が施行されている場合。
- (4)復旧すべき部分が道路を横断している場合。
- (4)その他前各号に準じる場合。

2 本復旧の施行は、第 24 条第 1 号、第 2 号、第 6 号から第 8 号まで、第 39 条及び第 40 条を準用する。

第 8 章 その他

(道路の附属物等に対する措置)

第 43 条 工事の施行により道路の附属物又は施設の移設等（道路標識、防護柵、街路樹等）の必要が新たに生じたときは、第 1 条第 3 項に基づき指示を受けなければならない。

2 工事に起因して生じた道路の附属物等の損傷は、自らの責任において現状に回復しなければならない。

(路肩又は法面の復旧)

第 44 条 路肩又は法面は、現状に復旧しなければならない

(埋設物の明示)

第 45 条 工事により敷設する埋設物が、電線若しくは水管、下水道管若しくはガス管又は石油管である場合は、道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）第 4 条の 3 の 2 第 2 項及び第 3 項の定めるところにより、当該占用物件の名称、管理者、埋設の年（西暦）その他の保安上必要な事項を、明示しなければならない。

ただし、各戸に引き込むために埋設するもの及び道路法施行規則で定めるものを除く。

2 前項の明示をビニールテープ等により行う場合は、次に掲げる色彩のものをを用いなければならない。

占 用 物 件 区 分	色	彩
電 話 線	赤	色
電 力 線	オ レ ン ジ	色
水 管	青	色
工 業 用 水 管	白	色
下 水 道 管	茶	色
ガ ス 管	緑	色

(本復旧の明示)

第 46 条 本復旧をした箇所には、次に掲げる事業種別意匠による明示をしなければならない。

占用者の事業種別	意匠	備 考
電 気 通 信 事 業 者	T	1 ペイントの色は白色とする。 2 意匠の外円の直径は 15cm 程度とする。
電 気 事 業 者	E	
水 道 事 業 者	W	
下 水 道 事 業 者	D	
ガ ス 事 業 者	G	

2 前項の明示は、別記 3 「本復旧箇所の明示位置等の基準」によらなければならない。

別記1(第40条第2項関係)

混合物の種類と材質及び使用区分

用 途	基 層		表 層					
混合物の種類	粗粒度アスコン		密粒度アスコン			細粒度 アスコン	密粒度 ギャップアスコン	
交通量区分	L. A. B	C. D	L. A. B	C. D	C. D	—	L. A. B	C. D
最大粒径(mm)	20		13		20	13	13	
突固め回数	50	75(50)	50	75(50)		50	50	75
安定度 (kg)	500以上		500以上	750以上		500以上		
フロー値 (1/100cm)	20～40							
空 げ き 率 (%)	3～7		3～6				3～7	
飽 和 度 (%)	65～85		70～85				65～85	
摘 要				厚さ 4cm 以下		歩道、 自歩道、 自転車道用	すべり止め用	

注1 C交通であっても流動によるわだち掘れのおそれが少ないところでは、突固め回数は50回とする。

注2 信号機のある交差点又は設置が予想される交差点で流動によるわだち掘れが激しいと予想される時は、車両の渋滞長さについて、また大型車交通量が著しく多い一般部であっても流動によるわだち掘れが予想される区間については、改質アスコンを使用することができる。使用する改質アスコンについては、それぞれの現場条件を考慮して決定すること。

注3 縦断勾配が6%以上の坂路、又は半径100m以下で車両の逸脱が予想される曲線部では、密粒度ギャップアスコンを使用することができる。

注4 交通区分は、次表によるものとする。

交通量の区分

交通量の区分	大型車交通量(台/日・一方向)
L 交 通	100未満
A 交 通	100以上 250未満
B 交 通	250以上 1,000未満
C 交 通	1,000以上 3,000未満
D 交 通	3,000以上

舗装の復旧施行タイプ一覧表

1 アスファルト舗装

(1) 車道

(単位 cm)

交通量及 CBR 区分	下層路盤工 切込碎石	上層路盤工 粒調碎石	基層表層 層有安定処理	粗粒度アスコン	密粒度アスコン	合計厚	仮復旧の 舗装厚	備考
L交通(大型車交通量一方100台/日未満)								
4号復旧	L-2	20	20	—	5	45	5	遮断層砂20~30
	L-3	20	15	—	5	40	5	TA=15.25
	L-4	15	15	—	5	35	5	# 14.00
	L-6	12	12	—	5	29	5	# 12.20
	L-8	12	10	—	5	27	5	# 11.50
A交通(大型車交通量一方100台/日~250台/日未満)								
3号復旧	A-2	30	25	—	5	60	5	遮断層砂20~30
	A-3	28	20	—	5	53	5	TA=19.00
	A-4	24	20	—	5	49	5	# 18.00
	A-6	24	15	—	5	44	5	# 16.25
	A-8	15	15	—	5	35	5	# 14.00
	A-12	18	10	—	5	33	5	# 13.00
B交通(大型車交通量一方250台/日~1,000台/日未満)								
2号復旧	B-2	30	30	—	6	71	5	遮断層砂20~30
	B-3	30	20	—	7	62	5	TA=26.50
	B-4	24	20	—	6	55	5	# 24.00
	B-6	20	15	—	6	46	5	# 21.25
	B-8	18	10	—	6	39	5	# 19.00
	B-12	12	10	—	6	33	5	# 17.50
C交通(大型車交通量一方1,000台/日~3,000台/日未満)								
1号復旧	C-2	40	35	—	12	92	7	遮断層砂20~30
	C-3	30	30	—	12	77	7	TA=35.00
	C-4	25	25	—	12	67	7	# 32.00
	C-6	24	15	—	12	56	7	# 28.25
	C-8	15	15	—	12	47	7	# 26.00
	C-12	12	10	—	12	39	7	# 23.50
	C-20	12	10	—	10	37	7	# 21.50

*D交通量の市道はほとんどないので、復旧施行組成を省略する。

*遮断層の砂は地下水の多い場合は、30cmまで増すことができる。

*原則として上層路盤以上を舗装工事で行う。

*修繕工事等で既存の路床の設計CBRが3未満であるものの、路床を改良し設計CBRを3以上とすることが困難な場合にはCBR2の組成とすることができる。

(2) 歩道

	タイプ	下層路盤工	上層路盤工	基 層 表 層		合 計 厚	仮 復 旧 の 舗 装 厚
		切込碎石	粒調碎石	粗粒度アスコン	細粒度アスコン		
5-1号復旧	W-1	—	15	—	4	19	3
5-2号復旧	W-2	20	20	—	5	45	3

2 特殊な舗装

タイプ	下層路盤工 切込碎石	上層路盤工 粒調碎石	基層表層	合計厚	仮復旧の 舗装厚
6号復旧	砂利道	20	—	20	—

別記2（第41条関係）

仮舗装区間標示板

← 550mm →	1 4 0 0
仮 舗 装 区 間	
皆様のご協力により〇〇埋設 工事が完了したので、仮舗装を して交通を一時開放しました。 復旧箇所が十分に固まってか ら本舗装を行いますがお気づ きの点がありましたら下記へご 連絡ください。	
占有者名 （電話） 請負業者名 （電話）	

1 仮舗装箇所における処置について

- (1) 原則として仮舗装の延長が100m以上の箇所には、別記のような標示板を設置すること。
- (2) 標示板記載中、「仮舗装区間」、「仮舗装」及び「一時開放」の文字は夜光塗料を用い赤色で表すこと。
- (3) 標示板は通行者にとって見やすく、かつ一般交通の支障とならないような場所に設置（固定する）し、仮舗装区間の起点終点のほかその中間にも必要に応じて設置すること。
- (4) 標示板は、占有者が責任を持って管理し、本復旧時に必ず撤去すること。

2 交差点内掘削の本復旧について

交差点内の本復旧については、立会いの上決定する。

3 歩道掘削の本復旧について

歩道の復旧については、全面で本復旧すること。

4 同一路線内で、他の占有者と競合する掘削の本復旧について

占有者間で協議・調整の上、本復旧すること。

※ 復旧範囲は、必ずカッターにて切断してから本復旧すること。

別記3 本復旧箇所の明示位置等の基準

1 対象

明示は、掘削を伴う占用工事の本復旧箇所の全てについて行うこと。
ただし、電柱・電話柱・支線等に係るものを除く。

2 位置

明示の位置は、次のとおりとする。（下図参照）

(1) 復旧の延長が、10m未満の場合

民地寄りの起点側へ一箇所

(2) 復旧の延長が、10m以上50m未満の場合

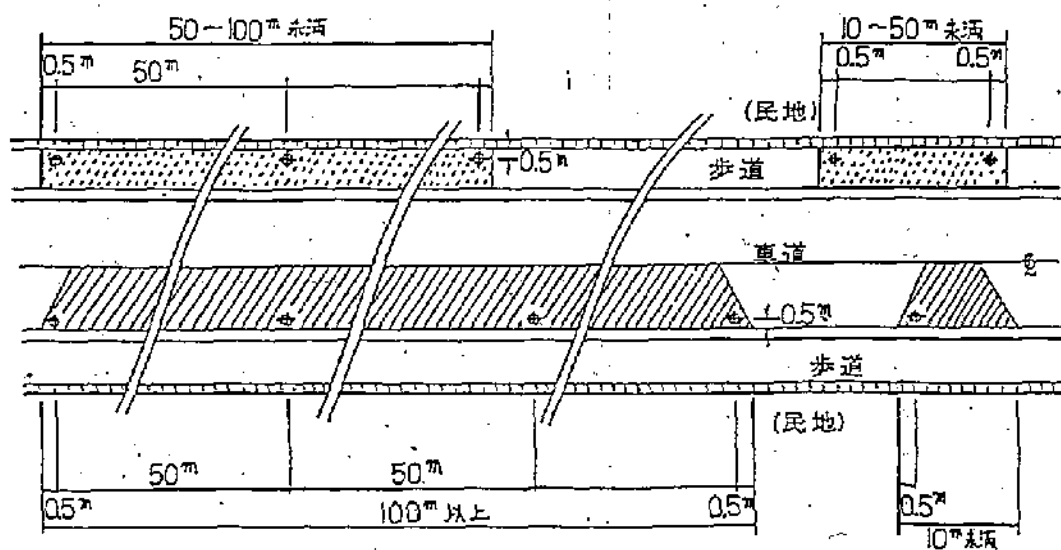
民地寄りの起点側及び終点側へ各一箇所

(3) 復旧の延長が、50m以上の場合

民地寄りの起点側及び起点側から5.0mごと並びに終点側の各箇所

3 方法

明示は、溶融式又はペイント式塗装により行うこと。



(注) 路面表示の位置は、占用復旧舗装の
民地側より0.5mとし、起終点側
からも0.5mとする。

 歩道部復旧舗装
 車道部復旧舗装
 路面表示

別 紙

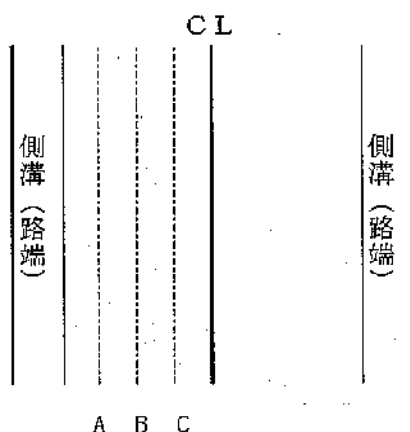
1 アスファルトコンクリート及び乳剤舗装の本復旧について

(1) 舗装幅 3.5m未満の道路(側溝及び路端を除く)

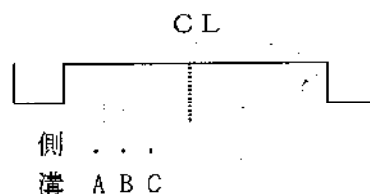
舗装幅 3.5m未満の道路に占用物件を布設する場合は、全て全面復旧とすること。

(2) 舗装幅 3.5m以上 6.0m未満の道路(側溝及び路端を除く)

平 面 図



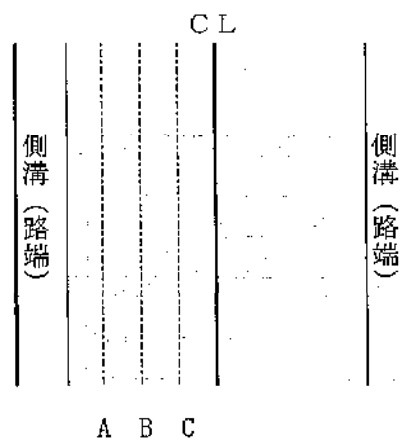
断 面 図



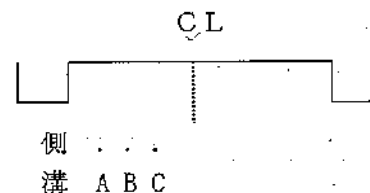
- ◎ A・B位置に布設の場合は道路中心より片側全面復旧すること。
- ◎ C位置に布設の場合は道路状態に応じ立ち合いにより復旧方法を決定する。

(3) 舗装幅 6.0m以上の道路(側溝及び路端を除く)

平 面 図



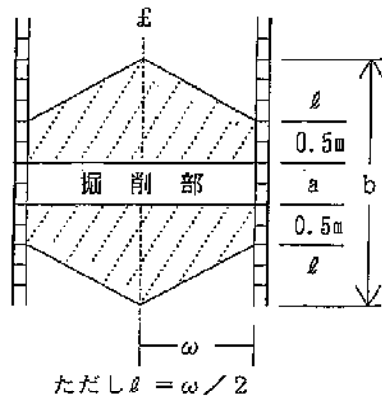
断 面 図



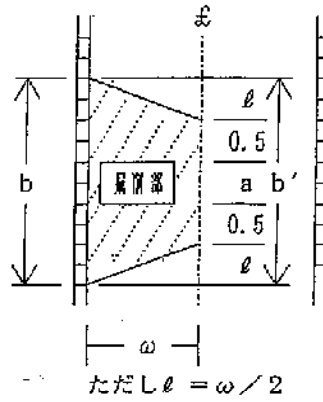
- ◎ B位置に布設の場合は道路中心より片側全面復旧すること。
- ◎ A・C位置に布設の場合は道路状態に応じ立ち合いにより復旧方法を決定する。

(図 1)

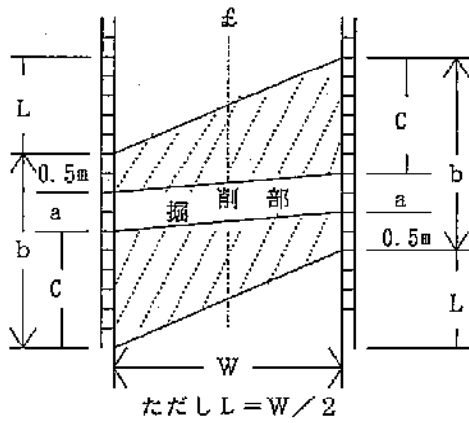
車 道 横断占用 (直角横断)



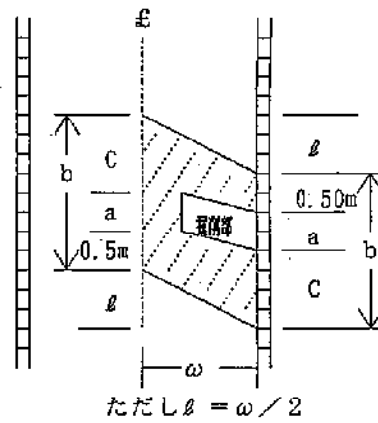
小 穴



横断占用 (斜 横 断)

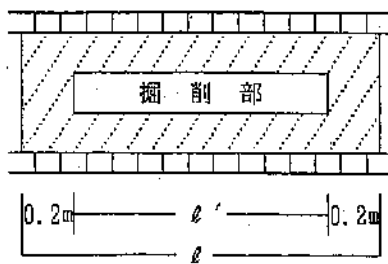


小 穴 (斜)

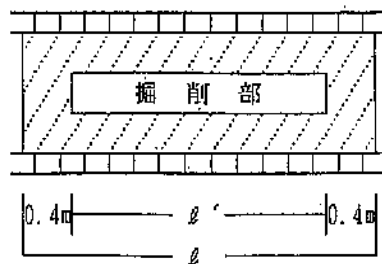


(図 2)

歩 道 (一般部)



(出入口部)



計算例

1. 受水槽式給水(口径及び容量)
2. 給水幹線(直結直圧式給水)

1 受水槽給水

給水管口径及び受水槽容量を求める。

例) 25世帯 1K 集合住宅 (3F)

業態別及び用途別使用水量標準表 (表一7) に基づき 1 日当たり給水量を求める。

$$25 \text{ 世帯} \times 1 \text{ 人} \times 250 \ell = 6,250 \ell$$

共同住宅	1 日給水量 (ℓ / d)	
	給水量	給水時間
	250 ℓ	12 hr

時間平均給水量による標準給水管口径 (表一10) により取り出し口径を決定する。

$$6,250 \ell \div 12 \text{ hr} = 520 \ell / \text{hr} \quad (0.52 \text{ m}^3 / \text{hr})$$

流量 $0.4 \sim 1.2 \text{ m}^3 / \text{hr}$ の範囲であるので、取出し口径は20mmに決定。

次に受水槽容量を決定する。

受水槽の有効容量は、1 日あたりの使用水量の $4/10 \sim 6/10$ を標準として決定する。

① 1 日当たりの給水量: 業態別及び用途別使用水量標準表 (表一7) に基づき算出する。

② ①の $4/10$

③ ①の $6/10$

上記により

$$\textcircled{1} \quad 25 \text{ 世帯} \times 1 \text{ 人} \times 250 \ell = 6,250 \ell \quad (6.3 \text{ m}^3)$$

$$\textcircled{2} \quad \textcircled{1} \text{ の } 4/10 \quad 6,250 \ell \times 4/10 = 2,500 \ell \quad (2.5 \text{ m}^3)$$

$$\textcircled{3} \quad \textcircled{1} \text{ の } 6/10 \quad 6,250 \ell \times 6/10 = 3,750 \ell \quad (3.8 \text{ m}^3)$$

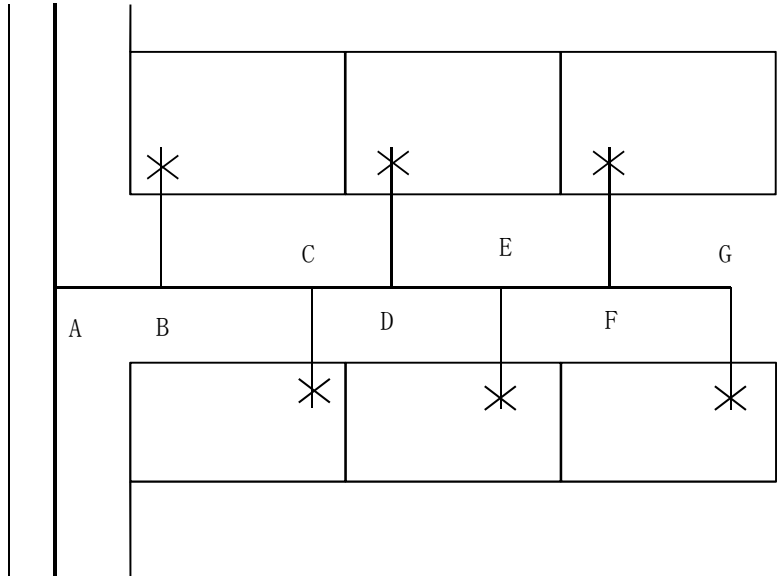
従って受水槽の有効容量は $2.5 \text{ m}^3 \sim 3.8 \text{ m}^3$ に決定。

(表一7) →第二章 給水装置の計画、第3節 計画使用水量の算定参照のこと。

(表一10) →第二章 給水装置の計画、第3節 計画使用水量の算定参照のこと。

2 給水幹栓（直結直圧式給水）

給水幹栓末端の水圧を求める。



水栓個数による同時使用率を考慮した水栓数=3 栓
給水用具 1 個当たりの使用水量 1 2 ℓ/min とする。

条件

配水管水圧	0. 2 4 5 MPa
給水管口径	5 0 mm
設計水量	0. 6 ℓ/sec (1 2 ℓ/min× 3 栓)
給水管引込戸数	6 戸
地盤の高低差	3. 0 m

ア. 給水管栓の延長及び給水用具直管換算長

A－B 間

給水管	5 0 mm	L=	7. 0 m
仕切弁付割 T 字管	5 0 mm	L=	6. 0 m
青銅製仕切弁	5 0 mm	L=	1. 0 m
エルボ	5 0 mm	L=	3. 0 m (1. 0 × 3 個)

計 L= 1 7. 0 m

$$1 7. 0 \text{ m} \times 1. 1 = 1 8. 7 \text{ m}$$

※ソケット等の接合部分の損失係数

B-G 間

給水管	B-C 間	50mm	L=	5.0m
"	C-D 間	50mm	L=	5.0m
"	D-E 間	50mm	L=	5.0m
"	E-F 間	50mm	L=	5.0m
"	F-G 間	50mm	L=	5.0m

各区間の延長及び換算長 $5.0\text{m} \times 1.1 = 5.5\text{m}$

イ. 各区間の使用水量

A-B 間	$0.6\text{ℓ/sec} \times (6\text{戸} \times 0.9) = 3.2\text{ℓ/sec}$
B-C 間	$0.6\text{ℓ/sec} \times (5\text{戸} \times 0.9) = 2.7\text{ℓ/sec}$
C-D 間	$0.6\text{ℓ/sec} \times (4\text{戸} \times 0.9) = 2.2\text{ℓ/sec}$
D-E 間	$0.6\text{ℓ/sec} \times (3\text{戸} \times 1.0) = 1.8\text{ℓ/sec}$
E-F 間	$0.6\text{ℓ/sec} \times (2\text{戸} \times 1.0) = 1.2\text{ℓ/sec}$
F-G 間	$0.6\text{ℓ/sec} \times (1\text{戸} \times 1.0) = 0.6\text{ℓ/sec}$

ウ. 損失水頭

A-B 間

$Q = 3.2\text{ℓ/sec}$ をウェストン公式流量図より動水勾配を求めると 5.8‰ となる。

$h = I \times L$ より $h = 5.8 / 1000 \times 18.7\text{m} = 1.08\text{m}$

B-C 間

$Q = 2.7\text{ℓ/sec}$ をウェストン公式流量図より動水勾配を求めると 4.4‰ となる。

$h = I \times L$ より $h = 4.4 / 1000 \times 5.5\text{m} = 0.24\text{m}$

C-D 間

$Q = 2.2\text{ℓ/sec}$ をウェストン公式流量図より動水勾配を求めると 3.0‰ となる。

$h = I \times L$ より $h = 3.0 / 1000 \times 5.5\text{m} = 0.17\text{m}$

D-E 間

$Q = 1.8\text{ℓ/sec}$ をウェストン公式流量図より動水勾配を求めると 2.2‰ となる。

$h = I \times L$ より $h = 2.2 / 1000 \times 5.5\text{m} = 0.12\text{m}$

E-F 間

$Q = 1.2\text{ℓ/sec}$ をウェストン公式流量図より動水勾配を求めると 1.0.8‰ となる。

$h = I \times L$ より $h = 1.0.8 / 1000 \times 5.5\text{m} = 0.06\text{m}$

F-G 間

$Q = 0.6\text{ℓ/sec}$ をウェストン公式流量図より動水勾配を求めると 3.3‰ となる。

$h = I \times L$ より $h = 3.3 / 1000 \times 5.5\text{m} = 0.02\text{m}$

以上の損失水頭を表で表す次のようになる。

区間	口径 (mm)	延長 (m)	流量 (ℓ/s)	動水勾配 (‰)	損失水頭 (m)
A-B	50	18.7	3.2	5.8	1.08
B-C	〃	5.5	2.7	4.4	0.24
C-D	〃	5.5	2.2	3.0	0.17
D-E	〃	5.5	1.8	2.2	0.12
E-F	〃	5.5	1.2	10.8	0.06
F-G	〃	5.5	0.6	3.3	0.02
計		46.2			1.69

以上から給水幹栓末端の損失水頭は

損失水頭：1.69m＋地盤高低差：3.0m＝4.69m

ゆえに、給水幹栓末端の水圧は

$25.0\text{m} - 4.69\text{m} = 20.31\text{m}$ (2.031kgf/cm^2)

$2.031\text{kgf/cm}^2 \times 0.098 = 0.199\text{Mpa}$

答 0.199Mpa

《参 考》

給水用具類損失水頭の直管換算値

口径 種類	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm
サドル分水栓	—	—	4.0	5.0	5.0
仕切弁付割T字管	—	—	—	7.0	6.0
ボール式止水栓 メーター用止水栓 青銅製仕切弁 分岐ヶ所 径違い接合 エルボ、チーズ	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0
ボール式逆止弁	6.3	8.5	11.8	—	—
逆止弁	3.0	3.7	4.6	6.0	7.0
スリースバルブ	0.12	0.15	0.18	0.3	0.39
ボールタップ	3.0	8.0	8.0	20.0	26.0
定水位弁 水栓	3.0	8.0	8.0	13.9	17.6
メーター	3.0	8.0	12.0	20.0	18.0

(注) 仕切弁付T字管において口径40mmの換算長は、径違い接合含む。また、ソケット

等の損失を加味するため、管延長に換算長を加算した全長に10%の余裕を見込むこと。

参 考 文 献

給水装置の手引き	公益財団法人給水工事技術振興財団
水道施設設計指針	公益社団法人日本水道協会
水道法逐条解説	公益社団法人日本水道協会
給水装置ハンドブック	東京都水道局給水装置技術研究会編
空気調和・衛生工学便覧	公益社団法人空気調和・衛生工学会
上水道と給水装置	東京電気大学出版局
水理学の基礎	日下部 重幸著